



山形県公報

平成22年5月14日(金)

号 外 (20)

目 次

公 告

○包括外部監査結果に関する報告の公表…………… (監査委員) …… 1

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人高橋一夫から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年5月14日

山形県監査委員	野	川	政	文
山形県監査委員	寒	河	江	好
山形県監査委員	小	山	壽	夫
山形県監査委員	濱	田	宗	一

平成22年 5月14日印刷
平成22年 5月14日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056

平成21年度

包括外部監査の結果報告書

(テーマ) 未収金の管理について

平成22年3月

山形県包括外部監査人

高橋一夫

目次

第1章	総論	2
第1	監査の概要	2
0	はじめに	2
1	外部監査の種類	3
2	外部監査のテーマ（地方自治法 252 条の 37 第 1 項にいう特定の事件）	3
3	テーマ選定した理由について	3
4	外部監査の実施期間	3
5	外部監査の対象期間	4
6	監査の方法	4
7	包括外部監査人および補助者の氏名・資格	5
8	利害関係	6
9	当該監査報告書の意見に関する基準日	6
第2	地方公共団体（自治体）の財産としての「債権」の意義	7
第3	監査意見の概要	10
1	監査意見に添えて	10
2	監査意見の区分について	11
3	各論の監査意見の要約リスト	12
第2章	各論	27
第1	未収金に対する山形県の対応（出納局）	27
第2	損害賠償で生じた未収金（土木部）	57
第3	補助金返還未収金の不納欠損金（農林水産部）	73
第4	中小企業高度化資金（商工労働観光部）	132
第5	中小企業設備近代化資金（商工労働観光部）	182
第6	違約金及び延滞利息（商工労働観光部）	213
第7	母子及び寡婦福祉資金貸付金（子ども政策室）	226
第8	児童措置費負担金（子ども政策室）	263
第9	児童扶養手当返納金（子ども政策室）	282
第10	過年度医業未収金（病院事業局）	303
第11	地方税（総務部）	348
第12	生活保護費返還金（健康福祉部）	379
第13	廃棄物の不法投棄費用代執行（各総合支庁）	393

第1章 総論

第 1 監査の概要

0 はじめに

四十数年前の、監査人が中学生の頃、文庫本で夏目漱石を読み漁ったことがある。その中に、印象深い文章があった。山形県包括外部監査のテーマに「未収金」をとり、監査の結果である本報告書を起草するにあたって、その一節を冒頭に掲げたい。

門口を出て二三町来た時、私はついに先生に向かって口を切った。
「さき程先生の云われた、人間は誰でもいざという間に悪人になるんだという意味ですね。あれはどういう意味ですか」

「意味とって、深い意味ありません。――つまり事実なんです。理窟(りくつ)じゃないんだ」

「事実で差支(さしつかえ)ありませんが、私の伺いたいのは、いざという間際という意味なんです。一体どんな場合を指すのですか」

先生は笑い出した。あたかも時機の過ぎた今、もう熱心に説明する張合がないと云った風に。

「金さ君。金を見ると、どんな君子でもすぐ悪人になるのさ」

(夏目漱石著『こころ』の中での「先生」と「私」の会話、新潮文庫168刷91頁より。)

人間に対する深い洞察から出た言葉として、引用させていただいた。夏目漱石が洞察した「近代」の人間の影の部分は、「現代」の我々も引き継いでいるし、人間である限り未来永劫この縛りから逃れられないかも知れない。

しかし、パンドラの箱の底には「希望」が残っていた。

監査人は、この「希望」の一つの現われとして、「悪をコントロールする知恵」が人間に残されていると信じている。

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 外部監査のテーマ（地方自治法 252 条の 37 第 1 項にいう特定の事件）

未収金の管理について

3 テーマ選定した理由について

平成21年2月25日に開催された第3回山形県未収金対策本部幹事会の資料中、平成20年度収入未済額（「未収金」という。）の状況（平成20年12月31日現在）をみると、平成20年度末における未収金は51.3億円にのぼる見込みとなっていた。なお、平成19年度の未収金は49.3億円、平成18年度は40.9億円であり、最近において、未収金は年々増加している傾向にある。（定められた手続きによる納付免除を受けているものは、これには含まれていない。）

このような状況を鑑み監査人は次の必要性を感じた。

資力があるにも関わらず支払いを拒む滞納者の存在は、納期限までに適切に納入している県民から見た場合、不公平感を助長し、更なる未収金の発生につながりかねない。県民・利用者間の公平性を保つためにも毅然たる態度で臨む必要がある。（県民の意識に問題がある場合）

また、未収金が生じた原因そのものに問題のあるものや、迅速に対処していたら発生しなかったであろうと想定される場合もある。すなわち、県の対応が適切でない、また適時でない場合も想定される。（県の対応に問題がある場合）

そこで、そうした滞納（収入未済額）に有効な対応策を打ち出せない県の現状を明らかにし、改善の方向性を検討する必要があると判断し、「未収金の管理」をテーマ（特定の事件）として選定した。

4 外部監査の実施期間

平成21年6月～平成22年3月

1. 事前調査：平成21年6月～7月
2. 実施監査：平成21年8月～平成22年2月
3. 監査報告書の作成：平成21年11月～平成22年3月
(提出期限平成22年3月末)

5 外部監査の対象期間

原則として平成20年度の執行分。

(必要に応じて他の年度についても監査対象とする。)

6 監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 未収金は正しく把握されているか。
認識（滞留原因）
帳簿記録（管理台帳等・証憑保管）
回収遅延情報の適時把握
- ② 未収金の回収手続きは遅滞無く実施されているか。
回収規程（回収マニュアル）の整備
実施記録
- ③ 長期延滞未収金の回収策を個別に立案しているか。
- ④ 長期延滞未収金の回収策を遅滞無く実施しているか。
- ⑤ 情報開示の可能性
- ⑥ 支払免除、支払猶予、違約金支払免除等の特別の取扱
- ⑦ 未収金対策に向けた県の姿勢、推進体制および具体的対応

(2) 監査手続

- ① 資料の閲覧、分析等
関連法規等の調査、管理台帳・一覧表や統計表の閲覧
未収金の発生原因や分布を把握、徴収・免除等の手続きの理解、その他
関連部署に事前アンケートを実施
- ② 各部局へのヒアリング（現場視察。管理システムも含む。）
- ③ 申請書等の原始証憑の査閲と証憑突合（現地調査。）

(3) 往査場所（県庁舎以外）

対象	場所	往査実施日	往査担当者
母子寡婦福祉資金 児童措置費負担金	村山総合支庁	2009/10/16	吉沢公認会計士
県税 生活保護費返還金 産業廃棄物行政代執行	村山総合支庁	2009/10/16	高嶋公認会計士
生活保護費返還金	最上総合支庁	2009/10/21	吉沢公認会計士 高嶋公認会計士
設備近代化貸付金 児童措置費負担金	庄内総合支庁	2009/11/4	吉沢公認会計士
県税 生活保護費返還金	庄内総合支庁	2009/11/4	高嶋公認会計士
児童扶養手当返納金	置賜総合支庁	2009/11/9	吉沢公認会計士
県税 生活保護費返還金	置賜総合支庁	2009/11/9	高嶋公認会計士
医業未収金	新庄病院 鶴岡病院	2009/11/12	吉沢公認会計士
医業未収金	中央病院 河北病院	2009/11/13	吉沢公認会計士

7 包括外部監査人および補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公認会計士 高橋一夫

(2) 包括外部監査補助者

弁 護 士 遠藤涼一
公認会計士 高嶋清彦
公認会計士 吉沢公人

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人および補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 当該監査報告書の意見に関する基準日

特段の断りがない場合は、平成22年1月末日現在の状況を対象とした意見である。

(注) 未収金に対する山形県の対応（出納局）については、平成22年2月9日開催の山形県未収金対策本部会議を対象として取り込んだ。

第 2 地方公共団体（自治体）の財産としての「債権」の意義

山形県における未収金は、収入未済額をいい、それは山形県の財産としての債権である。そこで、まず債権の意義を整理する。これにより、未収金の督促、徴収、消滅時効期間、不納欠損処理、および強制徴収等についての考えも整理される。

1. 「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金であり（法 237 条 1 項）、このうち、「債権」とは、「金銭の給付を目的とする権利」をいう。

自治体の債権は、自治体と住民の関係により、公法上の債権（公債権）と私法上の債権（私債権）に区別される。

- (1) 公法上の債権（公債権）とは、法令や条例に基づき発生する債権をいい、法 223 条の「地方税」のほか、法 231 条の 3 第 1 項に定める「分担金、使用料、加入金、手数料、過料」等がこれに属する。

公債権は、地方税の滞納処分の例により強制徴収できるもの（以下「強制徴収公債権」と、そうでないもの（以下「非強制徴収公債権」）に分類することができる。地方税、分担金、使用料、加入金、手数料、過料は強制徴収公債権にあたる（法 231 条の 3 第 3 項）。

- (2) 私法上の債権（私債権）とは、私人間と同様の法律関係に基づき発生する債権をいう。

従って、自治体が有する金銭債権は、「強制徴収公債権」、「非強制徴収公債権」、及び「私債権」に分類することができる。

2. 公債権と私債権を区分すべき理由

法は強制徴収公債権、非強制徴収公債権、及び私債権について、債務者が履行遅滞に陥った場合の督促、徴収、時効等についてそれぞれ異なった取扱いをしているので、これら 3 種類の債権の区分は重要である。

- ア. 督促については、強制徴収公債権にあつては滞納処分の前提条件であるから、督促をした後でなければ滞納処分の手続に進めないが、非強制徴収公債権と私債権にあつては、督促は民法上の催告と同様であつて、督促してもなお支払がなければ、訴訟等の手続をとることになる。

なお、いずれの債権についての督促も絶対的な時効中断効力を有するがその効力を生じるのは最初の督促に限られる。

また、公債権について督促をした場合には、条例によって定める手数料及び延滞金を徴収することができるが、私債権については、契約に定めてあれば、利息、損害金、手数料を請求することができる。

イ. 徴収については、強制徴収公債権については、督促状記載の指定期限までに納付しないときは、滞納処分の場合によって強制徴収することができる（法231の3第3項）。

一方、非強制徴収公債権と私債権にあつては、強制徴収はできず、訴訟や民事執行法上の強制執行により債権の回収を図ることになる。

ウ. 消滅時効期間については、公債権については他の法律に定めがあるものを除いては5年、私債権については民法又は商法が適用される。

従つて、公債権について消滅時効が完成した場合には絶対的に消滅することになり、私債権については消滅時効の援用が必要となる。

この場合の債権処理については、公債権については直ちに不納欠損（既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の取扱いをいう）処理を行つて管理の対象から除外し、私債権について消滅時効の援用があれば同様に不納欠損処理を行い、消滅時効の援用がない場合に不納欠損処理を行う場合には議会の議決が必要となる（法96条第1項第10号）。

3. 公債権と私債権を区別するメルクマール

ところで、自治体が有する債権の中には、公債権なのか私債権なのかが明確でないものがあるため、それを区別する基準はどういうものなのかが問題となるが、下記（1）ないし（3）は一応のメルクマールにすぎず、結局のところは、法令等の解釈によることとなる。

（1）まず、公債権は、自治体の徴収行為（行政処分）、即ち、「公権力の主体たる自治体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定する事が法律上認められているもの」（最判昭39・10・29）によって発生するものである。

このように公債権は、自治体に優越的地位が認められているために、自治体の一方的な意思表示によって発生するものであり、相手方との合意は不要である。

従つて、公債権と私債権を区別するメルクマールの1つは、その債権が自治体に優越的地位を認めていることから発生するものなのか、それとも、対等な関係によって発生するものかどうかということである。

（2）また、自治体の一方的意思表示によって発生する債権が公債権であるから、そのための要件と効果が法令上明確でなければならない。従つて、これらの要件と効果が法令上明確に定まっているかどうか、公債権と私債権を区別するメルクマールとなる。

（3）実質的には私法上の行為と見られる場合であっても、法令等により一定の行政目的を達成するために行政庁に特別な権限を付与している場合には、行政処分とみることができる。これも両債権を区別するための基準となる。

ただし、法令等が自治体に「特別な権限」を付与していると解すべきかは、形式的文言ではなく、実質によって判断される。

第 3 監査意見の概要

1 監査意見に添えて

- (1) 当該監査で指摘ないし意見があったからと言って、山形県の公務員（公僕）としての活動については、保守的ないし消極的にならないでいただきたい。より一層、山形県民の福祉の為、今後も積極的な活動を進めていただきたい。
- (2) その際、人的、物的、そしてそれらの裏付けとなる金銭的資源は無限ではないので、費用対効果を十分に勘案し、最小の費用で最大の効果を生むよう意識されたい。
- (3) 山形県にとって未収金は収入未済額という異常な債権である。その未収金の存在を許し、正当に税金等を納入している県民の利益を阻害することが無いよう、発生の防止、そして回収を徹底的に、かつ迅速に行っていただきたい。
- (4) 債権の回収には、技術的な面で特殊な状況が生ずる。物的担保としての抵当権の設定等、人的担保としての連帯保証人、不納欠損処理、違約金及び延滞利息、時効の完成、時効の援用、債務承認、訴訟、和解、相続調査、破産等である。これらの状況を解決するには、豊富な知識と経験が必要となる。監査人は、この状況を鑑み、現実的に、県がすみやかに対処するため、任期付公務員としての弁護士を起用することを強く勧める。
- (5) また、監査人は山形県の収入未済額である未収金の道義的側面に注目している。すなわち、支払える能力があるのに支払わない県民、また、県からの金銭の受給資格がないにもかかわらず受給している県民、そして、それらに対する県の姿勢である。監査の過程で、県から、いわゆる「弱い者いじめ」をしている、と捉えられかねない、との率直な意見を聞いた。否定できない正直な気持ちだろうと思う。確かに「弱い者いじめ」はあってはならないと監査人も認識している。しかし、なんとかやりくりして県に正しく納税等を行なっている県民もいる。大多数はそうである。その県民の存在を鑑みると、事は複雑である。
監査人は、あくまでも、県は、公正な審査や判断を行ない、正しい識別をしなければならない、と思料する。もしそうでなければ、正しく県に納税等を行なっている県民が、弱い者のように振舞って利得を得る「悪い県民」になってしまうだろう。冒頭で夏目漱石の洞察を掲載したが、「金（かね）」によって、人はその行動を豹変させる。これは、人の性（さが）である。夏目漱石の言葉を借りると、それは「事実」なのである。
なお、弱い存在の県民には、一定の手数はかかるが、これを面倒と思われるかも知れないが、救済措置が準備されていることを心に留めておく必要がある。
- (6) 監査人は、当報告書の中で、過去の事象をあえて掘り起こしている。過去の済

んだこととして取り扱うことも考えたが、金額があまりにも大きく、県民に多大の損害を与えた結果になったこと、公務員としてのあるべき意識をさらに再認識してもらうことが必要と判断し、あえて取り上げた。

- (7) 山形県の公務員は優秀である。しかし、その優秀さは山形県民の為に使ってこそ意味がある。

監査人は3年間の職責を終えるにあたり一言申し述べたい。

監査人に応対した方々は、皆、監査人より若く、そのせいもあったのか、私自身が驚くほど、いつもになく厳しいというか過酷な物言いをした。また文章にもあらわした。これも、君たちが、山形県民の公僕として真にふさわしい人物になってもらいたいとの表れである。

私は、いわゆる「正しい県民」だったら、県の姿勢をどう評価するだろうか、を常に考え続けた。補助者の弁護士、公認会計士も同様である。少しでも、県民の期待に応えることができたのであれば幸いである。

- (8) そして次の言葉で締めさせていただきたい。

「県庁マンとしての自分の立場よりも、県民の為という心意気（公僕としての奉公）を第一に持って下さい。次に、真実を探求する勇気を持って下さい。そうすれば、会計検査院、国の各省、そして県議会をはるかに超えた見識を持って、明日の山形県を築いていく礎になられるでしょう。

県庁に入庁した時の気持ちを、いつも熱く呼び起こすのです。

はずかしいくらい、青々と……………。

山形県をよろしくお願いします。」

2 監査意見の区分について

監査人は意見をおおむね次の区分で述べている。

意見区分	内容
指摘事項	現在の法律等に照らして、違反ないし不相当のもの
意見A	監査人として、必ず実行すべき改善事項と、判断したもの
意見B	改善について、手段、実施等について選択の余地があるもの
意見C	指摘事項、意見A、および意見B以外のもの

(注) 現状の多様性から、必ずしも厳密で統一的な区分を行なえない場合があることをご承知おき下さい。

3 各論の監査意見の要約リスト

(参照頁については、プリンターの関係で、ずれることがある。)

	監査意見要約	意見区分	参照
第 1	未収金に対する山形県の対応（出納局）		
	監査人は、現時点における、山形県出納局の未収金（収入未済額）についての回収意識を高く評価する。監査人は、さらに踏み込んで、未収金（県税以外）で長期滞留しているものについては、各部から切り離して、出納局等の部に移管し、責任を持って、集中的に回収に努めるべきであると判断した。	意見A	意見1 (28頁)
	未収金の名寄せを行うべきである。回収可能性の判断は、債務者の財政状態いかにかわるものであり、回収活動には、名寄せが不可欠である。	意見A	意見2 (29頁)
	未収金（収入未済額）につき、3か月までは各部署に置き、それを超える未収金は出納局（回収専門部署）に移管し回収に当たる等の迅速な対応が実践的である。	意見A	意見3 (30頁)
	出納局（回収専門部署）に弁護士の任期付公務員の起用が即戦力として望ましい。	意見A	意見4 (32頁)
	山形県の未収金（収入未済額）について、残高および発生、回収状況について県民の認識を得るため、定期的に新聞等に公表し、詳細のデータについては、インターネットにのせて、県民に知らしめるべきである。	意見A	意見5 (33頁)
第 2	損害賠償で生じた未収金（土木部）		
	（山形県が平成21年度に、約2億円（211,418,718円）の収入戻し（調定金額の減額）を余儀なくされた事件。）		
	収入計上の時期が不適切であった。いかに県の会計といえども、損害賠償金という特殊な債権において、債務承認されていない債権は計上しないのが相当である。	指摘	意見1 (57頁)
	山形県側のコミュニケーションが不十分だった。和解の率の5%が正しいと仮にすれば、問題となった率である13.35%を、説明会を開く前に是正するか、理解してもらうべきであった。そのための有力な手段が相手方とのコミュニケーションで、感想程度でも良いから膝を割って打診すべきであった。	意見A	意見2 (59頁)

	監査意見要約	意見区分	参照
第 3	補助金返還未収金の不納欠損金（農林水産部）		
	（山形県が平成20年度に、約2億円（216,657,634円）の損害を被った事件。）		
	補助金支払い後の金銭の流れについて、事実を徹底的に解明していないこと。今後同じような事件が生じないように、金銭の流れに関する徹底した事実認識を実践していかなければならない。	指摘	意見1 (76頁)
	補助金を入手することだけを目的とした申請との疑惑がもたれるが、これを徹底的に払拭していないこと。まず、今後同じような事件が生じないように、審査の段階で、補助金対象事業者の目的が補助金の入手ではないことの確証に努めなければならない。そして、万が一、事件が発生した場合、同疑惑を払拭するまで、徹底的に事実認識を実践していかなければならない。	指摘	意見2 (78頁)
	国（東北農政局）に対しても、関与している責任（特に事業体の特認した責任）を追及すべきである。今後、万が一事件が発生した場合、事実を明確にし、そのうえで、国にも責任がある場合、国に対してその責任分担を主張しなければならない。すなわち、山形県民の損害を最小限にするため、国に対しても毅然とした対応をとることが必要である。	指摘	意見3 (81頁)
	<p>補助金事故防止対策について、次の点について改善されたい。</p> <p>① 補助金の目的が達成されているか否かについての判定ないし判断を明確にすること。会計検査院の指摘を受けないことを確認する。確認者も明示し、責任の所在を明確にする。</p> <p>② 現地調査が要領に従い網羅的に実施されたことを保証するため、異なる部署の人員によるモニタリングを行うこと。</p> <p>③ 審査会を開催した事実を審査会議事録等で記録し、誰が審査の責任を負うのかを明確すること。</p> <p>④ 審査会が要領に従い網羅的に実施されたことを保証するため、異なる部署の人員によるモニタリングを行うこと。</p> <p>⑤ 現地調査および審査会に、専門家を招へいすること。また、専門家の判断で別途調査が必要となった場合は、専門家の調査を実施すること。</p> <p>⑥ 現地調査調書の支出について、個別の支出内容が、事業目的に合致しているか、計画で予定していたものであるかの判断の記載が必要である。</p> <p>⑦ 不正ないし正当な注意義務違反の処分（ないし罰則）を明</p>	意見A	意見4 (83頁)

	監査意見要約	意見区分	参照
	示すること。		
	本件のように補助金の返還義務が発生する場合があるから、その返還債務について物的担保や人的担保を徴求していないのは問題である。この点で、危機管理についての考えが甘い。今後は、交付時において「返還義務が発生する場合があります、その返還義務を担保するために担保を徴求する」旨を告知して、担保徴求手続を実行すべきである。	意見A	意見5 (2) (85 頁)
	県が、裁判上の和解をした点については、問題がある。実際に協議会代表者は破産しておらず、同人に対する他の債権者が存在するとしても、他に先んじて可能な限り債権を回収すべきであったと思われる。	意見A	意見5 (3) (85 頁)
	不当利得返還請求訴訟を提起していることにより、弁護士費用や訴訟費用が支出されているのであり、訴え取下げによりこれらの費用は全く無駄になってしまったのである。これについての対応にも問題がある。	意見A	意見5 (4) (85 頁)
	補助金等適正化審査会の設置と、全ての補助事業について現地・現場調査を実施すること、という通知が出された。 これらの対応については、一定の評価をするものであるが、補助金交付時に返還義務に係る説明や担保の徴求、また返還金の回収にあたっては、サービサーや弁護士に委託するなどの情実を排除した回収方法、更に、各段階についての詳細なマニュアルの作成と、そのマニュアルの履行状況の検討体制を構築すべきである。	意見A	意見5 (5) (85 頁)
	事業体の選定を誤ったからといって、補助金の補助事業に対して委縮した対応をしてはならない。山形県民のため、積極的に活動を行ってもらいたい。そのためには、事業体の選定等においてチェックするツールが必要と考える。今回の事件を観察してそのツールを作成したので利用されたい。	意見A	意見6 (87 頁)
第 4 中小企業高度化資金（商工労働観光部）			
	滞納部分がある債権は、期限未到来部分についても決算書その他において明らかにすべきである。 当該不良債権の期限未到来部分を明らかにすることは、県民資産について今後毀損するかもしれない部分を、県民に明らかにすることになる。	意見B	4. (1)① (174 頁)
	不納欠損に係る規定に不備がある。 限定承認があった場合、清算の結果により資産が残れば請求可能	指摘	4. (1)② (175 頁)

	監査意見要約	意見区分	参照
	である。従って、ただちに法的請求ができなくなったと判断し、不納欠損処理することは妥当ではない。県は、当該規定につき見直しを行うべきである。		
	長期延滞債権の管理に係る規定の表現が曖昧である。債権分類表上の記述内容は、「ケースバイケースに対応」「場合によっては」など曖昧な記述があり、担当者の裁量によって手続が区々（くく）となる恐れがある。また、債権分類上の「長期間」や「悪意」等の判断基準も明確とはいえない。当該債権分類表の記述内容につき再度見直しを行うべきである。	意見B	4. (1)③ (176 頁)
	回収金額の債権への充当（債権の消しこみ）に関し、弁済者による意思表示（どの債権に充当するか）に係る書面等を入手すべきである。	意見A	4. (2)① (176 頁)
	担保物件の追加による保全手続が行われていない。規定である「手引き」が求める担保物件の再評価及び追加担保の徴求が適切に行われなかった。また、当該規定についても、「著しく地価が下落」や「必要と認めるとき」といった曖昧な表現となっており、手続基準として明確でないため、見直しが必要である。	意見A	4. (2)② (177 頁)
	連帯保証人への手続が行われていない。10 数年から 30 年に渡り連帯保証人に対する請求手続が行われていないケースが多数検出された。規定である「手引き」の記載が、連帯保証人への対応は交渉のみに留まっており、手続等の明記がない。規定の見直しを行ない連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。	意見A	4. (2)③ (178 頁)
	時効完成の債権に対して手続が行われていない。これにより債権未回収の状況が長期化している。規定である「手引き」の見直しを行ない、時効完成債権に対する手続規定を新設・実行することが妥当と考える。	意見A	4. (3)① (179 頁)
	「平成 13 年度包括外部監査措置状況」の内容に不適切な部分がある。今回監査の試料として抽出した債務者の中に、すでに平成元年に時効が完成済みのケースが 1 件検出された。これについて、公表資料である措置状況で事実と反した記載を行っていた。県民に対する公表資料は事実即して明確な記述とすべきである。	意見A	4. (4)① (180 頁)

	監査意見要約	意見区分	参照
第 5	中小企業設備近代化資金（商工労働観光部）		
	債務者に係る資料（特に審査資料）の保管が適切に行われていない。現在未収金となっている債権につき、貸付決定時からのすべての関係資料の収集と一元管理を再度調査の上、関係書類の管理手続を徹底すべきである。	指摘	4. (1)① (200 頁)
	貸付対象資産に係る事業を債務者が廃止したが、知事に変更申請（文書）を提出せず延納処理している。中小企業がある事業を廃止するということは、中小企業の事業規模からは重大な変更であり、企業の倒産リスクが高まっている可能性があるものとするのが妥当である。したがって、知事への書面による報告義務は必ず履行されるべきものである。	指摘	4. (1)② (201 頁)
	滞納部分がある債権は、期限未到来部分についても決算書その他において明らかにすべきである。 当該不良債権の期限未到来部分を明らかにすることは、県民資産について今後毀損するかもしれない部分を、県民に明らかにすることになる。	意見B	4. (1)③ (202 頁)
	主債務者への催告後の手続規定が不十分である。 「手引き」において、催告後の法的手続や償還計画の内容等に関する規定を見直し、適切に運用すべきである。	意見A	4. (2)① (203 頁)
	連帯保証人への手続が行われていない。 10 数年から 30 年に渡り連帯保証人に対する請求手続が行われていないケースが多数検出された。規定である「手引き」の記載が、連帯保証人への対応は交渉のみに留まっており、手続等の明記がない。規定の見直しを行ない連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。	意見A	4. (2)② (203 頁)
	不誠実な債務者に対する手続が適切に行われていない。 「不誠実な債務者」の定義規定がないことが、担当者が手続に踏み切れない一因とも考えられる。「手引き」に「不誠実な債務者」他の定義規定を新設した上で、手続規定の内容を再度見直し、当該規定に基づいて速やかに対応すべきである。	指摘	4. (2)③ (205 頁)
	時効等の法解釈を誤ったまま手続されている。 滞納の発生している債権の時効起算日を、滞納発生日の翌日とすべきところ、金銭消費貸借契約書の最終償還期日の翌日からとしているケースを検出した。	指摘	4. (3)① (207 頁)
	保全手続が適時適切に行われず、時効完成済みの債権がある。	意見A	4. (3)②

	監査意見要約	意見区分	参照
	「手引き」等規定の理解を徹底したうえで、時効の中断や増担保の提供の債権保全手続が確実になされるよう管理すべきである。		(209 頁)
	時効完成の債権に対して手続が行われていない。 当該債権に対しては弁済者の充当意思を明確に示した一部納入や分割納入申請書の入手等の承認手続により債権は保全されることから、県は当該保全手続を行うことが妥当である。 また、仮に債務者及び連帯保証人から時効援用を受けたとしても、適時に不納欠損処理が行われるため、長期滞留債権がいつまでも残っている現在の状況は改善されるはずである。	意見A	4. (3)③ (210 頁)
	平成 13 年度指摘債権に状況の改善のない債権が多数ある。 平成 13 年度の指摘にもあるように、①抵当権設定資産が残っている場合には実行する、②連帯保証人に対する手続を進める、③相続調査を行い債務者や連帯保証人の相続人からの回収を検討する等手続を進めるべきである。そして、上記回収努力の末、回収可能性がないと判断されるものは不納欠損処理の手続を進めるべきである。	意見A	4. (4)① (211 頁)
第 6 違約金及び延滞利息（商工労働観光部）			
	連帯保証人への手続が行われていない。 長期に渡り、連帯保証人に対する請求手続が行われていない。今回指摘した債権のみならず同じ状況にある債権につき連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。	意見A	4. (1)① (219 頁)
	債権管理の手引きに係る連帯保証人の規定を見直すべきである。 「連帯保証人は主債務者と同一の債務を負い、原則として債権者の請求に対する抗弁を有していない。」ことを希薄化させるような記載がある。また、「組合」に関して、連帯保証人の具備すべき要件等を規定すべきである。	意見A	4. (1)② (220 頁)
	保全手続が適時に行われず、時効完成済みの債権がある。 今回抽出した債務者は、すべて時効完成済みのケースであった。これらは、これまでの債権担当者の「手引き」に則った手続をしていない事などが原因と考えられる。県は上記趣旨に則り、「手引き」等規定の理解を徹底したうえで、債権保全手続が確実になされるよう管理すべきである。	意見A	4. (2)① (222 頁)
	時効完成の債権に対して手続が行われていない。 当該債権に対しては弁済者の充当意思を明確に示した一部納入や分割納入申請書の入手等の承認手続により債権は保全されること	意見A	4. (2)② (222 頁)

	監査意見要約	意見区分	参照
	から、県は当該保全手続を行うことが妥当である。 また、仮に債務者及び連帯保証人から時効援用を受けたとしても、適時に不納欠損処理が行われるため、長期滞留債権がいつまでも残っている現在の状況は改善されるはずである。		
	未収金残高に不納欠損処理すべきものが多額に含まれている可能性がある。 なお、債務免除の判断条件については担当者の恣意性が介入する要素があることから、県担当者による不公平な手続を防止するため貸付規則において具体的な事実に基づく判断基準を明記すべきである。	意見C	4. (3)① (223 頁)
	違約金の算出が適時に行われていない。 「手引き」等規程表現の見直しを行ない、違約金を課すすべての債権につき例外なく違約金の概算金額を通知する手続を行うべきである。	意見A	4. (3)② (224 頁)
第 7 母子及び寡婦福祉資金貸付金（子ども政策室）			
	一部の借用書が適切に保管されていない。 早急に当該借用書の所在を明らかにすべきである。また、本件以外の貸付金（特に未収金部分があるもの）に係る借用書のうち、所在不明のものがいないか総点検を行うべきである。そして再発防止のため、借用書等重要書類の保管手続についてすべての担当者が再確認するとともに、定期的な重要書類の点検を行うべきである。	指摘	4. (1)① (250 頁)
	債務者住所移転時における償還協力員間の引継が正確に行われていないおそれがある。 債務者等の住所移転における対応として、責任者間の関係や書類等の移管のみならず、担当者レベルでのスムーズな引継とその後の情報交換が適時適切に行われるような手続規定を設け、正しく運用される仕組みを作るべきである。	意見B	4. (1)② (251 頁)
	滞納が発生している者に新たな貸付を行っている。 母子福祉資金貸付基準に規定を置いて、負債の償還につき支障をきたしたものに貸付けを行わないよう排除しているが、県はこれに基づく手続を行っていない。	指摘	4. (1)③ (252 頁)
	連帯借主が死亡した際の事務手続が規定されていない。 少なくとも相続調査により相続人等を明らかにしたうえで、相続されている場合には当該相続人に対する説明および償還請求等行	意見A	4. (1)④ (253 頁)

	監査意見要約	意見区分	参照
	うべきであろう。連帯借主及び連帯保証人の死亡ケースに係る手続についての手続を検討し、当該規定を県取扱要領等においたうえで適切に運用すべきである。		
	連帯借主への手続が行われていない。 県取扱要領に、長期滞納者については連帯借主への債務履行請求を行う旨規定されている。滞納が発生しており借主の資力の問題ありと判断した場合は、躊躇することなく、当該貸付金の利得を享受した連帯借主に直接請求する事務を行うべきである。	指摘	4. (2)① (254 頁)
	貸付金を 26 ヶ月分一括で送金する手続ミスがあり、その後の返納処理に柔軟性が無い。 県からの月次貸出を行う一方で、先払い部分の回収は一向に進まず、結局二重払いの状態となり、平成 20 年度末現在も当初先払い額の大部分が未収金として残っている結果となっている。	指摘	4. (2)② (255 頁)
	貸付金過払い等返還ケースにおける手続規定の整備が不十分である。 過払先からの資金回収手続につき、より具体的な規定を設け、担当者が迷うことなく手続できるようにすべきである。	意見 B	4. (2)③ (256 頁)
	県取扱要領に消滅時効につき担当者の誤解を招く規定を置いている。 本貸付金に係る債権の消滅時効期間は基本的に民法 167 条より 10 年であるが、商事債権に該当する場合には商法第 522 条より 5 年と解されることに留意しなければならない。 この点、本件に係る消滅時効期間についての判例はないが、債権の保全という観点から県の行うべき手続は保守的であるべきであり、5 年の時効を前提として速やかに保全手続すべきと考える。	意見 A	4. (3)① (257 頁)
	連帯保証人への手続が行われていない。 今回指摘した債権のみならず同じ状況にある債権につき連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。	意見 A	4. (3)② (260 頁)
	不納欠損処理が適時適切に行われていない。 県取扱要領に不納欠損の規定を置いたのは、主債務者等の時効援用がなされないまま長期に渡り債権管理していくことを避け、実質的に債権の回収可能性が限りなく 0 に近い場合には不納欠損処理をして非効率的な事務を回避するためと史料される。 したがって、県は自らが置いた県取扱要領に基づき、適時適切に不納欠損処理すべきである。	意見 A	4. (4)① (261 頁)

	監査意見要約	意見区分	参照
第 8 児童措置費負担金（子ども政策室）			
	組織分離により債権管理をすべて把握できない恐れがある。 組織再編によって管理部署が複数に渡ることとなった債権について、少なくとも決算書のどの部分を自らの部署が管理しているのか明確に意識した上で、同一科目のうち自らの部署が管理していない部分の内容と管理部署を把握しておくべきである。	意見B	4. (1)① (275 頁)
	障害児童本人を納入義務者としており、請求過多の恐れあり。 県は、最も制度を理解しているという立場から、措置児童本人あるいは扶養義務者の立場に立って、どのような形で制度を利用するのが最善であるか常に考え対応する必要がある。	意見B	4. (1)② (275 頁)
	不誠実な扶養義務者に対する手続対策を策定すべきである 今回の監査の抽出ケースにおいて、前年度所得 3 百万円ほどあるが、入所から 5 年間で 9,000 円の入金しかない扶養義務者を検出した。また、当該扶養義務者は居住地変更したが、特段の届出もしていなかった。 県徴収要綱に当該不誠実な扶養義務者に対する手続等の規定が明記されていないことが、状況の進展に繋がらない要因となっていると考える。	意見C	4. (2)① (278 頁)
	回収金額の債権への充当につき弁済者による意思表示に係る書面等を入手すべきである。 民法は、債務者から入金があった場合、通常債務者に有利となるよう、そして得べかりし利益が同じ場合には先に弁済期が到来する債権に充当することが正しい処理としている。そして、もし後に弁済期が到来する債権に充当する場合には、債務者（弁済者）からの意思を明確に示した文書等が必要となる。 県の処理において、債務弁済に係る弁済者の意思表示を明確にした文書等が保管されていないまま、後に弁済期が到来する債権に充当している処理が検出された。	意見A	4. (3)① (279 頁)
	債務承認による債権の保全手続がなされていないケースが多い。 県は、債権の保全に係る規定を具体的なものに改定し、各担当者が手続に迷う余地を与えず、全庁で適時適切かつ円滑に手続がなされるようにすべきである。	意見A	4. (3)② (280 頁)
第 9 児童扶養手当返納金（子ども政策室）			

	監査意見要約	意見区分	参照
	<p>手続規定の再整備が必要である。</p> <p>例えば、同要領内「第3 債務の履行が延滞した場合等の事務処理」において、その1に時効中断措置の規定を置いているが、手続規定は督促・催告等の請求手続までしか整備されていない。時効中断のためには請求のみならず、債務者による承認が必要である。</p>	意見B	4. (1)① (292 頁)
	<p>返納金未納部分のある受給者がその後再度手当の支給を受けている。</p> <p>この点、返納金未納部分と将来の手当支給額とは相殺される関係にあることを、法は明らかにしている（法第31条）が、県は当該債権債務の相殺に係る実務を行った実績はない。</p>	指摘	4. (2)① (293 頁)
	<p>連帯保証人等による債権の保全がなされていない。</p> <p>県は児童扶養手当返納金について、連帯保証人や債務承認書の手続・条件を規定等に反映することを検討し、さらに規定表現等の見直しを行った上で、債権の保全に努める必要がある。</p>	意見A	4. (3)① (294 頁)
	<p>時効の認識を誤り、成立後数年間不納欠損処理が行われていない。</p> <p>債権管理担当者が時効期間について誤った理解のうえで処理し、消滅時効が成立しないよう規定等の記載を修正し、正しく運用しなければならない。また、期限未到来部分のある債務者に対しては、債務承認等保全手続を速やかに行うべきである。</p> <p>さらに当該消滅時効に限らず、最新の判例等をフォローした上で定期的な規定の見直しを行うべきである。</p>	指摘	4. (4)① (296 頁)
	<p>時効管理しているエクセルデータ上の検証が行われていない。</p> <p>担当者の作成した資料の正確性を担保するよう、作成者以外の上長等による検証を定期的に行い、また定期的なデータ保全を行うことを検討すべきである。</p>	意見A	4. (4)② (300 頁)
	<p>延滞利息を決算上計上していない。</p> <p>県は延納利息を決算書に計上し、無資力等を明らかに証明できる児童扶養手当返納金に限り、当該利息を免除する事務を行うよう手続規定等の見直しを行うべきである。</p>	意見B	4. (5)① (300 頁)
第10 過年度医業未収金（病院事業局）			
	<p>入院患者に対して適時請求を行っていない。</p> <p>県は規程等に基づき適時請求を行うべきである。特に入院患者の診療報酬は高額となることから、退院時請求が何故できないのか、その原因の調査と分析を行い請求業務の速やかな改善が望まれ</p>	意見A	4. (1)① (335 頁)

	監査意見要約	意見区分	参照
	<p>る。</p> <p>この点、中央病院では平成 21 年 9 月適時請求できない原因をコンサルティング会社に外部委託して調査している。県は当該調査報告を受け、その内容を精査した上で適切な対策を図り、診療報酬の適時請求を行うことにより未収金の発生を未然に防ぐよう努力しなければならない。</p>		
	<p>カード支払の実効性が確保されていない（鶴岡病院）。</p> <p>当該システムの導入段階において、平成 19 年 3 月県立病院課が各病院に宛てた「病院料金のクレジットカード納付について」によると、「病院におけるクレジットカード納付開始の周知については院内掲示」を行うことが基本とされていた。しかし、平成 21 年 11 月現在、鶴岡病院ではクレジットカードでの支払いが可能であることは窓口を見る限り明確な状況となっていなかった。</p> <p>さらに、クレジットカードの読取機も会計窓口ではなく事務室内に設置されており、県が意図した未収金対策につき実効性が確保されていない結果となっていた。</p> <p>システム導入から 3 年を経過しようとしている現段階で、上記のような状況を放置することは、未収金対策に係る手続として妥当とはいえない。</p>	意見 A	4. (1)② (338 頁)
	<p>未払患者の再来院に対する手続規定がない（中央病院）。</p> <p>中央病院は県内最大規模の県立病院であり、その一方過年度医業未収金残高で全体の 46.4%を占めている。前述の通り、中央病院でも独自の未収金取扱内規を整備しているが、未収金再発防止の規定がないまま、平成 14 年施行以来その改定を行っていない（前出表 10 参照）。</p> <p>したがって、県は規程等の内容を定期的に検討し、未収金発生原因に対応する規定を速やかに整備し、運用すべきである。</p>	意見 B	4. (1)③ (338 頁)
	<p>保証人に対する手続が行われていない。</p> <p>県はまず規程・マニュアルを再整備し、保証人に対する具体的な徴収手続を速やかに行うことが必要である。</p>	意見 A	4. (2)① (339 頁)
	<p>相続調査が適時に行われていない。</p> <p>相続調査が行われない間に時効完成しているケースもあり、その対策について早急に対応すべきである。</p>	意見 A	4. (2)② (340 頁)
	<p>回収業務の委託契約につき問題がある。県は、明確な判断基準に</p>	意見 C	4. (2)③

	監査意見要約	意見区分	参照
	よる条文を具備した契約書を作成した上で、委託業務につき実効性のある契約を結ぶべきである。		(340 頁)
	入金時の充当処理が適切に行われていない。 県では、債務返済に係る弁済者の意思表示文書等が明確に保管されていないまま、消滅時効の中断を目的として後に弁済期が到来する債権に充当しているケースが散見された。この手続は民法上の処理として妥当ではなく、債務者の時効に係る援用につき対抗できない処理となる。	意見A	4. (2)④ (341 頁)
	法的措置の実施を検討すべきである。 県はこれまで、医業未収金につき強制執行による法的措置を実施していない。これは、県取扱要領に催告状発行以降の手続に係る規定を明記していないことも一つの要因と考えられる。 県は、増加の一途を辿る医業未収金の回収を促進するため、法的措置の手続規定の整備及びその実施を検討すべきである。	意見B	4. (2)⑤ (342 頁)
	業務委託に関する県民への説明が不適切である。 ホームページ「県民の生の声」における回答は、その業務委託内容にあたかも集金業務がないかのような誤解を与えかねない記述となっている。 県は収納業務委託に係る契約書・仕様書に基づく業務内容が、正しく県民に伝わるよう県ホームページの記述を改めるべきである。	意見A	4. (2)⑥ (342 頁)
	県取扱要領における時効の規定を適時に更新していない。 県は最新の判例等を各種規程等に反映するよう法的フォローを行った上で、定期的な規定等の見直しを行うことが肝要であろう。	指摘	4. (3)① (343 頁)
	債権の保全手続が適時適切に行われていない。 債権の保全は、県として統一した手続が行われるべきであり、病院や担当者によって異なる手続が行われている現状は改善されるべきである。	意見B	4. (3)② (344 頁)
	時効完成の債権につき手続が行われていない。 県はまず、なぜ時効が完成してしまったのかその原因を債権ごとに究明し、今後の債権管理に活用する手続を踏むべきであろう。 さらに、弁済者の充当意思を明確に示した一部納入や分割納入申請書の入手等の承認手続により債権は保全されることから、県は当該保全手続及びこれらに基づく回収手続を行うことが妥当である。	意見A	4. (3)③ (344 頁)

	監査意見要約	意見区分	参照
	<p>不納欠損処理すべき債権が含まれる可能性がある。</p> <p>時効についての理解や手続に法律上の誤解等があったことにより、すでに時効完成している債権が多額に上っている。この中に不納欠損処理されるべき債権が含まれている可能性があることから、県は時効完成済みの債権につき精査する必要がある。</p>	意見C	4. (3)④ (344 頁)
	<p>延滞金又は違約金を課すべきである。</p> <p>そもそも、延滞金等は県の収入を目的とするものではなく、滞納者にペナルティを科することによって、適時適切に納入している患者と明確な差別化をし、患者の滞納を未然に防ぐ効果を期待するものである。</p> <p>県は、診療契約あるいは入院証等その他の規定を再度見直し、延滞金等についての規定整備及び運用を検討すべきである。</p>	意見B	4. (4)① (346 頁)
第 1 1 地方税（総務部）			
	<p>個人住民税について、従来以上に、各市町村との連携を図る必要がある。例えば、具体策として考えられるのは、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者の納付方法につきコンビニエンス・ストアでの収納を全市町村で可能となるようにし、納税者の利便性を高めること。 ・給与所得者の未収を防ぐために、雇用している事業者に対して、個人住民税の特別徴収制度を選択してもらうことをはたらきかけること。 ・各市町村に対して、回収に関する支援体制を強化すること。 	意見A	検出された事項及び意見の 1. (378 頁)
	<p>自動車税について、悪質・多額と認められる納税者には、自動車の差押を含めた厳しい姿勢でのぞむべきである。また、納税者の納税のしやすさを確保することも回収をすすめることにつながるものと考えられることから、例えば以下の方法を導入あるいは推進することを検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振替納税を推進すること ・コンビニエンスストアでの納付や休日の窓口納付を可能にすること 	意見A	検出された事項及び意見の 2. (378 頁)
	<p>発生後、長期間を経過している未収が散見される。既述した未収の中での最も古い未収は平成 4 年に発生したものであり、迅速な回収がなされたのかどうか、結果として徴収手続きが十分なものだったかは疑義なしとしない。地方税法等に基づき公平かつ適正な課税・徴収を実施することはもちろんであるが、長期化しないように努める必要がある。</p>	意見A	検出された事項及び意見の 3. (378 頁)

	監査意見要約	意見区分	参照
第 1 2	生活保護費返還金（健康福祉部）		
	<p>受給資格要件審査について、全県で統一した手続による整った体制が構築され運用されていることが必要である。</p> <p>受給者に対して、受給期間中の収入の変化等が生じた場合には申告義務が生じることを周知徹底させることが必要である。</p> <p>また、行政側でも受給者の収入状況及び財産状況を把握する体制を構築し運用することが必要である。</p>	意見 A	<p>検出された事項及び意見の 1.</p> <p>(391 頁)</p>
	<p>回収手続を充実することが必要である。特に、不実の申請その他不正手段により保護を受けた場合に適用される生活保護法第 78 条に基づく費用徴収のうち明らかに資力があると認められる場合には、強制執行を含めた厳格な対応を行うことが必要である。</p>	意見 A	<p>検出された事項及び意見の 2.</p> <p>(391 頁)</p>
	<p>当該延滞金は徴収されていないが、第 78 条を適用した場合等ケースによっては徴収しないことは適当ではないと考える。法令等を遵守し返還すべき事実該当した場合には然るべき返還等を行った受給者との間に、不公平な結果を生じさせると考えるからである。生活保護制度の趣旨も十分考慮しながら、山形県税外収入金延滞金等徴収条例の改正を行い、これに伴う規則等を整備し、徴収すべきと認められる場合には徴収すべきである。</p>	意見 A	<p>検出された事項及び意見の 3.</p> <p>(392 頁)</p>
	<p>監査対象とした債務者について、債権の発生経緯等に関する詳細な記録が提示されなかった。過去において、担当者間の引き継ぎがうまくなされなかったことが原因と推測される。</p>	指摘	<p>検出された事項及び意見の 4.</p> <p>(392 頁)</p>
	<p>一定の期間を経過した債権は、回収担当を設け、一括管理・回収を行うことも検討されるべきである。</p>	意見 A	<p>検出された事項及び意見の 4.</p> <p>(392 頁)</p>
	<p>発生より長期間経過している債務者については、回収可能性がある場合には回収に努める必要があり、年齢、資産状況及び収入状況等を考慮して回収の見込みがない債務者については、すみやかに不納欠損処理を行うことも検討されるべきであるとする。</p>	意見 A	<p>検出された事項及び意見の 5.</p> <p>(392 頁)</p>
第 1 3	廃棄物の不法投棄費用代執行（各総合支庁）		
	(不法投棄に対する対策)	意見 A	4. (1)

	監査意見要約	意見区分	参照
	<p>行政代執行が行われる時点で未収金が発生し、その未収金が回収されなくなる可能性が高いと認識すべきである。すなわち未収金を発生させないために、行政代執行を行わずにすむように問題が認識されたならば速やか、かつ、厳正な対応を行い、事態の改善を図るべきである。県では各不法投棄物防止対策を講じているが、これらの策を有効なものとなるように努める必要がある。</p>		(399 頁)
	<p>(廃棄物収集運搬業許可業者に対する監督体制)</p> <p>新規許可申請、5 年毎の更新許可申請及びその間の変更許可申請時に、環境省の通知に沿って、許可の基準の 1 つである「経理的基礎を有すること」(廃棄物処理法施行規則第 10 条第 2 号ロ及び第 10 条の 5 第 1 号ロ) の審査を行っている。経理的基礎を有しないと認められる場合には許可しないことが可能であるが、この点の十分な審査を行うことが必要である。必要と認めた時には公認会計士等の職業会計人による検証を行うことも必要である。</p>	意見 B	4. (2) (402 頁)
	<p>(回収努力の継続)</p> <p>調査対象のうち一部については、平成 20 年 1 月から 2 月に行政代執行が行われている。当該未収金については、手続きに従い回収努力を継続し、未収金の状態を解消することが必要である。また、必要であれば、担当である村山総合支庁北村山税務課に対して滞納処分の依頼を行うことも検討されるべきである。</p>	意見 A	4. (3) (402 頁)

第2章 各論

第 1 未収金に対する山形県の対応（出納局）

（概要）

ここで山形県が「未収金」と言っているのは、回収が未済となった債権であり、いわゆる、正常であれば、山形県が金銭として回収していたであろうが、なんらかの理由で、「取（とり）っぱぐれた。」異常な債権である。

平成20年度末の山形県の未収金（収入未済額）は、約47億4,400万円である。（資料2、4）

またこの未収金は平成15年度からみると、比較的景気が安定していたと思われる平成16年度から18年度には減少したが、税源移譲や最近の景気の低迷が原因となっているのか、平成19年度、20年度には増加している。（資料1、2）

山形県出納局は、この未収金の増加を抑え、また未収金の回収を図るため、山形県未収金対策本部会議を次の通り開催してきた。

第1回 平成19年12月27日（資料5、6）

第2回 平成20年 2月14日（資料7、8、9、10）

第3回 平成20年 7月31日（資料11、12、13）

第4回 平成22年 2月 9日（資料17、18、19、20、21、22、23、24、25、26）

山形県出納局の「新たな未収金対策概要（案）」（資料24）が第4回山形県未収金対策本部会議に出された。これにより山形県は、未収金の発生防止・回収促進に向けた新たな取組を実施するとしている。

監査人は、山形県出納局の未収金対策についてのこれまでの経過、今後の取組への考えを聴取したので、意見を形成した。

(意見)

1. 監査人は、現時点における、山形県出納局の未収金（収入未済額）についての回収意識を高く評価する。監査人は、さらに踏み込んで、未収金（県税以外）で長期滞留しているものについては、各部から切り離して、出納局等の部に移管し、責任を持って、集中的に回収に努めるべきであると判断した。【意見A】

（なお、ここで県税以外としたのは、実際の県税の徴収については市町村税と徴収体制が密接であるため、県は単独で徴収活動を行なえず、市町村と協調せざるを得ないだろうとの判断による。しかし、出納局（回収専門部署）では、県税であろうとも、県の未収金であることには変わりなく、常に状況を把握し対策を講じなければならぬ。）

すでに、山形県出納局は、平成19年12月の山形県未収金対策本部会議および幹事会を開催し、それもかなりの人数をかけて開催し（例として、資料8、12、18を参照。）、平成22年2月に行なわれた第4回まで、すでにあしかけ3年となっている。監査人としては、慎重な検討よりも、具体的施策をすみやかに実行していく段階に来ていると判断している。

監査人が平成21年12月までに山形県出納局から提示を受けた資料および説明から、山形県出納局は、現在、長期滞留の未収入金を、あくまでもその発生部署で回収させることを考えており、その各部署の取組についてサポートすることがその職責と考えていた。

すなわち、債権回収の専門的知識を有する専門家（嘱託職員）に、各部署の未収金回収の担当者を実地指導させることを考えていたのである。

この考え方は、平成22年2月の第4回山形県未収金対策本部会議で提示された「新たな未収金対策概要（案）」（資料24）でも同じである。

長期滞留債権の回収は、実際、債権回収の専門的知識を有する専門家であっても容易ではなく、まして、各部署の職員に、その回収の専門知識を学習してもらうよう指導を行う方法で回収を図るというのであるから、監査人は、費用対効果に著しく疑問を持ったのである。

監査人としては、むしろ、山形県のすべての長期滞留債権を、出納局（出納局でなくとも、未収金回収を専門とする部署でもよい。）に集中移管させ、出納局等の職員が、自ら回収に当たるのが合理的であると、山形県出納局に主張してきた。

実証としての金融機関のケースをみると、長期滞留の痛んだ債権を各支店から切り離し、本部等に債権回収の専門セクションを設置し、そこで集中的に回収を図って

いる。

また、長期滞留債権を現場から切り離すことで、現場は通常の業務に集中でき、より少ない人員で効率よく通常業務を遂行できるようになる。

債権回収という特殊な知識を山形県職員に広くばらまき、現場で回収させようとする、現場要員の負荷が量と質の両面で大きくなり、山形県職員の時間と労力の効率的な活用を阻害する危険がある。

長期滞留債権は、必要な回収行為の対象としては、その発生時点での個性（発生時点での法のしぼり）が希薄になっており、必ずしも、発生した部署に置かなければならないものではないと考える。

監査人は、是非、出納局等の特定の部署で長期滞留債権を、移管集中管理（回収）すべきであると主張する。

2. 未収金の名寄せを行うべきである。【意見A】

未収金について、現在「名寄せ」が行なわれていない。「名寄せ」とは、未収金の場合、未収金の債務者毎に、各部署で生じた未収金を寄せ集めることである。

（資料3，4）の未収金の内訳をみると、未収金の残高は、科目毎、さらに所管部署毎に集計されている。

また、発生および回収そして残高の状況については、部署毎に集計され管理されている。（資料23）

しかし、山形県の未収金管理としては、本来、各債務者ごとに、山形県全体としていくらの債権を有しているのか把握しなければならないが、これが体制として構築されていない。

この「名寄せ」ができれば、債務者毎に山形県として、一貫した対応ができるようになる。同一人に対し、山形県の各部署がバラバラに対応することがなくなり、債務者にとって煩わしさが軽減されるとともに、山形県にとっても、回収活動をより円滑にかつ確実にを行うことができる。

この「名寄せ」は、1. で記載した「集中管理」の情報的な側面を支えるツールであり、必ず実施すべきである。

監査人は、山形県は一つと考えており、知事を扇のかなめにした一つの組織体であると認識している。従って、山形県Aとか山形県Bとか山形県Cとかがあつて、債務者甲が山形県Aには納付するが、山形県Bや山形県Cに対する債務は踏み倒すことができるとは考えていない。

税金とか行政サービスの対価とか、債務の発生原因は種々あろうが、山形県に債務のある県民がその債務を消滅させる（金銭を支払う）行為は、いったん債務が確定した以降は変わらないので、名寄せを行わない方が不自然である。

また、回収可能性の判断は、債務者の財政状態いかににかかわるものであり、回収活動には、名寄せが不可欠である。

名寄せをすすめるためには、守秘義務や個人情報保護条例との整理も必要との山形県出納局等の考えであった。特に、地方税法第22条（資料14）の秘密漏えいに関する罪を意識していた。監査人としては、地方税法第22条をみる限り、組織体（山形県）の外に「漏らす」「窃用」しない限りは罪に問われないと考える。

むしろ、県税の各部署が出納局等に必要な情報を教えないで、山形県全体としての「名寄せ」ができず、債務者の状況把握が不十分となり、もって不良債権を増大となることは避けるべきだ、と考える。

3. 未収金（収入未済額）につき、3か月までは各部署に置き、それを超える未収金は出納局（回収専門部署）に移管し回収に当たる等の迅速な対応が実践的である。【意見A】

平成22年2月の第4回山形県未収金対策本部会議で提示された、「未収金の区分と対応策の概要」（資料26）、「新たな未収金対策の概要（案）」（資料24）そして「新たな未収金対策 全体スケジュール（案）」（資料25）がある。

これらを検討すると、次の問題点が浮かび上がってくる。

- ① 県税、商工関係貸付金、医業未収金について、成果の評価は出ていないのに、独自の対策を講じているとして、当該対策の対象から外している。この結果、平成20年度末の収入未済額（未収金）である約47億4,400万円のうち、約7億5,600万円のみを対象としている。
- ② 全体目標を、各年度の収入未済額（未収金）の累計が前年度を下回れば良いとしており、どの程度下回ればよいのかを明示していない。従って、全体目標については、前年度と横並びに甘んじる恐れがある。
- ③ まずは、管理指針とか債権の区分の仕方を策定してから、といった風に、実際の行動が始まるまで時間を要するスタンスであること。
- ④ 事務局は、所管課のヒアリングにより全体を把握し進行を管理、回収可能性による債権区分と対応策の指導、年度ごとの具体的目標設定、所管課と協同して回収に取り組むといったような、いわゆる指導的な立場をとり、不良債権を自らに集中して移管取り込み回収しようというスタンスには立っていない。

さらに、回収が困難な不良債権（2号未収金、3号未収金）については所管課の名前が出ているが、事務局の名前は出ていない。

- ⑤ 「未収金の区分と対応策の概要」（資料26）という不良債権回収の為の債権分類スキームが提示されたが、この意味について疑問がある。

このスキームは、次のようである。

当年度発生した未収未済額について所管課で年度内に回収完了するが、回収できない未収未済額については、対策本部事務局が所管課からヒアリングを行ない、未収金の区分の決定を行う。その区分は、積極回収の1号未収金、徴収停止等の2号未収金、状況観察の3号未収金である。

未収金の区分は前年度から収入未済で繰り越したものを対象としており、当年度にすでに痛んでいる債権については対策本部事務局では土俵にのらない。また、このような3つのカテゴリーに分類する際、相当の稼働人員の時間を要することを忘れてはならない。分類するための分類であってはならない。

この県が行なおうとする分類作業に対する、回収についての費用対効果のパフォーマンスについては疑問である。

金融庁で指導し、金融機関の自己査定で実施している「債務者区分」および「債権分類」の手法は、貸倒引当金および貸倒損失の算定のため編み出されたもので、債権回収を目的とするものではない。債権の分類を行なったからと言って、回収が良くなるとは限らないのである。

通常、回収の観点から債権を分類するときは、その金額的重要性を勘案して大口債権とその他の債権に分類し、またその回収可能性を勘案して延滞期間で分類するのが扱いやすさやわかりやすさから一般的である。

不良債権は生ものであり、時間の経過とともに劣化していく（回収できなくなっていく）ものである。複雑な分類について時間を要すよりは、手を動かして行った方が成果はあがるのではないだろうか。

すなわち監査人の考えるスキームはこうである。

まず、収入未済額（未収金）を、現場（所管課）に置くのは3カ月間とする。その間、現場では、電話や訪問で徹底的に債務者に接触を持ち、回収を図る。3か月経過した段階で、現場から出納局（回収専門部署）がその債権の移管を受ける。それ以降は、出納局（回収専門部署）が、現場と連絡を取り合いながら回収作業を行う。ルールは、それだけである。

意図している点は次のとおりである。

- ① 現場にある収入未済額は、延滞期間が3カ月以内のもののみとなり、ターゲット

が明確になる。

- ② 現場において、債権回収に関連する高度で詳細な専門知識は特に必要としない。
- ③ 現場において、長期滞留債権回収に対する労力とストレスがなくなるので、現場の通常機能が向上し、山形県民にとって納得できる人員配備の可能性が出てくる。
- ④ 不良債権化していくかいかないかの分岐点は、収入未済が生じて早い時期であり、早期の回収作業がポイントである。
- ⑤ 収入未済から3か月経過後は、出納局（回収専門部署）にその債権を移管することで回収責任を明確にできる。
- ⑥ 出納局（回収専門部署）に不良債権回収の専門知識、および不良債権に関するより深度の高い情報を集中することができる。また、不良債権が集中しているので名寄せ情報も確度高く迅速に収集整理保管できる。

なお、出納局（回収専門部署）が労力を要するからと言って、山形県の職員の増加は意図していない。出納局（回収専門部署）、未収金が生じた所管現場、および他の部署の人員を調整することにより体制強化を図るべきである。

4. 出納局（回収専門部署）に弁護士の任期付公務員の起用が即戦力として望ましい。

【意見A】

上記の策を効率よく達成する秘策がある。それは弁護士の任期付公務員の起用である。

任期付公務員は、中央省庁等において、専門的な知識経験又は優れた識見を有する人材を行政の外部から任期を定めて採用し、必要な場合には特別な俸給表を適用することにより適切に処遇することを可能とする制度であり、地方公共団体の一般職職員についても、同様の任期付職員の採用を可能となっている。

従来弁護士は原則として報酬のある公職を兼ねることができなかつたため、弁護士が資格を持ち官公庁等で働く場合は、非常勤職員もしくは弁護士登録を取消して公務員となるしかなかった。こうした中、国、地方公共団体における任期付公務員制度が導入され、その後、弁護士が報酬のある公職を兼ねることができるようになった。具体的には、弁護士の公務就任の制限が撤廃された。（資料16）

弁護士の任期付き公務員は、訴訟等の法律にまつわる業務を即遂行できるため、きわめて効率の良い実践型公務員といえよう。

また、別項で、連帯保証人や物的担保について対応が甘いとの指摘があるが、当該法律問題についても、弁護士の任期付公務員が有効である。

是非、採用されるべきである。

5. 山形県の未収金（収入未済額）について、残高および発生、回収状況について県民の認識を得るため、定期的に新聞等に公表し、詳細のデータについては、インターネットにのせて、県民に知らしめるべきである。【意見A】

新聞記事（資料15）で取り上げられたように、山形県は未収金回収へ集中対応するとの意思を示している。その意思の実現状況についても、継続して新聞紙上等で公開すべきである。

未収金の定期的公開と詳細情報の掲示の効用は次のとおりである。

- ① 未収金（収入未済額という支払延滞している異常債権）に対する県民の関心向上
- ② 支払延滞が県民に迷惑をかけている事実の周知による回収意識、支払意識向上
- ③ 未収入金情報の継続公開（例えば、「未収金天気図」）による山形県の回収担当者（各部署、出納局、長期滞留債権回収専門部署）に対する継続的意識付け

県への納付について、良い県民（正しく支払っている県民）が悪い県民（支払う能力があるのに、欺いて支払いを渋っている県民）に変貌しないように、県は自らを革新しながら努力しなければならない。

もちろんその際、県は費用対効果を十分考えて努力しなければならない。

(資料1) 収入未済額 (平成15～20年度) (その1)

一般会計		収入未済額の推移 (平成15～20年度) (その1)							【単位: 千円】
科	目	H20	H19	H18	H17	H16	H15		
県税	個人県民税	1,678,975	1,329,156	895,569	865,966	856,266	841,409		
	法人県民税	41,133	34,320	37,379	37,901	67,956	50,658		
	個人事業税	81,344	86,254	82,068	87,933	87,278	94,882		
	法人事業税	48,394	66,466	87,492	65,713	142,490	118,031		
	不動産取得税	153,640	175,156	262,558	252,141	225,412	219,627		
	自動車税	416,590	414,414	448,910	470,587	479,199	474,594		
	軽区画税	0	36	36	36	36	36		
	軽油引取税	31,717	217,599	15,163	12,165	17,387	16,863		
	料理飲食等消費税	1,416	1,716	3,235	3,534	13,998	14,298		
	特別地方消費税	4,819	5,014	5,302	5,526	10,515	3,218		
ゴルフ場利用税その他	7,312	7,096	8,098	10,666	17,228	16,168			
計	2,465,400	2,337,227	1,845,830	1,812,168	1,917,825	1,859,864			
加算	不申告加算金	3,354	3,837	6,608	8,231	11,140	11,252		
	過少申告加算金	5,751	5,732	6,245	7,661	2,753	3,222		
	重加算金	14,133	18,027	34,077	59,655	60,985	30,224		
計	23,238	27,596	46,930	75,547	74,818	44,688			
分担金及び負担金	県費措置費負担金	22,794	22,045	23,690	22,895	22,632	24,832		
	未熟児養育費負担金	349	261	446	161	2	85		
	計	23,143	22,306	24,136	23,056	22,634	24,917		
使用料及び手数料	県営住宅使用料	48,709	47,300	45,238	48,725	46,495	45,847		
	高等字校使用料	6,818	5,947	6,246	5,295	6,231	5,811		
	使用料その他	8,878	8,566	8,375	8,316	7,480	6,746		
計	64,405	61,843	59,859	62,336	60,216	58,404			
国庫支出金	計	1,090	0	0	0	0	0		
	財産収入	1,238	1,214	1,552	1,474	1,724	1,863		
諸収入(加算金を除く)	延滞金	3,490	3,223	3,043	2,875	3,136	2,439		
	放置金	2,233	1,456	1,126	0	0	0		
	分償金	322,949	324,279	263,638	26,337	26,357	14,670		
	運約金及び延納利息	1,040	1,011	1,048	902	651	184		
	過在庫蔵出入返納金	12,370	257,386	16,243	15,897	40,960	33,153		
	過在庫蔵買戻金	21,448	20,866	24,564	25,784	23,638	23,599		
	生活保護費	43,243	43,118	32,681	32,681	32,499	473		
	雑収入	15,698	10,520	7,475	5,583	5,417	401,398		
	諸収入その他	422,471	661,879	349,818	110,059	132,658	475,916		
	計	3,000,985	3,112,065	2,328,125	2,084,640	2,209,935	2,465,652		

注: 税外収入の滞納繰越分については、当初調定時の科目単位に集計している。

(資料2) 収入未済額 (平成15～20年度) (その2)

収入未済額の推移 (平成15～20年度) (その2)

特別会計 款	額	収入未済額の推移 (平成15～20年度)					H15	H15
		H20	H19	H18	H17	H16		
諸収入	母子福祉資金貸付金元利収入	194,522	192,461	186,977	186,047	179,856	171,624	
	妻孀福祉資金貸付金元利収入	5,572	6,994	7,482	7,579	11,103	10,756	
	過年度産費出返納金	9,940	9,748	9,262	8,035	8,070	5,825	
母子福祉 福祉資金特別会計	福祉資金特別会計合計	210,034	209,203	203,721	201,661	199,029	188,205	
	土地取得費貸付金元利収入	65,699	65,699	66,219	75,927	0	0	
	工場等集団化貸付金元利収入	124,033	125,164	126,285	288,134	0	0	
	小売商業店舗共同化貸付金元利収入	2,809	2,845	2,881	2,917	0	0	
	設備近代化貸付金元利収入	68,416	70,095	72,168	102,528	0	0	
	商店街近代化貸付金元利収入	162,611	164,255	165,646	171,958	0	0	
	小規模企業等設備導入資金貸付金元利収入	3,100	4,043	4,986	22,874	129,129	143,708	
	高度化資金貸付金元利収入	711,449	712,128	713,501	714,598	1,271,679	1,288,435	
小規模企業等設備導入資金特別会計	高度化資金貸付金元利収入	24,960	25,033	25,095	27,050	29,241	29,132	
	運約金及び延納利息	1,163,077	1,169,262	1,176,781	1,405,986	1,430,049	1,461,275	
財産収入	土地建物貸付収入	1	1	1	1	1	1	
土地取得 事業特別会計	事業特別会計合計	1	1	1	1	1	1	
諸収入	農業改良資金貸付金元利収入	11,188	11,697	10,288	10,164	9,516	9,279	
	就農支援資金貸付金元利収入	550	0	0	0	0	0	
	就農支援資金貸付金元利収入	1,889	1,400	0	0	0	0	
	運約金及び延納利息	13,627	13,097	10,288	10,164	9,516	9,279	
農業改良 資金特別会計	資金特別会計合計	18,108	18,128	10,288	8,705	6,965	7,905	
諸収入	林業改善資金貸付金元利収入	8,108	10,441	10,209	10,269	10,443	10,453	
	林業改善資金特別会計	18,429	18,569	18,337	18,974	17,408	18,358	
	林業改善資金特別会計合計	26,537	28,990	28,546	29,243	27,851	28,811	
	使用料	2,192	2,192	2,040	1,241	299	298	
	運約金及び延納利息	304	271	244	201	87	0	
	雑収入	2,496	2,463	2,284	1,442	386	298	
施設整備 事業特別会計	施設整備事業特別会計合計	1,407,664	1,412,595	1,411,412	1,638,228	1,656,389	1,677,416	
特別会計	特別会計合計	4,408,649	4,524,660	3,739,537	3,722,868	3,866,324	4,143,063	
一般会計・特別会計不納欠損額		403,256	203,475	412,906	222,808	544,596	158,584	
公営企業会計	公営企業未収金	299	319	339	0	0	0	
病院事業会計	過年度医療未収金	335,282	408,595	350,208	287,321	211,009	156,582	
	上段：全病院会計、下段：日本海病院を除く	335,282	308,206	269,854	220,022	171,664	156,582	
合計		4,744,230	4,933,574	4,090,084	4,010,189	4,086,658	4,354,077	

(資料3) 内訳 (その1)

平成20年度末収入未済額 及び所管課
一般会計

(単位:千円)

科	目	20年度末残高	内 訳	説 明	予算主管課		
分担金 及び負 担金	児童措置費負担金	22,794	13,143	児童措置費負担金	子ども家庭課		
	未熟児養育費負担金	350	9,651	児童措置費負担金	障がい福祉課		
	計	23,144	23,144	未熟児養育費負担金	子ども家庭課		
使用料 及び手 数料	県営住宅使用料	48,709	48,709	県営住宅使用料	管理課		
	高等学校使用料	6,818	6,818	高等学校使用料	教育庁総務課		
	使用料その他	8,878	13	河川水面使用料及び占用料	最上総合支庁		
			19	河川水面使用料及び占用料	庄内総合支庁		
			229	河川水面使用料及び占用料	村山総合支庁		
			0	河川水面使用料及び占用料	置賜総合支庁		
			5	漁港占用料	庄内総合支庁		
			359	港湾使用料及び占用料	庄内総合支庁		
			285	道路占用料	最上総合支庁		
			49	道路占用料	庄内総合支庁		
			304	道路占用料	村山総合支庁		
			623	道路占用料	置賜総合支庁		
			5	道路占用料	管理課		
			12	公共用財産使用料及び産出物採取料	管理課		
			308	産業技術短大使用料・延滞金	雇用労政課		
			2,745	産業創造支援センター使用料	産業政策課		
			0	情報公開手数料	総務課		
			0	土地建物使用料	教育庁総務課		
			33	保健所手数料	庄内総合支庁		
			52	保健所手数料	村山総合支庁		
			321	総合療育センター使用料	障がい福祉課		
			88	知的障害児施設使用料	障がい福祉課		
			226	地域特別貸借住宅使用料	管理課		
			964	土地建物使用料	管理課		
			1,844	特定優良貸借住宅使用料	管理課		
			390	短期大学使用料及び延滞金	学術振興課		
		計	64,405	64,405			
	財産収入			162	土地建物貸付収入	財政課	
				344	動物売払収入	エコ農業推進課	
				657	酒田市所在県有土地貸付収入	庄内総合支庁	
			75	酒田市所在県有土地貸付収入	管理課		
		計	1,238	1,238			
在庫支出金	計	1,090	1,090	水道施設整備費補助	食品安全対策課		
諸収入 (加算 を除)	延滞金		26	延滞金	会計課		
			1,027	延滞金	子ども家庭課		
			2,128	延滞金	障がい福祉課		
			11	延滞金	健康福祉企画課		
			11	延滞金	置賜総合支庁		
			3	延滞金	管理課		
			16	延滞金	村山総合支庁		
			117	産業技術短大使用料・延滞金	雇用労政課		
			153	短期大学使用料及び延滞金	学術振興課		
			小計	3,491	3,491		
		弁償金			5,827	弁償金	管理課
					291,400	弁償金(測量等業務委託損害賠償金)	管理課
					25,722	弁償金(農業土木工事損害賠償金)	農村計画課
			小計	322,949	322,949		
		違約金及び延納利息			343	違約金及び延納利息	教育庁総務課
			323	違約金及び延納利息	健康福祉企画課		
			347	違約金及び延納利息	保健業務課		
			4	違約金及び延納利息	管理課		
			23	違約金及び延納利息	エコ農業推進課		
	小計	1,040	1,040				
過年度歳出返納金			1,618	過年度歳出返納金(特別児童扶養手	障がい福祉課		
			343	過年度歳出返納金	教育庁総務課		
			8,957	過年度歳出返納金(児童扶養手当返	子ども家庭課		
			419	過年度歳出返納金(生活保護費医療	健康福祉企画課		
			1,006	過年度歳出返納金(補助金返納分)	工業振興課		
			0	過年度歳出返納金	生産技術課		
			25	過年度歳出返納金(補助金返納分)	管理課		
	小計	12,370	12,370				

(資料4) 内訳 (その2)

科 目	20年度末残高	内 訳	説 明	予算主管課
諸収入 (加算 を除)	生活保護費返還金 21,448	18,488	生活保護費返還金	健康福祉企画課
		42,772	雑入(不法投棄代執行経費)	村山総合支庁
		444	雑入	教育庁総務課
		0	雑入	子ども家庭課
		26	雑入	市町村支援課
		1	雑入	会計課
小計	43,243	43,243		
放置違反金	2,233	2,233	放置違反金	会計課
諸収入その他		17	一般社会保険料	管理課
		11	障がい者自立支援法特定費用収入	障がい福祉課
		395	心身障がい者扶養共済掛金収入	障がい福祉課
		4,344	特別賞与奨学金貸付金元利収入	教育庁総務課
		5,597	スポーツ及び芸術奨学金貸付金元利収入	教育庁総務課
		1,581	育英奨学金貸付金元利収入	教育庁総務課
		1,332	介護福祉士等修学資金貸付金元利収入	健康福祉企画課
		1,370	看護職員修学資金貸付金元利収入	保健業務課
		842	高等学校校定時制課程修学資金貸付金	教育庁総務課
		20	マリンセミナー負担金	県民文化課
		6	保護者負担金収入	子ども家庭課
		115	社会福祉施設職員等食費収入	障がい福祉課
		69		
小計	15,698	15,698		
計	422,472	422,472		
一般会計合計 ①	512,349			

(単位：千円)

科 目	20年度末残高	内 訳	説 明	予算主管課
諸収入		194,522	母子福祉資金貸付金元利収入	
		5,571	寡婦福祉資金貸付金元利収入	
		9,940	過年度歳出返納金	
母子寡婦福祉資金特別会計合計	210,034	210,034		子ども家庭課
財産収入		1	土地建物貸付収入	
小計	1	1	土地取得事業特別会計合計	工業振興課
諸収入		11,188	農業改良資金貸付金元利収入	
		550	就農支援資金貸付金元利収入	
		1,890	違約金及び延納利息	
小計	13,628	13,628	農業改良資金特別会計合計	農政企画課
		8,108	林業改善資金貸付金元利収入	
		10,321	違約金及び延納利息	
小計	18,429	18,429	林業改善資金特別会計合計	森林課
使用料		2,192	港湾使用料及び占用料	
諸収入		304	雑入	
小計	2,496	2,496	港湾整備事業特別会計合計	管理課
特別会計合計 ②	244,587			
〔新たな取組〕の対称債権 (①+②)	756,936		・・・(A)	

科 目	20年度末残高	説 明	予算主管課
県税	2,465,400	本税	税政課
加算金	23,238	加算金	税政課
県税計	2,488,638		
企業局会計	299		企業局
病院事業会計	335,282		病院事業局
諸収入	65,699	共同施設貸付金元利収入	
	124,033	工場等集団化貸付金元利収入	
	2,809	小売商業店舗共同化貸付金元利収入	
	68,416	設備近代化貸付金元利収入	
	162,611	商店街近代化貸付金元利収入	
	3,101	小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入	
	711,449	高度化資金貸付金元利収入	
	24,960	違約金及び延納利息	
小計	1,163,077	小規模企業者等設備導入資金特別会計合計	産業政策課
〔新たな取組〕の対象外債権	3,987,296	・・・(B)	

総合計(A)+(B) 4,744,232

(資料5)

第1回山形県未収金対策本部会議

第1回

山形県未収金対策本部会議

平成19年12月27日(木)16時～

県庁503会議室

次第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協 議

(1) 未収金の現状について

(2) これまでの取組みと当面の課題について(資料2)

(3) 未収金縮減のための目標管理について

(4) 財務規則上の債権管理方法の確認について

(5) その他

4. 閉 会

(資料6)

各課が実施している未収金対策例

平成19年12月

○ 県税(税政課)

- ・「山形県地方税徴収対策本部」の設置(19年5月)
- ・滞納整理強化月間の指定(19年7月～9月)
- ・納税推進強調月間の設定(19年12月)
- ・納税通知書の早期発送(自動車税)や休日窓口の設置
- ・差押の強化やインターネット公売の活用

○ 生活保護費返還金(健康福祉企画課)

- ・返還金の発生を防止するための、的確な収入把握

○ 児童措置費負担金・母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金

(児童家庭課・障がい福祉課)

- ・標準的償還督促マニュアルによる早期対応努力
- ・連帯借受人や連帯保証人への償還請求

○ 小規模企業者等設備導入資金貸付金(産業政策課)

- ・定期的な決算書の徴求による経営状況の把握

- ・ 中小企業基盤整備機構の「調査・アドバイザー制度」の積極活用
- ・ 庁内に専門知識を有する嘱託職員の設置（平成19年11月1日から）
- 林業改善資金貸付金（森林課）
 - ・ 平成18年度から貸付方式を民間金融機関からの転貸に移行
- 県営住宅使用料（建築住宅課）
 - ・ 入居者への催告や夜間滞納整理の実施
 - ・ 不誠実者に対する民事訴訟法による支払い督促や明渡し訴訟の提起
- 高等学校使用料（教育庁総務課）
 - ・ 「山形県立高等学校授業料等未納対策事務取扱要綱」の策定（17年4月）
 - ・ 同要綱の見直しを20年度から、19年度へ前倒し検討
- 病院事業収益（県立病院課）
 - ・ 回収の強化 督促や催告、嘱託職員の配置、訪問や呼出、分納相談
 - ・ 発生防止 退院時請求、救急外来預かり金、クレジット決裁の導入
 - ・ 今後の検討 法的措置の強化、訪問徴収の強化、コンビニ収納の実施
連帯保証人制度の導入、休日・夜間会計対応の検討

（資料7）

第2回山形県未収金対策本部会議

- 第2回
山形県未収金対策本部会議
平成20年2月14日（木）9：45～
議会棟2階第1会議室
- 次第
1. 開会
 2. あいさつ
 3. 協議
 - （1）未収金の実態調査結果について
 - （2）数値目標の設定について（担当の各部次長）
 - （3）今後のスケジュールについて
 - （4）その他
 4. 閉会

(資料8)

第2回山形県未収金対策本部会議出席者名簿

平成20年2月14日

副知事(総務部担当) (本部長)
会計管理者(兼)出納局長 (副本部長)
総務部次長
文化環境部次長
健康福祉部次長
商工労働観光部次長
農林水産部次長(事務)
土木部次長(事務)
村山総合支庁総務企画部長
最上総合支庁総務企画部長
置賜総合支庁総務企画部長
庄内総合支庁総務企画部長
教育庁理事(兼)教育次長
企業局長
病院事業局長
警察本部警務部長
出納局総務課長 (事務局)
出納局経理課長 (事務局)

(資料9)

山形県未収金対策研修会(案)

目的	県における未収金の適正な管理と効果的な収納を促進するため、事業担当職員、会計担当職員に必要な税外の債権管理にかかる法令面・実務面の基礎知識の充実を図る。
対象	貸付金、使用料・手数料等主に民法上の債権管理にかかる事務事業を担当する職員及び会計担当職員。
人数	30名程度
場所	あこや会館会議室
日時	3月10日(月)13時～16時
研修内容(予定)	1. 債権管理事務の基礎(出納局) 2. 公金収納事務の進め方と法的知識(税政課). 3. 現場における滞納者との折衝方法(金融機関OB等)

主催	山形県未収金対策本部
----	------------

(資料10)

未収金に関する全国調査結果(2008/01/22)

回答数41県(87.2%)

1. 税を含む未収金対策の全庁的組織の有無 有(5道県、12.2%)・無(36都府県、87.8%)

北海道・山形・茨城・奈良・鳥取

2. 税を除く未収金対策の全庁的組織の有無 有(4道県、9.8%)・無(37都府県、90.2%)

北海道・山梨・広島・山口

3. 未収金の回収に関する

①「全庁共通マニュアル」の有無 有(4道県、9.8%)

北海道・秋田・大阪府・鳥取

②個別業務ごとのマニュアルの有無 有(25道府県、61.1%)

③全庁的な職員研修の実施の有無 有(7道県、17.1%)

④上記研修の講師(該当する場合○ 複数回答可)

- ・ 税務、会計担当などの内部職員(5、北海道・秋田・山梨・広島・香川)
- ・ 弁護士(2、鳥取・徳島)
- ・ 債権回収会社職員(2、広島・徳島)
- ・ 金融機関職員(1、山梨)
- ・ 中小企業診断士(0)
- ・ その他(簡易裁判所の担当書記官(香川))

⑤個別業務ごとの研修有(19道府県、振3%)(対象業務名:税・母子寡婦など)

4. 未収金回収の数値目標の設定の有無 有(14道県、34.2%)

①設定基準

- ・ 未収金額の全部(4県、秋田・宮城(税)・和歌山・鳥取)
- ()円以上のもの(1千万円以上(北海道)、100万円以上(茨城)、1億円以上(沖縄))
- ・ その他(率/額(群馬)、率(税、富山・岐阜)、個別に設定(石川・広島・山口・大分))

②設定期間

- ・ 6ヶ月以内(0)
- ・ 1年以内(茨城・石川・岐阜・和歌山・山口)
- ・ 3年以内(宮城・広島)
- ・ 個別に設定(秋田・大分)
- ・ その他(年度内(北海道)、年度(群馬・富山・沖縄))

特に有効と思われる回収方法等(香川県)

- ①徴収ノウハウを有する税務担当課による徴収の一元化体制（検討中）
- ②支払督促の中立（県立病院の診療費未収金。19年11月実施）
 - ① 権回収会社や弁護士事務所への委託（検討課題）

（資料1 1）

第3回山形県未収金対策本部会議

第 3 回

山形県未収金対策本部会議

平成20年7月31日（木）14：00～

議会棟2階第1会議室

次第

1 開 会

2. あいさつ（日野副知事）

3. 協 議（議長：日野副知事）

（1）収入未済額の推移と平成19年度収納実績について

（2）平成20年度の収納目標等の設定について

19年度の活動

（3）発生防止及び回収にあたっての課題等について

（4）今後のスケジュールについて

（5）その他

4. 閉 会

（資料1 2）

第3回山形県未収金対策本部会議出席者名簿

平成20年7月31日

副知事（総務部担当）（本部長）

会計管理者（兼）出納局長（副本部長）

総務部次長

政策推進部次長

文化環境部次長

健康福祉部次長

商工労働観光部次長

農林水産部次長（事務）

土木部次長（事務）

村山総合支庁総務企画部長

最上総合支庁総務企画部長
置賜総合支庁総務企画部長
庄内総合支庁総務企画部長
教育庁理事(兼)教育次長
企業局長
病院事業局長
警察本部警務部長
出結局総務課長(事務局)
出結局経理課長(事務局)

(資料13)

山形県未収金対策本部の平成19年度の活動状況

- H19.12.25 「山形県未収金対策本部設置要綱」施行
- H19.12.27 第1回山形県未収金対策本部会議
- (1) 未収金の現状について
 - (2) これまでの取組みと当面の課題について
 - (3) 未収金縮減のための目標管理について
 - (4) 財務規則上の債権管理方法の確認について
- H20.1.30 第1回山形県未収金対策本部幹事会
- (1) 未収金に係る課題と対策について
 - (2) 数値目標の設定について
 - (3) 未収金対策の作業スケジュールについて
- H20.2.14 第2回山形県未収金対策本部会議
- (1) 未収金の実態調査結果について
 - (2) 数値目標の設定について
 - (3) 今後のスケジュールについて
- H20.3.10 山形県未収金対策研修会(参加者60名)
- (1) 債権回収の法的知識
弁護士 安孫子 俊彦 氏
 - (2) 現場における、回収の知識と実践について
保証協会債権回収株式会社山形営業所長 佐藤 敏治 氏

H20. 1. 10～H20. 1. 17	<p>未収金に関する調査について（照会） 各都道府県出納 主管課長あて</p> <p>①全庁的組織の有無 ②未収金の回収に関する「全庁共通マニュアル」の有無 ③未収金回収の数値目標の設定の有無 ④特に有効と思われる回収方法等</p>
H20. 1. 11～H20. 1. 25	<p>未収金に関する調査について（照会）</p> <p>18年度決算において収入未済額を有する各課長あて 未収金の実態についての詳細及び収納目標等の調査</p>

(資料14)

秘密漏えいに関する罪

出納局平成22年2月4日提示の資料

道府県民税 総則

(秘密漏えいに関する罪)

第二十二條 地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。(平10法二七・一部改正)

〔秘密〕 刑法一三四、〔刑法総則の適用〕、〔懲役〕、〔罰金〕 法二一参照

(資料15)

山形新聞の記事(平成22年2月10日(水曜日)朝刊2面)

未収金回収へ集中対応 ―― 県方針3区分、専任職員も ――

県は9日、未収金対策本部会議を県庁で開き、新たに未収金を3区分した上で、回収可能な区分に集中して対応する方針を決めた。本年度末の未収金残高見込みは49億5,300万円。今後3年間をめどに、各年度の累計の未収額が前の年度を下回ることを目標に据える。

未収金対策本部は2007年度に設置されたが、県が扱う債権の種類が多岐にわたり統一した取り組みができないことなどから、各年度の未収金発生がなかなか減少に転じない状況が続いている。

今後は年度内に債権管理の基本事項に関する指針を作成するとともに、来年度からは出納局が事務局となり所管各課から聞き取り調査をし、一元的に作業を管理する仕組みを構築する。債権については①回収可能性がある②回収不能③それ以外―に区分。①は事務局と所管課が協力して積極的に回収を行い、②は徴収停止や履行延期など法令に基づく整理を行う。③については①か②への区分を急ぐ。

新年度からは体制強化に向け、未収金担当の専任職員を置くことも検討。1人で複数の未収金がある債務者について、庁内で情報を共有することも検討していく。これらの対策は、未収金のうち既に対策を講じている県税、商工関係の債権、医療関係の未収金を除く約7億5,600万円を対象にする。

一方、県の08年度決算での未収金合計は約47億4,400万円で前年度比約1億8,900万円の減だった。しかし、農林水産分野で返還の必要が出た補助金を不納欠損として未収金から除外したことなど特殊要因があり、これらを除くと実質的には約1億5,400万円の増加となった。08年度に新たに発生した未収金は約10億6,400万円。これに対し回収額は約7億5千万円、不納欠損とした額は約4億200万円だった。

(資料 16)

弁護士の任期付公務員の状況

弁護士白書 2009年版

任期付公務員の状況

任期付公務員は、中央省庁等において、専門的な知識経験又は優れた識見を有する人材を行政の外部から任期を定めて採用し、必要な場合には特別な俸給表を適用することにより適切に処遇することを可能とする制度として、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」の施行に伴い、2000年11月から導入されている。

また、地方公共団体の一般職職員についても、2000年7月から、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が施行され、各自治体の条例で定めるところにより前述と同様の任期付職員の採用を可能とする制度がスタートしている。

従来弁護士は原則として報酬のある公職を兼ねることができなかった（弁護士法旧第30条第1項）ため、弁護士が資格を持ち官公庁等で働く場合は、非常勤職員もしくは弁護士登録を取消して公務員となるしかなかった。こうした中、国家公務員、地方公共団体における任期付公務員制度が導入され、その後、弁護士法第30条の改正（2004年4月1日施行）によって、弁護士が報酬のある公職を兼ねることができるようになった。具体的には、弁護士の公務就任の制限（弁護士法旧第30条第1項・第2項）が撤廃された。

下記表は2009年6月1日現在、日弁連が確認している公職に従事する弁護士の勤務先省庁等である。

府省名	人数
内閣府	5
公正取引委員会	11
金融庁	19
法務省	10
外務省	11
財務省	9
国税庁	2
経済産業省	9
特許庁	1
国土交通省	1
文化庁	1
神奈川県逗子市	1

三重県名張市	1
総計	81

官職名等の詳細については、弁護士白書2009年版を参照されたい。

(資料17)

第4回山形県未収金対策本部会議

<p>第 4 回 山形県未収金対策本部会議 平成 22 年 2 月 9 日 (火) 午前 11 時 議会棟 2 階第 1 会議室</p> <p>次第</p> <p>1. 開 会 2. あいさつ 3. 協 議</p> <p>(1) 平成 21 年度未収金の調査結果について (2) 新たな未収金対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな未収金対策の概要について ・新たな未収金対策の全体スケジュールについて ・未収金の区分と対応策の概要 <p>(3) その他</p>
--

(資料18)

第4回山形県未収金対策本部会議出席者名簿

<p>第4回山形県未収金対策本部会議出席者名簿</p> <p style="text-align: right;">平成 22 年 2 月 9 日</p> <p>副知事 (本部長) 子ども政策室長 総務部次長 文化環境部次長 健康福祉部次長 商工労働観光部次長 農林水産部次長 土木部次長 村山総合支庁総務企画部長</p>

最上総合支庁総務企画部長
置賜総合支庁総務企画部長
庄内総合支庁総務企画部長
教育庁理事（兼）教育次長
企 業 局 長
病院事業局長
警察本部警務部長
会計管理者（兼）出納局長
<事務局>
出納局総務課長
出納局経理課長

(資料19) 平成20年度における収入未済額

資料1

平成21年度未収金の調査結果について

1 平成20年度決算における収入未済額

平成20年度収入未済額の合計は約47億4千4百万円となっており、平成19年度と比較して約1億8千9百万円減少している。

しかし、その内容をみると、過年度歳出返納金（補助金返還分）で約2億4千3百万円を不納欠損処分しているほか、日本海病院が地方独立行政法人に移行したことにより約1億円が県の収入未済額から除外されており、これらの特殊要因を除くと実質的に約1億5千4百万円の増加となっている。

(単位:千円)

合 計	H20	H19	H20 - H19	
			増減額	増減率
	4,744,230	4,933,574	-189,344	-3.8%
一般会計・特別会計	4,408,649	4,524,660	-116,011	-2.6%
公営企業会計 公営企業未収金	299	319	-20	-6.3%
病院事業会計 過年度医業未収金※	335,282	408,595	-73,313	-17.9%

※(平成20年度は日本海病院を除く)

一般会計内訳

科 目	H20	H19	H20 - H19		
			増減額	増減率	
県 税	2,465,400	2,337,227	128,173	5.5%	
加 算 金	23,238	27,596	-4,358	-15.8%	
県 税 等 計	2,488,638	2,364,823	123,815	5.2%	
分担金 及び負担金	23,143	22,306	837	3.8%	
使用料 及び手数料	64,405	61,843	2,562	4.1%	
国庫支出金	1,090	0	1,090		
財産収入	1,238	1,214	24	2.0%	
諸収入 (加算金を 除く)	延滞金	3,490	3,223	267	8.3%
	放置違反金	2,233	1,456	777	53.4%
	弁償金	322,949	324,279	-1,330	-0.4%
	違約金及び延納利息	1,040	1,011	29	2.9%
	過年度歳出返納金	12,370	257,386	-245,016	-95.2%
	生活保護費返還金	21,448	20,886	562	2.7%
	雑 入	43,243	43,118	125	0.3%
	諸収入その他	15,698	10,520	5,178	49.2%
計	422,471	661,879	-239,408	-36.2%	
税 外 収 入 計	512,347	747,242	-234,895	-31.4%	
一 般 会 計 合 計	3,000,985	3,112,065	-111,080	-3.6%	

注: 税外収入の滞納繰越分については、当初調定時の科目単位に集計している。

特別会計内訳

会 計 名	H20	H19	H20 - H19	
			増減額	増減率
母子寡婦福祉資金特別会計	210,034	209,203	831	0.4%
小規模企業者等設備導入資金特別会計	1,163,077	1,169,262	-6,185	-0.5%
土地取得事業特別会計	1	1	0	0.0%
農業改良資金特別会計	13,627	13,097	530	4.0%
林業改善資金特別会計	18,429	18,569	-140	-0.8%
港湾整備事業特別会計	2,496	2,463	33	1.3%
特 別 会 計 合 計	1,407,664	1,412,595	-4,931	-0.3%

(資料20) 平成20年度 未収金発生・回収の状況

2 平成20年度 未収金発生・回収の状況

平成20年度において新たに発生した収入未済額は、約10億6千4百万円、回収額は約7億5千万円、不納欠損額は約4億2百万円で、平成20年度末残高の実績が見込(目標)を下回り、その割合(目標達成率)は92.5%となった。

(単位:千円、%)

区 分	19年度末 残高	20年度発 生額	回収額	不納欠損額	20年度末残高			増 減 (20年度末 残高-19年 度末残高)
					実績	見込(目 標)	目標達成 率 (実績/見込 ×100)	
子ども政策室	234,567	33,227	26,675	7,573	233,546	238,043	98.1	-1,021
総務部 (県税等)	2,364,823	935,376	662,601	148,961	2,488,638	2,659,723	93.6	123,816
(税を除く)	188	1,090	0	0	1,278	188	679.8	1,090
文化環境部	460	109	25	0	544	431	126.1	84
健康福祉部	37,622	5,376	2,470	962	39,566	36,587	108.1	1,944
商工労働観光部	1,173,571	4,126	10,443	0	1,167,255	1,164,456	100.2	-6,317
農林水産部	301,237	3,339	2,988	243,443	58,145	301,952	19.3	-243,092
土木部	351,157	16,297	15,847	0	351,607	347,325	101.2	450
村山総合支庁	43,279	213	90	28	43,374	43,233	100.3	95
最上総合支庁	302	69	72	0	298	302	98.9	-3
置賜総合支庁	634	116	117	0	634	624	101.6	-1
庄内総合支庁	1,188	12	76	0	1,124	784	143.3	-64
教育庁	14,166	9,922	3,474	301	20,313	18,079	112.4	6,147
警察本部	1,467	1,946	1,154	0	2,259	1,619	139.5	792
企業局	319	0	20	0	299	299	100.0	-20
病院事業局	308,206	53,021	24,830	1,115	335,282	316,595	105.9	27,076
合 計	4,833,185	1,064,234	750,881	402,383	4,744,230	5,130,239	92.5	-89,030

注: 端数処理の関係等で、各項目の計と合計額が一致しない場合がある。

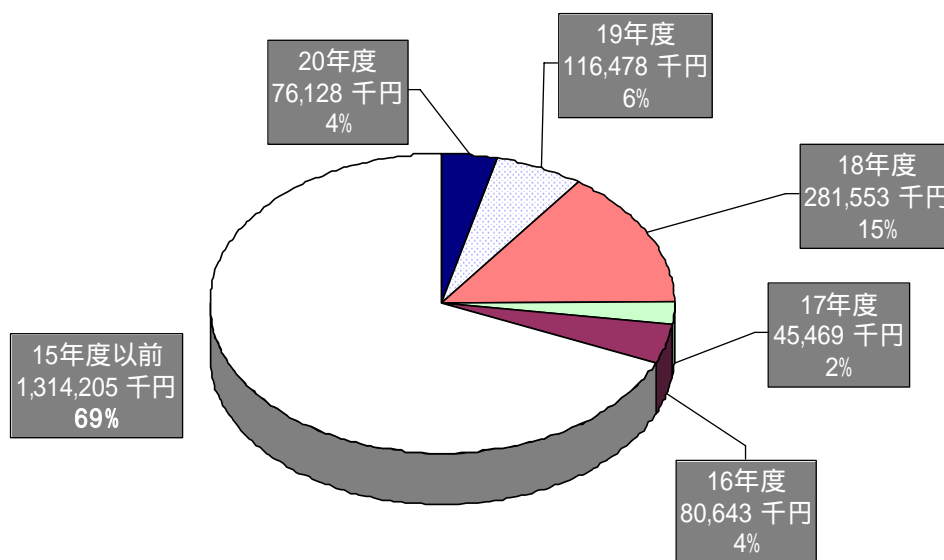
(資料 2 1) 発生年度別 平成 2 0 年度末残高

3 発生年度別 平成 20 年度末残高

未収金の平成 20 年度末残高を発生年度別にみると、平成 15 年度以前に発生した未収金が約 1 3 億 1 千万円で、全体の約 7 割を占めている。

なお、平成 15 年度以前に発生した未収金の主なものは、小規模企業者等設備導入資金特別会計が約 1 1 億 1 千百万円、母子寡婦福祉資金特別会計の母子福祉資金貸付金元利収入が約 8 千 5 百万円、県営住宅使用料が約 3 千 2 百万円、弁償金が約 1 千 4 百万円などとなっている。

図 1 発生年度別 平成20年度末残高



※一般会計のうち県税及び加算金、公営企業会計及び病院事業会計を除く。

(資料 2 2) 平成 2 0 年度 発生原因の状況

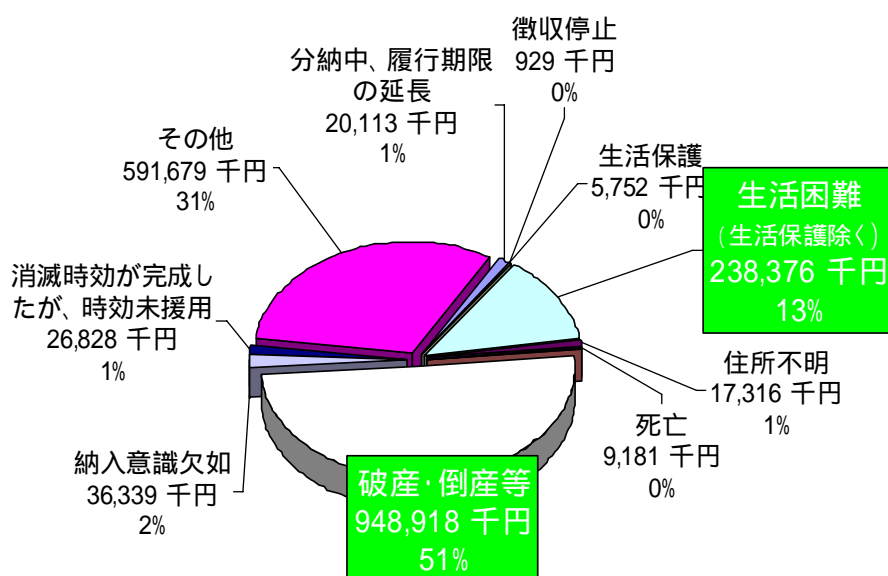
4 平成 20 年度 発生原因別の状況

発生原因別にみると、「破産・倒産等」が 5 1 %、「生活困難（生活保護除く）」が 1 3 %で、債務者の経済的事情によるものが全体の 6 割強を占める。

なお、「その他」約 5 億 9 千 2 百万円のうち、約 3 億 1 千 5 百万円が弁償金で、その内訳は測量等業務委託関係が約 2 億 9 千万円、農業土木工事関係が約 2 千 5 百万円となっている。

また、「その他」には不法投棄代執行経費が約 4 千 2 百万円含まれている。

図 2 原因別 平成 20 年度末 残高



※一般会計のうち県税及び加算金、公営企業会計及び病院事業会計を除く。

5 マニュアル等の策定状況

回答があった 8 8 債権のうち、マニュアルを策定している債権は 2 8 件あった。マニュアル・要綱を作成していない場合、会計事務の手引きにより債権管理しているとの回答が 5 9 件、今後作成予定が 1 件であった。

(資料 2 3) 平成 2 1 年度 未収金収納見込等

6 平成 2 1 年度 未収金収納見込等

平成 21 年度の新たな未収金の発生は全体で約 1 4 億 4 千 5 百万円と見込まれている。一方、平成 21 年度中の過年度未収金の収納見込（目標）額は約 1 0 億 7 千 6 百万円、不納欠損見込額は約 1 億 6 千万円となっており、その結果、平成 21 年度末の未収金残高は約 4 9 億 5 千 3 百万円（前年度比約 2 億 9 百万円の増）が見込まれている。

(単位:千円、%)

区 分	20年度末 残高	21年度発生 (見込)	収納見込 (目標)	不納欠損 (見込)	21年度末 残高 見込(目標)	増減
子ども政策室	233,546	38,423	38,971	3,874	229,125	-4,422
総務部(県税等)	2,488,638	1,122,400	500,000	151,000	2,960,038	471,400
(税を除く)	1,278	0	1,090	0	188	-1,090
文化環境部	543	0	57	0	486	-57
健康福祉部	39,566	3,828	2,932	3,414	37,047	-2,518
商工労働観光部	1,167,255	4,006	12,400	501	1,158,359	-8,895
農林水産部	58,145	0	479	0	57,666	-479
土木部	351,607	209,873	482,135	80	79,265	-272,342
村山総合支庁	43,374	59	154	0	43,279	-95
最上総合支庁	298	72	72	71	227	-71
置賜総合支庁	634	75	98	4	606	-28
庄内総合支庁	1,124	36	30	12	1,118	-6
教育庁	20,313	11,794	4,221	312	27,574	7,261
警察本部	2,259	1,764	1,270	0	2,753	494
企業局	299	0	0	0	299	0
病院事業局	335,282	53,021	31,830	1,115	355,358	20,076
合 計	4,744,230	1,445,351	1,075,739	160,383	4,953,384	209,154

注:端数処理の関係等で、各項目の計と合計額が一致しない場合がある。

新たな未収金対策の概要(案)

未収金対策本部事務局（出納局）が主体となって、平成22年度から3年間を目標として、未収金の発生防止・回収促進に向けた新たな取組みを実施する。

現 状 ・ 課 題	新 た な 取 組 み
<ul style="list-style-type: none"> 未収金対策本部の取組みが調査・分析・会議の開催等に留まり、実効性がある効果的な取組みに至らなかった 各債権の性質が異なり、統一した取組みが出来ない 担当者が回収に充てる時間が取れない 専門的知識を要する回収困難な債権に係るノウハウを持っていない 	<ul style="list-style-type: none"> 債権管理取組指針の作成（債権管理の基本事項に係る指針の作成） 事務局による一元的な進行管理（所管課のヒアリングにより全体を把握し進行を管理） 債権の区分に応じた効果的な対応策の指導（回収可能性による債権区分と対応策の指導） 年度ごとの具体的な回収目標の設定（債権の区分に基づき実効的な目標設定） 回収の取組みの強化（事務局と所管課が協同して具体的な回収の取組み） 担当職員の資質向上（回収の実地指導、講習会・勉強会の開催、相談体制の整備等） 民間のノウハウ、法律専門家等の活用（回収活動、実地指導、講習会、法律相談等）
<p>県税、商工関係貸付債権、医薬未収金については既に独自の対策を講じているので、当面はそれらを除いた未収金（約7億5,600万円）を取組みの対象とする。</p> <p>各年度の収入未済額（累計）が前年度を下回ることを全体目標として取り組む。</p> <p>回収困難な未収金の取扱、民間回収業者への委託、債権者情報の共有化等について、新たな取組みの中で検討を進める。</p>	

(資料25) 新たな未収金対策 全体スケジュール (案)

資料3

新たな未収金対策 全体スケジュール (案)

全体目標＝各年度の収入未済額(累計)が前年度を下回ること
平成22年度から3年間を目標として以下の取組みを行う

	21年度	22年度	23年度	24年度
債権管理取組指針の作成	債権管理取組指針の作成	取組初年度として、所属への周知や体制強化を図る	目標達成へ向け各所属の実際の取組みを促進	21年度の総括
各票の取組実績の調査	20年度調査(事務局) 調査方法の検討(事務局)	21年度実績調査(事務局)	22年度実績調査(事務局)	23年度実績調査(事務局)
債権の区分	区分基準検討(事務局)	ヒアリング 債権の区分、対応策の検討(事務局・所管課)	ヒアリング 債権の区分、対応策の検討(事務局・所管課)	
回収目標数値設定		回収目標数値設定(事務局・所管課)	回収目標数値設定(事務局・所管課)	
回収の取組み		督促・回収・實力調査等(事務局・所管課)	督促・回収・實力調査等(事務局・所管課)	
担当者の資質向上	講習会等の実施計画策定(事務局)	講習会・勉強会(事務局)	講習会・勉強会(事務局)	
専門家等の活用		法律相談、回収の取組み(督促・回収、實力調査等)、講習会開催等への専門家、民間ノウハウの活用		

【検討事項】

- 回収困難な債権の取扱基準
- 民間回収業者への委託
- 債権者情報の共有化

検 討

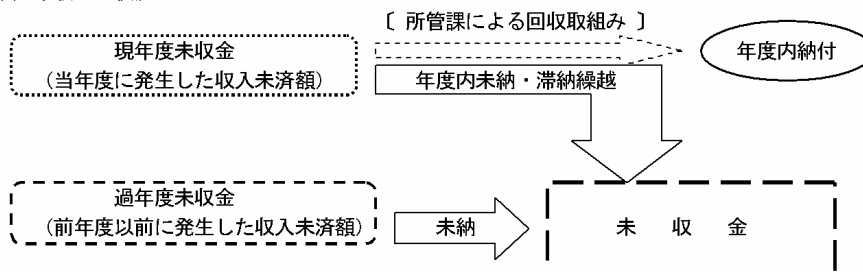
未収金の区分と対応策の概要

1 未収金の区分

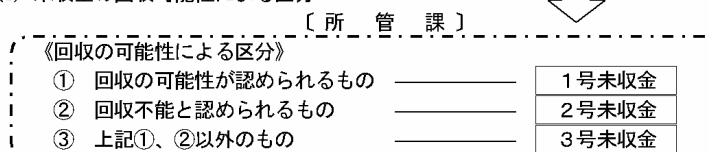
(1) 趣旨

未収金を、その回収の可能性に応じて区分し、回収可能な未収金への集中対応と、回収不能未収金の法令等に基づく整理を行う。

(2) 未収金の状況

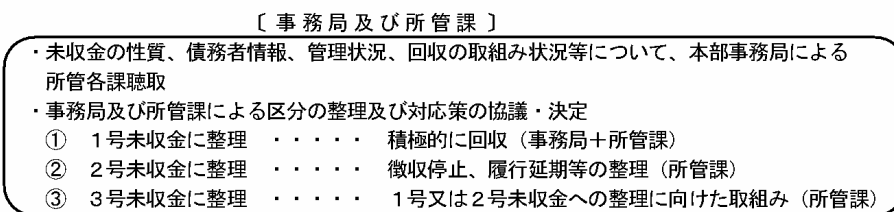


(3) 未収金の回収可能性による区分



【区分結果を事務局へ報告】
・集計表及び債権管理簿、滞納整理票等添付

(4) 未収金区分に応じた対応



2 未収金の管理及び回収の促進

- (1) 1号未収金として整理された未収金については、事務局及び所管課が共同して回収に当たるとともに、定期的な調査における回収目標額に計上する。
- (2) 2号未収金として整理された未収金は、所管課において徴収停止、履行延期等の整理を図る。
- (3) 3号未収金として整理された未収金は、所管課において1号又は2号未収金への整理に向けた取組みを行う。

第 2 損害賠償で生じた未収金（土木部）

（未収金の内容）

この山形県土木部所轄の損害賠償金にかかる未収金についての時系列は未収金の経緯（資料3）で一覧にしているが、その要約を示すと次のとおりである。

公正取引委員会は、山形県置賜総合支庁建設部が平成12～15年度に発注した測量・設計等業務委託入札について、談合を認定し、該当社に対して、課徴金納付命令を出した。

山形県は、これを受け、該当社に対し、平成18年10月19日に損害賠償を請求した。（資料4、7）

しかし、これに対し該当社は請求に応じなかったため、平成19年3月29日に山形県は議決証明（資料6、8）を得て山形地方裁判所に対し、損害賠償の訴えを提起した。（資料5）

山形県は、平成18年度の決算において、雑収入（弁償金）239百万円を計上した。さらに、平成19年度において54百万円を雑収入（弁償金）として計上し、合計の雑収入計上額は293百万円に上った。（資料1）

この未収金の回収については、平成21年3月31日の決算までに、8百万円（内7百万円は債権債務の相殺による。）しかなく（資料1、2）、291百万円が未回収で、不良債権化した。

平成21年度において、裁判所から和解案の提示があり（資料9）、山形県は受諾することとし、和解額約80百万円との差額、約2億円の未収金を消滅させる処理を行なった。監査人が入手した資料によれば、手続きとしては、「損害賠償請求にかかる調定金額の減額について（滞納繰越分）」により未収金を消滅させた（資料2）。すなわち、事業会社であれば売上戻しが2億円生じることとなったわけである。

（意見）

1. 収入計上の時期が不適切であった。【指摘事項】

監査人が第一に問題視するのは、収入調定すなわち収入計上のタイミングが不適切であったことである。

山形県は、当該収入を計上する時点を、業者への請求時点にとり、かつその計上金額については、回収する際一番重要な請求対象業者の納得を得られないまま、山形県側で

設定した基準で一方向的に算定したことである。

時は、平成18年10月頃になるが、債権の存在を認識する為の、債務承認書（債務延期申請書、履行延期承認通知書を含む）を請求対象業者から入手できていなかった。すなわち、「払う。」と言ってきていないにもかかわらず、収入計上を行なった。

この結果、平成18年度計上した2億円の収入に対する減額処理を、平成21年度で行わなければならなくなった。

山形県の内部で定めている「会計事務の手引」の第3章に「随時の収入」についての記載がある（資料10）。これによると随時の収入は、収入すべき事実又は権利が発生したときに、直ちに調定を行うことと定められている。

この「収入すべき事実又は権利が発生したとき」を具体的にいつの時点にとるかについては、定められていない。特に、損害賠償金が「随時の収入」の範疇に入ることは容易に理解できるが、これについては明確な定めがない。

そこで、損害賠償金の計上について、事業会社の処理を参考にすると（資料11）、その計上時点は、原則としてその支払を受けることが確定した時であり、あるいは実際に支払を受けた時である。ここで支払いを受けることが確定した時とは、債務承認書を入手した時とか、裁判による判決か、和解をした時とするのが相当である。

したがって、当該損害賠償金を計上する時点は、平成21年度であり、山形県が行った平成18年度と平成19年度の計上は適切ではなかった。

このため、山形県は、平成18年度と平成19年度に収入計上した当該損害賠償金を、平成21年度の決算で、減額調定という収入の戻し処理をしなければならない結果となった。

山形県土木部から、追加の説明があった。

収入調定とは「歳入を徴収しようとする際の県における内部意思決定行為」であり、相手方に支払請求を行う場合は収入調定を行ったうえで請求することとなっている。

県としては不正を行い、それを公取委で認めている以上、損害賠償を求めるべきであり、実際に一部の業者は当該調定に基づき支払いを行っている。（しかし、そのほとんどが相殺によるものであった。監査人注）また、県の会計においては収入調定額と歳入予算額は同額（イコール）ではなく、当該弁償金も収入調定は行っているものの、最終的に当該年度の歳入予算に計上しておらず、決算上の歳入欠損にはなっていない。このため、平成21年に行った減額調定は予算に対して影響を与えてはいない。

監査人は、歳入予算を確認した結果、当該延滞繰越分が収入調定額には入っているが歳入予算額には入っておらず、山形県土木部の主張するように、平成21年に行った減額調定は予算に対して影響を与えてはいないことを確認した。

しかし、決算（ないし決算数値）としては、損害賠償請求にかかる調定金額の減額を

行ない、滞留繰越分（未収金）を消滅させることになり、財産としては約2億円のマイナスの影響が生じる。

当該未収金の計上は平成18、19年度で、その計上根拠として一番重要な「債務承認書」の存在を山形県土木部に再度確認したところ、入手されていなかった。すなわち、山形県は、その請求金額で損害賠償金を支払うことの請求対象業者の意思が確認できていないにもかかわらず、平成18年度に収入計上を行なったため、平成21年度に収入の戻し処理（調定金額の減額）を行なわざるを得なくなったのである。

いかに県の会計といえども、損害賠償金という特殊な債権において、債務承認されていない債権は計上しないのが相当である。

地方自治法上、先方に出す納入通知を発行するためには、どうしても調定が必要なので、それと会計との兼ね合いを解決するためには、債務承認されていない債権であることを理由に同年度で減額調定を行なえば良かったと考える。

これは、技術的な解決方法である。本質的な解決方法は、債務承認書を入手する努力を行うことである。

2. 山形県側のコミュニケーションが不十分だった。【意見A】

さらに監査人として次に指摘しなければならないのは、当該損害賠償金の請求対象業者に対しての山形県のコミュニケーションが不十分だったことである。公正取引委員会から請求対象業者に排除勧告がでて、その対応として損害賠償金の請求となったわけであるが、山形県は、その請求対象者の取引相手の立場にあり、発注者としての責任を十分認識して、請求対象者とのコミュニケーションを円滑に進めるべきであった。

請求対象業者は、利益が出なければ事業をやめなければならない（最悪の場合は倒産に陥る）立場にあり、かつ、ほとんど山形県内の事業者で、県の事業活動の一翼を担う大切な県民から構成されているのである。山形県はその状況も十分認識し、請求対象業者の言い分も十二分に斟酌すべきであった。

この延滞した未収金は、回収に問題があったのではなく、その発生時点での山形県の対応、特にコミュニケーション不足に問題があったものと考えられる。

山形県土木部から、次の追加説明があった。

県としては、損害賠償請求の説明会において、企業側の経営状況を考慮し「債務延期申請」についての手続き等についても平成18年10月12日の業者説明会において説明をおこなったところである。

また、今回対象の業者については、いずれも公正取引委員会の事情聴取に対し、談合の事実を認めており、損害賠償請求については、厳正な処分を求める県民の声（オンブズマン等から申し入れ有）等を反映し、前回同様の事例があった「最上地域農業土木工事談合事件」に準じて被害額を算出し、請求をおこなったものである。

「請求対象者とのコミュニケーションを円滑に進めるべきであった。」との指摘については、「相手側業者は、早急に共同して東京在住の弁護士を代理人に立てて反論してきた経緯もあり、県としては業者側と直接接できない状況にあった。」との説明があった。

以上の県の説明は、県で賠償額を13.35%に決定し説明会を開催した以降の部分である。もうこの段階に来たのであれば、すでにコミュニケーションの失敗である。

もっと前の段階から、円滑なコミュニケーションをとる必要があったと監査人は考える。なぜなら、債務承認書を入手できなければ、収入計上の可能性はないからである。たとえ計上したとしても、今回のようにそれを戻さなければならない状況に陥る。

損害額の%について、お互い納得のできる水準に決めるよう、コミュニケーションをとるべきであった。

特に、気に係るのは、(資料9)の和解についての土木部の説明書をみると、今回裁判所が仲介した和解案である5%よりも低い率である3.15%で、最上農業土木工事について平成15年に請求していることである。

多くの判例は、5%を損害額にしているのに、なぜ13.35%という大きな損害額の算定で説明会を開き調定(請求)してしまったのか、そしてそのまま進んでしまったのか。

和解の率の5%が正しいと仮にすれば、問題となった率である13.35%を、説明会を開く前には是正するか、理解してもらうべきであった。そのための有力な手段が相手方とのコミュニケーションで、感想程度でも良いから膝を割って打診すべきであった。

その意見交換の機会がなかったので、説明会に出席した相手は、13.35%といった数字に絶望感を覚え、すぐさま東京の弁護士に代理人を頼んだのではないだろうか。

今後も、このような談合による損害賠償金の説明会のみならず、一定の県民に賦課を生じさせる説明会を開催しなければならない機会があろう。その時、今回のように裁判、和解までいかないように、相手とのコミュニケーション確保に留意しなければならない。

(資料1)

未収入金の推移表

年度	決算日	内容	借方	貸方	残高
平成 18 年度	平成 19 年 3 月 31 日	調定額現年度発生	245,732,151		
		収入済額現年度発生		7,223,421	238,508,730
平成 19 年度	平成 20 年 3 月 31 日	調定額現年度発生	54,099,266		
		収入済額現年度発生		10,460	
		収入済額滞納繰越額		1,207,839	291,400,157
平成 20 年度	平成 21 年 3 月 31 日	収入済額滞納繰越額		0	291,400,157
			299,841,877	8,441,720	291,400,157

(県作成の推移表を整理して作成)

(資料2)

残高一覧表を整理

請求対象業者	損害賠償金 及び遅延損 害金	入金	平成 21 年 3 月 31 日残高	解決金額	差額 (調定金額の 減額)
Y 社	62,754,129	0	62,754,129	18,211,937	44,542,192
K N 社	40,402,664	0	40,402,664	12,185,766	28,216,898
O 社	30,644,638	0	30,644,638	9,196,225	21,448,413
S 社	28,284,097	0	28,284,097	8,406,737	19,877,360
M 社	18,963,770	0	18,963,770	5,728,280	13,235,490
A 社	18,075,218	0	18,075,218	0	18,075,218
S A 社	15,456,587	0	15,456,587	4,516,323	10,940,264
YMK 社	14,567,837	0	14,567,837	4,356,237	10,211,600
O G 社	5,503,761	0	5,503,761	1,601,470	3,902,291
MI 社	2,045,561	0	2,045,561	569,472	1,476,089
JI 社	107,588	0	107,588	29,019	78,569
O K I 社	495,041	0	495,041	131,902	363,139
K 社	54,099,266	0	54,099,266	15,048,071	39,051,195
NI 社	7,223,421	7,223,421	0	0	0
M E 社	1,218,299	1,207,839	0	0	0

		10,460			
合計	299,841,877	8,441,720	291,400,157	79,981,439	211,418,718

NI 社の入金は債権債務の相殺による。

ME 社の入金は金銭による。

(資料 3)

未収金の経緯

平成 15 年 9 月 18 日	公正取引委員会による立入調査
平成 16 年 5 月 13 日	公正取引委員会による排除勧告 (6 月 7 日審決)
平成 17 年 10 月 11 日	公正取引委員会による課徴金納付命令 算定対象期間 平成 12 年 9 月 19 日～平成 15 年 9 月 18 日 算定対象業務 552 件 算定対象業者 17 社 (納付命令 13 社、50 万円未満免除 4 社)
平成 17 年 12 月 16 日	審判手続開始決定 (K 社)
平成 18 年 10 月 12 日	損害賠償請求説明会
平成 18 年 10 月 19 日	損害賠償請求
平成 19 年 2 月 20 日	県議会 2 月定例会
平成 19 年 2 月 21 日	新聞報道
平成 19 年 2 月 22 日	訴訟提起の議決
平成 19 年 3 月 31 日	平成 18 年度決算として、245,732,151 円を雑収入 (弁償金) として収入計上。
平成 19 年 3 月 29 日	(1 次) 訴訟提訴
平成 19 年 4 月 16 日	同審判の審決確定 (K 社)
平成 19 年 6 月 4 日	損害賠償請求 (K 社)
平成 19 年 6 月 6 日	損害賠償請求説明会 (K 社)
平成 19 年 10 月 5 日	訴訟提起の議決 (K 社)
平成 19 年 11 月 26 日	(2 次) 訴訟提訴 (K 社)
平成 20 年 3 月 31 日	平成 19 年度決算は次のとおり。 ① 相手方の債権との相殺による入金額 7,223,421 円。(金銭による入金ではない。) あった。 ② 238,508,730 円が滞納額として平成 19 年度に繰り越された。(245,732,151 円から 7,223,421 円を差引いた金額。) ③ 平成 19 年度決算として、54,109,726 円を雑収入 (弁償金)

	として収入計上した。 ④ 金銭による入金 が 1,207,839 円と 10,460 円あり、未収金の滞納額が 291,400,157 円となった。
平成 21 年 3 月 31 日	平成 20 年決算でも、291,400,157 円がそのまま滞納となった。
平成 21 年 4 月～7 月	和解成立
平成 21 年 8 月の状況	訴訟提起 14 社中、提訴直後納入 1 社、和解成立 12 社、破産手続中 1 社となった。

(資料 4)

損害賠償請求説明会資料 (平成 18 年 10 月 12 日)

損害賠償請求説明会資料

日時：平成 18 年 10 月 12 日 (木) 14 時

場所：置賜総合支庁 講堂

1 経緯

平成 15 年 9 月 18 日 公正取引委員会による立入調査

平成 16 年 5 月 13 日 公正取引委員会による排除勧告 (6 月 7 日審決)

平成 17 年 10 月 11 日 公正取引委員会による課徴金納付命令

算定対象期間 平成 12 年 9 月 19 日～平成 15 年 9 月 18 日

算定対象業務 552 件

算定対象業者 17 社 (納付命令 13 社、50 万円未満免除 4 社)

2 県の請求対象について

請求対象業務 課徴金の算定対象となった業務 552 件のうち、破綻した業者が落札した 9 件及び審判手続き中の 1 社が落札した 85 件を除く 458 件

請求対象業者 請求対象業務を落札した業者 17 社のうち、破産した 1 社及び審判手続き中の 1 社を除く 15 社 (うち、解散した 1 社について調査中)

なお、審判中の 1 社については、後日請求する。

3 損害金の算定について

下記の式により請求対象業務ごとに算定した損害額と委託料の支払いごとに算定した遅延損害金の合計額とします。

損害額：① 損害額＝最終契約額－適正契約額

② 正契約額＝最終契約額÷当該契約落札率 (%) × 想定落札率 (%)

③ 想定落札率＝当該契約落札率 (%) － 損害率 13.35%

(※最終契約額は、単価契約においては支払額合計に読み替え)

遅延損害金： 損害額×委託料支払いの翌日から損害額の納入日までの日数÷365 日

×民事法定利率年 5%

4 損害率の算定について

下記の算式により、損害率は 13.35%とします。

立入調査別 (H12. 09. 19~H15. 09. 18) の 請求対象業務の平均落札率 [96.3115%]

—

立入調査後 (H15. 09. 19~H18. 03. 31) の 請求対象業者の落札業務の平均落札率 [82.9523%]
--

5 納入期限について

県が納入通知書を発送した日の翌日から起算して 60 日とします。納入期限まで納入がなされない場合は、年 8.25%の延滞金が発生します。

6 分割納付による履行延期を希望する場合について

(1) 履行延期申請書の提出について

別紙「履行延期申請書」を知事に提出し、承認を受ける必要があります。相当の理由がある場合には、知事は「履行延期承認通知書」をもって承認の通知を行います。

履行延期期間は、5 年以内で審査により定めることとします。

(2) 遅延損害金等について

上記の承認を受けた期間については、納入期限の翌日から、損害額の納入日までの日数について年 5%の遅延損害金が生じます。なお、承認期間を過ぎて遅延した場合は、年 8.25%の延滞金を徴収することになります。

(3) 担保の提供について

履行延期申請を行う場合には、下記に掲げるものから担保を提供する必要があります。

- ① 国債及び地方債
- ② 県が確実と認める社債その他の有価証券
- ③ 土地並びに保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- ④ 県が確実と認める金融機関その他の保証人の保証

7 納入通知書等の発送について

- (1) 損害賠償の請求書と納入通知書を 10 月 19 日(木)頃に発送する予定です。
- (2) 請求書を受領後に、県に対する損害賠償債務が存在していることを承認する「債務承認書」を 10 月 27 日(金)まで山形県土木部建設企画課あて提出してください。
- (3) 分割納付による履行延期を希望する場合は、「履行延期申請書」を「債務承認書」と一緒に提出してください。
- (4) 納入期限まで請求金額を納入してください。納入期限より早く納入された場合は、後日、遅延損害金を日割り計算により還付します。

関係書類の提出先及び問合せ先 山形県土木部建設企画課 (山形市松波二丁目 8 番 1 号) 担当 ○○、○○、○○ (電話 : 023-630-2572)

(資料5)

新聞記事 (山形新聞 平成19年2月21日)

置賜・測量設計談合

県、13社を提訴へ

損害賠償1億9300万円請求

県発注の測量設計業務をめぐる入札談合事件で県は、置賜地方などの十三社に対し、総額約1億9300万円に上る損害賠償を求めて山形地裁に提訴する方針を固めた。20日開会した県議会二月定例会に提案した。

県は去年10月、15社に対し損害賠償請求を行ったが、請求に応じない13社を訴訟の対象にした。対象から外した1社は既に営業停止しているが、県発注の別工事の支払い分とで相殺済み、残る一社は別会社に営業譲渡されており、請求対象となりうるかを含め法的検討中という。

建設企画課によると、損害額は2000年9月から03年9月までの間、15社が落札した458件の契約を対象として、公正取引委員会が行った立ち入り検査前後の平均落札率の差をもとに算定。落札率は約96.3%から約82.9%まで下がっており、差し引き13.35ポイントを談合による「損害率」とみなした。

訴えには年5%の遅延損害金の支払いも盛り込む方針で、請求額は現段階で1億9300万円の約2割増しになっている。

この談合事件では、22社が公取委から排除勧告を受け、13社が課徴金納付命令を受けた。

納付命令を不服として審判中の1社について、県は審決を待って損害賠償手続きに入る方針だ。

(資料6)

議決証明 (平成19年3月19日)

議決証明

議第33号

測量、土木コンサルタント等業務の受注に係る不法行為による損害賠償の訴えの提起について

県は、次により訴えを提起するものとする。

1 訴えの趣旨及び相手方

(1)

イ 訴えの趣旨

次の内容の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (イ) 金〇〇〇円及びこれに対する損害が生じた日の翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員の支払い
- (ロ) 訴訟費用の被告負担

ロ 訴えの相手方

Y社

(2)

イ 訴えの趣旨

次の内容の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (イ) 金〇〇〇円及びこれに対する損害が生じた日の翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員の支払い
- (ロ) 訴訟費用の被告負担

ロ 訴えの相手方

KN社

(略)

(13)

イ 訴えの趣旨

次の内容の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (イ) 金〇〇〇円及びこれに対する損害が生じた日の翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員の支払い
- (ロ) 訴訟費用の被告負担

ロ 訴えの相手方

OG社

2 訴えの理由

県が置賜地域において指名競争入札又は見積り合わせの方法により発注した測量、土木コンサルタント等業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、競争を実質的に制限し、損害を与えた。

3 授権事項

必要に応じて和解、控訴及び上告をすることができる。

4 管轄裁判所
山形地方裁判所

平成19年2月22日原案可決

相違なきことを証明する。

平成19年3月19日

山形県議会議長 ○○○○

(資料7)

損害賠償請求説明会資料 (平成19年6月6日)

置賜地域における山形県発注の測量、土木コンサルタント等
業務委託に係る損害賠償請求説明資料

日時：平成19年6月6日(水) 15時

場所：置賜総合支庁 503 会議室

1 経緯

平成15年9月18日 公正取引委員会による立入調査

平成16年5月13日 公正取引委員会による排除勧告(6月7日勧告審決)

平成17年10月11日 公正取引委員会による課徴金納付命令

平成17年12月16日 審判手続開始決定

平成19年4月16日 同審判の審決確定

2 県の請求対象について

(1) 請求対象業績 課徴金の算定対象となった業務 552 件のうち、破綻した業者が落札した 9 件を除く 543 件 (課徴金対象期間 H12. 9. 19~H15. 9. 18)

(2) 請求対象業者 請求対象業務を落札した 17 社のうち、破産した 1 社を除く 16 社

3 今回の損害賠償請求の対象について

(1) 請求対象業者 K社

(2) 請求対象業務 課徴金の算定対象となった業務 552 件のうち、K社が落札した 85 件 (課徴金対象期間 H12. 9. 19~H15. 9. 18)

4 損害額の算定について

下記の式により請求対象業務ごとに算定した損害額と委託料の支払いごとに算定した

遅延損害金の合計額とします。

損害額：①損害額＝最終契約額－適正契約額

②適正契約額＝最終契約額÷当該契約落札率（％）×想定落札率（％）

③想定落札率＝当該契約落札率（％）－損害率 14. 10％

（※最終契約額は、単価契約においては支払額合計に読み替え）

遅延損害金：損害額×委託料支払いの翌日から損害額の納入日までの日数÷365 日
×民事法定利率年 5 %

5 損害率の算定について

下記の算式により、損害率は 14. 10%とします。

立入調査前 (H12. 09. 19～H15. 09. 18) の請
求対象業務の平均落札率
[96. 3316%]

— 立入調査後 (H15. 09. 19～H18. 03. 31)
の請求対象業者の落札業務の平均落札率
[82. 2222%]

6 納入期限について

県が納入通知書を発送した日の翌日から起算して 60 日とします。

7 分割納付による履行延期を希望する場合について

(1) 履行延期申請書の提出について

別紙「履行延期申請書」を知事に提出し、承認を受ける必要があります。相当の理由がある場合には、知事は「履行延期承認通知書」をもって承認の通知を行います。

履行延期期間は、5 年以内で審査により定めることとします。

(2) 遅延損害金等について

上記の承認を受けた期間については、納入期限の翌日から、損害額の納入日までの日数について年 5%の遅延損害金が生じます。なお、承認期間を過ぎて遅延した場合は、年 8. 25%の延滞金を徴収することになります。

(3) 担保の提供について

履行延期申請を行う場合には、下記に掲げるものから担保を提供する必要があります。

①国債及び地方債

②県が確実と認める社債その他の有価証券

- ③土地並びに保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- ④県が確実と認める金融機関その他の保証人の保証

8 納入通知書等の発送について

- (1) 損害賠償の請求書と納入通知書を、平成19年6月4日(月)に発送しました。
- (2) 請求書を受領後に、県に対する損害賠償債務が存在していることを承認する「債務承認書」を平成19年7月4日(水)まで山形県土木部建設企画課あて提出してください。
- (3) 分割納付による履行延期を希望する場合は、「履行延期申請書」を「債務承認書」と一緒に提出してください。
- (4) 納入期限まで請求金額を納入してください。納入期限より早く納入された場合は、後日、遅延損害金を日割り計算により還付します。

関係書類の提出先及び問合せ先
山形県土木部建設企画課
(〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号)
担当 ○○、○○ (電話：023-630-2572)

(資料8)

議決証明 (平成19年11月5日)

議決証明

議第136号

測量、土木コンサルタント等業務の受注に係る不法行為による損害賠償の訴えの提起について

県は、次により訴えを提起するものとする。

1 訴えの趣旨

次の内容の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 金○○○円及びこれに対する損害が生じた日の翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員の支払い
- (2) 訴訟費用の被告負担

2 訴えの相手方

K社

3 訴えの理由

県が置賜地域において指名競争入札又は見積り合わせの方法により発注した測量、土木コンサルタント等業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注

できるようにすることにより、公共の利益に反して、競争を実質的に制限し、損害を与えた。

4 授権事項

必要に応じて和解、控訴及び上告をすることができる。

5 管轄裁判所

山形地方裁判所

平成19年10月5日原案可決

相違なきことを証明する。

平成19年11月5日

山形県議会議長 ○○○○

(資料9)

「置賜管内県発注測量等委託業務の入札談合に係る損害賠償請求訴訟」に係る一部業者との和解について（平成21年9月2日）

平成21年9月2日

土 木 部

「置賜管内県発注測量等委託業務の入札談合に係る損害賠償請求訴訟」に係る一部業者との和解について

1 主な経緯

(1) 平成12～15年度に発注した置賜地域の測量・設計等委託業務入札について、県は公正取引委員会が談合を認定した受注業者に対し、平成19年3月29日（公正取引委員会の決定に不服を申し立て、審判請求をおこなった1社は、同年11月26日）に山形地方裁判所に対し、損害賠償の訴えを提起した。

(2) 訴訟の審理が3回行われたが、早期解決に向け、平成20年12月9日に山形地裁から賠償額について、「すべての業務において最終契約総額の5%とする」和解案が提示された。

2 和解案の応諾について

裁判所の和解案の提示を受け、県としては、全国における同様の訴訟事例などを参考に、弁護士等関係者と相談のうえ、今年度に入り破産手続中の1社（本社：大阪市）を除く12社（いずれも県内事業者）と和解を行った。

訴訟を継続していた13社についての対応状況は以下の通り。

- ①和解成立 12社（最終契約総額の5%を支払い）
- ②破産手続中 1社

3 今後の対応

破産手続中の1社については、その手続きの動向を注視していく。（賠償金回収の可否については現在のところ不明）

（参考）

平成15年請求の「最上農業土木工事」の際の請求率 3.15%

以上

（資料10）

会計事務の手引（平成15年2月、山形県）

第3章 収入

4 歳入の調定（法231、令154、財41～46）

歳入徴収担当者が歳入を徴収しようとするときは、まず、その歳入の内容を調査して収入金額を決定することが必要となる。この調査から決定までの手続きを調定という。調定は長が歳入を徴収しようとする際の県における内部意思決定行為である。歳入を調定するにあたっては、次の要件を備えているかどうかを調査し、調査の結果誤りがなければ、収入すべきものと決定することになる。

- ・歳入が法令又は契約に違反していないこと
- ・歳入の所属年度を誤っていないこと
- ・歳入科目を誤っていないこと
- ・納入すべき金額の算定が法令、契約等に照らし誤っていないこと
- ・納入義務者及び納入場所が法令、契約等に照らし、適正であること

(1) 調定の時期

調定行為は、その性質上納入の通知及び歳入金の収納前に行われることが原則である。

ア 法令、規則等で納期が一定している収入

……当該納期限の到来する日前15日までに調定を行うこと。

イ 随時の収入

……収入すべき事実又は権利が発生したときとし、直ちに調定を行うこと。なお、
国庫支出金、地方債の受け入れについては下記によること。

(略)

(資料 1 1)

損害賠償金の計上時期

損害賠償金の計上時期

他人から受けた損害について、損害賠償を請求し損害賠償金の支払を受ける場合、その損害賠償金の収益の計上時期は2つ考えられます。1つは他の者から損害を受けた時点で民法上の損害賠償請求権を得るために、その損害に係る損失の計上と同時に対応する損害賠償請求権を収益計上するという考え方です。

もう1つは、損失は損失の発生時に計上し、一方で損害賠償金はその支払を受けることが確定した時点で収益計上するという考え方です。

前者の考え方は損害賠償責任の有無につき当事者間で争いがあることが多く、また賠償金の額についても裁判等の額が決まらなると確定しないことから一般的には採用できないと考えられます。したがって、損害賠償金の収益計上時期は、原則としてその支払を受けることが確定したときの収益とされます。また、実際に支払を受けた時に収益計上をしている場合も、税務上、これを認めています。

一方、損害賠償の原因となった損害に係る損失については、損害の発生した時点で損金算入できます。ただし、損害と保険金収入についての対応が求められるため、保険金又は共済金により補填される部分は除かれます。

(出典) 勘定科目別 会社決算の税実務 第3版 (新日本有限責任監査法人・新日本ア
ンスト アンド ヤング税理士法人)

第 3 補助金返還未収金の不納欠損金（農林水産部）

（未収金の内容）

（補助金に関する、はじめ頃の動き）

補助金決定に必要な書類のやり取りについての資料は（資料2）で入手したが、それ以前の実質的経過を把握するため、追加で要求した（資料12）によると、当該補助金の実質的検討経過は次のとおりである。

本事業の審査については、平成15年11月に東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会から事業計画案の提出があり、それを受けて県では協議会から計画案の内容について聞き取りを行った上で、平成15年12月18日に実施された東北農政局の事業計画のヒアリングにおいて県から説明を行った。その後も、国と県で検討・審査を重ねながら、事業計画の提示から約3カ月後に正規の申請手続を経て事業が採択された。

また、平成15年12月から1月にかけて山形県は事業計画の審査、東北農政局への説明を行った。

国は、補助事業について県が事業計画の承認を行うときは、あらかじめ地方農政局に協議をすることを課しており、県はこれに従ったものである。

（補助金支払（書類のやりとり））

平成15年度も終わりに近い平成16年2月16日に、国の東北農政局（農林水産省）から山形県の農林水産部生産流通課に、事業費補助金の追加割当の内示があった。これを受けて、山形県（生産流通課）は、事業実施計画書、特認団体承認書を翌日の2月17日に国（東北農政局）に送付した。国（東北農政局）は、審査を行い、2月19日に承認通知書を山形県（生産流通課）に送付し、山形県（生産流通課）はこれを同日受領した。続いて、山形県（生産流通課）は2月20日に補助金追加交付申請を行い、国（東北農政局）は、審査ののち、2月24日に交付決定通知書を山形県（生産流通課）に送付し、山形県（生産流通課）はこれを同日受領した。

書類のやり取りについては、国の特認団体の審査承認を含めて、国と県との間で土日を含めて1週間で、追加交付決定までに至った。

次に、特認団体である「協議会」と山形県（農業技術課）との審査を含む書類のやり取りが2月26日、27日にあり、山形県（生産流通課）は、3月1日に概算払い請求を国

(東北農政局)に行き、3月18日に現金が山形県(生産流通課)に入った。

平成16年4月20日に事業実績報告、事業成果報告が「協議会」から山形県(農業技術課)に提出され、審査の後、平成16年5月20日に「額の確定」が山形県(農業技術課)から「協議会」に送付され、平成16年5月31日に山形県(農業技術課)から「協議会」に補助金が支払われた。その額、243,540千円である。(なお、事業費は、490,062千円である。)

そのうち、6月9日に山形県(生産流通課)から国(東北農政局)に実績報告書が出され、6月29日に国(東北農政局)から山形県(生産流通課)が「額の確定」を受領した。

(資料4)

(補助金返還命令と未収金発生)

補助金返還の経過については、(資料2および5)に詳しく流れ図として記載されているが、要約すると次のとおりである。

平成18年6月19日から会計検査院の現地検査があり、平成19年11月9日に平成15年度の当該補助事業は完了していないとの指摘を受け、補助金全額が不当として国会に報告された。

平成19年12月4日に、山形県は「協議会」に補助金の返還命令を出した。

平成20年2月25日の返還命令の金額243,540,000円のうち、33,670円を納入し、243,506,330円が未納ということで、未収金となった。(資料1)

(県が国に補助金全額返還)

平成20年3月4日、県は「協議会」に、未納付額について督促通知を行なった。

また、平成20年3月17日に山形県は、補助事業者として国に補助金全額243,540千円を返還した。

(損害賠償等の請求)

平成20年3月21日に「協議会」には資力がないとして、関係者に対する損害賠償等の請求訴訟を提起した。

- ① 不法行為による損害賠償請求として、被告伊藤幸吉に243,506,330円
- ② 不当利得返還請求として、(有)ファーマーズ・クラブ赤とんぼに40,584,388円

しかし、平成20年4月17日に被告伊藤幸吉の死亡等の事情が発生し、平成20年12月22日に和解が成立した。

詳しくは、(資料6、7、8)を参照されたい。

(債権の放棄と不納欠損金処理)

平成20年12月22日に「協議会」が関連機器の売却代金として63,000円を納入した。

平成21年2月24日、県議会2月定例会に債権243,443,330円を放棄するための議案を提出し、議決を受け、未収金残額である243,443,330円は不納欠損金として処理された。(資料1)

なお、和解金の収入を調整した後の山形県の損害額は216,657,634円である。(資料8の監査人コメント)

(その他の事項)

1. 平成19年11月12日に、「平成15年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業に係る会計検査院による国会報告について」として、知事が記者発表を行なった。
2. 県は事故防止のため次の通知等を出した。

名称/通知日	通知元	通知先	備考
補助金等に係る事務の適正な執行について(通知) 平成20年3月26日 (資料20)	総務部長	各部(局)長 各総合支庁長	① 補助金等の交付決定等に係る審査等の徹底等 ② 実績報告に係る審査等への徹底 ③ 帳簿の備付等の徹底
山形県農林水産部所管補助事業等に係る現地調査等について 平成20年3月28日	農林水産部長	部内各課長 部内公所長 各総合支庁長	「山形県農林水産部所管補助事業等に係る現地調査要領」(資料21) (平成20年4月1日から施行、平成20年度から適用) 様式第1号、様式第2号
山形県農林水産部補助金等適正化審査会設置要領の制定について 平成20年3月28日	農林水産部長	部内各課長 部内公所長	「山形県農林水産部補助金等適正化審査会設置要領」(資料22) (平成20年4月1日から施行、平成20年度から適用) 1,000万円以上の補助金等を対象とする。 (別紙様式1)農林水産部所管補助事業等計画チェックリスト

(意見)

この補助金返還未収金の不納欠損金について、検討した結果、山形県の当該補助金への対処法に種々の問題点があると考ええる。

1. 補助金支払い後の金銭の流れについて、事実を徹底的に解明していないこと。今後同じような事件が生じないように、金銭の流れに関する徹底した事実認識を実践していかなければならない。【指摘事項】

監査人が当該不納欠損金の事実へ接した時、まず、最初に思ったのは、お金の流れは一体どうなったのか、補助金のお金はいったいどこへ行ってしまったのか、ということであった。

平成16年5月31日に山形県から「協議会」に243,540千円支払われ、平成18年6月19日に会計検査院の実地検査があり、約2年間で費消されていたと推測される。

会計検査院の検査結果報告(別紙9)によれば「同協議会では、本件補助事業に係る帳簿、契約書、領収書等の書類の所在が不明であるとしているため、関係者から別途提出を受けた書類等により検査した」とあり、補助金の制度上、その適正性の検証のため一番重要な監査証跡が欠落していたのである。これが、意図的に行われたのかそうでないのか、会計検査院の検査結果報告は明らかにしていないが、山形県はそのままにしておいてはいけなかったのである。徹底的に追及すべきであった。

なお、山形県が実施した調査については、(資料13)に載せたが、いずれの記載も「補助金の流れの把握に努めた。」で終わっている。

また、下記の指摘事項にもつながるが、(資料14)「平成19年11月農林水産常任委員会の主な質疑・質問等」で、今井委員が「協議会が補助金の交付を受けるために設立されたように思える。県も交付決定や指導を行ってきたことから、今回の件に関し、責任があると考えますがどうか。」と質問したのに対して、エコ農業推進課長は、次のように答えた。

「県としては、機器が購入されており、情報を入力すれば、システムが稼動する状況であったので、稼動に向けた指導を継続的に行ってきた。事業費4億9千万円の約半分は自己資金であり、機器の購入も行われている。聞き取りでは、全体で4億4千万円程度の支払が確認されている。」

聞き取りで証拠として認められない。

この案件について県から追加説明があった。

「県では補助事業について、「山形県補助金等の適正化に関する規則」に基づき事業主体

である東日本コピキタストレーサビリティ推進協議会に対して、会計等に関する書類の提出を求めたが、関係書類の所在不明により内容が確認できず、また、事業の実質的な主宰者であった伊藤幸吉は入院中で意識不明の状態にあり、事情聴取もできない状況だった。

県には民間人や団体に対する強制力のある調査または捜査の権限がないので、会計検査法上の調査権限を持つ会計検査院調査官との同行調査及び関係者に任意の協力を求める独自調査により、当該協議会の構成員、取引先、その他の関係者からの事実確認と監査証跡の収集に努めた。

この結果、見積書、注文書、請求書、振込明細及び聞き取り調査等から、総事業費 490, 062, 000 円のうち 443, 534, 803 円の支出を確認した。(資料 17)」

見積書、注文書、請求書、振込明細を収集し、それらの金額を合計したものが総事業費に近いので十分な調査を行なったということである。しかし、肝心の資金（預金）の流れを預金通帳や金融機関から入手する預金取引状況表等から把握し、さらに帳簿で取引の内容（いつ、何を、どこから、何の目的で買ったかなど）について把握できなければ、見積書、注文書、請求書、振込明細を収集し、なおかつ聞き取り調査などでは、本格的に調査したことになる。

特に、ソフトウェア会社などへの支払いについては、その実態を把握するために、その作業に携わった要員の日報等の写しを入手しなければならない。ソフトウェアの場合、物的に存在を証明しにくいし、また、他の顧客の為に作ったソフトのコピーだったりもするので、実際働いた要員の稼働状況をヒアリングにより検証するのが調査手続きとして必要である。

2. 補助金を入手することだけを目的とした申請との疑惑がもたれるが、これを徹底的に払拭していないこと。まず、今後同じような事件が生じないように、審査の段階で、補助金対象事業者の目的が補助金の入手ではないことの確証に努めなければならない。そして、万が一、事件が発生した場合、同疑惑を払拭するまで、徹底的に事実認識を実践していかなければならない。【指摘事項】

当該事業費は490,062千円であり、この金額を「協議会」が支出する必要があるから、当該補助金はその約半分の243,540千円が認可交付されたのである。

すなわち、事業目的が達成できたかどうかについてはわきに置くとしても、「協議会」は490,062千円を支出していなければならず、同額の領収書等の監査証跡が残っていないなければならない。

山形県が実施した調査（資料13）に、「2 補助事業により導入した機器の確認状況」のリストが載っているのので、導入した機器の金額がどの程度のものか推定してみた。結果は（資料16）に記載したが、合計で約20,000千円であった。導入当時は約5年前であるので今よりも単価は高かっただろうが、当該事業490,062千円がすべて使われたことを説明するには程遠い。

また、（資料9）の会計検査院の検査結果には次の記載がある。

「生産者の出荷拠点18箇所においては、上記の端末装置が4箇所にしか設置されていなかった。また、加工流通・販売業者2者は実際には本件補助事業に参加していなかったことから、当該業者の配送センター等においては端末装置が全く設置されていなかった。そして、出荷拠点等に設置されなかった端末装置は、梱包されたまま倉庫に保管されていたり、所在不明となっていたりしていた。

これらのことから、生産履歴情報については、上記の生産者2,500名のうち4名分の情報が蓄積されていたにすぎず、また、加工流通・販売情報については全く入力できない状況であった。このように、本件補助事業で導入した端末装置等及びデータベースサーバによるシステムは構築されておらず、生産履歴情報等は消費者に提供されないままとなっていた。」

「協議会」からの実質的な申請は平成15年11月であること。

「協議会」が、平成16年5月31日に補助金の支払いを受けるためには「事業実績報告書」や「事業成果報告書」の提出が必要である。

平成16年4月20日付で提出された事業成果報告書に財産管理台帳の記載がある。その財産管理台帳（資料18,19）には、総事業費451,616,120円と3,915,340円の合計額455,531,460円はすべて平成16年（2004年）3月31日に竣工されたとの記載されてあった。

竣工とは、工事が終了して使用可能な状態になっていることである。

補助金はこの実績をみて行なわれたであろう。

しかし、それから3年以上経過した平成19年の会計検査院の検査結果報告では、稼働していないし実体がないような状態であることから、当時の事業成果報告書の記載は不実と考える方が自然である。

これでは、だれでもが、「協議会」の補助金申請は、補助金を入手することだけを目的とした申請と判断する。

少なくとも、490,062千円以上の支払いがなされたことを、第三者的証拠で立証しなければならない。

山形県は、不法行為による損害賠償請求で訴訟を行なっているが、補助金に係る刑事事件として警察に届け出て、徹底的に捜査すべき事件だったと考える。なぜなら、本件補助事業に係る帳簿、契約書、領収書等の書類の所在が不明であり、これは、「協議会」が意図して行なった疑いが払拭できないからである。当時の事業成果報告書の記載が不実と考える方が自然である。

この点でも山形県の対応は誤っている。

(資料14)「平成19年11月農林水産常任委員会の主な質疑・質問等」の阿部(賢)委員の質問にエコ農業推進課長が答弁しているくだりに、「なお、「協議会」から)預金通帳も行方不明であると主張され、「協議会」は)再発行にも応じない状況である。」とある。

これは、補助金が入金したであろう「協議会」の通帳を見られ、金がどこに行ったを知られたくないためとの推測を禁じ得ない。

山形県は毅然として対応すべきであった。

県から次の補足説明があった。

「東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会は、印鑑を紛失したとして通帳の再発行に応じなかったため、新たに印鑑を作成させるなど強く指導し(平成19年11月)、通帳を平成20年2月に再発行させました。しかし、再発行された通帳には、再発行時の残高しか記載がなく、前の通帳の記載事項は記載されませんでした。このため、金融機関に対し取引状況について照会しましたが、回答を拒否されました。」

「協議会」の不誠実さもさることながら、県の対応があまりにも遅きに失し、山形県民に損害をかけてしまったといえるだろう。

特に疑問を感じてしまうのは、「協議会」の代表理事が伊藤幸蔵であるのに、県によると、「すべては、父(伊藤幸吉、平成18年6月に会計検査が入った時は、体の具合が大変悪かった。平成20年4月に亡くなった。)が存じており、私は何もわかりません。」との伊藤幸蔵の説明があり、その話をそのまま受けてしまったことである。

結果、資金の流れの追及で一番大切な、必要な通帳ないし金融機関からの銀行取引状況表の入手ができなくなってしまった。

当該事業の重要取引先（支払先）に日本農業IT化協会がある。県に確認を依頼したところ、日本農業IT化協会については、法人登記は閉鎖されていないものの、協会に事務所のスペースを提供していた会社の職員に県が確認したところ、現在は協会の職員や事務所は存在せず活動休止状態にあるとのことである。

また、実績報告書には、巨額の金額を投資した3台のサーバー（381百万円、ソフトを含む。）をIDCセンター（委託管理センター）に預けてあるとの記載があった。これについて、県から次の説明があった。

「実績報告書記載のIDCセンターは、サーバを設置しデータベースシステムの運用を行う場所です。平成18年度途中までシステムを開発した株式会社〇〇〇〇に置かれていましたが、保守管理料の支払いがないため撤去されたことを確認しております。」

なお、県に聞くと、ソフトウェアの設計は日本農業IT化協会で行ない、株式会社〇〇〇〇がシステムを開発したといっても、コーディング等の作業に限定されていたようである。すなわち、本事件のもう一つの要点は日本農業IT化協会にあるようであるが、それは消えてしまっている。

聞けば聞くほど、藪の中に入ってしまう感がある。

3. 国（東北農政局）に対しても、関与している責任（特に事業体を特認した責任）を追及すべきである。今後、万が一事件が発生した場合、事実を明確にし、そのうえで、国にも責任がある場合、国に対してその責任分担を主張しなければならない。すなわち、山形県民の損害を最小限にするため、国に対しても毅然とした対応をとることが必要である。【指摘事項】

補助金を出すかどうかについては、国（東北農政局）も初めから関わっており、事業者の審査を行なった。この審査が甘かったのが、当該事件が起こった主な原因の一つである。

そして、書面のやり取りに入る前に、国と県との間で、3ヶ月間の検討期間（審査期間）がすでにあつたということである。

当該事業体を特認するに、山形県と国と一緒に審査ないし検討したのに、山形県だけが、その責任を負って、それも積極的に補助金を返還（肩代わり）しているのである。

（資料15）「平成20年2月定例会 農林水産常任委員会の主な質疑・質問等」によれば、エコ農業推進課長が榎津委員の質問に次の答弁を行なっている。

「農林水産省から当該補助金の返還命令は受けていないが、補助金等の適正化に関する法律に基づき、返還命令を受けた場合、交付時点から加算金が発生することとなる。仮に現段階で返還命令がなされた場合でも、その金額が1億円を超えることから、今般、自主的に返納することとしたものである。」

山形県民の損害を最小限に食い止めるために、さらに突っ込んだ対応と答弁が必要だった。

当該事件の真相を徹底的に究明し、国にも審査時の責任があることを主張し、また国とも円滑なコミュニケーションをとり、できれば、半々か、県六国四位で、妥結に持ち込む努力をする必要があつたのではないだろうか。

それを、事実を最後の最後まで追及しない状態で、その損害額を県民に全額負担させるのはいかなものかと疑問に思う。

（資料10）にある「補助金適正化法および補助金適正化法施行令」の補助金適正化法に（補助金等の返還）の規定があり、第18条第3項に次の規定がある。

「各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。」

この「やむを得ない事情があると認めるとき」に該当する事実認識を固めるよう、努力する必要があつた。

この監査人の見解に対し県から次の追加説明があった。

「補助金返還の取り消し又は減額に係る『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』第18条第3項の『やむを得ない事情があるとき』とは、補助事業者である県に落度がない場合とされています。本事業については、額の確定において事業実績の確認等が不十分であり、結果的に過大な金額を補助金として確定したことなど、県の対応に不備があったことから、『やむを得ない事情があるとき』とすることは困難でした。一方、国は県に補助金の返還を命じたときは、同法第19条第1項により、加算金を課すこととなります。

このようなことから県としては、加算金により負担額が増えることを回避するため、やむを得ず、返還命令を受けずに自主的に返還することとしました。

これについては、農林水産省と事前に法解釈等を含めて調整を行って判断したものです。」

監査人が着目しているのは、国に落ち度がある場合も第18条第3項の『やむを得ない事情があるとき』にあたるのではないかと、ということである。結果から見て、県と一緒に審査した国（東北農政局）にも落ち度があるわけで、県ばかりがその損失を100%負担するのはどうみても不公正である。補助事業者である県に落度がない場合だけでなく、国に落ち度がある場合も『やむを得ない事情があるとき』にあたるとするのが、適当である。そうでなければ、国と県との関係は、常に県は国にかしづく存在ということになる。

読売オンラインの記事と監査人の事実確認によると、会計検査院は補助金の支出を不当と判断したうえで、審査や指導が不十分として、農林水産省と山形県に改善を求めたようである。山形県だけに改善を求めただけでなく農林水産省にも改善を求めた点から考えても、山形県だけ100%損を負担するのは県と国との関係上不公正と考える。

今後、万が一であるが、同様の事件が生じた場合、山形県公務員として、国、なにをするものぞ、くらいの気概を持って、山形県民のため難局に立ち向かってもらいたいものである。

4. 補助金事故防止対策について、次の点について改善されたい。【意見A】

- ① 補助金の目的が達成されているか否かについての判定ないし判断を明確にすること。会計検査院の指摘を受けないことを確認する。確認者も明示し、責任の所在を明確にする。
- ② 現地調査が要領に従い網羅的に実施されたことを保証するため、異なる部署の人員によるモニタリングを行うこと。
- ③ 審査会を開催した事実を審査会議事録等で記録し、誰が審査の責任を負うのかを明確すること。
- ④ 審査会が要領に従い網羅的に実施されたことを保証するため、異なる部署の人員によるモニタリングを行うこと。
- ⑤ 現地調査および審査会に、専門家を招へいすること。また、専門家の判断で別途調査が必要となった場合は、専門家の調査を実施すること。
- ⑥ 現地調査調書の支出について、個別の支出内容が、事業目的に合致しているか、計画で予定していたものであるかの判断の記載が必要である。
- ⑦ 不正ないし正当な注意義務違反の処分（ないし罰則）を明示すること。

5. 当該問題の法的な側面

(概要)

(資料2)と(資料4)によれば、未収金の発生処理については概要、以下の流れである。

- ①H16. 5. 31 補助金支払 (概算支払は H16. 3. 18)
- ②H19. 12. 4 補助金の返還命令
- ③H20. 5. 25 協議会より 3 万 3, 6 7 0 円納入
- ④H20. 3. 4 未納付額について督促通知書交付
- ⑤H20. 3. 21 訴訟提起
 - Y₁ 協議会代表者に対する不法行為による損害賠償請求
 - Y₂ 実質的構成員に対する不当利得返還請求
- ⑥H20. 12. 22 和解成立
 - Y₁ 和解金 2, 6 7 8 万 5, 6 9 6 円、← ○Y₁ 破産の場合の配当見込額を基準にしたもの
 - Y₂ 訴え取下げ
- ⑦H20. 12. 22 協議会より 6 万 3, 0 0 0 円納入
- ⑧H21. 2. 24 残債権 2 億 4, 3 4 4 万 3, 3 3 0 円につき、議会による放棄決議

(法的な問題)

(1) H20. 12. 22 に、訴訟上の和解が成立しているが、被告である協議会代表者が支払うべき和解金 2, 6 7 8 万 5, 6 9 6 円は、同被告が破産した場合に県が配当を受けられる見込額 (配当率を 1 1 % と見込んだ) であるという。

(2) まず、本件のように補助金の返還義務が発生する場合があるから、その返還債務について物的担保や人的担保を徴求していないのは問題である。この点で、危機管理についての考えが甘い。今後は、交付時において「返還義務が発生する場合があり、その返還義務を担保するために担保を徴求する」旨を告知して、担保徴求手続を実行すべきである。【意見A】

(3) 次に、県が、裁判上の和解をした点については、次の問題がある。

即ち、県の説明では、解決金2,678万5,696円の根拠は、協議会代表者が破産した場合の配当率に基づくものである、という。しかし、このことは、協議会代表者に対して2億4,350万6,330円の損害賠償を求めて訴訟をしたにもかかわらず、「解決金2,678万5,696円以上は返してもらわなくても良い。」と県自らが言っているのと同様であり、問題である。実際に協議会代表者は破産はしておらず、同人に対する他の債権者が存在するとしても、他に先んじて可能な限り債権を回収すべきであったと思われる。【意見A】

従って、この債権放棄によって、補助金残金はもとより、訴訟を提起した際の弁護士費用や訴訟印紙代が無駄になってしまったのである。

(4) また、県は実質的構成員を被告として約4,058万円の不当利得返還請求訴訟を提起している。これは、県が同被告に補助金の一部が流出し、それも、この補助金の一部を保有する理由がないものと認めて当該訴訟を提起したものであるが、同被告が口頭弁論において本件事業への関与を否定したことを理由に、和解においては同被告への訴えを取り下げている。この場合も、弁護士費用や訴訟費用が支出されているのであり、訴え取下げによりこれらの費用は全く無駄になってしまったのである。これについての対応にも問題がある。【意見A】

(5) 以上のように、この補助金については、交付から回収の段階に至るまで様々な問題がある。(資料15)の平成20年2月定例会において農林水産部長が「万全の対策を講じたい」旨を今井委員に対して答弁している。

再発防止策として、県では平成20年3月26日付で総務部長から各部局長に対し、補助金事務の適正な執行を確保するために、交付決定・実績報告に係る審査の徹底、補助事業者等に対する指導の徹底を求める通知が出され、これをうけて、同年3月28日付で、農林水産部長から、補助金等適正化審査会の設置と、全ての補助事業について現地・現場調査を実施すること、という通知が出された。

これらの対応については、一定の評価をするものであるが、補助金交付時に返還義務に係る説明や担保の徴求、また返還金の回収にあたっては、サービサーや弁

護士に委託するなどの情実を排除した回収方法、更に、各段階についての詳細なマニュアルの作成と、そのマニュアルの履行状況の検討体制を構築すべきである。【意見A】

6. 事業体の選定を誤ったからといって、補助金の補助事業に対して委縮した対応をしてはならない。山形県民のため、積極的に活動を行なってもらいたい。そのためには、事業体の選定等においてチェックするツールが必要と考える。県においても、平成20年3月に事故対策を講じているが、監査人は、今回の事件を観察してそのツールを作成したので利用されたい。【意見A】

次ページより7枚。

補助金適正費消チェックリスト

(作成主眼)

会計検査院は、その検査で補助金収受法人等が補助金目的を達成しない場合、補助金不適格の認定を行なっている。補助金は国から給付されるが、補助金収受法人が補助金不適格となり、補助金の返還をできない場合、県は補助事業者という立場からその補助金額を国に返還している。当該金額は、山形県民に多大の損失を負わせるものである。そして、現実はその事例が生じ、数億円の損失を山形県民に負わせた。山形県包括外部監査人は、この事実を鑑み、県が補助金の補助事業者となる場合、次のチェックを行うよう、指摘する。

チェック目的	チェック細目	資料名	資料入手 有 無 ×	判定(コメント)
補助金対象法人等として適切か	実体があるか	会社・法人の登記事項証明書		
	運営が健全か	直前決算書(監査証明付きが望ましい。)		
設立及び運営の実態からみて補助金を目的とした法人等でないことがあらかであるか。		過去(3年)の決算書・税務申告書		
		過去(3年)の主たる事業説明書		
		過去(3年)の役員・従業員の名簿		
		設立して3年を経過しない法人等である場合、その法人等が、補助金を目的とした法人等でないことを県が確認した書類および根拠資料		
	連帯保証を負う保証人がいるか。	連帯保証書		
	保証人が適切か	保証人がその責務を全うできていることに関する調査書		

チェック目的	チェック細目	資料名	資料入手 有 無 x	判定(コメント)
	補助金を費消するにあたって正当な注意義務を行なえる法人等か。	補助金受入預金口座、事業支出に係る帳簿記録および関連証憑(稟議書・議事録を含む)を要請があれば即刻提示する確約書。(提示しない時はペナルティーを課す旨の記載を付す。そのペナルティーの内容について県が策定すべきこと。)		
国との責任関係は明確か。(県が補助事業者の為、リスクを軽減する必要あり。)	補助金を給付する法人等を適格かどうかについて意思決定するが、その意思決定について国(補助金支給者)と県(国の補助事業者)の責任関係が明確になっているか	国の補助金を給付する法人等として、国が適切と認められた認可書等(国の認可責任の所在を明らかにする書類)		
補助金の対象事業として適切か	事業計画が、計画として実体のあるものであるか	補助事業が未達成だった場合の負担についての県と国の負担についての協定書。 事業計画書(明確なコンセプト、実現可能性、スケジュール、費用対効果、資金計画等) 第三者的立場にあり、当該事業に精通する専門家による事業計画に対する評価書 補助金を収受する法人等の過去の当該事業実績を示す実績報告書 補助金を収受する法人等の過去の事業支出にかかる報告書とその支出に係る証憑現物の査閲報告書		

チェック目的	チェック細目	資料名	資料入手 有 無 ×	判定(コメント)
事業運営として適切か	補助金の入金とその期末(支出)が明確に把握されるか (注)チェックリストとしては(別紙1)	補助金が入金された預金通帳(現物の写し)		
	補助金の支出の日時、支出目的、支出先、支出(購入)内容が明瞭に記録されているか。	預金出納帳 総勘定元帳(資産・負債・収益・費用・資本の各勘定が日々取引毎に記録された帳簿)、 試算表(総勘定を総括した表) 仕入先元帳(買掛帳) 役員報酬・給料台帳(人件費) 役員の当該事業に関する稼働実績を把握する資料(他の事業に対する兼務状況を把握) 法人内の従業員が実際に稼働した事実を把握する作業日報		
	支出を外部証拠により検証できるか。 (注)チェックリストとしては(別紙2)	領収書ないし振込依頼書(支払事実を立証) 納品書(物品・用益の提供の事実を立証) 請求書(支払いの要求を立証) 見積書(発注の合理性、納品の検証) あい見積書(単価の妥当性、重要性ある場合)		

チェック目的	チェック細目	資料名	資料入手 有 無 x	判定(コメント)
	<p>支払先に重要性がある場合、支払先が適切な事業体であるか。(バックマージン等不正の余地のない業者か。)</p>	<p>会社・法人の登記事項証明書 信用調査書 補助金受領法人等との関係調査書 用役を提供する(例えばソフトウェア会社等) 支払先の場合、具体的に支払金額の妥当性を検証できる支払先における当該支出に関する作業日報等</p>		
	<p>事業計画に沿って支出されているか (注)チェックリストとしては(別紙2)</p>	<p>支出稟議書(支出目的・内容等) 重要支出関係の議事録 事業計画実績報告書(事業支出進捗表) 事業計画実績報告書(事業達成進捗表) 県の担当者による実地検証報告書(3か月ごとが望ましい)</p>		
<p>事業の終了処理が適切か。</p>	<p>事業遂行は適正になされたか。 補助金事業が適正に終了したことがオープンライズされているか。(知事が県民に対し、当該補助金事業に関し、正当な注意義務を果たした事実を確認する。)</p>	<p>当該事業完了報告書 事業が当初目的を達した場合、当該事業遂行完了を知事が確認したことを示す書類 事業が不首尾に終了した場合、不首尾であっても事業が合理性に遂行されたことについて知事の意見書(いわゆる、弁明書) (山形県包括外部監査人のコメント) 事業が不首尾に終わる場合、会計検査院が</p>		

チェック目的	チェック細目	資料名	資料入手 有 無 ×	判定(コメント)
		<p>検査した結果、国がやむを得ないと判断し、補助金の返還を要求しない場合は県が代位弁済をする必要がないので県民としてもラッキーである。</p> <p>事業が不首尾に終わり、会計検査院の検査結果で補助金の返済を余儀なくされ、かつ、補助金を収受した法人等から補助金の返還を受けられず、山形県民がその損失を負担せざるを得ない場合でも、山形県民がやむを得ないと感じるくらいに山形県が説明責任を全うできるとすれば、山形県民の納得を得るだろう。その説明責任は、県知事が負うことを、改めて確認する。</p>		

(別紙 1)

補助金事業支出の正当性チェックリスト (預金取引)

(決まり)

補助金を受け入れる預金口座は、補助金が補助事業対し事業支出されたことを明瞭に立証するため、新規口座等の設定により、通常使用されている預金口座とは切り離された、別口座としなければならない。

(様式)

銀行名：

預金の種類：

口座番号：

取引日	金額(単位:円)			相手先	支払内容	証憑番号
	引出(支払)	預入(入金)	残高			
(例)						
H22.2.4		100,000,000	100,000,000	山形県	事業補助金入金	0001
H22.2.6	10,000,000		90,000,000	(株)	機械装置 購入(稟議 NO.202)	0002

(別紙2)

補助金事業支出の正当性（網羅性）チェックリスト（支出証憑関係）

(証憑の該当箇所に証憑 NO.)

支出日	金額(円)	支払先	内容	領収書・振込依頼書	納品書	請求書	見積書	あい見積書	稟議書 (NO.)	その他 証憑	検印 (事業目的合致)
(例)											
H22.2.6	10,000,000	(株)	機械装置 購入 (稟議 NO.202)	0002	0002	0002	0002	0002	202		

※ 事業目的の判断につき、山形県の担当者（判断責任者）を特定させる為の欄。支出が事業目的として疑問がある場合は、コメントを記載する。

(資料 1) 未収金の推移表

未収金の推移表					
年度	決算日	内容	借方	貸方	残高
平成 19 年度	平成 20 年 3 月 31 日	調定額現年度発生	243,540,000		
		収入済額現年度発生		33,670	243,506,330
平成 20 年度	平成 21 年 3 月 31 日	収入済額滞納繰越額		63,000	243,443,330
		不納欠損額		243,443,330	0
			243,540,000	243,540,000	0

(県作成の推移表を整理)

(資料2) 補助金にかかる経過概要

H15年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業費補助金に係る経過概要

- ① H15年度 東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会(代表理事:伊藤幸蔵)が、事業費490,062千円(国庫補助金243,540千円)の事業実施
- ② H18.6 会計検査院実地検査 補助事業の活動実績が把握できないと指摘
- ③ H19.5 会計検査院実地検査 平成15年度の補助事業は完了していないと指摘
(H19.11.9 補助金全額が不当として国会に報告)
- ④ H19.12.4 協議会に対し補助金の返還命令
- ⑤ H20.2.25 協議会より33,670円納入、243,506,330円が未納
- ⑥ H20.3.4 未納付額について督促通知及び通知書手交
- ⑦ H20.3.17 県は補助事業者として国に補助金全額243,540千円を返還
- ⑧ H20.3.21 協議会に資力がないことから、補助金相当額の回収に向け、関係者(協議会の実質的な主宰者である伊藤幸吉及び協議会の実質的構成員のうち財産を有していると思込まれる(有)ファーマーズ・クラブ赤とんぼ)に対する損害賠償等の請求訴訟を提起
ア) 伊藤幸吉 243,506,330円 <不法行為による損害賠償請求>
イ) (有)ファーマーズ・クラブ赤とんぼ 40,584,388円 <不当利得返還請求>
- ⑨ H20.4.17 被告伊藤幸吉死亡
- ⑩ H20.5.7 第1回公判
ア) 伊藤幸吉については、相続者未定につき中断。
イ) (有)ファーマーズ・クラブ赤とんぼは、事業への関与を否認し請求棄却を求める。
(その後の開催期日 6/16、8/22、10/8)
- ⑪ H20.7.7 伊藤幸吉の長男である伊藤幸蔵が限定相続
- ⑫ H20.10.8 伊藤幸蔵に対する受継申立
伊藤被告(代理人)より和解の打診
- ⑬ H20.12.22 和解成立
<和解の概要>
ア) 被告(伊藤幸吉限定相続人伊藤幸蔵)は、県に対し26,785,696円を支払う。
イ) 県は、(有)ファーマーズ・クラブ赤とんぼに対する訴訟を取り下げる。
ウ) 訴訟費用は、双方が負担する。
【和解金額の考え方】
伊藤被告の資産について破産手続きとなった場合に、県に配分が見込まれる額。
- ⑭ H20.12.22 同上協議会が関連機器の売却代金63,000円を納入
- ⑮ H21.2.24 県議会2月定例会に債権243,443,330円を放棄するための議案を提出し議決
<債権放棄の額243,443,330円=返還命令額243,540,000円-納付済額96,670円>

(資料3) 包括外部監査「質問事項」に対する回答

包括外部監査「質問事項」に対する回答

エコ農業推進課

1. 不納欠損金額の明細

(1) 不納欠損金額

過年度歳出返納金 243,443,330 円

※H21. 2. 24 債権放棄について議案採決

(2) 不納欠損金額の明細

山形県の国庫補助金返還額 243,540,000 円

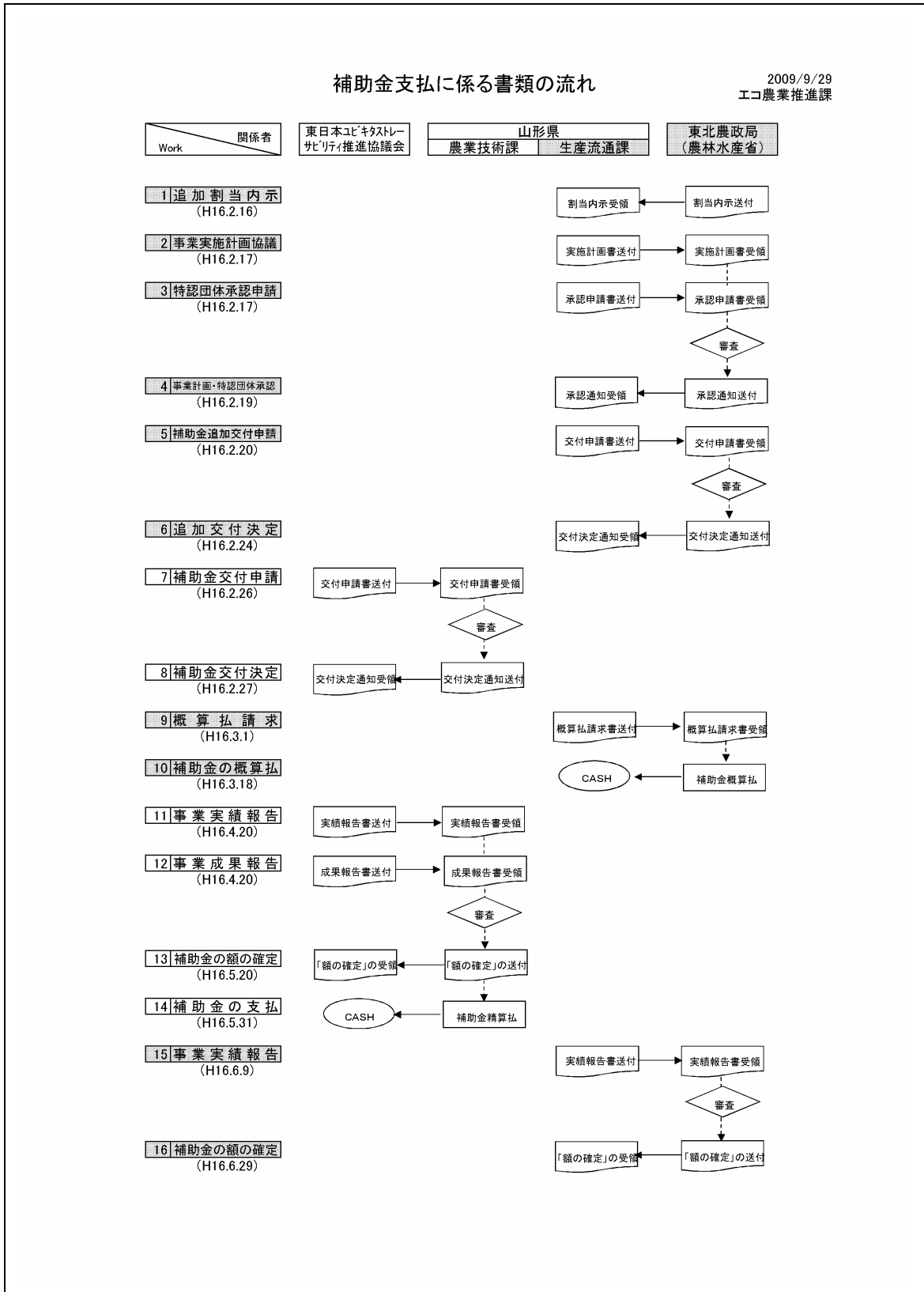
補助事業者からの補助金返還額 96,670 円

差 引 243,443,330 円

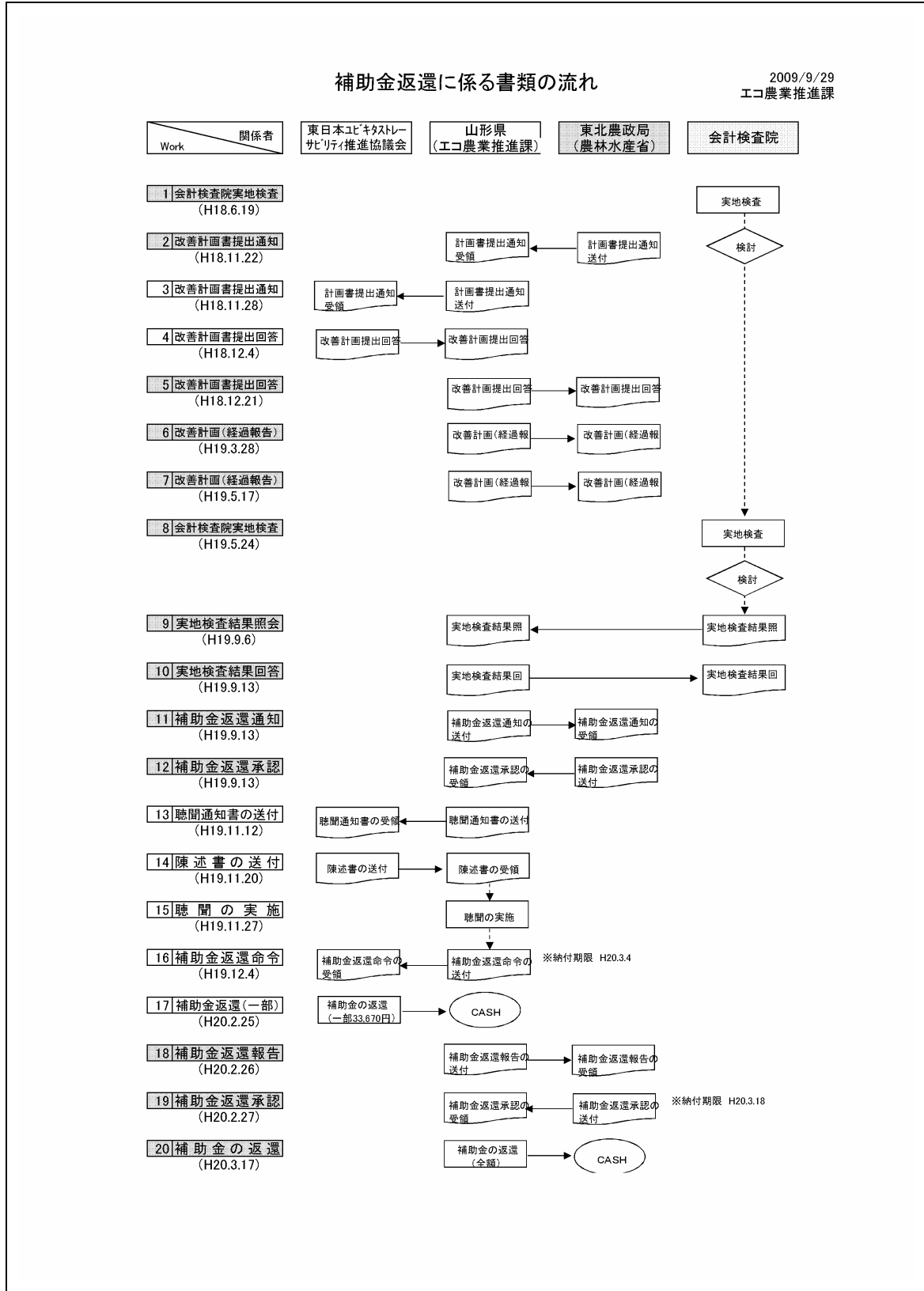
2. 不能欠損処理に至るまでの経過

別紙「H15 年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業費補助金に係る経過概要」及び「手続きフロー図（書類の流れ）」のとおり

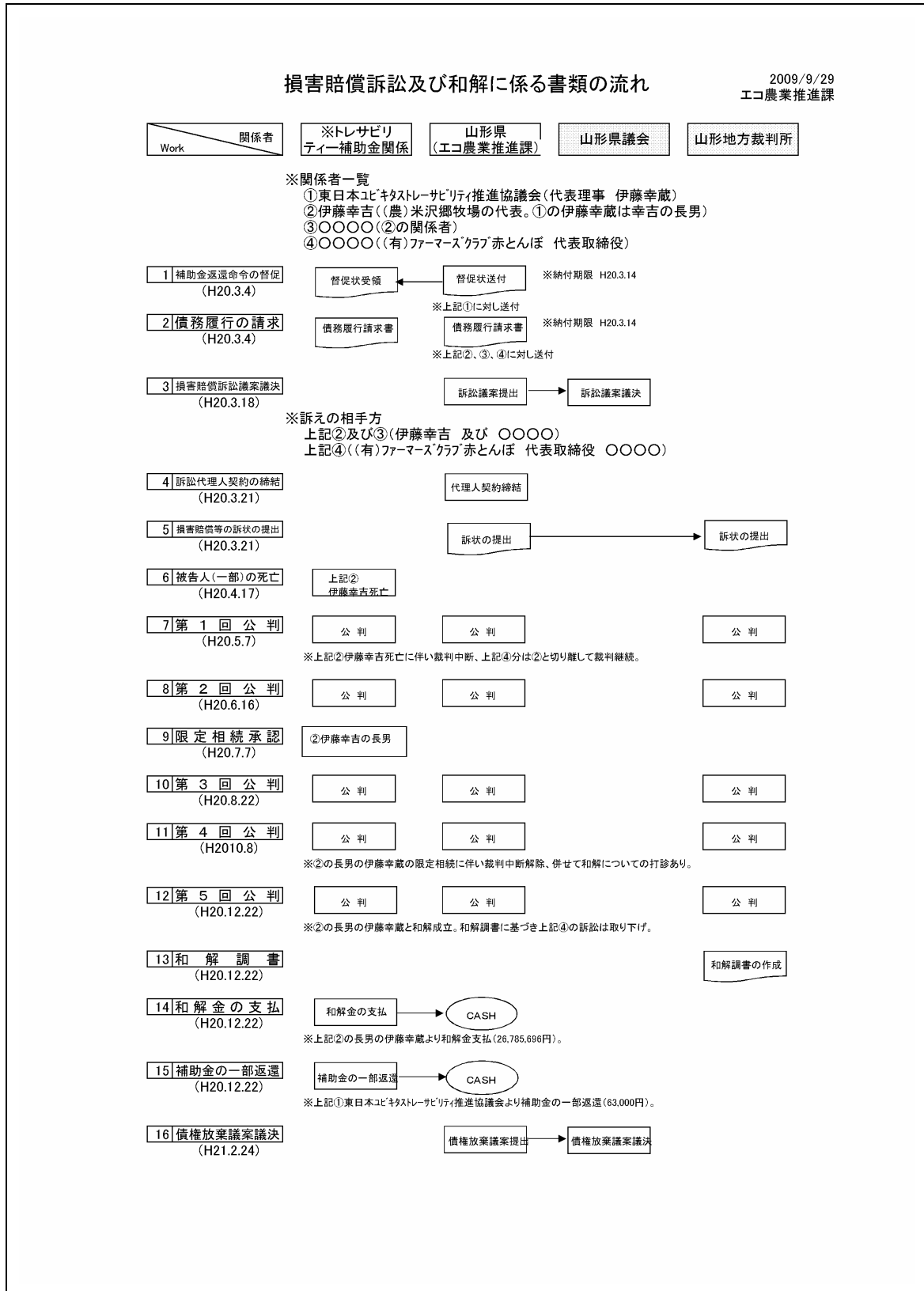
(資料4) 補助金支払に係る書類の流れ



(資料5) 補助金返還に係る書類の流れ



(資料6) 損害賠償訴訟及び和解に係る書類の流れ



(資料7) 損害賠償等請求訴訟の和解及び補助金の返還に係る権利の放棄

平成 21 年 2 月 17 日

農 林 水 産 部

トレーサビリティシステム導入促進対策事業費補助金に係る損害賠償等請求訴訟の和解及び補助金の返還に係る権利の放棄について

1 主な経過

- (1) 平成 15 年度に東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会が実施した標記事業について、補助金の返還命令を行ったものの全額が納付されなかったことから、実質的な事業の主導者及び構成員（伊藤幸吉及び(有)ファーマーズ・クラブ赤とんぼ）に対し、損害賠償（243, 506, 330 円）等を求め提訴（平成 20 年 3 月 21 日）。
- (2) 山形地方裁判所において和解（平成 20 年 12 月 22 日）。

2 和解の内容

- (1) 伊藤幸吉（平成 20 年 4 月 17 日死亡）の訴訟継承人伊藤幸蔵は、県に対し 26, 785, 696 円を支払う。
- (2) 県は、(有)ファーマーズ・クラブ赤とんぼに対する訴えを取り下げる。

3 今後の対応

補助事業者である東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会に対する債権（補助金の返還）について回収が不能であることから、権利を放棄する議案を今定例会に提出。

以上

(資料8) 議会運営委員会の概要 (H21. 2. 17)

議会運営委員会の概要 (H21. 2. 17) 一山形県ホームページ

○協議事項はこちら

平成 21 年 2 月 17 日 午前 10 時 00～午前 10 時 19 分

開会宣告後、吉村美栄子知事より以下のあいさつがなされた。

2 月 14 日付で第 50 代山形県知事に就任いたしました吉村美栄子でございます。よろしくお願いたします。県民の皆様の幸せのために努力して取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方、よろしくお願申し上げます。これから本日内示会もさせていただきますので、御協力方どうぞよろしくお願申し上げます。

1 2 月定例会提出案件の概要について

総務部長から、次のとおり説明があり、了承された。

(略)

5 その他

(略)

②トレーサビリティシステム導入促進対策事業費補助金に係る損害賠償等請求訴訟の和解及び補助金の返還に係る権利の放棄について農林水産部長から、別紙により説明があり、以下の質疑応答の後、了承された。

【説 明】

平成 15 年度のこの補助金に関しては、事業主体である東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会に対し交付決定の取消し及び返還命令を行ったものの、期限までに全額が納付されなかったことから、実質的な事業の主導者及び構成員に対し損害賠償等を求め提訴していたが、去る 12 月 22 日に山形地方裁判所において和解をしたところである。

和解については、裁判所からの和解や打診があったことや債務超過にある被告の資産状況を踏まえ、これ以上の賠償額の回収は不可能と判断されることから、和解を受け入れたところである。

和解の内容であるが、被告伊藤幸吉の訴訟継承人である伊藤幸蔵は、県に対し 26,785,696 円を支払う。また、もう一方の被告である(有)フアーマーズ・クラブ赤とんぼに対する訴えを取下げるとするものである。

今後の対応については、本訴訟は和解したが、補助事業者である東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会に対する補助金の返還に係る債権については、協議会に資産が全くなく、すでに実体もないことから、今後とも回収が不能であるので、権利を放棄するための議案を今定例会に提出したいと考えている。

【質疑応答】

阿部（昇）委員：今回の損害賠償にかかわった 2 億 4,300 万ほどの数字は国とか県とか市町とか、あるいはその金額に至った経緯についていかなっているのか。

農林水産部長：事業費は 4 億 9,006 万 2,000 円である。このうち、国庫補助金は 2 億 4,354 万円となっている。

阿部（昇）委員：損害賠償にかかわる 2 億 4,300 万円というのは国庫から入ってきた金額だと理解していいのか。

農林水産部長：そのとおりである。

6 次回議運開催日時

今回は、2 月 20 日（金）午前 10 時と決定した。

（監査人コメント）金銭の流れをみてみよう。

項目	東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会	山形県	国
国から山形県へ		243,540,000 円	△243,540,000 円
山形県から協議会へ	243,540,000 円	△243,540,000 円	
協議会から山形県へ 補助金の返還	△96,670 円	96,670 円	
山形県から国へ返還		△243,540,000 円	243,540,000 円
協議会から山形県へ 和解金の支払	△26,785,696 円	26,785,696 円	
合計（結果）	216,657,634 円	△216,657,634 円	0 円

結局、山形県は国の事業を手伝った原因で、216,657,634 円の損害を受けた。それに対し、当該事業が国の事業であるにもかかわらず、国の損害額は全くなかったことがわかる。

(資料9) 会計検査院の検査結果

平成 18 年度

第 3 章個別の検査結果

第 1 節省庁別の検査結果

第 11 農林水産省

不当事項

補助金

1 補助金の概要

農林水産省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省では、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金を交付している。

2 検査の結果

本院は、45 都道府県及びその管内の 2,006 市町村等並びに 176 団体において、合規性、有効性等の観点から会計実地検査を行った。その結果、6 県、13 道府県管内の 23 町村等及び 2 団体計 31 事業主体が実施した麦・大豆品質向上対策事業、森林環境保全整備事業等の 30 事業に係る国庫補助金 963,369,613 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

(215) トレーサビリティシステム導入促進対策事業で導入した機器等によるシステムが構築されておらず、補助の目的を達していないもの

会計名及び科目	一般会計 (組織) 農林水産本省 (項) 総合食料対策費
部局等	東北農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	山形県
間接補助事業者 (事業主体)	東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会
補助事業	トレーサビリティシステム導入促進対策
補助事業の概要	トレーサビリティシステムを構築するため、平成 15 年度にデータベースサーバ等の機器等を導入するもの
事業費	490,062,000 円
上記に対する国庫補助金交付額	243,540,000 円
不当と認める事業費	490,062,000 円
不当と認める国庫補助金	243,540,000 円

助金交付額	
-------	--

1 補助事業の概要

この補助事業は、東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会（山形県東置賜郡高島町）が、トレーサビリティシステム（注）導入促進対策事業として、消費者の食品に対する信頼や安心を確保するため、青果及び米（以下「青果等」という。）の生産から加工流通、販売までのトレーサビリティシステム（以下「システム」という。）を構築することとし、平成 15 年度に、これに必要なサーバ、電子チップリーダ、処理用携帯端末等の端末装置 40 セット等及びデータベースサーバー一式を事業費 490, 062, 000 円（国庫補助金 243, 540, 000 円）で導入したものである。

同協議会は、山形県産の青果等を対象として、その生産者 2,500 名の出荷拠点 18 箇所及び加工流通・販売業者 2 者の配送センター等に端末装置各 2 セットを設置し、出荷拠点においては生産者が入力した生産履歴情報を、配送センター等においては加工流通・販売情報をそれぞれ蓄積し、これらの情報を消費者に提供することとしていた。

2 検査の結果

本院は、山形県及び同協議会において、有効性等の観点からシステムは計画どおり導入され稼動しているかなどに着眼して会計実地検査を行った。同協議会では、本件補助事業に係る帳簿、契約書、領収書等の書類の所在が不明であるとしているため、関係者から別途提出を受けた書類等により検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。（下線は筆者による。）

すなわち、生産者の出荷拠点 18 箇所においては、上記の端末装置が 4 箇所にしか設置されていなかった。また、加工流通・販売業者 2 者は実際には本件補助事業に参加していなかったことから、当該業者の配送センター等においては端末装置が全く設置されていなかった。そして、出荷拠点等に設置されなかった端末装置は、梱包されたまま倉庫に保管されていたり、所在不明となっていたりしていた。

これらのことから、生産履歴情報については、上記の生産者 2,500 名のうち 4 名分の情報が蓄積されていたにすぎず、また、加工流通・販売情報については全く入力できない状況であった。このように、本件補助事業で導入した端末装置等及びデータベースサーバによるシステムは構築されておらず、生産履歴情報等は消費者に提供されないままとなっていた。

このような事態が生じていたのは、同協議会において、補助事業の適正な実施に対する認識が欠如していたこと、同県において、本件補助事業の審査、確認及び同協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

したがって、本件補助事業は、消費者の食品に対する信頼や安心を確保するためのシステムが構築されないままとなっていて補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金 243,540,000 円が不当と認められる。

(注) トレーサビリティシステム 食品の生産、加工、流通等の各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先等の記録を記帳・保管し、食品とその情報とを追跡及び遡及できるようにする仕組み

(監査人のコメント)

会計検査院が検査結果（平成19年に出示された結果報告）の状況を挙げ、「同協議会において、補助事業の適正な実施に対する認識が欠如していた」との指摘内容を検討し、また、平成16年4月20日付の事業成果報告書に記載の財産管理台帳（資料18, 19）の記載内容を検討した結果、監査人は、東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会およびその関係者は、トレーサビリティシステム導入促進対策事業を行う意識が初めから持っていなかったのではないか、という疑念を持った。

理由は次のとおりである。

- ① 出荷拠点について、計画では18箇所であるのに、端末装置が4箇所にしか設置していなかった。（設置されていない端末装置は梱包されたまま倉庫の中か、所在不明とのこと。）
- ② 配送センターには、端末装置が全く設置されていなかった。
- ③ 生産履歴情報については、計画で生産者2,500名を予定しているのに、4名分しか情報蓄積がなかった。
- ④ 加工流通・販売情報については全く入力されていなかった。
- ⑤ 平成16年4月20日付の事業成果報告書に記載の財産管理台帳（資料18, 19）には、総事業費451,616,120円と3,915,340円の合計額455,531,460円はすべて平成16年（2004年）3月31日に竣工されたとの記載がある。

竣工とは、工事が終了して使用可能な状態になっていることである。

しかし、平成19年になっても、上記①から④の状態であることから、事業成果報告書の記載は不実と考える方が自然である。

なお、この報告書の後、平成16年5月31日に、県から東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会に補助金243,000,000円が渡っている。

なお、県の認識としては、会計検査院から、「同協議会において、補助事業の適正な実施に対する認識が欠如していた」と指摘されたが、「事業を行う意識を初めから持っていなかった」との指摘はなかった、ということであった。2007年10月5日14時31分読売新聞（読売オンライン）によると、「検査院は補助金の支出を不当と判断、審査や指導が不十分として、農林水産省と山形県に改善を求めた。」とあり、会計検査

院も審査の段階から疑問視していたと思われる。いずれにしても、県は問題を回避せず直視し、確かな認識を持たなければならない。いわゆる真実を追及していく姿勢が必要である。

(資料 10) 補助金適正化法および補助金適正化法施行令

(補助金の取り消し、返還の法律)

補助金適正化法

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

補助金適正化法施行令

第九条 法第十八条第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとった措置及び

当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長（日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は独立行政法人医薬基盤研究所の補助金等に関しては、これらの理事長とする。次項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号において同じ。）に提出しなければならない。

3 各省各庁の長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の潮限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

4 （略）

（監査人のコメント）

山形県が意図的に操作され（俗な言葉でいえば、騙され）たのであれば、手続きをとって、一部返還を免れる道があったと思料される。資金の流れが、銀行預金の流れから確証がとれない以上、この疑いが常に残る。従って、山形県が損害を被ることは、山形県民が損害を被ることに他ならない。当然、警察に訴え出る必要があったのではないだろうか考える。

監査人が刑事告訴に着目するのは、刑事告訴できれば、資金の流れが解明できたのではないかという点である。別の項でも触れるが、預金通帳がない、ようやく記帳してもらったら前通帳の繰り越しから始まる記載となっており肝心な出し入れがわからない、銀行からは取引状況表の提示が受けられない、なぜなら、刑事告訴されていないから。

当該協議会が、誠実であれば、通帳を紛失したので取引状況をすべて県に教えてくれと積極的に動くのがあたりまえと監査人は考えている。それを、しないことについて、疑問を持つ。

平成16年4月20日付の事業成果報告書に記載の財産管理台帳（資料18、19）には、総事業費の合計額455,531,460円はすべて平成16年（2004年）3月31日に竣工されたとの記載がある。しかし、平成19年の会計検査院の報告では、いまだシステムが構築されていないとの結果であり、すなわち竣工されていない状態であったことから、事業成果報告書の記載は事実と異なっていたと考える。

これをもって、事業の実質的な主宰者であった伊藤幸吉の側に事業計画策定の当初から県

を欺く意思（詐欺罪の構成要件の一つ）があったことを県として確信できる、と言えたのではないだろうか。

県の対応をみると、山形県民の損害を最小にしようと、最大の努力を行なっているとは感じ取れないのは、残念なことである。

次の点が欠けている。

1. 真実の徹底的に追求すること。
2. その事実（真実）に基づき、知事を中心として、国に談判し、県民の損失を最小にしようという心意気を持つこと。

(資料 1 1) 追加資料の提出について

包括外部監査にかかる追加資料の提出について
(平成 15 年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業の件)

H21. 12 エコ農業推進課

1 補助事業決定までの経過について

補助事業の決定にあたっては、農林水産省の「総合食料対策事業実施要領」及び「トレーサビリティ導入促進総合対策事業の運用について」に基づいて、東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会の事業実施計画を県が審査し、要件を満たすものと認められたことから、国との協議を経て、県が当該事業実施計画を承認した。

※別紙 1 参照。

2 会計検査院実地検査後に本県が実施した調査結果について

(1) 補助金の流れを把握するための調査の実施状況

協議会の補助事業にかかる帳簿、契約書、領収書等の証拠書類が所在不明であったため、補助金の流れを把握するべく協議会の構成団体に対して調査実施、また、取引先に対しても調査への協力を依頼し実態把握に努めたが、全容を解明するには到らなかった。

※別紙 2 参照。

(2) 補助事業により導入した機器の確認状況

事業計画で、生産者の出荷拠点及び加工流通・販売業者の配送センター等に設置するとしていた端末装置等について、県で現況の確認を行った。

その結果、伝票により端末装置等の機器が事業計画どおり全数納入されたことは確認できたものの、機器が設置されていたのは計画の 18 箇所のうち 4 箇所に止まっていた。他の機器等は大部分が梱包されたまま倉庫に保管されていたが、一部は所在不明であった。

※別紙 2 参照。

3 県議会における本件に関する質疑について

(1) 平成 19 年 11 月閉会中農林水産常任委員会

(会計検査院が国会に検査結果を報告した直後の常任委員会)

補助事業の採択までの経過、事業主体である東日本ユビキタストレーサビリティ協議会の現状、今後の見通し等について審議。

※質疑の概要は別紙 3-1 のとおり。

(2) 平成 20 年 2 月定例会農林水産常任委員会

(国庫補助金返還の予算案を上程した定例会における常任委員会)

補助金の返還理由、担当職員に対する処分、東日本ユビキタストレーサビリティ協議会からの補助金返還の見通し、再発防止対策等について審議。

※質疑の概要は別紙 3-2 のとおり。

(資料 1 2) 補助事業決定までの経過 (資料 1 1 の別紙 1)

別紙 1

補助事業決定までの経過 (追加資料)

1 事業採択にかかる根拠規定

- (1) 「総合食料対策事業実施要領」(農林水産省)
(略)

第 3 事業の種類、内容等

この事業の種類、事業の内容、事業実施主体及び事業実施期間は別表に掲げるとおりとする。

(略)

第 4 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

(略)

(2) 別表の V の事業実施主体の欄に掲げる団体(都道府県及び政令指定都市を除く。)が事業実施主体となる事業にあつては、当該事業実施主体は、毎年度、当該年度の事業実施計画書を作成し、都道府県知事等に提出して、その承認を受けるものとする。この場合において、都道府県知事等は、事業計画の承認を行うときは、あらかじめ地方農政局長に協議するものとする。

(略)

別表 (第 3 関係)

事業の種類	事業内容	事業実施主体	事業実施期間
(略)	(略)	(略)	(略)
V 総合食料対策地方公共団体推進事業	推進事業 (1) トレーサビリティシステム導入促進対策事業 青果物、米、豚肉、鶏肉、業鶏卵、養殖水産物、きのこ類等について、各食品の特性を踏まえたトレーサビリティシステム導入のため	1 事業協同組合 2 消費生活協同組合法の規定に基づき設立された組合 3 営農集団(農事組合法人以外の農業生産法人) 4 民法第 34 条の規定に基づき設立された公益法人	平成 15 年度 ~17 年度

(略)	に必要なデータベースの構築、情報関連機器の整備等を支援する。 (略)	5 食産協 6 1から5までに掲げる者以外の者であって、食品製造業者、外食事業者、食品卸売業者、食品小売業者、地域農林水産物の生産者、物流関係者等が主たる構成員となっている団体のうち、当該団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長が特に適当と認めるもの (略)	(略)
-----	---	---	-----

(2) 「トレーサビリティ導入促進総合対策事業の運用について」(農林水産省)

第1 対象事業

(略)

4 事業実施主体の特認の要件及び手続

(1) 要領の別表Vの(1)の事業実施主体の欄の特認団体の要件は、次に掲げるものとする。

- ア 主たる事務所の定めがあること。
- イ 代表者の定めがあること。
- ウ 定款等組織運営に関する規約の定めがあること。

(2) 要領の別表Vの(1)の事業実施主体の欄の特認団体となるための手続は、都道府県知事が、要領4の1の(2)による当該事業に係る事業実施計画の地方農政局長への承認申請又は協議の際に、別記様式4号に準じて作成した協議書を地方農政局長に提出することにより行うものとする。

(略)

2 事業採択までの経過

時 期	内 容
H15. 11	事業計画書案の提出(東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会→県)
H15. 12. 18	東北農政局の事業ヒアリング(県対応)
H15. 12～	事業計画の審査、東北農政局への説明(協議会⇄県⇄国)

H16. 1	
H16. 2. 17	事業実施計画の協議 及び 特認団体承認申請 (県→国)
H16. 2. 19	事業実施計画の協議に異存なしとの回答 及び 特認団体として承認 (国→県)
H16. 2. 26	県補助金の交付申請 (協議会→県)
H16. 2. 27	県補助金の交付決定 (事業実施計画の承認を含む) (県→協議会)

会計検査院実地検査後に本県が実施した調査結果概要 (追加資料)

1 補助金の流れを把握するための調査の実施状況

(1) 協議会の構成団体に対する調査

協議会の構成団体から、会計関係書類 (総勘定元帳、見積書、契約書、請求書、伝票等) を入手、補助事業にかかる入金・出金記録を洗い出し、補助金の流れの把握に努めた。

(2) 協議会の取引先に対する調査

さらに、協議会の取引先、納入業者等に対し、契約書、納品書、伝票等会計書類の提供を依頼し、補助金の流れの全容把握に努めた。

2 補助事業により導入した機器の確認状況

伝票により、機器が計画どおり全数納入されたことは確認したが、一部については所在不明であった。

導	機器名	現状 (計画)	用 途
入 機 器 の 状 況	サーバ	1 (1)	インターネット
	ローカルサーバ	40 (40)	生産履歴を電子チップに引継ぐ
	液晶モニター	40 (40)	ローカルサーバのモニター
	電子チップリーダー	37 (40)	電子チップ情報の読み取り
	PDA (携帯端末)	26 (40)	生産履歴に流通情報を加える
	無線 LAN	40 (40)	PDA とローカルサーバの通信
	HUB	34 (40)	無線 LAN とセット
	ラベルプリンター	40 (40)	最終情報を 2 次元バーコードに渡す

(監査人コメント)

補助金の流れの全容把握に努めたとあるが、事業費約 4 億円が支出されたことを立証できたのか。それも聞き取りだけでは不十分である。との県への問いかけについては、次の回答を得た。

会計検査法上の調査権限を持つ会計検査院調査官との同行調査及び関係者に任意の協力を求める独自調査により、当該協議会の構成員、取引先、その他の関係者からの事実確認と監査証拠の収集に努めた結果、見積書、注文書、請求書、振込明細及び聞き取り調査等から、総事業費 4 9 0, 0 6 2, 0 0 0 円のうち 4 4 3, 5 3 4, 8 0 3 円の支出を確認しました。

その支払確認状況の一覧表について資料として掲載するが (資料 1 7)、監査人が、監査証拠の提示を依頼したところ、会計検査院が持っており、県にはないとのことであった。支払い確認状況の一覧表は、会計検査院から入手した報告をまとめたものとのこ

とである。

さらに具体的に1件ごと、納品日付、支払日付、支払金額、納品内容、支払先、支払方法を知ることはできないし（帳簿がないから当然である。）、それを原資証憑から確認することも、物がなければから不可能である。

会計検査院の調査といえども、その調査プロセス等を知ることができないので、山形県が言うような「総事業費490,062,000円のうち443,534,803円の支出を確認しました。」という言葉、残念ながら監査人はそのまま飲み込むことはできない。

(資料14) 平成19年11月農林水産常任委員会の主な質疑・質問等

(資料11の別紙3-1)

別紙3-1

平成19年11月開会中 農林水産常任委員会の主な質疑・質問等

平成19年11月13日

発 言 者	発 言 要 旨
阿部（賢） 委員	会計検査院から不当事項として指摘された「平成15年度トレーサビリティシステム導入促進事業」については、補助金の交付決定に至るまでの経過の検証も重要である。計画等を聞き取りしたうえで、交付を決定したと思うが、交付決定までの経過において、不十分だった点はないか。
エコ農業推進課長	当該補助金の交付決定については、平成16年2月に申請があり、同月に決定を行い、平成16年5月に額の確定を行ったうえで、補助金を交付している。 「東日本エビキタストレーサビリティ推進協議会」については、トレーサビリティシステムを構築することを目的に、平成15年10月に設立された。その際、国・県・町に対して業務の内容等についての説明があった。 その後、平成15年12月に東北農政局においてヒアリングが行われ、審査が行われた。事業実施に向けた取組みについての説明は、デモンストレーションを含めて行われ、それらに基づき、審査を行った。 交付決定については、申請の内容が補助の要件を満たしていたことから、国とも協議のうえ、決定したものである。
阿部（賢） 委員	推進協議会の構成員と目的は。
エコ農業推進課長	申請時点では、生産者、流通業者、小売業者が構成員であった。後の調査では、9社の構成員のうち、生産者である5社が中心的に活動していた状況であった。
阿部（賢） 委員	県に申請が行われる前に、高島町、置賜総合支庁等に対し、相談があり、事業計画を策定したうえで、申請があったと思うが、どのような経過だったのか。
エコ農業推進課長	申請書等が町を経由しないので、高島町は直接関与していない。また、事業計画において、県内全域での取組みを想定しており、また規模も

	大きかったことから、県庁において審査・交付決定を行った。
阿部（賢） 委員	農林水産部としても一大事業として展開してきたのであれば、構成員に対しても調査すべきだったと考えるがどうか。
エコ農業推 進課長	生協に対しては、平成 15 年 10 月にデモンストレーションにより、事業の説明は行われたようである。 県として、生協に対し、協議会への参加の意思を直接確認しなかったのは、不足していたと認識している。事業が 3 年間でシステムを構築する計画だったこともあり、事業開始段階でどの程度関与しているかの判断は難しい状況であったが、今考えれば、審査・確認が不十分だったと認識しており、反省している。
阿部（賢） 委員	協議会に対する補助金の交付決定後から会計検査院の指摘までの間の確認・指導の状況は。
エコ農業推 進課長	調査の回数は、非常に頻度が多い。3 年間で整備する計画だったので、平成 16 年度、17 年度に進捗状況・稼動状況の調査を行い、実態の把握、稼動に向けた指導に努めてきた。しかしながら、調査においては、協議会からの回答を得られない状況であった。 平成 18 年度からは、計画の見直しを含め、相当頻度の回数で指導を行ってきたが、協議会から対応案等が示されることはなかった。
今井委員	補助金交付後のシステムの稼動状況については、把握しているか。
エコ農業推 進課長	稼動状況については、まったくデータが入力されていないという状況ではなかった。しかしながら、事業計画では 2,500 人分の入力が見込まれていたが、実際は 4 人というのが現状であった。また、生産履歴情報の入力作業が行われたのみであり、消費者に情報が伝達されるようなシステム構築はなされていなかった。
今井委員	消費者は、インターネットでアクセスしても情報を取得できないという状況か。
エコ農業推 進課長	入力された情報は、携帯電話の QR コードを利用し、閲覧することが想定されていたが、データの入力のみで終わっていた。よって、消費者に生産履歴の情報が伝達されることはなかったという状況である。
今井委員	<u>協議会が補助金の交付を受けるために設立されたように思える。</u> <u>県も交付決定や指導を行ってきたことから、今回の件に関し、責任がある</u> <u>と考えるがどうか。</u>
エコ農業推 進課長	県としては、機器が購入されており、情報を入力すれば、システムが稼動する状況であったので、稼動に向けた指導を継続的に行ってきた。事業費 4 億 9 千万円の約半分は自己資金であり、機器の購入も行われている。聞き取りでは、全体で 4 億 4 千万円程度の支払が確認されて

	<p>いる。</p> <p>なお、機器の一部は滅失しているが、納入業者からは計画どおり納入したと聞いている。</p>
今井委員	トレーサビリティシステムの他県での稼働の状況は。
エコ農業推進課長	平成 15 年度に、国に対し、100 件ほどの申請があった。一部、本県と同様の事例があるが、ほとんどが稼働している。なお、県内においても 4 件は適切に稼働している。
今井委員	協議会も事業費の半分を自己資金で拠出しており、補助金の返還要求を行っても、返還は厳しいのではないかと。今後の対応についての検討状況は。
農林水産部長	<p>県として、事前審査、事後の確認調査、その間の指導について、不十分な点があったと反省している。</p> <p>現段階での取組みとしては、11 月 12 日に聴聞の手続きに関する通知を行ったところである。</p> <p>関係会社が民事再生法の適用を受けており、また、破産状態の会社もあるため、今後、聴聞手続きを踏まえ、どのように国に返還していくか、早急に具体的に検討していく。</p>
今井委員	今回の件について、今後、どのように反省点を活かしていくのか。
エコ農業推進課長	<p>本件については、最終的にシステムが構築されておらず、その点については、十分反省しているところである。</p> <p>県内でも、トレーサビリティシステムは 4 件が稼働しており、また、県独自の山形農産物安全・安心認証制度も推進している。今後、こうした優良事例の普及を推進することにより、生産者の顔の見える農産物の流通に努め、消費者の食に対する信頼の確保に努めていきたい。</p>
阿部（賢）委員	構成員が民事再生法の適用を申請したのはいつか。
エコ農業推進課長	構成員のうち、3 社が民事再生法適用の申請手続きを行っており、1 社が破産状態である。民事再生法適用の申請手続きについては、3 社いずれも平成 18 年 6 月に同日付で行っている。
阿部（賢）委員	民事再生法適用の申請手続きに際し、県と構成員との間で協議が行われたか。
エコ農業推進課長	民事再生法の適用に関しては、構成員の経営状況の問題であり、県としては補助金に関係する内容以外については、関与していない。
阿部（賢）委員	補助金交付決定後の協議会に対する指導の状況について、再度答弁願いたい。
エコ農業推進課長	平成 18 年度以降、特に民事再生法適用の申請手続きが行われた以降

進課長	は、頻度をあげて指導してきた。平成 16 年度、17 年度は、稼働状況の把握をし、稼働に向けて取り組むよう協議会に指導を行ってきた。16、17 年度頃の事業の稼働に向けた指導については、十分でなかったと認識している。
阿部（賢） 委員	民事再生法が適用されている状況であるが、機器の差し押さえは可能か。
エコ農業推進課長	機器は構成員の財産ではなく、協議会の財産であるため、民事再生法適用の関係での差し押さえは行われていない。 なお、県は補助金の返還命令を行い、返還がない場合に差し押さえが可能となる。
阿部（賢） 委員	協議会関係者の現況について。
エコ農業推進課長	協議会の代表は入院しており、話ができる状態ではない。代表以外の代表理事・理事は名前が掲載されているだけの状況であり、実質上、責任を追求できる方がほとんどいない。また、購入した機器以外に財産は保有していない状況である。 <u>なお、預金通帳も行方不明であると主張され、再発行にも応じない状況である。</u> 県としても弁護士と相談しながら、法的な手続きを整理し、今後の対応を検討していきたい。
阿部（賢） 委員	協議会が返還できない場合、県が返還することになる可能性が高いが大きな負担である。県民にさまざまな痛みを強いている状況では、疑問の声も出てくると思う。 残された機器を差し押さえるなど、税金をいかに減らして国に返還するかを県民は注視していると思うので、県民のためにも農政に対する信用のためにも、方策を検討してほしい。

(資料 1 5) 平成 20 年 2 月定例会 農林水産常任委員会の主な質疑・質問等

(資料 1 1 の別紙 3 - 2)

別紙 3-2

平成 20 年 2 月定例会 農林水産常任委員会の主な質疑・質問等

平成 20 年 2 月 25 日

発 言 者	発 言 要 旨
榎津委員	平成 15 年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業費に係る国庫補助金の返還のための経費が計上されているが、その理由は何か。
エコ農業推進課長	農林水産省から当該補助金の返還命令は受けていないが、補助金等の適正化に関する法律に基づき、返還命令を受けた場合、交付時点から加算金が発生することとなる。仮に現段階で返還命令がなされた場合でも、その金額が 1 億円を超えることから、今般、自主的に返納することとしたものである。
榎津委員	補助金の交付を受けた東日本ユビキタストレーサビリティ推進協議会では、ほとんど財産を所有していないと聞いているが、補助金の返還に向け、どのような対応を検討しているのか。
エコ農業推進課長	平成 19 年 12 月 4 日に補助金の交付決定を取り消しし、平成 20 年 3 月 3 日を期限とした補助金返還命令を行っている。返還されない場合は、訴えの提起を含め、さまざまな方法で対応していきたい。
榎津委員	協議会で保有しているパソコン等の資産価値については、どの程度の金額と見積もっているのか。
エコ農業推進課長	トレーサビリティシステム用に購入した機器であるため、他の用途へ転用はできず、購入希望者がいない状況である。資産価値としては 40 万円程度と見込んでいる。
榎津委員	トレーサビリティシステムの導入を検討している団体等はないのか、
エコ農業推進課長	運用コストも多額であることから、導入を検討している団体は把握していない。
今井委員	今回の件については、県にも責任があると思うが、当時の担当職員への処分は、どのような状況か。
エコ農業推進課長	補助金の交付の際に、稼働状況の確認が必要であったと判断し、昨年の 12 月 25 日に当時の補佐及び係長を文書訓告、また、監督者に対しても、厳重注意を行った。

今井委員	今回の件を踏まえ、補助金に対する県の責任のあり方を検討し、これからの対策・対応に活かしてほしい。
農林水産部長	補助事業者の補助事業執行に対する意識の欠如もあるが、県としても、監督する立場から申し訳ないと思っているところである。今後、補助事業については、事業の途中でも随時、監督・報告を求め、チェック体制を整備していく。万全の対策を講じたい。
阿部（賢）委員	トレーサビリティシステムは必要と考えるが、県産農産物の安全・安心の確保に向けた事業展開の見通しについて。
エコ農業推進課長	県産農産物の安全・安心の確保に向けた県の取組み・考え方については、当該システムが稼動している団体について、今後も支援していく。また、県独自にやまがた農産物安全・安心取組認証制度も実施しており、今後も推進していきたい。

(資料 1 6)

納入された機器の推定金額

機種名	現状 (資料 1 3) から記載	想定単価 (監査人が想定)	金額
サーバー	1	1, 000, 000	1, 000, 000
ローカルサーバー	40	200, 000	8, 000, 000
液晶モニター	40	50, 000	2, 000, 000
電子チップリーダー	37	50, 000	1, 850, 000
PDA	26	100, 000	2, 600, 000
無線 LAN	40	50, 000	2, 000, 000
HUB (無線 LAN とセッ ト)	34	0	0
ラベルプリンター	40	50, 000	2, 000, 000
		合計	19, 450, 000

東日本ユビキタスローサビリティ推進協議会に係る事業費支払の確認状況

H22.2.5 エコ農業推進課

実績報告書の金額(円) [税抜]				調査で確認した金額(円) [税込]			
区分	事業費計	補助金	自己資金	確認額計	証拠確認	開取り	
1 共用データベース	381,140,000	190,570,000	190,570,000	ハードウェア 54,072,063	54,072,063	0	
2 電子チャットサーバー	20,000,000	9,666,000	10,334,000	ハードウェア 15,120,000		15,120,000	
3 処理用携帯端末	3,900,000	1,885,000	2,015,000	ハードウェア 3,150,000	3,150,000	0	
4 無線LAN	7,260,000	3,509,000	3,751,000	ハードウェア 2,939,580	2,939,580	0	
5 機器制御用組込サーバ	36,786,000	17,780,000	19,006,000	ハードウェア 10,414,740	10,414,740	0	
6 電子チャットタグ	19,456,000	9,728,000	9,728,000	ハードウェア 13,650,000	10,000,000	3,650,000	
7 ラベルプリンタ	21,520,000	10,402,000	11,118,000	ハードウェア 6,425,160	6,425,160	0	
				ハードウェア 359,940,000	271,025,940	88,914,060	
				【税込合計】 465,711,543	358,027,483	107,684,060	
				【税抜合計】 443,534,803	340,978,555	102,556,248	
合計 [税抜]	490,062,000	243,540,000	246,522,000				
うち 生産段階導入支援分 (再掲:補助率1/2)	481,116,000	240,558,000	240,558,000				
うち 流通・小売段階導入支援分 (再掲:補助率1/3)	8,946,000	2,982,000	5,964,000				

1 ソフトウェアは特別仕様のために1社からの一括導入となっており、区分毎の確認は出来なかった。

2 「開取り」欄の金額は、本事業とその他の取引による入金が一括で受注企業の銀行口座に振込まれていたため、聞き取りにより把握した本事業分の額を記載したものの。

(資料17) 事業支払の確認状況

事業実施主体名 東日本ユビキタストレーニング推進協議会

事業種類	事業年度	事業の名称	平成15年度	農林水産省所管補助金名		総合食料対策事業関係補助金				処分制限期間 耐用年数	処分制限 年月日	処分の承認 年月日	処分の 内容	備考		
				設置場所	着工年月日	竣工年月日	総事業費	国庫補助金	都道府県費						市町村级費	その他
トレーニングセンター導入促進 対策事業	東日本ユビキタストレーニング推進 協議会	生産履歴共用DB	契約IDC	2004/3/1	2004/3/31	141,740,000 円	70,870,000 円		70,870,000 円	5						
			ID生成管理 共用DB	契約IDC	2004/3/1	2004/3/31	126,000,000 円	63,000,000 円		63,000,000 円	5					
			ID解決処理 共用DB	契約IDC	2004/3/1	2004/3/31	113,400,000 円	56,700,000 円		56,700,000 円	5					
			電子サイン リーダー	契約IDC	2004/3/1	2004/3/31	18,000,000 円	9,000,000 円		9,000,000 円	5					
			機器制御用組込ロ ーカソフトウェア	契約IDC	2004/3/1	2004/3/31	33,108,120 円	16,554,060 円		16,554,060 円	5					
計					451,616,120 円	225,808,060 千円 円		225,808,060 円								

- (注)
- 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 - 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 - 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式を持って代えることができる。

(資料18) 事業成果報告書の財産管理台帳 (1)

別記様式 第6号 (第8条関係)

財産管理台帳

事業実施主体名 東日本ユビキタスビューサービス推進協議会

事業実施年度	平成15年度	農林水産省所管補助金名	総合食料対策事業関係補助金				処分制限期間 耐用年数	処分制限 年月日	処分の状況 承認年月	処分の 内容	備 考				
			経費の区分												
事業種類	事業種目	事業主体	施設区分	設置場 所	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	総事業費	負担区分							
								国庫補助金	都道府 県費	市 町 村費	その他				
	ビューサービス ユー導入促進 対策事業	東日本ユビキ タスビューサー ビス推進協 議会	電子チャッ プリーダ ー機器制御用相込ロ ーカルサーバ	東日本ユビキ タスビューサー ビス推進協 議会	2004/3/1	2004/3/31	1,000,000 円	333,333 円		666,667 円	5				
				東日本ユビキ タスビューサー ビス推進協 議会	2004/3/1	2004/3/31	1,839,340 円	613,113 円		1,226,227 円	5				
				東日本ユビキ タスビューサー ビス推進協 議会	2004/3/1	2004/3/31	1,076,000 円	358,667 円		717,333 円	5				
	計						3,915,340 円	1,305,113 千円		2,610,227 円					
		合	計				3,915,340 円	1,305,113 円		2,610,227 円					

- (注)
- 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 - 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、担当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 - 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式を持つて代えることができる。

(資料 20) 補助金等に係る事務の適正な執行について (通知)

平成 20 年 3 月 26 日

各部(局)長

各総合支庁長 殿

総務部長

補助金等に係る事務の適正な執行について(通知)

補助金等に係る事務については、山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和 35 年 8 月 9 日山形県規則第 59 号)及び「山形県補助金等の適正化に関する規則の解釈及び運用について」(昭和 35 年 8 月 9 日付け文第 110 号副知事通知)に基づき執行されているところですが、今後、より適正な執行を期するため、特に下記の点に留意のうえ、補助事業等が交付の目的に従って適正に執行されることを確保するようお取り計らい願います。

記

1 補助金等の交付決定等に係る審査等の徹底等について

補助事業等の採択や補助金等の交付決定に当たっては、書類の審査に加え、必要に応じてヒアリングや現地調査等を行い、当該補助事業等が交付目的に従って適正に執行されるよう審査の徹底を図ること。

なお、補助事業等の採択に当たって特に審査の公平性・透明性を確保する必要がある場合には、当該補助事業に係る事業計画の公正な審査を期するため、審査委員会等を設置するなどの措置を講じること。

2 実績報告に係る審査等の徹底について

補助事業等に係る実績報告を受けた際は、原則として全ての補助事業等について、補助事業等実察報告書(以下「報告書」という。)の審査に加え、現地調査又は報告書に添付させた証拠書類等により補助事業等の執行状況を確実に確認すること。

特に、建設工事や機器・備品購入等に係る補助事業等については、現地調査や写真徴収等による現地現物の確認を必ず行うこと。

また、報告書への添付書類については、添付を求める書類の種類や様式について補助金等の交付に関する規程等に明記するなどの措置を講じること。

3 帳簿の備付等の徹底について

帳簿の備付及び証拠書類の整理保管、並びに財産処分を行う・場合の承認手続が確実に行われるよう、補助事業者等に対する指導の徹底を図ること。

以上

(資料 2 1) 山形県農林水産部所管補助事業等に係る現地調査要領

山形県農林水産部所管補助事業等に係る現地調査要領

[平成 2 0 年 3 月 2 8 日]

(趣旨)

第 1 条 この要領は、農林水産部所管の補助事業等に係る山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県親則第 59 号、以下「規則」という。）第 12 条及び第 15 条に基づき現地調査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の区分)

第 2 条 この要領において補助事業等の区分は、次に準げるとおりとする。

- (1) 建設工事 山形県農林水産部所管補助事業確認検査要綱（昭和 56 年 8 月 29 日出工第 42 号）（以下「検査要綱」という。）第 1 条に定めるものをいう。
- (2) 機械等の購入 50 万円以上の機械・器具及び種苗等の購入を行う事業をいう。
- (3) ソフト事業等 前各号に定める事業以外の事業をいう。

(中間確認の実施)

第 3 条 規則第 12 条の規定による補助事業等状況報告書が提出された場合は、補助事業等の区分に応じて、それぞれ次に定めるところにより中間確認を行うものとする。

区分	中 間 確 認
建設工事	現地確認（検査要綱に定める中面確認検査を含む。）を行うものとする。
機械等の購入	現地確認を行うものとする。ただし、補助事業等の内容により、現地での確認ができない場合は、関係書類やヒアリング等により確認するものとする。
ソフト事業等	同上

(完成確認検査の実施)

第 4 条 第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げる補助事業等の工事等が完了した場合は、補助事業等の区分に応じて、それぞれ次に定めるところにより完成確認検査を行うものとする。

区分	完成確認検査
建設工事	検査要綱に基づき行うものとする。
機械等の購入	検査要綱を準用して行うものとする。ただし、検査要綱様式第 1 号（工事完了届）については、この要領の様式第 1 号を用いるものとし、検査要綱第 4 条に定める検査区分については、この要領の別表に掲げる補助事業等の区分に応じ、検査担当機関の欄に掲げる機関が担当するものとする。

(現地調査等の実革)

第 5 条 補助事業等が完了し、規則第 14 条の規定による補助事業等実績報告書が提出され

た場合は、補助事業等の区分に応じて、それぞれ次に定めるところにより現地調査等を行うものとする。

区分	現地調査等
建設工事	様式第 2 号により現地調査等を行うものとする。ただし、前条に定める完成確認検査を実施した場合は、現地調査等を省略することができる。 なお、現地調査等を省略した場合であっても、補助事業等に係る経理状況に関する証拠書類（契約書、帳簿、通帳、領収書の写し等）を調査（事務検査等）するものとする。
機械等の購入	同上
ソフト事業等	様式第 2 号により現地調査等を行うものとする。ただし、状況写真等及び補助事業等に係る経理状況に関する証拠書類により、補助事業等の完了を確認できる場合は、現地調査等を省略できるものとする。

附則

- この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 19 年度の補助事業等については、山形県農林水産部所管補助事業確認検査要領（昭和 56 年 12 月 24 日農政第 652 号）による。
- 山形県農林水産部所管補助事業確認検査要領（昭和 56 年 12 月 24 日農政第 652 号）は、平成 20 年 5 月 31 日付けをもって廃止する。

(別表)

補助事業等の区分	検査担当機関
農林水産部各課で交付する補助事業等	主管課長
各総合支庁で交付する補助事業等	各総合支庁長

(資料 2 2) 山形県農林水産部補助金等適正化審査会設置要領

山形県農林水産部補助金等適正化審査会設置要領

(平成20年3月28日)

(目的)

第1条 農林水産部が所管する補助事業等について、補助金等の適正執行を図り交付の適否を審査するため、山形県農林水産部補助金等適正化審査会(以下「審査会」という。)を農林水産部内に設置する。

(組織)

第2条 審査会は別表に掲げる者をもって構成する。

(審査の対象)

第3条 審査会の審査に付す補助事業等は、次のとおりとする。

(1) 交付する一件の補助金等の額が1,000万円以上のもの。ただし、補助金等の交付先が市町村のもの及び会長が別に定めるものを除く。

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認めるもの。

2 審査は、別紙様式1により行うものとする。

(運営)

第4条 審査会は会長が招集する。

2 会長は、審査会を総括し座長を務める。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

4 審査会は、会長及び副会長を含む審査員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

5 審査員に事故あるときは、その審査員が指定した職員がその職務を行うことができる。

6 審査会の事務は、審査案件を所管する課が所掌する。

(公開)

第5条 審査会の審査は、公開しないものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(別表1)

区分	職名
会長	農林水産部次長(事務)
副会長	農林水産部次長(技術)、産業連携推進監
審査員	農林水産部内各課長

第 4 中小企業高度化資金（商工労働観光部）

<平成 20 年度末残高>

小規模企業者等設備導入資金特別会計

	名称	平成 20 年度末未収金残高(円)
1	<u>高度化資金貸付金</u>	<u>711, 449, 226</u>
2	<u>共同施設貸付金</u>	<u>65, 698, 552</u>
3	<u>工場等集団化貸付金</u>	<u>124, 032, 503</u>
4	<u>商店街近代化貸付金</u>	<u>162, 610, 582</u>
5	設備近代化貸付金	68, 416, 212
6	違約金及び延納利息	24, 960, 493
7	小規模企業者等設備導入資金貸付金	3, 100, 500
8	小売商業店舗共同化貸付金	2, 809, 000
	合計	1, 163, 077, 068

1. はじめに

(1) 貸付金の概要

① 制度の目的

高度化融資制度は、中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために組合などを設立して、工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や商店街の近代化を図る事業、第三セクターや商工会などが地域の中小企業者を支援する事業等に対して、資金およびアドバイスの両面から独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「機構」という）と各都道府県が一体となって支援する制度である。

貸付対象事業は次のとおりである。

表 1：中小企業高度化資金 貸付対象事業分類一覧

<中小企業者>

	形態	内容	事業名
1	集団化形態	市街地などに散在している中小企業者がまとまって立地環境の良い地域へ工場や店舗を移転する形態	集団化事業
2	集積区域・再開発形態	商店街の小売商業者が共同で、老朽化した店舗の建て替えなどを行うとともに、アーケード等の整備を街ぐるみで行うものや、工場団地、卸団地など工場や倉庫などが集積している区域	集積区域整備事業 施設集約化事業ほか

		を整備する形態	
3	共同化形態	中小企業者が、各社の事業の一部を共同で行うために共同の施設を整備し、その施設を利用する形態	共同施設事業 設備リース事業 ほか
4	事業統合形態	中小企業者が、各社の事業の全部あるいは一部について協業化などの事業統合を行うために施設を整備し、事業を行う形態	企業合同事業 ほか

<第三セクター>

	形態	内容	事業名
1	経営基盤強化支援形態	地域の中小企業者が研究開発、商品開発、販路開拓、情報化推進などを行うための施設を第三セクターなどが整備し、運営する形態	地域産業創造 基盤整備事業
2	商店街整備等支援形態	第三セクターなどが、商店街の中核的施設となるイベントホール、ポケットパーク、駐車場などを整備し、又はそれに併せて商業店舗を整備し、運営する形態。	商店街整備等 支援事業

② 貸付条件

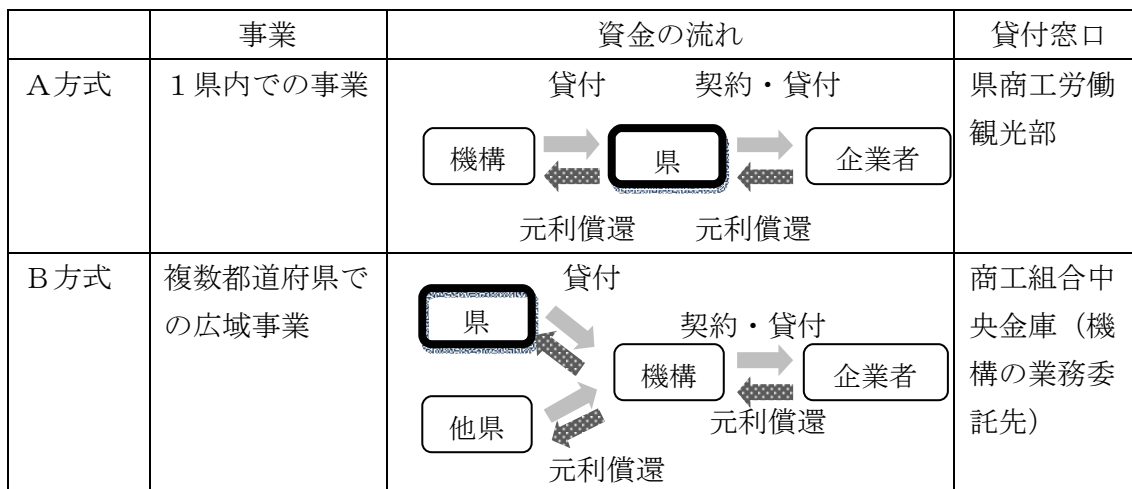
当融資に係る貸付条件概要は次表のとおりである。

表2：中小企業高度化資金 貸付条件概要

貸付対象者	事業協同組合、協業組合、共同出資会社、第三セクター、商工会等
貸付限度額	制限なし
貸付割合	貸付対象施設の設置資金 80%以内
償還期限	据置期間を含む20年以内であって、県が適当と認める期間
据置期間	3年以内であって、県が適当と認める期間
金利	年利1.10%（固定）もしくは要件に該当すれば無利子
保証人	債務保証するに足る資力を有する2人以上（知事の認容）
担保	原則 貸付対象施設等

貸付方式は、A方式とB方式とがある。2つ以上の都道府県にまたがる広域事業に対する貸付はB方式、1つの都道府県内の事業ではA方式となる（図1参照）。

図1：中小企業高度化資金 貸付方式

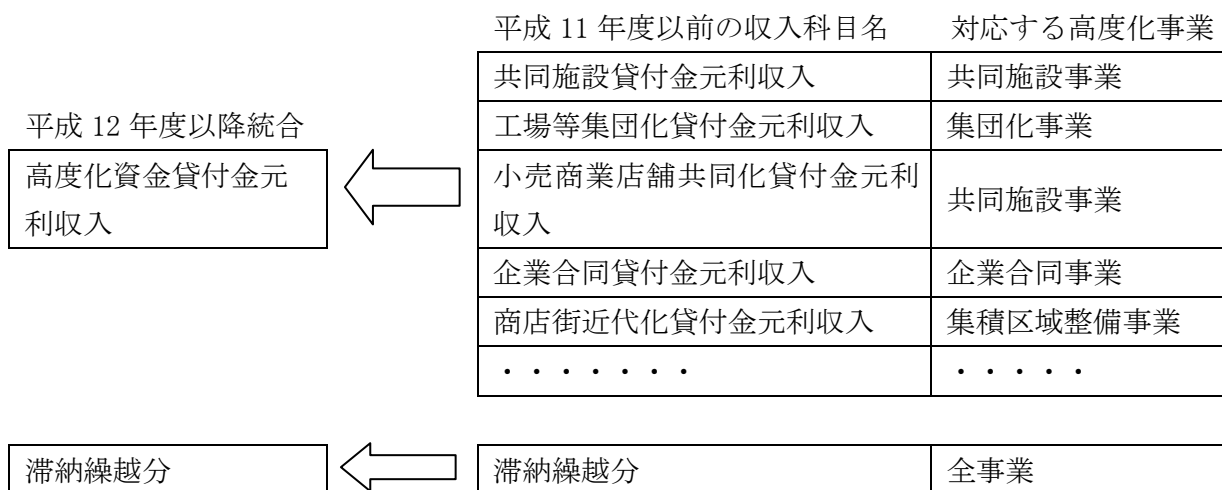


※財源の負担割合は、機構が 3/4、県が 1/4 である。

③ 貸付金名称・科目の統合

中小企業高度化資金は、前述のとおり様々な事業に対する資金貸付であるため、県においても平成 11 年度以前は各高度化事業に対応する科目を設け決算上処理していた。平成 12 年度以降、これらを「中小企業高度化資金」という一つの科目に統合し処理している（図 2 参照）。

図 2：中小企業高度化資金 科目比較図



※滞納繰越分の科目内訳は、「過年度収入（滞納繰越分）決算年度別調書」で把握している。

i) 現年度収入について

平成 11 年度以前の科目で貸付したものは、平成 11 年度以前約定分の収入であれば以前の科目で収入として処理しているが、平成 12 年度以降は、すべて高度化資金貸付金元利収入の科目で処理している。

ii) 滞納繰越分について

現年度に未収となった収入については、翌年度以降に繰越され、全て「滞納繰越分」の科目で処理している。その内訳については「過年度収入（滞納繰越分）決算年度別調書」において原科目ごとに整理している。

平成 11 年度以前に未収となった案件については、当該調書において（平成 12 年度以降も）平成 11 年度以前の収入科目（各高度化事業の科目）に計上されているが、平成 12 年度以降に初めて未収になった案件は、高度化資金貸付金元利収入に一括で計上されている。

これらの影響は、下記「2.（4）数値データ」において明らかにしている。

2. 高度化資金貸付金の概況

（1）貸付金の性格

高度化資金貸付金の概要（1.（1）参照）から各種事業に係る貸付金であること、また山形県中小企業高度化資金貸付規則第 17 条において貸付が決定した企業者と知事は金銭消費貸借契約を締結することと規定されていることから、本貸付金に係る債権は私法上の債権であり、かつ商法上の商人への貸付については商事債権と考えられる。

また、本貸付金に係る債権の消滅時効期間は、基本的に民法 167 条より 10 年であるが、商事債権に該当する場合には商法第 522 条より 5 年と解される。

山形県中小企業高度化資金貸付規則

第 17 条（契約の締結）

貸付決定者は、知事と金銭消費貸借契約を締結し、債務の承認及び強制執行の認諾ある公正証書を作成しなければならない。（後略）

民法 第 167 条（債権等の消滅時効）

債権は、10 年間行使しないときは、消滅する。（後略）

商法 第 522 条（商事消滅時効）

商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5 年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に 5 年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

（2）貸付金に係る事務の組織と流れ

① 組織体制

本貸付金は商工労働観光部が担当しており、その中で工業案件については工業振

興課が、商業案件については商業経済交流課がそれぞれ担当している。

なお、前述のとおり高度化資金貸付金は平成12年度からの統合科目であることから、その分担は各課同一担当者がそれぞれ行っている。

また未収金の回収体制については、次図の通り専門員・主査等・債権管理員（嘱託職員）から構成されている。なお、当該債権管理員は小規模企業者等設備導入資金特別会計に係る制度融資全般について1名、金融機関において債権管理に従事した経験のある者を債権の回収等管理に係る嘱託職員として採用し、専従者としている。

図3：未収金回収体制一覧

	県庁	
高度化資金貸付金	<p><商業経済交流課></p> <p>商業振興主査</p> <p>↓</p> <p>主査</p> <p>↓</p> <p>債権管理員(嘱託)</p> <p>※下記担当者と同一人物</p>	<p><工業振興課></p> <p>企業振興専門員</p> <p>↓</p> <p>主査</p> <p>↓</p> <p>債権管理員(嘱託)</p> <p>※下記担当者と同一人物</p>
共同施設貸付金		<p><工業振興課></p> <p>企業振興専門員</p> <p>↓</p> <p>主査</p> <p>↓</p> <p>債権管理員(嘱託)</p>
工場等集団化貸付金		<p><工業振興課></p> <p>同上</p>
商店街近代化貸付金	<p><商業経済交流課></p> <p>商業振興主査</p> <p>↓</p> <p>主査</p> <p>↓</p> <p>債権管理員(嘱託)</p>	

注) 点線枠は兼務者、実線枠は専従者を意味する。

② 未収金に係る手続

i) 回収手続

未収金回収に係る手続については、「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（以下、「手引き」という）」において次の通り規定されている。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（抜粋）

3 延滞発生時の対応

貸付先に延滞が発生したときは、早期の延滞解消に向け、また、長期延滞債権になることのないように、次の手順により迅速に対応し必要な対策を講じる。

(1) 延滞の確認

延滞が発生したときは、速やかに電話や訪問等によって延滞貸付先に延滞の事実を知らせ、(2)の方法によりその事情を聴取する。

債務者本人に連絡がとれないときや債務者の反応がない場合は、連帯保証人や物上保証人に連絡をとる。

(2) 原因究明

延滞の原因を究明しないと方針決定・交渉ができず、回収が進まないことから、必ず貸付先の代表者（責任者）を来庁させるか訪問して面談を行い、原因を聴取する。（中略）

（調査内容）

- ・現在の財務状況、業績悪化の原因 ※試算表の提出を求める。
- ・金融機関からの借入金額とその残高、返済状況
- ・今後の売上見込等
- ・今後の償還計画

(3) 回収方針の決定

債権回収の長期化を防ぐため、延滞発生からおおむね1ヶ月以内には延滞の原因を究明した上で、回収方針を決定する。

中小企業高度化資金については、貸付条件の変更も検討事項とする。

（方針決定）

- ・貸付企業が倒産した場合（中略）
⇒連帯保証人への徴求、担保権の実行、強制執行等。
- ・貸付企業が事業を継続している場合
⇒一括納付、分割納付、連帯保証人への徴求等

(4) 債権関係書類の点検、収集

- ①金銭消費貸借契約書（金銭消費貸借および譲渡担保設定契約書）
- ②公正証書
- ③抵当権設定登記済証

④登記簿謄本

⑤住民票

⑥戸籍簿謄本

等債権管理上必要な書類の点検・収集を行う。

(5) 主債務者及び連帯保証人への請求

①主債務者に対する請求

ア 主債務者の返済能力に基づいて、期日を定め一括又は分割納付を明確に約束させ、償還計画書を提出させる。約束が履行されない場合や償還計画書を提出しない場合は、連帯保証人へ連絡する旨伝える。

イ 上記約束が履行されない場合は、

i 連帯保証人から主債務者へ催告させる。

ii 主債務者に対し担保の任意処分を行う旨を示唆する催告書を送付する。

ウ さらに約束が履行されない場合、間隔を置かず、再度返済期限を定め請求を行う。期限までに納付されなければ担保権の実行及び連帯保証人に対し請求をする旨の催告書を送付する。

②連帯保証人に対する請求

ア 主債務者が再度の催告にもかかわらず納付しないときで、償還の意思があっても完済に長期間を要する場合（延滞発生から1年以上経過したもの）又は貸付企業等が倒産等の債権保全上危機的な状態の陥った場合には、連帯保証人に対しても交渉を行う。

連帯保証人に対しては、主債務者との関係、保証人になった経緯、主債務者との取引関係等を勘案し折衝することが必要であるが、連帯保証人としての債務を理解させ、返済に協力を求める。

イ 主債務者が少額ずつでも内入れしていたり、主債務者に資産や収入があることを理由に連帯保証人が納付を渋る場合、連帯保証人としての責務を再度説明し、早期に延滞が解消されないと結果的に連帯保証人の負担が増えることを理解させ、納付を指導する。

③物上保証人に対する請求（後略）

④不誠実な債務者に対する催告

不誠実な債務者に対しては、書面により来庁呼出しを行い納付を指導する。来庁呼出しに応じない場合は、再度、書面により来庁呼出しを行い、応じない場合は法的措置を辞さないことを強く示唆する。

5 長期延滞債権の処理（延滞1年以上の貸付先に係る債権をいう。）

長期延滞債権については、別記「債権分類表」に基づき分類し、そこに示した各方針に従い処理する。

なお、状況により延滞貸付先に対し、3月に一回程度償還残高および違約金発生額を通知し、早期完済を指導する。

7 時効の中断

(1) 消滅時効

民法では、一定期間の権利不行使が継続した場合、時効により権利を消滅させる制度を設けている（消滅時効）。

時効の管理を適切に行わないと、気がついた時には、時効により請求ができない状態に陥ることになる。請求を行っても、債務者の時効援用を招くだけで、訴訟を提起しても請求は棄却される。このため、時効管理表を作成し、適切な時効の管理を行う。

時効期間が迫っている債権については、早期回収の方法をとるとともに、適宜の方法により時効を中断し、債権を失わないようにする。

(2) 時効の期間

①中小企業高度化資金

区分	元金	利息	違約金
県⇔事業協同組合	10年(民法167条)	5年(民法169条)	10年(民法167条)
県⇔株式会社等	5年(商法3条、522条)	5年(民法169条)	5年(商法3条、522条)

※時効期間については、貸付の相手方が事業協同組合の場合のみ、元金・違約金は10年になるが、管理上は一律5年として行うのが望ましい。

②中小企業近代化資金

商法522条により5年。

③留意点

ア 時効の起点

消滅時効は、期限が到来したときから進行する。

イ 時効完成後の償還金

消滅時効は、一定期間の経過により直ちに債権が消滅するのではなく、債務者等が消滅時効の利益を受けることを主張（援用）したときに消滅することから、消滅時効完成後であっても債権者は償還金を受領することができる。

ウ 「協同組合本体が貸付先である中小企業高度化資金の元本と違約金は10年（民法適用）」という考えを中小企業総合事業団（現 独立行政法人中小企業基盤整備機構）が示しており、また、「連帯保証人等に債務分割した債権」、「連帯保証人等が債務引受した債権」も民法適用（10年）の可能性があることにも留意する。

(3) 時効中断事由

時効は、時効中断事由（時効の完成を妨げる事由）によって中断し、振り出しに戻すことができる。

ただし、時効の中断については、判例・学説は多種多様。複雑な時効の解釈については、最終的に個別案件毎、裁判で判断される。

民法の定める時効中断事由には以下の3種類がある。

- ①請求・・・裁判上の請求・支払督促等（後略）
- ②差押え・仮差押え・仮処分
- ③承認・・・債務の存在を認めること。具体的には、債務承認（確認）書の提出、一部弁済、支払延期願書等がある。

このうち、①請求のうち、裁判手続外の催告及び③承認以外については、法的手続となる。（後略）

8 抵当権の実行

本貸付制度は、県民の大切な資産を原資として貸付するものであり、適切な管理のもとに債権の保全に努めなければならないことから、主たる債務者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、物的担保の処分も検討するものとする。

ただし、一律的に処分を行う安易な管理であってはならない。したがって、政策性の高い本貸付制度の性質、債務者との地道な交渉経緯、債務者の資産状況、地域経済に与える影響等を総合的に判断し、最終的な回収手段として処分を実施する。

- (1) 度重なる納付指導を行っても納付の意思が認められないとき。
- (2) 実態調査、経営改善の経営診断、納付指導を実施した結果、再建が不可能と判断されたとき。
- (3) 実態調査、経営改善の経営診断、納付指導を実施した結果、元金の回収に10年以上を要すると判断されたとき。

ランク/ 類型	内容	細区分	方針	留意事項
A/ 回収可能 全額可能	分納中又は入金が 確実で、全額回収の見通しが立っているもの	事業継続案件	定期的に決算書、資金繰表等を徴収するなど常に債務者の経営状況を把握して確実な回収に努める。	Aランクは、返済計画を確実に履行させることに主眼をおく。債務者とは定期的にコンタクトを取っておくこと。
		倒産案件 (連帯保証人からの回収)	定期的に保証人の状況を把握して、確実な回収に努める	
		倒産案件(担保権実行)	競売、任意売却等により、速やかに債権の全額回収を図る。	
B/ 回収可能 全額不明	分納中又は入金が 確実であ	事業継続案件	常に債務者の経営状況を把握するとともに、実効性のある弁済計画書を提出させ、早期、確実な履行を求	Bランクは、基本的にAランク入りを目指

	るが、全額回収の見通しが立っていないもの。		める。また保証人からの回収も検討する。	す。少額入金は増額を、不定期入金は定期入金を促す。また、保証人弁済は相続関係にも注意し、あらかじめ家族状況を把握しておく。
		倒産案件 (連帯保証人からの回収)	保証人の資力を勘案しながら(家族関係も要調査)、早期、全額回収に向けた増額交渉等を行う。	
		倒産案件(担保権実行)	競売、任意売却等により速やかに債権の全額回収を図るとともに、保証人等に不足分を請求する旨通告し返済義務を認識させる。	
C/ 回収可能 全額困難	分納中又は入金が見込まれるが、全額回収が困難なもの	事業継続案件	債務者の経営状況を詳細に調査し、実効性のある弁済計画書を提出させ、まずは償還を継続させる。また保証人からの回収も併せて試みる。	Cランクは「主債務+保証人」、「担保+保証人」等複合的な回収を検討する。また、Cランク以降は、時効管理に特に注意すること。
		倒産案件 (連帯保証人からの回収)	保証人の資力を勘案しながら(家族関係も要調査)、償還を継続させる。対象は代表者(兼)保証人に限定せず複数の保証人から回収を図る(ただし、債務分割はしない)。	
		倒産案件(担保権実行)	競売、任意売却等により速やかに債権の回収の不足額を確定するとともに、保証人等に不足分を請求し回収を図る。	
D/ 回収困難	長期間入金は無いが、債務者の返済意思が認められるもの(無資力の場合を除く)	事業継続案件	事業を継続しながら全く返済しないというのは、由々しき問題なので、厳しい督促を行い弁済を求め、返済交渉は強い態度で臨む。	Dランクは、債務者の返済意思を、実際の入金にまでつなげていくことを第1目標とする。
		倒産案件	担保が残っていれば速やかに担保権を実行する。また、保証人交渉では、単なる債務確認だけではなく、具体的な弁済計画提示まで交渉を進めていくことが大事。	
E/ 回収極めて困難	長期間入金がなく、債務者の返済意思	事業継続案件 (時効未完成)	ほとんど想定できないが、該当案件があれば、法的手段も検討。	Eランクは、現在回収は困難だが、将来に渡って不可能と
		担保有り	担保が残っていれば速やかに担保権を実行する。ただし、実益が見込	

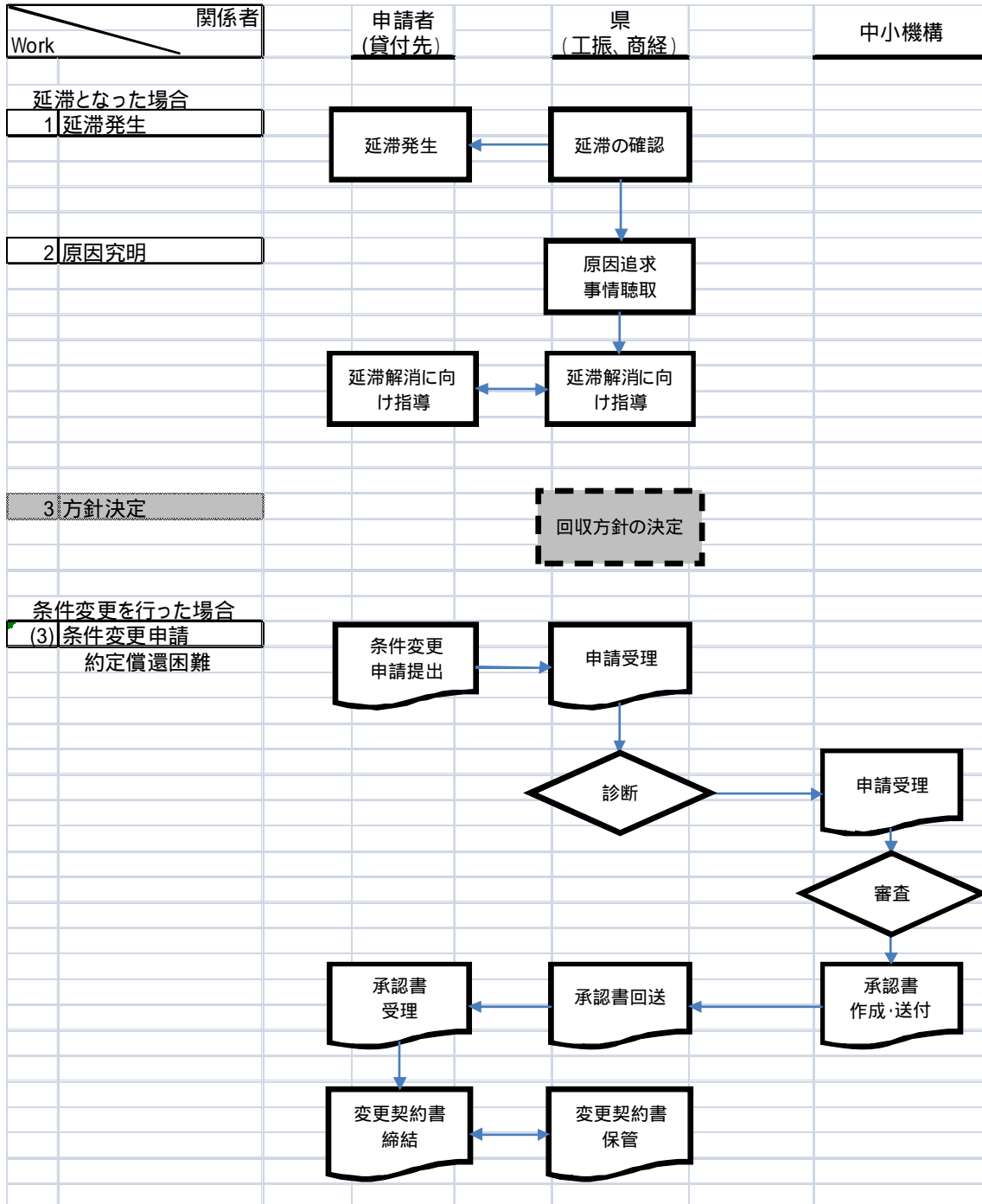
	あるいは返済能力が認められないもの		まれない場合（配当額が申請費用を下回る場合等）は除く。	は言い切れない債権を対象とする。法的手段による回収（悪意の場合）のほか、徴収停止、履行延期特約も検討する。
		債務者に資力がある場合（時効未完成）	厳しい督促を行い弁済を求める。 <u>場合によっては法的手段も検討。</u>	
		債務者が行方不明の場合	徴収停止を検討。ただし、 <u>長期間行方不明</u> の場合はFランクの処理。	
		債務者が無資力又はこれに近い状態の場合（時効未完成）	履行延期特約を検討。ただし、 <u>将来に渡って資力回復する見込みのない場合はFランクの処理。</u>	
		時効完成案件	<u>ケースバイケースで対応する。</u>	
暫定E/ 回収困難 現況不明	長期間入金がなく、債務者の現況も確認できないもの	時効未完成案件	ほとんど想定できないが、該当案件あれば、速やかに督促、返済交渉等を行う。	暫定Eランクは、現況不明のため今後調査を要するもので、調査の結果、改めて債権分類を行う必要がある。なお、時効完成案件が多いため調査は慎重に行うこと。
		時効完成案件	①債務者全員に催告分を送付し（中略）、所在地確認と話し合いのきっかけをつくる。 ②転居先不明で催告書が返送された債務者については、市町村役場等に照会する。 ③話し合いに応じた債務者には、返済意思を確認するとともに、資産、相続関係等を調査する。 ④返済意思及び能力のある債務者はランクDの処理、それ以外はE又はFの処理を検討する。	
F/ 回収不能	状況を勘案して、今後の回収が全く見込めないもの			別に定める「不納欠損処分基準」に従って所定の手続を行う。

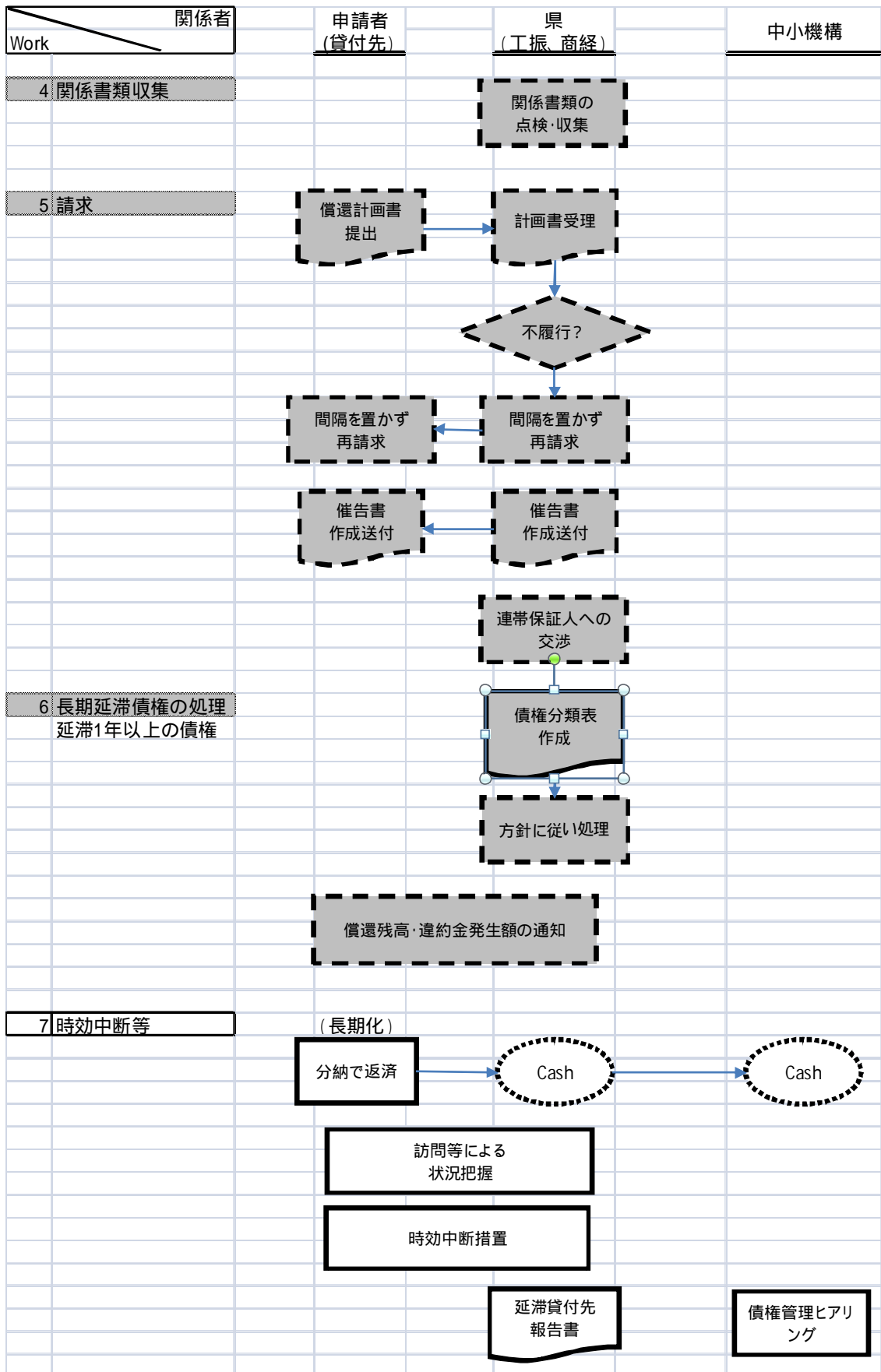
※中小企業高度化資金のうち長期延滞債権となっている酒田大火復興案件等特別な事情のある債権については、上記の債権分類表の方針によらないで別途処理方針を策定

するものとする。以下、未収金回収等手続きに係るワークフローを示す。

図4：未収金回収等手続に係るワークフロー

(※なお、灰色部分は県提出資料で記載されず、実施が明確でない手続である。)





ii) 不納欠損処理手続

回収不能債権に係る手続について、「手引き」に次の通り規定されている。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き (抜粋)

6 回収不能債権の処理

債権回収にあたっては、全額回収に向けて万全を期すこととするが、主債務者や連帯保証人の資産等調査の結果、その債権が「小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金に係る不納欠損処分基準」に該当したときは、その基準に従って不納欠損処分を行う。

なお、中小企業高度化資金については、県が回収不能債権と認定した場合、不良債権として毎年9月末時点で不良債権報告書に記載の上、10月末までに中小企業総合事業団（現 独立行政法人中小企業基盤整備機構）に提出する。中小企業総合事業団（同上）では、審査の上、3月末に経理上の処理として償却の手続を行う。

小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金に係る不納欠損処分基準 (抜粋)

第3条 (債権の消滅等による不納欠損処分)

県は、債権について、主たる債務者が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該債権の不納欠損処分を行うものとする。

- (1) 消滅時効の期間が経過し、かつ時効の援用をしたとき。
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法（中略）第8条（中略）の規定により免除されたとき。

2 県は、債権について、債務者の全部が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該債権の不納欠損処分を行うものとする。

- (1) 消滅時効の期間が経過し、かつ時効の援用をしたとき（連帯保証人に限る。）。)
- (2) 地方自治法施行令（中略）第171の7の規定により免除されたとき。
- (3) 免責、限定承認等又はその他の事由により、法的請求ができなくなったとき。

第4条 (債権の放棄による不納欠損処分)

県は、前条の規定により不納欠損処分を行う場合のほか、債権について、債権金額が少額で取り立て等に要する費用に満たないと認められた場合（消滅時効の期間が経過した債権に限る。）、債務者の一部が前条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当しそれ以外の債務者が次の各号のいずれかに該当する場合、または、債務者の全部が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく地方自治法（中略）第96条第1項第10号の規定による権利放棄の議会議決を経たうえで、当該債権の不納欠損処分を行うものとする。

- (1) 法人である債務者がその事業を廃止し、かつ、差し押さえることができる財産の価値が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 個人である債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財

- 産の価値が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 個人である債務者が無資力又はこれに近い状態で、将来も資力を回復する見込みがないと認められるとき。
- (4) その他やむを得ない事由により債権の放棄が必要と認められるとき。

小規模企業者等設備導入資金助成法（参考）

第8条（償還の免除）

都道府県は、災害その他貸与機関から資金の貸付け又は設備の譲渡し若しくは貸付けを受けた者の責めに帰することができない理由により、その者が資金の貸付け又は設備の譲渡し若しくは貸付けを受けて設置した設備が滅失した場合において、やむを得ないと認められるときは、経済産業大臣の承認を受けて、小規模企業者等設備導入資金の貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

地方自治法施行令（参考）

第171条の7（免除）

普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。（後略）

地方自治法（参考）

第96条（議決事件）

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(中略)

- 10 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。（後略）

(3) 根拠法令等

○ 関係法令等

- ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律
 - ② 独立行政法人中小企業基盤整備機構法
 - ③ 都道府県の債権保全に係る運用指針
- ##### ○ 県により策定した規定等
- ④ 山形県中小企業高度化資金貸付規則

- ⑤ 山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き
- ⑥ 山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る不納欠損処分基準

(4) 数値データ

以下の数値データにつき、本項冒頭の決算書数値と一致しない部分がある。これにつき、県は次のとおり回答している。

『貸付時と収入時の科目が一部一致していないことについては、前述1.(1)③「貸付金名称・科目の統合」のとおりである。

会計処理上「高度化資金貸付金元利収入」として未収金が計上されているものについては、債権管理上は貸付時の科目ごとに整理しているため、以下にその対応関係を示す。』

図5：決算書上の未収金期末残高と管理上の未収金残高との差異

収入科目名	未収金 期末残高	貸付時の 科目名	未収金 期末残高	数値データ における取扱い	
高度化資金 貸付金元利 収入	711,449,226	工場等集団 化貸付金	元金	30,429,440	工場等集団化貸付金の未収金残高に追加計上
			利息	3,694,950	利息分は計上せず
		企業合同貸 付金	元金	677,324,836	企業合同貸付金の未収金期末残高に計上

① 高度化資金貸付金

i) 直近5年間の推移

表3-1：高度化資金貸付金 貸付償還等推移（単位：千円）

	貸付	償還	不納欠損額	貸付金期末残高
平成16年度	2,254	967	0	14,309
平成17年度	24,822	1,125	0	38,006
平成18年度	0	2,236	0	35,770
平成19年度	19,061	3,266	0	51,565
平成20年度	34,901	3,948	0	82,518
総額	95,619	13,101	0	82,518

ii) 未収金残高の推移

表3-2：高度化資金貸付金 残高推移（単位：千円）

	未収金期末残高	期限未到来貸付金残高	貸付金期末残高
--	---------	------------	---------

平成 16 年度	0	14,309	14,309
平成 17 年度	0	38,006	38,006
平成 18 年度	0	35,770	35,770
平成 19 年度	0	51,565	51,565
平成 20 年度	0	82,518	82,518

※本項冒頭の高度化資金貸付金の未収金残高 711,449,226 円については、貸付時の科目では全額が工場等集団化貸付金及び企業合同貸付金に整理されるため、ここでの未収金期末残高はゼロとなっている（図 5 参照）。

iii) 期限未到来貸付金残高の内訳

表 3 - 3 : 高度化資金貸付金 期限未到来貸付金残高の内訳 (単位 : 円)

	債務者	期限未到来貸付金残高	未収金残高
1	中小企業基盤整備機構	82,518,000	0
	合計	82,518,000	0

② 共同施設貸付金

i) 直近 5 年間の推移

表 4 - 1 : 共同施設貸付金 貸付償還等推移 (単位 : 千円)

	貸付	償還	不納欠損額	貸付金期末残高
平成 16 年度	0	25,526	0	118,762
平成 17 年度	0	22,466	0	96,296
平成 18 年度	0	11,848	6,547	77,900
平成 19 年度	0	5,183	0	72,717
平成 20 年度	0	1,971	0	70,746
総額	5,853,663	5,776,369	6,547	70,746

ii) 未収金残高の推移

表 4 - 2 : 共同施設貸付金 残高推移 (単位 : 千円)

	未収金期末残高	期限未到来貸付金残高	貸付金期末残高
平成 16 年度	72,866	45,896	118,762
平成 17 年度	72,866	23,430	96,296
平成 18 年度	66,219	11,681	77,900
平成 19 年度	65,699	7,018	72,717
平成 20 年度	65,699	5,047	70,746

iii) 期限未到来貸付金残高の内訳

表 4 - 3 : 共同施設貸付金 期限未到来貸付金残高の内訳 (単位 : 円)

	債務者	期限未到来貸付金残高	未収金残高
1	A 商店街	3,845,000	0
2	B 商店街	1,202,000	0
	合計	5,047,000	0

③ 工場等集団化貸付金

i) 直近 5 年間の推移

表 5 - 1 : 工場等集団化貸付金 貸付償還等推移 (単位 : 千円)

	貸付	償還	不納欠損額	貸付金期末残高
平成 16 年度	0	91,428	0	443,785
平成 17 年度	0	38,839	0	404,946
平成 18 年度	0	24,106	141,559	239,281
平成 19 年度	0	24,059	0	215,222
平成 20 年度	0	22,566	0	192,656
	総額	7,897,440	7,563,224	192,656

ii) 未収金残高の推移

表 5 - 2 : 工場等集団化貸付金 残高推移 (単位 : 千円)

	未収金期末残高	期限未到来貸付金残高	貸付金期末残高
平成 16 年度	298,831	144,954	443,785
平成 17 年度	301,801	103,145	404,946
平成 18 年度	157,547	81,734	239,281
平成 19 年度	154,899	60,323	215,222
平成 20 年度	153,744	38,912	192,656

※本項冒頭の工場等集団化貸付金の未収金残高124,032,503円の内訳は、元金123,314,928円、利息717,575円である。この元金分に、高度化資金貸付金の未収金残高のうち工場等集団化貸付金の元金分30,429,440円を追加した額が表 5 - 2 の未収金期末残高である。

iii) 期限未到来貸付金残高の内訳

表 5 - 3 : 工場等集団化貸付金 期限未到来貸付金残高の内訳 (単位 : 円)

	債務者	期限未到来貸付金残高	未収金残高

1	A協同組合（C 1社⇒No. 高度化－2）	3,910,000	29,267,100
2	B協同組合（O社）	19,764,000	0
3	B協同組合	12,218,000	0
4	B協同組合（K社）	3,020,000	0
	合計	38,912,000	29,267,100

④ 商店街近代化貸付金

i) 直近5年間の推移

表6－1：商店街近代化貸付金 貸付償還等推移（単位：千円）

	貸付	償還	不納欠損額	貸付金期末残高
平成16年度	0	1,318	0	161,102
平成17年度	0	1,938	0	159,164
平成18年度	0	6,207	0	152,957
平成19年度	0	1,341	0	151,616
平成20年度	0	1,614	0	150,002
総額	2,142,400	1,992,398	0	150,002

ii) 未収金残高の推移

表6－2：商店街近代化貸付金 残高推移（単位：千円）

	未収金期末残高	期限未到来貸付金残高	貸付金期末残高
平成16年度	161,102	0	161,102
平成17年度	159,164	0	159,164
平成18年度	152,957	0	152,957
平成19年度	151,616	0	151,616
平成20年度	150,002	0	150,002

※本項冒頭の商店街近代化貸付金の未収金残高162,610,582円の内訳は、元金150,002,338円、利息12,608,244円である。この元金分の額が表6－2の未収金期末残高である。

iii) 期限未到来貸付金残高の内訳

表6－3：商店街近代化貸付金 期限未到来貸付金残高の内訳（単位：円）

	債務者	期限未到来貸付金残高	未収金残高
		該当なし。	
		0	—

⑤ 企業合同貸付金

i) 直近5年間の推移

表7-1：企業合同資金貸付金 貸付償還等推移（単位：千円）

	貸付	償還	不納欠損額	貸付金期末残高
平成16年度	0	0	0	677,325
平成17年度	0	0	0	677,325
平成18年度	0	0	0	677,325
平成19年度	0	0	0	677,325
平成20年度	0	0	0	677,325
総額	1,058,686	381,361	0	677,325

ii) 未収金残高の推移

表7-2：企業合同貸付金 残高の推移（単位：千円）

	未収金期末残高	期限未到来貸付金残高	貸付金期末残高
平成16年度	677,325	0	677,325
平成17年度	677,325	0	677,325
平成18年度	677,325	0	677,325
平成19年度	677,325	0	677,325
平成20年度	677,325	0	677,325

※企業合同貸付金の平成20年度末未収金残高677,324,836円については、会計処理上、全額が高度化資金貸付金の未収金残高として計上されている。

iii) 期限未到来貸付金残高の内訳

表7-3：企業合同貸付金 期限未到来貸付金残高の内訳（単位：円）

	債務者	期限未到来貸付金残高	未収金残高
	該当なし。		

(5) 未収金対策の概要

県はこれまで、中小企業高度化資金につき前述の関係法令に基づき事務を執行するとともに、県独自に債権管理の手引き等を策定している。

平成13年度包括外部監査において、「貸付金に係る財務事務について」とのテーマで監査の実施と報告がなされているが、これに対する県の措置・対応が公表されている（次表参照）。当該資料では個別指摘案件に対する対策のみが記載されているが、根拠法令等のうち「手引き」と「不納欠損処分基準」（いずれも平成14年

度策定)も当該監査結果を受けて県が策定している。また、平成15年度～17年度までの3年間で集中処理期間と位置づけ、金融機関OBの債権管理員を配置するなどして、延滞債権の再調査や回収交渉を実施している。

また、債権回収の効果を上げる一方で回収不能な案件について、平成16年2月及び平成19年2月に債権放棄を行った。

さらに、平成19年11月から再び債権管理員を配置し債権管理を行うとともに、毎年面会や電話催告等を行い回収に努めている。

表8：平成13年度包括外部監査の結果報告書に係る指摘事項の措置状況（抜粋）

包括外部監査報告書提出日：平成14年3月14日

◎第1回目テーマ：「貸付金に係る財務事務について」

(平成19年9月18日)

外部監査実施機関名	監査結果	措置の内容	措置の通知	措置の公表
商工労働観光部 工業振興課 商業振興課 庄内総合支庁	(中小企業高度化資金) 監1 時効完成案件について 時効中断措置が行われなかったため、時効が完成し、回収が困難となっている案件がある。(3件①②③)	①②③ 債権調査を行った結果、回収は困難と判断し、平成19年2月県議会定例会にて債権放棄を行いました。	H19.7.9	H19.9.18
	監2 債務者、連帯保証人の状況把握について 債務者、連帯保証人の状況が十分に把握されておらず、回収業務が不十分となっている案件がある。(7件⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪)	⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 毎年、債務者や連帯保証人との面談により状況把握、交渉を実施しております。 ⑤⑥⑦⑧については、定期的な弁済があります。 今後、連帯保証人のより詳細な資力調査を実施し、債権回収に取り組む予定です。 ⑪ 担保物件の処分により平成17年度に完済しております。	H19.7.9	H19.9.18

注) なお、各日付はそれぞれ次の意味で記載されている。

- 表頭（平成 19 年 5 月 31 日）：監査結果に対する措置状況の取りまとめを行う改革推進課による措置状況の最終確認時点。
- 表中、措置の通知：改革推進課から監査委員への通知時点。
- 表中、措置の公表：監査委員が県公報により公表した時点。

3. 監査の方法と結果

(1) 監査の方法

① 平成 20 年度末 未収金残高について

平成 20 年度末時点の未収金残高から高額滞納者をサンプルとして抽出し（表 9 参照）、債務者の状況とこれに対する県の対応とが規程に基づき適時適切に手続されているか調査した。また、これに併せて不納欠損処理の正確性を検証した。

表 9：サンプル抽出者一覧

融資名	未収金期末残高	サンプル No.	抽出債務者	未収金期末残高
高度化資金貸付金元利収入	711,449,226 円	高度化-1	W社	677,324,836 円
		高度化-2	C1社	32,962,050 円
	合計	2 件		710,286,886 円 (99.8%)
共同施設貸付金元利収入	65,698,552 円	共同-1	A1組合	65,698,552 円
		合計	1 件	
工場等集団化貸付金元利収入	124,032,503 円	工場-1	C2社	52,745,000 円
		工場-2	I社	29,213,042 円
		工場-3	C3社	28,178,756 円
		工場-4	E氏	13,895,705 円
	合計	4 件		124,032,503 円 (100%)
商店街近代化貸付金元利収入	162,610,582 円	商店街-1	T1氏	48,228,344 円
		商店街-2	M社	23,131,790 円
		商店街-3	T2氏	15,422,820 円
		商店街-4	A2社	10,258,700 円
		商店街-5	I氏	10,029,900 円
		商店街-6	A3氏	9,996,650 円
	合計	6 件		117,068,204 円 (71.9%)

② 平成 13 年度包括外部監査 指摘債務者について

平成 13 年度包括外部監査において、中小企業高度化資金について次のとおり指摘がされており、それに対する県の措置が公表されている。

表 10：平成 13 年度外部監査 中小企業高度化資金 指摘事項（表 8 より抜粋）

監査結果	措置の内容（H19.9.18 公表）
<p>監 2 債務者、連帯保証人の状況把握について</p> <p>債務者、連帯保証人の状況が十分に把握されておらず、回収業務が不十分となっている案件がある。（7 件⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪）</p>	<p>⑤⑥⑦⑧⑨⑩</p> <p>毎年、債務者や連帯保証人との面談により状況把握、交渉を実施しております。⑤⑥⑦⑧については、定期的な弁済があります。</p> <p>今後、<u>連帯保証人のより詳細な資力調査を実施し、債権回収に取り組む予定</u>です。（後略）</p>

平成 13 年度外部監査にて指摘された債務者のうち、平成 20 年度末時点も未収金として残っているものにつき、その状況を調査した。

(2) 監査の結果

① 平成 20 年度末 未収金残高について

各債務者の状況と県の対応等は以下のとおりであった。

i) 高度化資金貸付金元利収入

No.	高度化－1	債務者	W社	債務者区分	E
未収金額	677,324,836 円	償還予定	H9/11－H10/12		
貸付額①	145,080,000 円	貸付日	平成 6 年 12 月 20 日（土地）		
貸付額②	607,340,000 円	貸付日	平成 7 年 8 月 25 日（建物、機械）		
債務者の現状	平成 13 年 5 月破産宣告通知。				
現在の主たる債務者	連帯保証人 2 名	連帯保証人	Y 氏（社長親族）、F 氏（その他の保証人 1 社は H17 破産、1 名は H19 死去）		
未収金発生までの経緯	H9/11	①初回返済 11 百万円償還。			
	10/4	②初回返済 1 百万円償還。			
	10/7	②2 回返済 45 百万円滞納。 連帯保証人 3 名に対して償還の通知を手渡す。			
	10/9	会社更生手続開始決定。			

	10/12	繰上償還命令。
未収金発生からの対応	H13/5	破産宣告通知。
	13/12	抵当物件のうち「機械等」を任意売却。
	16/1	抵当物件のうち「土地建物」を特別売却。 これ以降、入金等なし。
	17/7	破産廃止決定確定。
	17/9	連帯保証人2名来庁、弁済意思ないと回答。
	H19	機構「調査・アドバイザー事業」を活用。
	20/1	連帯保証人1名の相続放棄(第1順位のみ)確認。
	H20-	その後、年1回訪問も不在。
県の回収可能性判定	連帯保証人F氏は他社代表取締役で事業継続中。面会の上回収に努める。	
債権保全状況	平成22年7月に時効成立の恐れがある。	
その他	連帯保証人Y氏は大学に通っていたが支払を拒否。	
<p>監査人の見解</p> <p>① 連帯保証人への交渉は行われているが、平成16年の抵当権実行以降入金はない。</p> <p>② 死去した連帯保証人について第1順位(子)の相続調査は行っているが、第2順位以降の調査は行われていない。</p>		

No.	高度化-2	債務者	C1社	債務者区分	B
未収金額	32,962,050円	償還予定	H2/11-H21/11		
貸付額	98,700,000円	貸付日	平成元年12月13日(営業譲受資金)		
債務者の現状	事業継続中				
現在の主たる債務者	債務者本人	連帯保証人	協同組合、社長、H氏(H11死去、H21に妻が保証人に追加)		
未収金発生までの経緯	H2/11-9/11	返済8回計41百万円、延滞なし。			
	6/5-9/4	業績不振のため、貸付対象資産の一部組合員外貸付を認めていたが、状況改善されず。			
	9/11	繰上償還命令による一部償還期限(29百万円)。しかし、2百万円程度の入金で残り滞納。			
未収金発生からの対応	H9-21	ほぼ定期的な弁済あり。繰上償還命令後の元本弁済額合計43百万円。			
	12/10	H氏の相続税申告書入手。			
	H21/11	入金あり。			

県の回収可能性判定	過去3年の回収額は合計920万円。平成21年度は不況の影響で回収額は40万円程度にとどまっているが、返済意思は明確であることから、回収可能と考える。
債権保全状況	平成21年11月入金あり、時効中断中。
その他	期限未到来 3,910,000円あり (表5-3参照)
監査人の見解 ① 期限未到来部分については、調定されず決算書に明記されていない。不良債権は決算書その他の手段により期限未到来部分につき明らかにすべきである。 ② 回収方針が明確でなく、入金もまちまちである。分割納付申請を入手するのが妥当である。この際、①指摘の期限未到来部分も含めた返済計画とすべきである。	

ii) 共同施設貸付金元利収入

No.	共同-1	債務者	A1組合	債務者区分	B
未収金額	65,698,552円	償還予定	H8/2-H10/4		
貸付額	97,000,000円	貸付日	平成7年4月28日 (倉庫・管理棟 建物)		
債務者の現状	H21/3 破産手続開始。				
現在の主たる債務者	—	連帯保証人	M氏 (その他の保証人1社は破産手続中、2名も破産予定)		
未収金発生までの経緯	H8/2	初回利息返済2百万円3カ月滞納。			
	10/2	債務者から貸付対象資産を目的外使用しなければ事業遂行困難との連絡。任意償還申請あり。			
	10/4	繰上償還命令。これまでの元本償還総額7百万円。			
未収金発生からの対応	H11-	年に数回訪問・電話。			
	11/2-20/3	元本償還総額23百万円。			
	21/3	破産手続開始。この時、連帯保証人への支払督促も送付。			
	21/6	連帯保証人と面会。			
	21/6、9、12	債権者集会。			
県の回収可能性判定	県が第1位順位の抵当権を設定する土地建物の任意売却手続を進めている。固定資産税評価額は、土地約63百万円、建物約53百万円であり、回収可能性あり。				
債権保全状況	最終入金はH20/3より、時効中断中。				
監査人の見解 ① 組合資産の任意売却を進めた上で、残債につき連帯保証人から分割納付申請等入手					

し、その回収を検討すべきである。

- ② 貸付から1年以内の初回返済から滞納しており、貸付時にすでに経営状況は悪化していたものと推測される。審査が有効に行われる仕組みを検討する必要がある。

iii) 工場等集団化貸付金元利収入

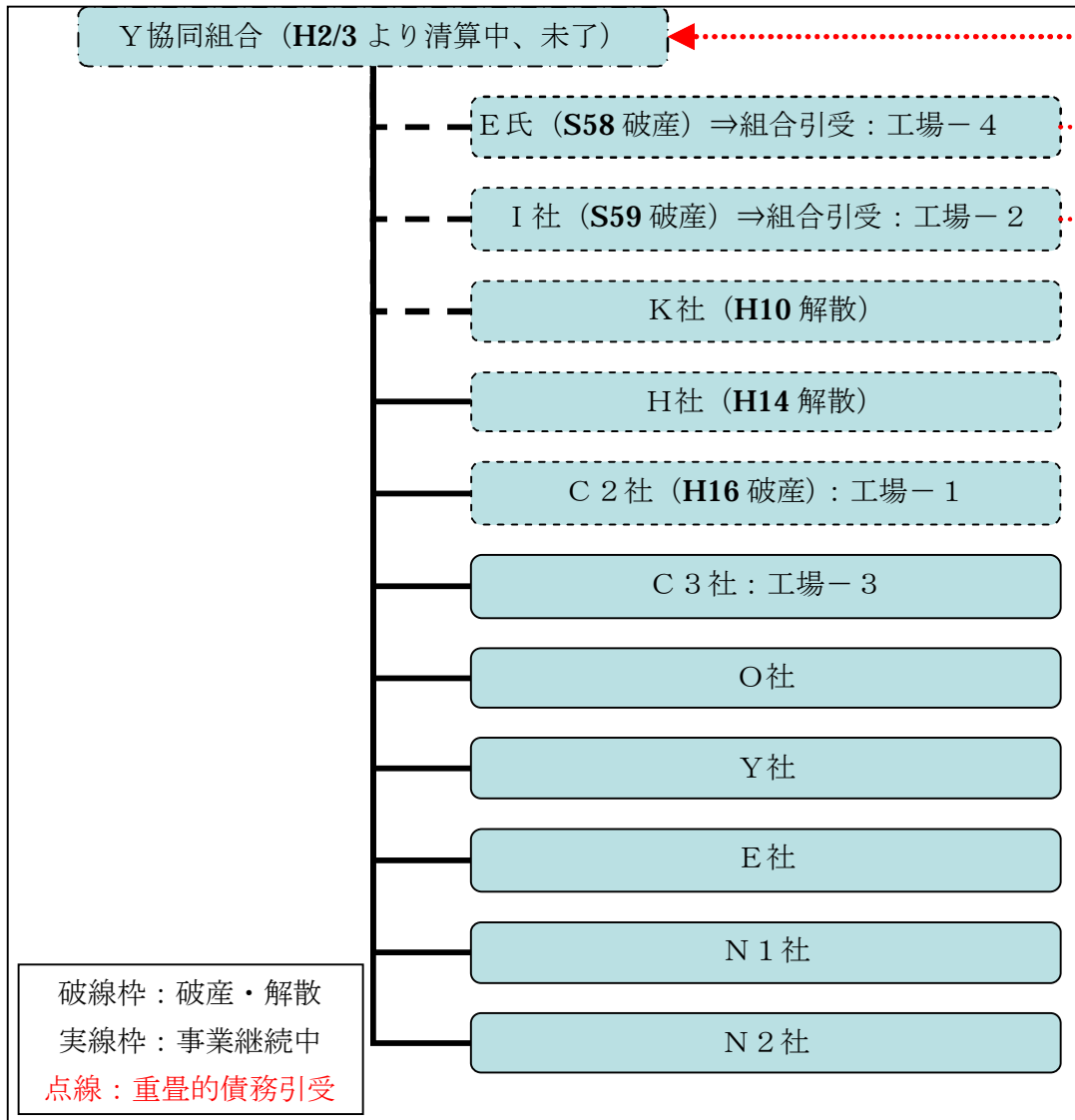
抽出した債務者は、すべてY協同組合の組合員あるいは以前組合員だった者である。同組合の未収金発生・各社解散等の状況は次表のとおりである。

表11：Y協同組合 未収金発生・各社解散等の状況

年月	状況
昭和52年3月	各組合員の工場が狭隘であること等から、移転・集団化することでコスト低減、省力化設備の導入と合理的設備配置、作業環境の改善を行い、生産性向上を図ることを目的として各社融資を受ける。
昭和58年10月	E氏（工場－4）破産。
昭和59年3月	I社（工場－2）破産。
昭和60年12月	Y協同組合が約8億円の債務につき重畳的債務引受契約。
平成2年3月	Y協同組合、解散（いまだ清算未了）。
平成10年	K社 解散。
平成14年	H社 解散。
平成16年	C2社（工場－1）破産。

同組合構成員とその現状は次図のとおりである。

図6：Y協同組合 構成員とその現状



ここで重疊的債務引受は、債務引受のうち旧債務者と新債務者が連帯債務者となる併存的な債務引受をいう。

連帯保証人は主債務者が債務不履行となった場合に、債権者からの請求や強制執行等により主債務者と同等の責任を負うものであるのに対し、重疊的債務引受した者は債務引受契約時から常に主債務者と同等の責任を負う点で異なる。

No.	工場-1	債務者	C2社	債務者区分	C
未収金額	52,745,000円	償還予定	S53/2-H2/4		
貸付額	82,810,000円	貸付日	昭和52年3月25日(工場移転・集団化)		
債務者の現状	H14/2破産宣告。				
現在の主たる債務者	連帯保証人	連帯保証人	H氏(その他保証人2名破産)		

未収金発生までの経緯	S53/2-59/2	7回償還。これまでの元本償還総額 13 百万円。
	S58	Y協同組合、組合員の 1 社・1 名が破産し、組合が保証債務約 8 億円を負うことになり集団化事業終了。組合の解散手続へ。
	S60/2	元本返済 5 カ月滞納。
	H2/3	Y協同組合解散。繰上償還命令。これまでの元本償還総額 14 百万円。
未収金発生からの対応	H3-	年に数回訪問・電話。
	14/2	破産宣告。
	14/5, 7	連帯保証人 2 名の破産宣告。
	14/10	残る連帯保証人 1 名と面会。その後、月額 1 万円ずつ分割納付中。
	15/3	抵当物件（建物）を任意売却。
	16/10	破産廃止決定。
県の回収可能性判定	連帯保証人が月額 11 千円ずつ分割納付中で、回収可能性あり。	
債権保全状況	最終入金は H21/12 より、時効中断中。	
監査人の見解		
① 現状では 400 年かかっても全額回収できず、回収可能性に問題あり。		

No.	工場－ 2	債務者	I 社＋ Y 協同組合 (解散、清算未了)	債務者区分	D
未収金額	29, 213, 042 円	償還予定	S53/2－H2/4		
貸付額	50, 700, 000 円	貸付日	昭和 52 年 3 月 25 日（工場移転・集団化）		
債務者の現状	S59/3 破産宣告。				
現在の主たる債務者	Y 協同組合 (解散、清算未了)	連帯保証人	組合構成企業 6 社 (他 3 社は破産・解散)		
未収金発生までの経緯	S53/2-57/2	5 回償還。これまでの元本償還総額 8 百万円。			
	58/2	元本返済を滞納。			
	58/10	破産申し立て。			
	59/3	破産宣告。			
	60/12	Y 協同組合が重畳的債務引受契約。			
未収金発生からの対応	S60/12	担保物件売却により 10 百万円回収。			
	62/9	I 社破産廃止決定。			
	H2/2	最終入金。			
	2/3	Y 協同組合重畳的債務引受契約後、解散（いまだ			

		清算未了)。
	7/2, 12/3 17/1, 21/9	組合代表清算人から債務承認書入手。
県の回収可能性判定	県信用保証協会への求償債務返済後、組合員への特別賦課金により県へ返済する予定。現在、連帯保証人で操業中の組合員は6社で、組合と協議した上で対応する。	
債権保全状況	H21/9 組合代表清算人から債務承認書を入手している。	
監査人の見解 ① 原契約者 I 社の連帯保証人の資産状況等を調査、当該連帯保証人からの回収可能性を検討すべきである。 ② 連帯保証人全員との交渉は貸付会社の倒産危機を知り重畳的債務引受契約がなされた昭和 60 年あるいは平成 2 年に行われていなければならないところ、20 年近く放置されていた。早急に対応すべきである。		

No.	工場－ 3	債務者	C 3 社	債務者区分	B
未収金額	28, 178, 756 円	償還予定	S53/2－H2/4		
貸付額	30, 290, 000 円	貸付日	昭和 52 年 3 月 25 日 (工場移転・集団化)		
債務引受①	23, 193, 022 円	契約日	平成 2 年 3 月 26 日		
債務引受②	3, 108, 358 円	契約日	平成 2 年 3 月 26 日		
債務者の現状	事業継続中。				
現在の主たる債務者	債務者本人	連帯保証人	代表 H 氏ほか計 3 名		
未収金発生までの経緯	S53/2-H1/2	12 回償還。これまでの元本償還総額 5 百万円。			
	H2/3	Y 協同組合解散。繰上償還命令。 この際、貸付債務につき償還計画入手。 設備等につき組合より免責的債務引受①②。			
未収金発生からの対応	H3-	年に数回訪問・電話。			
	H16/4	代表 H 氏来庁、連帯保証の承諾。			
	H4-21	毎年度 100～200 万円の入金あり。 最終入金 H21/3。			
県の回収可能性判定	過去 10 年入金あり、今後も回収に努める。				
債権保全状況	入金充当をあるべき処理にすると、貸付債権につき時効が完成していた (表 1 2 「工場－ 3 償還計画と入金状況」参照)。 県は当該指摘に対し、平成 22 年 1 月に債務承認書を入手した。				
監査人の見解 ① 弁済者意思表示の根拠なく、入金を各債権に年度ごとに振り分けて充当する処理は					

民法上妥当ではない。県は弁済者の意思を口頭で確かめているが、債務者の時効援用に備え、当該意思を立証する書面等を入手すべきである。

- ② ①を民法に沿って修正充当すると、債権の一部が時効完成済みであった。(県は、当該指摘に対して平成 22 年 1 月に債務承認を得ている)。

表 1 2 : No. 工場 - 3 償還計画と入金状況

	貸付金	債務引受①	債務引受②
H2/3/26 現在	元本 25,240,000 円	23,193,022 円	3,108,358 円
未収金残高	利息等 717,575 円		
償還計画			
H2/3/26	(償還計画提出)	(償還計画提出)	(償還計画提出)
H4/2/25	元本 1,928,899 円		
H5/2/25	元本 5,200,000 円		
H6/2/25	元本 6,000,000 円		
H7/2/25	元本 12,111,101 円	23,193,022 円	3,108,358 円
H8/2/25	利息等 717,575 円		
入金と県の充当処理	元本優先充当		
H4/2/25		3,250,000 円	
H5/2/25	15,173 円		充当理由不明
H6/2/25	1,315,026 円		
H7/2/28	2,000,000 円		償還計画未履行より 期限の利益喪失
H8/2/26	1,000,000 円		
H9/2/25	1,000,000 円		
H10/2/26	2,000,000 円		
H11/2/25	2,000,000 円		
H12/3/15	2,000,000 円		
H13/1/25		1,000,000 円	
H14/2/25		1,000,000 円	
H15/2/25		1,500,000 円	
H16/3/30		1,000,000 円	
H17/2/28			1,000,000 円
H18/3/3		1,000,000 円	
H19/3/23		1,000,000 円	
H20/3/21	1,000,000 円		
H21/3/17	1,000,000 円		
入金合計	13,330,199 円	9,750,000 円	1,000,000 円
管理簿上の残債	元本 11,909,801 円 利息等 717,575 円	13,443,022 円	2,108,358 円

あるべき入金処理	24,080,199 円	—	—
あるべき残債	元本 1,159,801 円 利息等 717,575 円	23,193,022 円	3,108,358 円
債権保全状況	H21/3 入金より時効 中断	償還計画提出から 入金ないまま、19 年経過し時効完成。	償還計画提出から 入金ないまま、19 年経過し時効完成。
	(監査人の上記指摘に対し、県は H22/1 債務承認書入手した。)		

No.	工場－4	債務者	E 氏＋Y 協同組合 (解散、清算未了)	債務者区分	D
未収金額	13,895,705 円	償還予定	S53/2－S62/11		
貸付額	36,530,000 円	貸付日	昭和 52 年 3 月 25 日 (工場移転・集団化)		
債務者の現状	S58/10 破産宣告。				
現在の主たる債務者	Y 協同組合 (解散、清算未了)	連帯保証人	組合構成企業 6 社、うち 1 社は C 3 社 (工場－3)。 (他 3 社は破産・解散)		
未収金発生までの経緯	S53/2-57/2	5 回償還。これまでの元本償還総額 6 百万円。			
	58/1	手形不渡。			
	58/2	元本返済を滞納。			
	58/10	破産宣告。			
	S60/12、61/1	債務者本人・連帯保証人の配当回収。			
	61/7	Y 協同組合重畳的債務引受契約。			
未収金発生からの対応	62/11	担保物件売却、14 百万円回収。			
	63/1	債務者本人・連帯保証人免責決定。			
	H2/2	最終入金。			
	2/3	Y 協同組合重畳的債務引受契約後、解散 (いま だ清算未了)。			
	7/2, 12/3 17/1, 21/9	組合代表清算人から債務承認書入手。			
県の回収可能性判定	県信用保証協会への求償債務返済後、組合員への特別賦課金に より県へ返済する予定。現在、連帯保証人で操業中の組合員は 6 社で、組合と協議した上で対応する。				
債権保全状況	H21/9 組合代表清算人から債務承認書を入手している。				
監査人の見解					
① 原契約者 E 氏の連帯保証人の資産状況等を調査、当該連帯保証人からの回収可能性					

を検討すべきである。

- ② 連帯保証人全員との交渉は貸付会社の倒産危機を知り重畳的債務引受契約がなされた昭和 61 年あるいは平成 2 年に行われていなければならないところ、20 年近く放置されていた。早急に対応すべきである。

iv) 商店街近代化貸付金元利収入

商店街近代化貸付金は、昭和 51 年 10 月に発生した酒田大火による商店復興支援金として大きな役割を果たした。当該融資を利用して、各店舗の建設だけでなく組合事業としてアーケードや街路灯を整備するなどして、3 つの商店街を組織するに到った。

しかし、その後の経営環境の変化等により当初計画が達成できない店舗が続出し、貸付から 30 年経過した現在も回収できてない。なお、酒田大火関連の債務者については、商店街振興組合が連帯保証人となっている。

以下、酒田大火に伴う高度化資金利用状況とその現状を表にまとめる。

表 1 3 : 酒田大火 高度化資金利用状況と現状 (単位 : 千円)

	商店街振興組合			合計
	A	B	C	
高度化資金利用 組合員数(人)	70	42	36	148
延滞者数(人)	6	2	9	17
当初貸付額				
組合施設	332,720	16,480	89,280	438,480
組合員施設	913,360	566,670	662,350	2,142,400
合計	1,246,080	583,150	751,630	2,580,860
平成 20 年度末 未収金残高	26,398	6,390	117,214	150,002

以下に示す債務者抽出サンプル 6 件は、いずれも酒田大火復興支援融資にかかる未収金である。したがって、債権分類表に基づく債務者区分は定められていない。

No.	商店街-1	債務者	T1氏
未収金額	元金 46,332,944 円 利息 1,895,400 円	償還予定	S55/2-58/12
貸付額	70,200,000 円	貸付日	昭和 54 年 4 月 16 日 (商店街整備)

債務者の現状	S58/10 廃業。		
現在の主たる債務者	債務者本人	連帯保証人	妻、妻の妹、組合
未収金発生までの経緯	S55/2-58/2	3回、利息のみの償還。	
	58/10	廃業。	
	58/12	繰上償還命令。	
未収金発生からの対応	S59-	年に数回訪問・電話。債務承認には応じている。	
	H2/12	担保資産の競落より、25百万円回収。 その後の入金は全くない。	
	H19	機構「調査・アドバイザー事業」を活用し、連帯保証人の資産状況等を確認。	
	20/3	連帯保証人である組合と意見交換実施。また組合の決算書を入手し財務状況を把握している。	
	21/5	直近の債務承認書入手。	
県の回収可能性判定	主債務者は高齢で年金収入しかない状況。将来的な収入増も期待できず、所有不動産も見当たらないため、回収は困難。		
債権保全状況	H21/5 債務承認しており、時効中断中。		
監査人の見解			
① 連帯保証人全員との交渉は債権保全上危機的な状況となった昭和59年に行われなければならないところ、23年間実施されていなかった。			

No.	商店街-2	債務者	M社
未収金額	元金 20,670,000 円	償還予定	S54/8-H5/8
	利息 2,461,790 円		
貸付額	21,710,000 円	貸付日	昭和53年10月30日（商店街整備）
債務者の現状	営業継続中。（なお、代表者は H21/8 死去。）		
現在の主たる債務者	債務者本人	連帯保証人	代表（死去）、代表の妻、組合
未収金発生までの経緯	S55/2-58/2	5回償還。これまでの元本償還総額 10 万円。	
	S57-59	経営状況の悪化から償還猶予。	
	S59/8	利息償還の延滞発生。	
	S62/6	サラ金業者への貸貸で目的外使用とされ、一部繰上償還命令。	
未収金発生からの対応	S60-	年に数回訪問・電話。債務承認には応じている。	
	S63-H11	年額数万～24 万円の入金あり。これまでの元本償還総額 88 万円。	
	H20-	H12-19 はほとんどなかった入金が月 1 万円ずつ	

		あり、最終入金は H21/12。
	20/3	連帯保証人である組合と意見交換実施。また組合の決算書を入手し財務状況を把握している。
	21/5	直近の債務承認書入手。
県の回収可能性判定	<p>代表者が平成 21 年 8 月に死去。長男が引受ける予定だが、会社は平成 20 年 8 月期累積欠損 162 百万円で業況は厳しい。</p> <p>抵当権設定している店舗も昭和 56 年の建築基準法改正前の建物であり、耐震補強等が必要。また、底地担保は第 2 順位であり、担保処分による配当の可能性も低い。</p> <p>今後も月額 1 万円の償還継続を基本に増額交渉を行う。</p>	
債権保全状況	H21/12 入金あり、時効中断中。	
<p>監査人の見解</p> <p>① 現状では 190 年かかっても全額回収できず、回収可能性に問題あり。</p> <p>② 連帯保証人全員との交渉は債権保全上危機的な状況となった昭和 59 年に行われなければならないところ、25 年間実施されていない。</p>		

No.	商店街－ 3	債務者	T 2 氏
未収金額	元金 13,785,000 円 利息 1,637,820 円	償還予定	S54/8－H5/8
貸付額	16,185,000 円	貸付日	昭和 53 年 8 月 28 日（商店街整備）
債務者の現状	営業継続中。		
現在の主たる債務者	債務者本人	連帯保証人	子、弟、組合
未収金発生までの経緯	S54/8-57/8	4 回償還。これまでの元本償還総額 135 万円。	
	S58/8	償還の延滞発生。	
未収金発生からの対応	S58-	年に 1 回訪問・電話。	
	S63-H14	全く入金なし。	
	H14-20	少額ながら入金あり、最終入金は H20/7/31。	
	H19	機構「調査・アドバイザー事業」を活用し、連帯保証人の資産状況等を確認。	
	20/3	連帯保証人である組合と意見交換実施。また組合の決算書を入手し財務状況を把握している。	
	21/5	直近の債務承認書入手。	
県の回収可能性判定	<p>抵当権設定している店舗も昭和 56 年の建築基準法改正前の建物のため耐震補強等が必要であり、建物解体を前提に処分する場合には担保余力なし。年金収入を含めても年額 20 万円程度の</p>		

	償還が精一杯と思われる。
債権保全状況	H21/12 入金あり、時効中断中。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 平成 13 年度未収金残高 15,967,820 円 7 年間の償還額 545,000 円 ((2) 監査の結果②平成 13 年度包括外部監査 指摘債務者についてについて「平成 13 年度報告 No. ⑧」参照) 県は、平成 21 年 5 月に主債務者より提出された償還計画が守られない場合、連帯保証人に公正証書を送るなどの対応を考えている。

監査人の見解

- ① 現状では 385 年かかっても全額回収できず、回収可能性に問題あり。
- ② 連帯保証人全員との交渉は債権保全上危機的な状況となった昭和 58 年に行われなければならないところ、25 年間実施されていない。
- ③ 平成 13 年度包括外部監査において連帯保証人からの回収を指摘しているにもかかわらず、いまだ状況は不変である。措置状況表に対応する旨記載しているが、公表資料の記載として不適切である。((2) 監査の結果②平成 13 年度包括外部監査 指摘債務者について「平成 13 年度報告 No. ⑧」参照)

No.	商店街－4	債務者	A 2 社
未収金額	10,258,700 円	償還予定	S54/8－H6/8
貸付額	18,850,000 円	貸付日	昭和 53 年 10 月 30 日 (商店街整備)
債務者の現状	営業継続中。		
現在の主たる債務者	債務者本人	連帯保証人	会長、社長、会長の妻、組合
未収金発生までの経緯	S54/8-58/8	5 回償還。これまでの元本償還総額 315 万円。	
	S59-H6	償還猶予。	
	H6/8	最終返済 13 百万円より、延滞発生。	
未収金発生からの対応	H6-	年に数回訪問・電話。	
	H7-20	少額ながら入金あり、最終入金は H21/3/30。	
	20/3	連帯保証人である組合と意見交換実施。また組合の決算書を入手し財務状況を把握している。	
	H21/5	直近の債務承認書入手。	
県の回収可能性判定	抵当権設定している店舗も昭和 56 年の建築基準法改正前の建物であり、耐震補強等が必要。また底地担保は第 2 順位であり、3 階が居宅であることから、担保処分による配当の可能性も低い。 金融機関の債務 (一部) を完済し、今年度は月額 3 万円程度の		

	償還が継続され、今後返済額の増額も見込まれる。
債権保全状況	H21/12 入金あり、時効中断中。
<p style="text-align: center;">監査人の見解</p> <p>① 連帯保証人全員との交渉は債権保全上危機的な状況となった平成6年に行われなければならないところ、15年間実施されていない。</p>	

No.	商店街－5	債務者	I 氏
未収金額	元金 8,915,000 円 利息 1,114,900 円	償還予定	S54/11－H6/11
貸付額	9,230,000 円	貸付日	昭和 53 年 12 月 26 日（商店街整備）
債務者の現状	営業継続中。		
現在の主たる債務者	債務者本人	連帯保証人	父（H18 死亡）、妻（離婚し所在不明）、組合
未収金発生までの経緯	S54/11-58/11	5 回利息のみの償還。	
	S57-59	償還猶予。	
	59/11	延滞発生。これまでの元本償還総額 0 円。	
未収金発生からの対応	S60-	年に数回訪問・電話。	
	H6-20	入金あるが年額 1 万円程度。 最終入金は H21/1/30。	
	20/3	連帯保証人である組合と意見交換実施。また組合の決算書入手し財務状況を把握している。	
	21/5	直近の債務承認書入手。	
県の回収可能性判定	今後の売上増は期待できず、月 5 千円程の償還が精一杯と思われる。		
債権保全状況	H21/12 入金あり、時効中断中。		
その他	連帯保証人の相続人である兄弟へ連絡しないよう債務者から要請され、県はこれに従っていた。		
<p style="text-align: center;">監査人の見解</p> <p>① 現状では 1000 年かかっても全額回収できず、回収可能性に問題あり。</p> <p>② 連帯保証人全員との交渉は債権保全上危機的な状況となった昭和 59 年に行われなければならないところ、25 年間実施されていない。</p>			

No.	商店街－6	債務者	A 3 氏
未収金額	元金 8,997,780 円 利息 327,726 円	償還予定	S55/2－H7/2

貸付額	18,005,000 円	貸付日	昭和 54 年 3 月 20 日（商店街整備）
債務者の現状	営業継続中。		
現在の主たる債務者	債務者本人	連帯保証人	養子、養子の妻、組合
未収金発生までの経緯	S55/2-58/2	4 回利息のみの償還。	
	S56/5	専従者（養子）が事故で入院。顧客が離れる。	
	59/2	元本償還 3 カ月延滞。	
	S60-H6	償還猶予。	
	H7/2	最終返済 13 百万円より、延滞発生。	
未収金発生からの対応	H7-	年に数回訪問・電話。	
	H8-	事業承継者で連帯保証人の養子と交渉。	
	H7-20	入金あるが現在は年額 2 万円程度。 最終入金は H21/3/5。	
	H20	機構「調査・アドバイザー事業」を活用し、 連帯保証人の資産状況等を確認。 連帯保証人である組合と意見交換実施。また組 合の決算書入手し財務状況を把握している。	
	H21/5	直近の債務承認書入手。	
県の回収可能性判定	貸付時点で 52 百万円あった売上は、平成 20 年 3 月期で 9 百万円まで落ち込み経営は思わしくなく、増額返済は期待できない。		
債権保全状況	H21/12 入金あり、時効中断中。		
<p style="text-align: center;">監査人の見解</p> <p>① 現状では全額回収におよそ 500 年かかり、回収可能性に問題あり。</p> <p>② 連帯保証人全員との交渉は債権保全上危機的な状況となった平成 7 年に行われなければならないところ、13 年間実施されていない。早急に対応すべきである。</p>			

② 平成 13 年度包括外部監査 指摘債務者について

抽出された案件はすべて商店街近代化貸付金に係る未収金であった。各債務者の状況等は以下のとおりであった。

平成 13 年度報告 No.	⑤	債務者	S 氏
融資制度	商店街近代化貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	6,105,722 円		
平成 20 年度末未収金残高	5,445,722 円		
回収状況	7 年間の回収実績は 660 千円。 平成 19 年度は 170 千円、20 年度 190 千円の償還実績があり、毎月継続して入金がある。		

保証人の状況	弟、子、商店街振興組合
回収可能性について	長男が平成 19 年 7 月から会社に勤務し安定収入が見込めるようになった。他の金融機関への返済完了時など、状況を見ながら増額返済を求めていく。
債権保全状況	平成 21 年度に入金あり、時効中断中。
平成 13 年度指摘内容	債務者本人は事業継続しているが所得少なく、ここ数年は毎年 10～70 千円程度の入金であり、残債務全額の償還は困難。連帯保証人に相当程度の収入を得ている者がおり、当該連帯保証人からの回収が必要。
監査人の見解	
① 現状では全額回収におよそ 57 年以上かかり、回収可能性に問題がある。	

平成 13 年度報告 No.	⑥	債務者	H 社
融資制度	商店街近代化貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	11, 595, 506 円		
平成 20 年度末未収金残高	9, 325, 506 円		
回収状況	7 年間の回収実績は 2, 270 千円。 ここ数年は毎年 50～70 万円程度の償還を継続中。		
保証人の状況	代表者、代表者の兄の相続人、商店街振興組合		
回収可能性について	売上高は対前年比 1, 604 千円減少し、少額の赤字計上となっているが、今後 10 年間での完済を目指している。		
債権保全状況	平成 21 年度に入金あり、時効中断中。		
平成 13 年度指摘内容	会社は事業継続中であるが、業績不振で平成 10 年以降入金滞りがち。連帯保証人に相当程度の所得を得ている者がおり、当該連帯保証人からの回収を検討すべき。		
監査人の見解			
① 業績に改善は見られず、返済財源不明。7 年間の回収実績から考慮すると、早急に連帯保証人に対しての弁済交渉及び請求を行うべきである。			

平成 13 年度報告 No.	⑦	債務者	T 3 氏 (H21/5 死去)
融資制度	商店街近代化貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	4, 642, 200 円		
平成 20 年度末未収金残高	4, 182, 200 円		

回収状況	7年間の回収実績は460千円。 平成21年5月に主債務者が死亡するまで継続的に毎月10千円の償還を継続してきた。
保証人の状況	親族の相続人、商店街振興組合
回収可能性について	主債務者が死亡し相続人は相続放棄したため、連帯保証人の相続人と交渉中。
債権保全状況	平成21年度に入金あり、時効中断中。
平成13年度指摘内容	債務者は事業廃止しており、現在無職で平成9年以降入金ない。連帯保証人は死亡しているがその相続調査がされていない。
監査人の見解	
① 連帯保証人に対しての弁済交渉を進め、請求を行うべきである。また、入金ない場合は債務承認等による債権の保全が必要である。	

平成13年度報告No.	⑧	債務者	T2氏 (No. 商店街-3)
融資制度	商店街近代化貸付金		
平成13年度末未収金残高	15,967,820円		
平成20年度末未収金残高	15,422,820円 ((2) 監査の結果①平成20年度末未収金残高について「No. 商店街-3」参照)		
回収状況	7年間の回収実績は545千円。 19年度は15千円、20年度は40千円の償還実績。		
保証人の状況	子、弟、商店街振興組合		
回収可能性について	抵当権設定している店舗も昭和56年の建築基準法改正前の建物で耐震補強が必要であり、建物解体を前提に処分する場合には担保余力なし。年金収入を含めても年額20万円程度の償還が精一杯と思われる。		
債権保全状況	平成21年度に入金あり、時効中断中。		
平成13年度指摘内容	債務者は事業廃止しており、昭和63年以降入金がない。平成14年より年金から月額50千円の回収を予定しているが、仮に実行されても残債全額の回収は困難。連帯保証人の資産状況等を調査し、連帯保証人からの回収を検討すべき。		
監査人の見解			
① 現状では385年かかっても全額回収できず、回収可能性に問題あり。			
② 連帯保証人全員との交渉は債権保全上危機的な状況となった昭和58年に行われるべきところ、25年間実施されていない。早急に対応すべきである。			

③ 平成 13 年度包括外部監査において連帯保証人からの回収を指摘しこの措置として対応する旨公表しているにもかかわらず、いまだ状況は不変である。公表する資料の記載として不適切である。

平成 13 年度報告 No.	⑨	債務者	K 氏
融資制度	商店街近代化貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	4,664,348 円		
平成 20 年度末未収金残高	4,414,348 円		
回収状況	7 年間の回収実績は 250 千円。 19 年度は 40 千円、20 年度は 10 千円の償還実績。		
保証人の状況	子、個人（死亡）、商店街振興組合		
回収可能性について	主債務者の死亡後は三男が事業を承継し、保証債務も承継している。		
債権保全状況	平成 20 年度に入金あり、時効中断中。		
平成 13 年度指摘内容	事業は連帯保証人が引き継いでいるが業績厳しく、平成 10 年以降入金ない。死亡した連帯保証人の相続関係を調査し、連帯保証人からの回収可能性を検討すべき。		
県のその後の対応と見解	平成 19 年度機構の調査・アドバイザー業務を活用し、連帯保証人の相続人の資産調査を実施した。その結果、連帯保証人の相続人は任意での支払いには応じない状況であり、相続不動産も消費者金融会社に担保提供され、差押可能な債権も見当たらないことから法的手続きでの回収は困難である。		
監査人の見解			
① 現状では 123 年かかっても全額回収できず、回収可能性に問題あり。			

平成 13 年度報告 No.	⑩	債務者	U 社
融資制度	商店街近代化貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	1,411,610 円		
平成 20 年度末未収金残高	1,411,610 円		
回収状況	7 年間の回収実績は 0 円。 平成 3 年 5 月に競売による配当で 13,153 千円回収。		
保証人の状況	個人 2 名（死亡、相続放棄）、商店街振興組合		
回収可能性について	—		

債権保全状況	昭和59年11月の一部弁済から5年が経過した時点の平成元年11月に時効完成済み。
平成13年度指摘内容	会社は昭和58年廃業。資産は競売により売却済。連帯保証人2名は死亡、相続放棄。したがって組合に対して保証履行を求める他ない。組合の財政状況は厳しい状況にあり当面回収困難と推測されるが、債務引受契約を締結し債権を保全しておく必要がある。
<p>監査人の見解</p> <p>① 平成13年度包括外部監査において連帯保証人である組合との債務引受契約等により債権を保全すべき旨指摘があったが、その後の調査において平成元年にすでに時効完成していた。県は平成19年に措置として対応する旨公表しているが、事実を明記すべき公表資料の記載として不適切である。</p> <p>② 本債務者、保証人の状況を調査した上で回収可能性を再検討し、回収困難な場合には議会承認の上、不納欠損処分することが妥当である。</p>	

4. 意見

(1) 債権管理について

- ① 滞納部分がある債権は、期限未到来の部分についても決算書その他において明らかにすべきである。【意見B】

中小企業高度化資金をはじめとする制度融資に係る未収金は、返済期限到来済みだが、未入金部分のみの金額を示している。すなわち、同一債務者に対する同一融資に関して返済期限が到来していない部分は、未収金としてではなく、正常債権と外形的に考えられる貸付金に含まれて決算書に表示されることになる。

一般企業では、不良債権について債務者ごとに状況を把握し当該債権全体に係る貸倒引当金を算定し決算処理する。

したがって、県の事務においても滞納部分がある債務者に対する債権は明確に正常債権の区分から分離して表記することが妥当である。もし決算書上での表記が難しいのであれば、別紙やホームページ等その他の方法により金額等を明記することも考えるべきである。なぜならば、当該不良債権の期限未到来部分を明らかにすることは、県民資産について今後毀損するかもしれない部分を県民に明らかにすることに他ならないからである。

なお、本監査ではC1社について、延滞があるが期限未到来部分もあるケースとして検出した(表5-3、3(2)監査結果「高度化-2」参照)。

以下、中小企業高度化資金に係る各制度融資について制度開始から平成20年度末時点までの融資等実績をまとめる。

表14：制度開始から平成20年度末までの融資返済等状況（単位：千円）

名称	融資総額	返済総額	不納欠損 処理額	返済期限未 到来残高※	延滞残高 ◎
高度化資金 貸付金	95,619	13,101	0	82,518	0
共同施設貸 付金	5,853,663	5,776,369	6,547	5,047	65,698
工場等集団 化貸付金	7,897,440	7,563,224	141,559	38,912	153,744
商店街近代 化貸付金	2,142,400	1,992,398	0	0	150,002

注) ◎：未収金として処理される残高

※：貸付金として処理される残高（←ここに不良債権が含まれる恐れあり）

② 不納欠損に係る規定に不備がある。【指摘事項】

不納欠損処理に係る手続基準において、限定承認等により法的請求ができなくなった場合速やかに不納欠損処分を行う旨規定されている。

小規模企業者等設備導入資金特別会計貸付金に係る不納欠損処分基準（抜粋）

第3条（債権の消滅等による不納欠損処分）

2 県は、債権について、債務者の全部が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該債権の不納欠損処分を行うものとする。

- (1) 消滅時効の期間が経過し、かつ時効の援用をしたとき（連帯保証人に限る。）。
- (2) 地方自治法施行令（中略）第171の7の規定により免除されたとき。
- (3) 免責、限定承認等又はその他の事由により、法的請求ができなくなったとき。

しかし、限定承認があった場合、清算の結果により資産が残れば請求可能である。従って、ただちに法的請求ができなくなったと判断し、不納欠損処理することは妥当ではない。

当該指摘に対して県は、『不納欠損処分基準第3条第2項（3）の規定は、「限定承認」があれば直ちに法的請求ができないとするものではなく、限定承認を1つの例として現実的に「法的請求ができなくなったとき」に不納欠損処分を行うとしているもの』と主張している。

そもそも規定は手続を行う際の明確な基準として定められるべきものであり、規定解釈による判断の余地は極力排除すべきである。

したがって、県は当該規定につき明確な基準として定めるよう見直しを行い運用すべきである。

③ 長期延滞債権の管理に係る規定の表現が曖昧である。【意見B】

延滞が1年以上となった長期延滞先に係る債権については、「手引き」において次のような管理規定を置き、債権分類表に基づく分類の上、分類ごとに手続を行う旨規定されている。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（抜粋）

5 長期延滞債権の処理（延滞1年以上の貸付先に係る債権をいう。）

長期延滞債権については、別記「債権分類表」に基づき分類し、そこに示した各方針に従い処理する。

なお、状況により延滞貸付先に対し、3月に一回程度償還残高および違約金発生額を通知し、早期完済を指導する。

しかし、債権分類表上の記述内容は、「ケースバイケースに対応」「場合によっては」など曖昧な記述があり、担当者の裁量によって手続が区々（くく）となる恐れがある。

また、債権分類上の「長期間」や「悪意」等の判断基準も明確とはいえない。県は、当該債権分類表の記述内容につき再度見直しを行うべきである。

(2) 未収金回収業務について

① 回収金額の債権への充当（債権の消しこみ）に関し、弁済者による意思表示（どの債権に充当するか）に係る書面等を入手すべきである。【意見A】

民法は、債務者から入金があった場合、通常債務者に有利となるよう、そして得べかりし利益が同じ場合には先に弁済期が到来する債権に充当することが正しい処理としている。そして、もし後に弁済期が到来する債権に充当する場合には、債務者（弁済者）からの消滅時効の援用に備え、充当に係る意思を明確に示した文書等が必要となる。

県の処理において、債務弁済に係る弁済者の意思表示文書等が明確に保管されていないまま、後に弁済期が到来する債権に充当している処理が検出された（3（2）監査結果「工場-3」参照）。

この点、県は「債務者が提出した償還計画に元本優先返済が明記されている」旨主張しているが、本償還計画は債務者の原契約である貸付債務に係るものであり、他の債務（引受債務）に対して同様の意思があるとは限らない。また、「充当については口頭での協議により決定している」旨主張するが、将来債務者が時効援用の知識を得て当該主張を行う可能性もある。

したがって県は、債務者の消滅時効に係る援用につき対抗し債権を保全するためにも、民法等法令に即した規定整備及び保全手続を行わなければならない。

民法（抜粋）

第 488 条（充当の指定）

- 1 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付がすべての債務を消滅させるのに足りないときは、弁済をする者は、給付のときに、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。
- 2 弁済をする者が前項の規定による指定をしないときは、弁済を受領する者は、その受領の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。ただし、弁済をする者がその充当に対して直ちに異議を述べたときは、この限りでない。
- 3 前二項の場合における弁済の充当の指定は、相手方に対する意思表示によつてする。

第 489 条（法定充当）

弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも前条の規定による弁済の充当の指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。

- 一 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。
- 二 すべての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。
- 三 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。
- 四 前二号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。

② 担保物件の追加による保全手続が行われていない。【意見 A】

県は、「手引き」の規定に基づき抵当権を実行したが、ほとんどのケースで債権の回収に繋がっていない。

これは、「手引き」が求める担保物件の再評価及び追加担保の徴求が適切に行われなかったものと推定される。また、当該規定についても、「著しく地価が下落」や「必要と認めるとき」といった曖昧な表現によるため、手続基準として明確でないことも、手続が適切に行われない一因とも考えられる。

したがって県は、「手引き」における付保に係る手続規定の内容を再度見直し、当該規定に基づいて速やかに対応すべきである。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き (抜粋)

2 通常の債権管理

(中略)

(2) 担保物件等の再評価

3年単位で(著しく地価が下落した場合は、その都度)、不動産担保を再評価し、債権保全上必要と認めるときは、追加担保の徴求も検討する。(後略)

③ 連帯保証人への手続が行われていない。【意見A】

連帯保証人に対する徴収手続は、「手引き」にて次の通り規定している。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き (抜粋)

3 延滞発生時の対応

(5) 主債務者及び連帯保証人への請求

①主債務者に対する請求

ア 主債務者の返済能力に基づいて、期日を定め一括又は分割納付を明確に約束させ、償還計画書を提出させる。約束が履行されない場合や償還計画書を提出しない場合は、連帯保証人へ連絡する旨伝える。

イ 上記約束が履行されない場合は、

i 連帯保証人から主債務者へ催告させる。

ii 主債務者に対し担保の任意処分を行う旨を示唆する催告書を送付する。

ウ さらに約束が履行されない場合、間隔を置かず、再度返済期限を定め請求を行う。期限までに納付されなければ担保権の実行及び連帯保証人に対し請求をする旨の催告書を送付する。

②連帯保証人に対する請求

ア 主債務者が再度の催告にもかかわらず納付しないときで、償還の意思があっても完済に長期間を要する場合(延滞発生から1年以上経過したもの)又は貸付企業等が倒産等の債権保全上危機的な状態に陥った場合には、連帯保証人に対しても交渉を行う。

連帯保証人に対しては、主債務者との関係、保証人になった経緯、主債務者との取引関係等を勘案し折衝することが必要であるが、連帯保証人としての債務を理解させ、返済に協力を求める。

イ 主債務者が少額ずつでも内入れしていたり、主債務者に資産や収入があることを理由に連帯保証人が納付を渋る場合、連帯保証人としての責務を再度説明し、早期に延滞が解消されないと結果的に連帯保証人の負担が増えることを理解させ、納付を指導する。(後略)

県は当該規定に基づき速やかに手続すべきところ、10 数年から 30 年に渡り連帯保証人に対する請求手続が行われていないケースが多数検出された（3（2）監査結果参照）。

この点、「手引き」の記載が、連帯保証人への対応は交渉のみに留まっており、手続等の明記がない。また、当該交渉の条件は①「主債務者が納付しないとき」＋「完済に長期間を要する場合」、②「貸付企業等」＋「債権保全上危機的な状態に陥った場合」と記載している。

しかしこれらの規定では、「個人」の債務者が「ごく少額で納付しているとき」だが「完済に超長期（数百年等）を要する場合」でも連帯保証人への対応をしない前述のようなケースを助長しかねない。

そもそも、地方公共団体が行う制度融資に基づく金銭消費貸借契約に連帯保証人が必要とされるのは、「手引き」にも記載があるとおり、『本貸付制度が県民の大切な資産を原資として貸付するものであり、適切な管理のもとに債権の保全に努めなければならない』からである。

県は当該趣旨に則り、「手引き」における規定の表現等を再度検討したうえで、今回指摘した債権のみならず同じ状況にある債権につき連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（抜粋）

8 抵当権の実行

本貸付制度は、県民の大切な資産を原資として貸付するものであり、適切な管理のもとに債権の保全に努めなければならないことから、主たる債務者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、物的担保の処分も検討するものとする。（後略）

（3） 債権の保全について

① 時効完成の債権に対して手続が行われていない。【意見A】

時効中断等から消滅時効期間を経過した私法上の債権についてはその消滅時効が完成しているが、援用がない限り債権は消滅していない状況にある。

県は時効完成状況にある債務について、議会承認を得て不納欠損処理を行うものがある一方、債務者の時効援用により不納欠損処理するケースはなく、これにより債権未回収の状況が長期化している。

しかし、当該債権に対しては弁済者の充当意思を明確に示した一部納入や分割納入申請書の入手等の承認手続により債権は保全されることから、県は当該保全手続を行うことが妥当である。

また、仮に債務者及び連帯保証人から時効援用を受けたとしても、適時に不納欠損処理が行われるため、長期滞留債権がいつまでも残っている現在の状況は改善さ

れるはずである。

この点、「手引き」の消滅時効の行において次のように規定されている。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（抜粋）

7 時効の中断

(1) 消滅時効

民法では、一定期間の権利不行使が継続した場合、時効により権利を消滅させる制度を設けている（消滅時効）。

時効の管理を適切に行わないと、気がついた時には、時効により請求ができない状態に陥ることになる。請求を行っても、債務者の時効援用を招くだけで、訴訟を提起しても請求は棄却される。このため、時効管理表を作成し、適切な時効の管理を行う。

時効期間が迫っている債権については、早期回収の方法をとるとともに、適宜の方法により時効を中断し、債権を失わないようにする。

地方公共団体や金融機関等規模の大きい組織においては人事異動が頻繁に行われるため、各種規定は単純明快なものとするべきである。

しかし前出「手引き」の条文は、読み手によって請求を行っても無駄であるかのように受け取られかねない記述となっており、担当者が手続しない一因と考えられる（「手引き」7（1）消滅時効参照）。そして、このような規定に基づいた未処理が債権未回収の長期化を招いている原因とも考えられる。

県は、当該規定の見直しを行ない、時効完成債権に対する手続規定を新設・実行することが妥当と考える。

(4) その他

① 「平成13年度包括外部監査措置状況」の内容に不適切な部分がある。【意見A】

今回抽出した債務者の中に、すでに時効完成済みのケースが1件検出されたが、これは平成13年度包括外部監査においても抽出された債務者であった。

当該監査報告において「連帯保証人との債務引受契約等により債権を保全すべき」旨指摘があったが、これに対し県は手続しないまま現在に至っている（3（2）監査結果②平成13年度包括外部監査 指摘債務者について「債務者No. ⑩」参照）。

この点、当該事実は包括外部監査の報告に対する県の姿勢に関わる問題と考える。

包括外部監査の結果報告書は外部監査人から監査対象の長等（県の監査では知事）に直接提出されるものではあるが、その後この報告に対して地方公共団体が措置を講じるか否かについては法による義務化がなされていない（法第252条の38第6項参照）。しかし、監査結果に対する措置を講じ、監査結果提出から数年後に

公表するのが通例となっている。

地方自治法

第 252 条の 38 第 6 項 包括外部監査人の監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長等は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。(抜粋)

平成 13 年度包括外部監査の結果報告に対しても、県は当該措置状況を平成 19 年 9 月に公表しており（2（5）未収金対策の概要参照）、その中で本件に関して、『毎年、債務者や連帯保証人との面談により状況把握、交渉を実施しております。（中略）今後、連帯保証人のより詳細な資力調査を実施し、債権回収に取り組む予定です。』としている。

しかしこの内容は、公表された措置が表面上のものであり、県が県民に対して誤った情報を提供していたことを示している。

なぜならば、当該債権はその後の調査により監査実施及び措置公表以前の平成元年度中に時効完成しており、その後の回収も進まず不納欠損処理も行わないまま平成 21 年度現在まで放置していたからである。

県の行った事務は公表資料である措置状況で事実と反した記載を行っており、したがって記載内容を事実に基づき改善すべきである。また、包括外部監査に係る措置は実施の義務がないものの、県民に対する公表資料は事実即して明確な記述とすべきである。

第 5 中小企業設備近代化資金（商工労働観光部）

<平成 20 年度末残高>

小規模企業者等設備導入資金特別会計

	名称	平成 20 年度末未収金残高(円)
1	高度化資金貸付金	711, 449, 226
2	共同施設貸付金	65, 698, 552
3	工場等集団化貸付金	124, 032, 503
4	商店街近代化貸付金	162, 610, 582
5	設備近代化貸付金	68, 416, 212
6	違約金及び延納利息	24, 960, 493
7	小規模企業者等設備導入資金貸付金	3, 100, 500
8	小売商業店舗共同化貸付金	2, 809, 000
	合計	1, 163, 077, 068

1. はじめに

(1) 貸付金の概要

① 制度の目的

近代化融資制度は、中小企業者の設備の近代化に必要な資金を無利子で貸付することにより、信用力・資金調達力の弱い中小企業者の経営基盤の強化、設備の近代化促進に寄与することを目的とした制度である。財源は、国費と県費とで折半となっている。貸付対象事業は次表のとおりである。

表 1：中小企業近代化資金 貸付指定事業一覧

	業種	事業
1	機械金属工業	鋳物、鍛圧品、金属加工基礎製品、工具、金属加工機械、一般産業用機器、特殊産業用機器、電気機器、通信機器、精密機器、輸送用機器、非鉄金属、表面処理
2	軽工業	日用雑貨、木製品、窯業、皮革、可そ物製品、化学製品、紙及び紙加工品、印刷及び製本業、ガス
3	繊維工業	紡績・製綿・製糸及びねん糸、織物、ニット、縫製品、染色整理、特殊繊維製品
4	農林水産業	食料品、製材、木質成形燃料
5	鉱業	金属非金属鉱業、砂利採取・碎石及び採石
6	その他	建設業、運送業、サービス業、小売業、卸売業

7	小売業等	小売業、洗濯業、理容業、美容業、写真業、旅行業等
---	------	--------------------------

② 貸付条件

当融資に係る貸付条件概要は次表のとおりである。

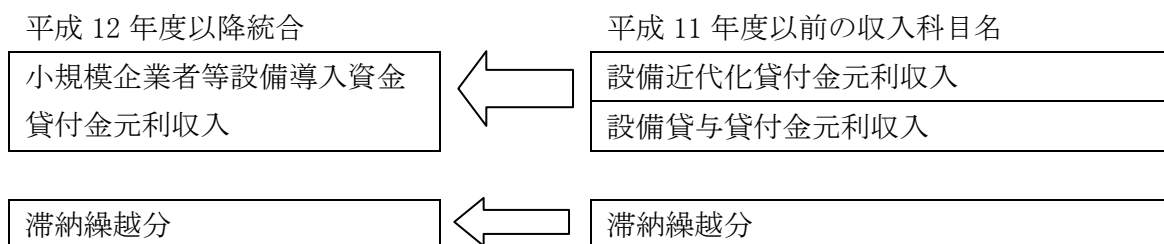
表 2：中小企業近代化資金 貸付条件概要

貸付対象者	<p><主な条件></p> <p>1)原則として指定業種であること (表 1 参照)</p> <p>2)中小企業者であって県内の事務所において引続き 1 年以上同一事業の操業実績があること</p> <p>3)大企業者から 1/2 以上の出資を受けていないこと</p> <p>4)同一年度において(財)山形県企業振興公社の設備貸与を受けていない企業であること</p> <p>5)最近 5 年間に設備近代化資金を 4 回以上借り受けた企業でないこと</p> <p>6)経営内容が常時帳簿により把握できる企業であること (青色申告が原則)</p>
貸付額	50 万円以上 4000 万円以下
利子	無利子
貸付割合	貸付対象設備額 50%以内
償還方法	1 年据置 4 年均等償還 (公害防止設備は、1 年据置 1 1 年均等償還)
連帯保証人	法人：代表者及び企業外部の者 1 名以上を含む 2 名 計 3 名 個人：第三者 2 名
担保	貸付対象設備を譲渡担保とする。必要に応じて不動産担保を提供させる場合あり。

③ 貸付金名称・科目の統合

中小企業高度化貸付金同様、中小企業設備近代化貸付金と中小企業設備貸与貸付金は、平成 11 年度以前はそれぞれ決算上処理していたが、平成 12 年度以降「小規模企業者等設備導入資金貸付金」という一つの科目に統合し処理している (図 1 参照)。

図 1：中小企業近代化資金 科目比較図



※滞納繰越分の科目内訳は、「過年度収入（滞納繰越分）決算年度別調書」で把握している。

i) 現年度収入について

平成 11 年度以前の科目で貸付したものは、平成 11 年度以前約定分の収入であれば以前の科目で収入として処理しているが、平成 12 年度以降は、すべて小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入の科目で処理している。

ii) 滞納繰越分について

現年度に未収となった収入については、翌年度以降に繰越され、全て「滞納繰越分」の科目で処理している。その内訳については「過年度収入（滞納繰越分）決算年度別調書」において原科目ごとに整理している。

平成 11 年度以前に未収となった案件については、当該調書において（平成 12 年度以降も）平成 11 年度以前の収入科目（各事業の科目）に計上されているが、平成 12 年度以降に初めて未収になった案件は、小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入に一括で計上されている。

会計処理上「小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入」として計上されている未収金 3,100,500 円については、債権管理上は貸付時の科目である設備近代化貸付金に整理している。このため、下記「2.（4）数値データ」においては、設備近代化貸付金に整理した金額を計上している。

2. 貸付金の概況

(1) 貸付金の性格

設備近代化資金貸付金の概要（1.（1）参照）から各種事業に係る貸付金であること、また山形県中小企業近代化資金貸付規則第 11 条において貸付が決定した企業者と知事は金銭消費貸借契約を締結することと規定されていることから、本貸付金に係る債権は私法上の債権であり、かつ商法上の商人への貸付については商事債権と考えられる。

また、本貸付金に係る債権の消滅時効期間は、基本的に民法 167 条より 10 年と解されるが、商事債権に該当する場合には商法第 522 条より 5 年と解される。

山形県中小企業近代化資金貸付規則

第 11 条（契約の締結）

借主は、知事と金銭消費貸借契約を締結しなければならない。（後略）

民法 第 167 条（債権等の消滅時効）

債権は、10 年間行使しないときは、消滅する。（後略）

商法 第 522 条（商事消滅時効）

商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に5年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

(2) 貸付金に係る事務の組織と流れ

① 組織体制

本貸付金は商工労働観光部が担当しており、その中で庄内管区を除く総合支庁に係る案件については工業振興課が、庄内管区については庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課がそれぞれ担当している。

また未収金の回収体制については、次表の通り専門員・主査等・債権管理員（嘱託職員）から構成されている。なお、当該債権管理員は小規模企業者等設備導入資金特別会計に係る制度融資全般について1名、金融機関において債権管理に従事した経験のある者を債権の回収等管理に係る嘱託職員として採用し、専従者としている。

表3：未収金回収体制一覧

	県庁	庄内総合支庁
設備近代化貸付金	<p><工業振興課></p> <p>企業振興専門員</p> <p>主事</p> <p>債権管理員(嘱託)</p>	<p><産業経済部産業経済企画課></p> <p>課長補佐</p> <p>商工物流主査</p> <p>主査</p>

② 未収金に係る手続

中小企業近代化資金についても根拠規程である「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（以下、「手引き」という）」に基づいて手続されるため、未収金に係る回収手続・不納欠損処理手続とも、担当部局の違い等はあるが、中小企業高度化資金と同等である（なお、独立行政法人中小企業基盤整備機構は存在せず、条件変更の手続は行われない点に留意し、中小企業高度化資金図4参照）。

(3) 根拠法令等

○ 関係法令等

① 中小企業近代化資金等助成法

- ② 中小企業近代化資金等助成法施行令
- ③ 中小企業近代化資金等助成法施行規則
- 県により策定した規定等
 - ④ 山形県中小企業近代化資金貸付規則（平成 12 年 4 月廃止）
 - ⑤ 山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き
 - ⑥ 山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る不納欠損処分基準

(4) 数値データ

貸付時と収入時の科目が一部一致していないことについては、前述 1. (1) ③「貸付金名称・科目の統合」とおりである。このため、当項目では未収金期末残高について貸付時の科目に整理している。

① 直近 5 年間の推移

表 4-1：設備近代化貸付金 貸付償還等推移（単位：千円）

	貸付	償還	不納欠損額	貸付金期末残高
平成 16 年度	86,771	147,425	1,250	788,408
平成 17 年度	163,635	106,107	0	845,936
平成 18 年度	0	123,648	44,075	678,213
平成 19 年度	0	134,542	0	543,671
平成 20 年度	0	149,627	0	394,044
総額	18,773,438	18,308,769	70,625	394,044

※ 12 年度以降貸付金のうち設備資金貸付事業分を含む

② 未収金残高の推移

表 4-2：設備近代化貸付金残高の推移（単位：千円）

	未収金期末残高	期限未到来貸付金残高	貸付金期末残高
平成 16 年度	129,130	659,178	788,408
平成 17 年度	125,402	720,534	845,936
平成 18 年度	77,155	601,058	678,213
平成 19 年度	74,139	469,532	543,671
平成 20 年度	71,517	322,527	394,044

※ 12 年度以降貸付金のうち設備資金貸付事業分を含む

※ 本項冒頭の設備近代化貸付金の未収金残高 68,416,212 円（無利子貸付であり、元金のみ）に小規模企業者等設備導入資金貸付金の未収金残高 3,100,500 円を追加した額が表 4-2 の未収金期末残高である。

③ 期限未到来貸付金残高の内訳

表 4-3 : 設備近代化貸付金 期限未到来貸付金残高の内訳 (単位: 円)

	債務者	期限未到来貸付金残高	未収金残高
1	企業振興公社※	322,527,000	0
	合計	322,527,000	0

※中小企業近代化資金は平成 11 年度末で廃止になり、平成 12 年度からは県が企業振興公社に原資を貸付け、公社が企業に設備導入資金を貸し付ける「小規模企業者等設備導入資金貸付事業」に移行している。

(5) 未収金対策の概要

中小企業高度化資金と同様に、中小企業設備近代化資金についても、県はこれまで前述の関係法令に基づき事務を執行するとともに、県独自に債権管理の手引き等を策定している。

平成 13 年度包括外部監査において、「貸付金に係る財務事務について」とのテーマで監査の実施と報告がなされているが、これに対する県の措置・対応が公表されている(次表参照)。当該資料では個別指摘案件に対する対策のみが記載されているが、根拠法令等のうち「手引き」と「不納欠損処分基準」(いずれも平成 14 年度策定)も当該監査結果を受けて県が策定している。また、平成 15 年度~17 年度までの 3 年間で集中処理期間と位置づけ、金融機関OBの債権管理員を配置するなどして、延滞債権の再調査や回収交渉を実施している。

また、債権回収の効果を上げる一方で回収不能な案件について、平成 16 年 2 月及び平成 19 年 2 月に債権放棄を行った。

さらに、平成 19 年 11 月から再び債権管理員を配置し債権管理を行うとともに、毎年面会や電話催告等を行い回収に努めている。

表5：平成13年度包括外部監査の結果報告書に係る指摘事項の措置状況（抜粋）

包括外部監査報告書提出日：平成14年3月14日

◎第1回目テーマ：「貸付金に係る財務事務について」

（平成19年9月18日）

外部監査 実施機関 名	監査結果	措置の内容	措置の通 知	措置の公 表
商工労働 観光部 工業振興 課 商業振興 課 総合支庁	<p>（中小企業設備近代化資金）</p> <p>監4 時効完成案件について 時効中断措置が行われなかったため、時効が完成し、回収が困難となっている案件がある。（4件⑧⑮⑯⑱）</p>	<p>⑧ 債務者、連帯保証人の資産状況を調査し、弁済交渉を実施しております。</p> <p>⑮ 連帯保証人に交渉の結果、弁済を開始しております。</p> <p>⑯ 平成16年度に不納欠損処分をしております。</p> <p>⑱ 平成15年度に不納欠損処分をしております。</p>	H19.7.9	H19.9.18
	<p>監5 債務者、連帯保証人の状況把握について 債務者、連帯保証人の状況が十分に把握されておらず、回収業務が不十分となっている案件がある。（13件④⑤⑥⑦⑨⑩⑫⑭⑳㉑㉒㉓㉔㉕）</p>	<p>④ 連帯保証人に交渉の結果、完済しております。</p> <p>⑤⑥⑦ ㉒㉓ 連帯保証人に交渉の結果、弁済を開始しております。</p> <p>⑨⑩⑫⑭ ㉔ 債権調査を行った結果、回収は困難と判断し、平成19年2月県議会定例会にて債権放棄を行いました。</p> <p>⑳ 債務者、連帯保証人の状況を調査の上、平成15年度に不納欠損処分をしております。</p> <p>㉑ 交渉の結果、弁済を開始しております。</p>	H19.7.9	H19.9.18

外部監査 実施機関 名	監査結果	措置の内容	措置の通 知	措置の公 表
	監 6 不納欠損処理について 調査費用、管理コストを考えると不納欠損処理を行った方が得策と考えられる案件がある。(10件①②③⑪⑰⑱⑲⑳㉑㉒)	①②③⑪⑰⑱⑲⑳㉑㉒ 平成15年度に不納欠損処分をしております。 ⑱ 連帯保証人に交渉の結果、弁済を開始しております。	H19.7.9	H19.9.18
	監 7 金融機関に返済している案件について 金融機関には返済しているが、県の貸付金については返済が行われていない案件がある。(1件⑬)	⑬ 交渉の結果、弁済を開始しております。	H19.7.9	H19.9.18

(注) なお、各日付はそれぞれ次の意味で記載されている。

- 表頭(平成19年5月31日): 監査結果に対する措置状況の取りまとめを行う改革推進課による措置状況の最終確認時点。
- 表中、措置の通知: 改革推進課から監査委員への通知時点。
- 表中、措置の公表: 監査委員が県公報により公表した時点。

3. 監査の方法と結果

(1) 監査の方法

① 平成20年度末 未収金残高について

平成20年度末時点の未収金残高から高額滞納者をサンプルとして抽出し(表6参照)、債務者の状況とこれに対する県の対応とが規程に基づき適時適切に手続きされているか調査した。また、これに併せて不納欠損処理の正確性を検証した。

表6: サンプル抽出者一覧

融資名	未収金期末残高	サンプル No.	抽出債務者	未収金期末残高
設備近代 化資金貸 付金元利 収入	68,416,212 円	近代化-1	Y社	12,736,845 円
		近代化-2	K社	10,456,998 円
		近代化-3	Y氏	6,600,000 円
		近代化-4	O1社	6,145,800 円

		近代化－5	I氏	4,210,000円
	合計	5件		40,149,643円 (58.6%)

② 平成13年度包括外部監査 指摘債務者について

平成13年度包括外部監査にて指摘された債務者のうち、平成20年度末時点も未収金として残っているものにつき、その状況を調査した。

(2) 監査の結果

① 平成20年度末 未収金残高について

各債務者の状況と県の対応等は以下のとおりであった。

i) 商工労働観光部工業振興課 管理案件

No.	近代化－1	債務者	Y社	債務者区分	C
未収金額	12,736,845円	償還予定	S62/12		
貸付額	15,000,000円	貸付日	昭和62年1月31日(新店舗設備)		
債務者の現状	昭和62年12月破産宣告通知。				
現在の主たる債務者	連帯保証人1名	連帯保証人	個人3名 (うち1名はH16死去)		
未収金発生までの経緯	S62/12	代表者の兄経営のスーパーの倒産により、一度も返済なく破産宣告。繰上償還命令。			
未収金発生からの対応	H2/7	担保物件を売却。			
	9/5、10/10	破産管財人から配当。			
	11/1	破産終結。ここまでの回収総額225万円。			
	16/1	連帯保証人1名から債務承認書入手。			
	20/12	死去した連帯保証人の相続人から債務承認。			
	21/1	その他保証人から債務承認書入手。			
県の回収可能性判定	21/2、7、12	連帯保証人1名から入金あり。			
債権保全状況	連帯保証人の一人が納付を継続しており、今後も回収に努める。				
	平成20年度に連帯保証人から債務承認を受けており、保全状況に問題はない。				
監査人の見解					
① 現状では1000年かかっても全額回収できず、回収可能性に問題あり。連帯保証人の資産状況等を調査の上、増額回収を検討するべきである。また返済している連帯保証人は1名のため、他の2名にも弁済請求すべきである。					
② 債権の保全手続は行っているが、一向に返済は進んでいない。保全手続で満足せず、本来の目的である回収に注力すべきである。					

No.	近代化－2	債務者	K社	債務者区分	D
未収金額	10,456,998円	償還予定	S59/11-63/12		
貸付額①	9,500,000円	貸付日	昭和57年12月17日(ショベルローダ)		
貸付額②	6,500,000円	貸付日	昭和60年5月27日(油圧ショベル2台)		
債務者の現状	昭和61年8月破産宣告。				
現在の主たる債務者	連帯保証人(元代表)	連帯保証人	元代表1名(他1名時効援用済、1名死去・相続放棄)		
未収金発生までの経緯	S59/11-60/11	2回返済。ここまでの回収総額475万円。			
	61/8	借入依存、受注低迷により金融機関から支援を受けられず、破産宣告。			
未収金発生からの対応	S63/3	破産管財人から配当。			
	63/6	破産終結。ここまでの回収総額532万円。			
	H5/6	時効中断手続取られないまま、時効完成。			
	16/6	連帯保証人1名から時効援用、死去1名は相続放棄。			
	16/11	残る連帯保証人から一部償還計画つき債務承認書入手。			
	17/7	再度連帯保証人から一部償還計画つき債務承認書入手。			
	18/12	最終入金あり。これまでの回収総額554万円。			
県の回収可能性判定	回収に向け継続して交渉していく。				
債権保全状況	貸付①平成18年度に連帯保証人から入金あり、時効中断中。 貸付②平成22年7月時効完成の恐れがある。				
その他	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度未収金残高10,671,998円 7年間の償還額215,000円((2)監査の結果②平成13年度包括外部監査 指摘債務者についてについて「平成13年度報告No.⑮」参照) 				
監査人の見解					
<p>① 平成17年度以降保全手続が行われておらず、時効完成の恐れがある。また、保証人のほかに担保物件の増加など手続を行っていない点、原契約の抵当権が第一順位でない点も問題がある。</p> <p>② 平成18年度より連帯保証人からの入金なく、回収可能性に問題あり。また、平成17年度以降、再度債務承認書を手入していないため、早急に債権の保全手続を行うべきである。また、平成17年に入手した債務承認書内の償還計画は債務全額の0.5%(6万円/1,051万円)しか満たしておらず、実質的な償還計画となっていない。</p>					

③ 平成 13 年度包括外部監査において連帯保証人からの回収等手続を指摘しこの措置として弁済開始している旨公表したが、弁済は H16/11-18/12 の 10 回 215 千円のみになり、いまだ概況は不変である。((2) 監査の結果②平成 13 年度包括外部監査 指摘債務者について「平成 13 年度報告 No. ⑮」参照)

No.	近代化－3	債務者	Y氏	債務者区分	A
未収金額	6,600,000円	償還予定	H5/12-8/12		
貸付額	30,000,000円	貸付日	平成4年5月11日(製材業機械等)		
債務者の現状	事業継続中。				
現在の主たる債務者	債務者本人	連帯保証人	親族4名(1名は死去)		
未収金発生までの経緯	H5/12-6/12	2回返済。ここまでの回収総額1500万円。			
	7/12	業績不振から延滞発生。			
未収金発生からの対応	H8-	訪問・電話で交渉。			
	H8-16	年額50～250万円入金あり。ここまでの回収総額2260万円。			
	16/6	債務者の長男を連帯保証人に追加。			
	H17-20	年額10～30万円入金あり。ここまでの回収総額2340万円。			
	20/7、21/6	債務承認書入手。			
県の回収可能性判定	年間30万円程度の返済があり、今後も回収に努める。				
債権保全状況	今年度に連帯保証人から入金があり、保全状況に問題はない。				
監査人の見解					
① 返済額が不安定であり、債務額を全額カバーした償還計画書入手すべきである。					

No.	近代化－4	債務者	O1社	債務者区分	E
未収金額	6,145,800円	償還予定	S53/12-63/12		
貸付額	9,500,000円	貸付日	昭和52年4月4日(砂利洗浄廃水処理装置)		
債務者の現状	H10/6社名変更後、H15/5解散。				
現在の主たる債務者	連帯保証人	連帯保証人	個人1名(他1名は時効援用、1名は死去)		
未収金発生までの経緯	S53/12-55/12	3回返済。ここまでの回収総額259万円。			
	56/4	経営難により手形不渡発生			
	56/12	延滞発生。			
未収金発生からの対応	S56/12-57/2	入金あり。ここまでの回収総額327万円。			
	S57-H4	担保物件等競売するも落札ならず。			

	S62/6	代表（連帯保証人）死去。
	H5/12	時効完成。⇒本来 S62/2 であった（下記参照）。
	H5/3-6/6	連帯保証人から少額入金あり。ここまでの回収総額 335 万円。
	H10/6	債務会社 社名変更。
	11/6	入金した連帯保証人の時効完成。
	H15/5	債務会社 解散。
	17/8、17/11	連帯保証人 1 名、代表の相続人 1 名が時効援用。
	H21/10 現在	債務会社 清算未了。
県の回収可能性判定	時効完成しており、債権放棄に向けて手続を進める。。	
債権保全状況	昭和 62 年に時効完成済。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 平成 13 年度未収金残高 6,145,800 円 7 年間の償還額 0 円（（2）監査の結果②平成 13 年度包括外部監査 指摘債務者についてについて「平成 13 年度報告 No. ⑧」参照） 連帯保証人 1 名について、担当者が平成 3 年 4 月に訪問。勝手に印鑑を使われ保証人にされていたとして保証を否認した旨記録されていた。 	

監査人の見解

- ① 償還最終期限日の翌日から 5 年を消滅時効としているが、当該法解釈が誤っている。この場合の消滅時効完成は、最終入金の翌日から 5 年の昭和 62 年 2 月である。県は時効に係る法解釈を誤った上に債権保全手続を失念し、県民資産を毀損させた。また、当該原因の追及とその後の対策も特段策定していない。
- ② 債権保全手続が全く行われておらず、時効完成している。連帯保証人の資産状況等を調査した上で、回収可能性ある場合には債務承認書及び償還計画書を入手する等連帯保証人に対する手続を適切に実施すべきである。
- ③ 上記債権回収の努力にもかかわらず、時効援用等により債権回収の可能性がないと判断された場合には速やかに不納欠損処理を行うべきである。
- ④ 平成 13 年度包括外部監査において連帯保証人からの回収を指摘しているにもかかわらず、いまだ状況は不変である。（（2）監査の結果②平成 13 年度包括外部監査 指摘債務者について「平成 13 年度報告 No. ⑧」参照）

ii) 庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課 管理案件

No.	近代化－5	債務者	I 氏	債務者区分	E
未収金額	4,210,000 円	償還予定	S57/12-60/12		
貸付額①	4,500,000 円	貸付日	昭和 56 年 3 月 2 日（エンジンアナライザ）		

債務者の現状	目的事業は S62 倒産も、H15 時点で 2 社の代表取締役。		
現在の主たる債務者	債務者本人	連帯保証人	個人 2 名(うち 1 名は死去)
未収金発生までの経緯	S57/12-60/12	返済期限到来も一度も入金なく、延滞発生。	
未収金発生からの対応	S59/3	償還期間延長願	
	S62	貸付目的資産を使用する事業が倒産。	
	H1/9	償還計画書入手。	
	10/10	債務確認書入手。(H6/9 時効完成だった)	
	15/8	債務者が他の 2 社の代表であることが判明(平成 6~8 年頃設立)。債務確認書入手。	
	15/11-17/3	少額入金あったがその後なし。 ここまでの回収総額 29 万円。	
	H19/10	債務確認書入手。	
県の回収可能性判定	主債務者に継続的に指導する。		
債権保全状況	H19/10 債務確認書入手しており、債権保全につき問題なし。		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 13 年度未収金残高 4,500,000 円 7 年間の償還額 290,000 円 ((2) 監査の結果②平成 13 年度包括外部監査 指摘債務者についてについて「平成 13 年度報告 No. ②7 参照) 		

監査人の見解

本件は、返済期限到来後 1 度も入金ないまま延納申請し、貸付対象事業を倒産させた一方で他の 2 社を設立する余裕があるにもかかわらず返済が少額の極めて不誠実な債務者に該当するものと判断する。また、詐欺行為に該当するか検討し、場合によっては立件も視野に入れるべきである。

- ① 貸付時にすでに経営状況は悪化していたものと推測される。審査が有効に行われる仕組みを検討する必要がある。
- ② 貸付目的資産に係る事業の廃止・変更等があるが、申請等手続きがとられていない。
- ③ 貸付目的資産につき抵当権の実行等の法的措置を検討すべきである。
- ④ 平成 17 年 3 月以降債務者からの入金なく、回収可能性に問題あり。連帯保証人及びその相続人の資産状況等を調査した上で、回収手続を行うべきである。
- ⑤ 時効中断手続が適時適切でなく、一度時効完成していた。
- ⑥ 平成 13 年度包括外部監査において連帯保証人からの回収を指摘し、この措置として弁済開始している旨公表していたが、弁済は H15/11-17/3 の 4 回 29 万円のみ留まり、いまだ概況は不変である。((2) 監査の結果②平成 13 年度包括外部監査 指摘債務者について「平成 13 年度報告 No. ②7 参照)

② 平成 13 年度包括外部監査 指摘債務者について

各債務者の状況と県の対応等は以下のとおりであった。

i) 商工労働観光部工業振興課 管理案件

平成 13 年度報告 No.	⑤	債務者	M社 (S53 倒産)
融資制度	設備近代化資金貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	2,381,750 円		
平成 20 年度末未収金残高	2,330,750 円		
回収状況	代表者 (連帯保証人) から回収を継続。 (平成 20 年度末までの回収額 51,000 円)		
保証人の状況	代表者、代表者の妻、ほか 2 名 (死亡)		
回収可能性について	代表者は現在自宅で酒店を経営。同氏が継続納付中		
債権保全状況	最終入金日は平成 21 年 6 月であり、時効中断中。		
平成 13 年度指摘内容	会社は昭和 53 年に倒産 (形態不明)。すでに時効完成しており、早急に連帯保証人を調査し今後の回収について交渉すべき。		

監査人の見解

- ① 現状では全額回収におよそ 320 年以上かかり、回収可能性に問題がある。また、回収方針が明確でなく入金もまちまちである。分割納付申請を入手し、債権を保全した上で定期的な償還を促すのが妥当である。
- ② 連帯保証人への交渉は債権保全上危機的な状況となった昭和 53 年に行われるべきところ、30 年以上実施されていない。早急に対応すべきである。
- ③ 死去した連帯保証人について、相続調査と相続人からの回収を検討すべきである。

平成 13 年度報告 No.	⑦	債務者	○ 2 社 (S58 倒産)
融資制度	設備近代化資金貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	11,560,000 円		
平成 20 年度末未収金残高	3,971,126 円		
回収状況	連帯保証人から回収を継続。 (平成 20 年度末までの回収額 7,588,874 円)		
保証人の状況	代表者、近親者、個人 (死亡)		
回収可能性について	代表者が継続納付中。		
債権保全状況	最終入金日は平成 21 年 12 月であり、時効中断中。		
平成 13 年度指摘内容	会社は昭和 58 年銀行取引停止により倒産。債務者は県以外の 2 団体から借入があり、そちらに弁済していた。早急に事実関係を調査し、交渉して相応の償還を		

	図るべき。
監査人の見解	
① 死去した連帯保証人について、相続調査を行っておくべきである。	

平成 13 年度報告 No.	⑧	債務者	○ 1 社 (No. 近代化－ 4) (H15/5 解散)
融資制度	設備近代化資金貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	6, 145, 800 円		
平成 20 年度末未収金残高	6, 145, 800 円 ((2) 監査の結果①平成 20 年度末 未収金残高について「No. 近代化－ 4」参照)		
回収状況	7 年間に納入等なし。 平成 18 年 5 月 25 日に担保物件が競売により売却されたが、県は 2 番抵当のため配当なし。		
保証人の状況	代表者 (死亡) ⇒ 相続人：妻、長男、二女 二男のみ時効援用 個人 2 名 (うち 1 名は H11 時効援用)		
回収可能性について	平成 21 年度は 10 月末現在で返済なし。時効完成しており、債権放棄に向けて手続を進める。		
債権保全状況	昭和 62 年に時効完成済。		
平成 13 年度指摘内容	会社は昭和 56 年不渡りを起こし倒産。平成 3 年に抵当権設定不動産の競売あるも落札されていない。また、時効中断措置が取られておらず時効完成済み。抵当権設定不動産の売買交渉等回収の可能性を検討すべき。		

監査人の見解			
① 債権保全手続が全く行われておらず、時効完成している。連帯保証人及びその相続人の資産状況等を調査した上で、回収可能性ある場合には債務承認書及び償還計画書を入手すべきである。			
② 平成 13 年度包括外部監査において連帯保証人からの回収を指摘しているにもかかわらず、いまだ状況は不変である。(その他の指摘は「近代化－ 4」参照)			

平成 13 年度報告 No.	⑬	債務者	T 1 社 (H21/4 廃業)
融資制度	設備近代化資金貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	2, 450, 000 円		
平成 20 年度末未収金残高	2, 354, 000 円		
回収状況	主債務者から回収を継続。		

	(平成 20 年度末までの回収額 96,000 円)
保証人の状況	代表者、代表者の兄、個人 (死亡)
回収可能性について	平成 21 年 4 月に廃業。代表者が継続納付中。
債権保全状況	最終入金日は平成 21 年 10 月であり、時効中断中。
平成 13 年度指摘内容	昭和 58-59 年は約定どおり償還されたが、平成 4 年までの償還は不定期でその後入金なし。県以外に金融機関からの借り入れがあり、そちらに弁済。県も回収を図るべき。
<p style="text-align: center;">監査人の見解</p> <p>① 現状では全額回収におよそ 170 年以上かかり、回収可能性に問題がある。</p> <p>② 他の金融機関のみならず、債権者平等の原則に基づき県への支払いも強く要請すべきである。</p> <p>③ 死去した連帯保証人について、相続調査と相続人からの回収を検討すべきである。</p>	

平成 13 年度報告 No.	⑮	債務者	K 社 (No. 近代化-2) (S63/6 破産)
融資制度	設備近代化資金貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	10,671,998 円		
平成 20 年度末未収金残高	10,456,998 円 ((2) 監査の結果②平成 20 年度末 未収金残高について「No. 近代化-2」参照)		
回収状況	連帯保証人から回収を継続。 (平成 20 年度末までの回収額 215,000 円)		
保証人の状況	代表者 個人 (時効援用) 個人 (死亡) ※相続人は全員相続放棄		
回収可能性について	代表者は年金収入のみ。平成 21 年度は 10 月末現在で返済なし。		
債権保全状況	一部、平成 22 年 7 月に時効完成の恐れがある。		
平成 13 年度指摘内容	会社は昭和 61 年破産宣告。時効中断の措置が取られておらず、すでに時効完成。早急に連帯保証人の資産所得状況を調査し、今後の対応を検討する必要がある。		
<p style="text-align: center;">監査人の見解</p> <p>① 平成 13 年度包括外部監査において連帯保証人からの回収等手続を指摘しこの措置として弁済開始している旨公表したが、弁済は H16/11-18/12 の 10 回 215 千円のみになり、いまだ概況は不変である。(その他の指摘は「近代化</p>			

－ 2」 参照)

ii) 庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課 管理案件

平成 13 年度報告 No.	⑱	債務者	T 2 社 (S40 倒産)
融資制度	設備近代化資金貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	2,980,000 円		
平成 20 年度末未収金残高	2,751,000 円		
回収状況	20 年度まで保証人の配偶者 (相続人) から 229 千円償還		
保証人の状況	個人 (死亡) ⇒相続人: 配偶者、子 個人 (死亡) ⇒相続人: 子 (H15 時効援用)		
回収可能性について	世帯収入は配偶者の年金、子の給与のみ。		
債権保全状況	H20 年度末まで定期的に償還あり。期限利益の放棄により、債権保全されている。		
平成 13 年度指摘内容	会社は昭和 40 年倒産し、昭和 51 年事業廃止。連帯保証人 2 名はそれぞれ昭和 50 年 58 年に死去。保証人の相続関係を調査する必要があるが、すでに時効完成。速やかに不納欠損処理が必要。		
監査人の見解			
<p>① 現状では全額回収におよそ 84 年以上かかり、回収可能性に問題がある。また、回収方針が明確でなく入金もまちまちである。分割納付申請を入手し、債権を保全した上で定期的な償還を促すのが妥当である。</p> <p>② 死去した連帯保証人全員について相続調査し、他の相続人からの回収を検討すべきである。</p>			

平成 13 年度報告 No.	㉓	債務者	O 3 社 (S51 倒産)
融資制度	設備近代化資金貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	1,285,000 円		
平成 20 年度末未収金残高	1,195,000 円		
回収状況	20 年度まで債務者の子 (相続人) から 90 千円償還		
保証人の状況	代表者 (死亡) ⇒相続人: 子、ほか不明 個人 2 名 (死亡)		
回収可能性について	会社は倒産するも事業を継続中。返済意思は示すが、償還実績が伴わないため、業績等を注視しつつ訪問している。		

債権保全状況	平成 20 年 7 月に債務承認を得ており、債権保全している。
平成 13 年度指摘内容	会社は昭和 51 年倒産したが、事業を継続中。会社資金繰りが厳しく不定期の入金が続いている。連帯保証人 3 人は全員死去、相続関係を調査する必要あり。
<p style="text-align: center;">監査人の見解</p> <p>① 現状では全額回収におよそ 92 年以上かかり、回収可能性に問題がある。また、回収方針が明確でなく入金もまちまちである。分割納付申請を入手し、債権を保全した上で定期的な償還を促すのが妥当である。</p> <p>② 死去した連帯保証人全員について相続調査し、他の相続人からの回収を検討すべきである。本件は平成 13 年にも指摘しているが、状況不変である。</p>	

平成 13 年度報告 No.	②6	債務者	W 氏 (H1 死去)
融資制度	設備近代化資金貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	3,606,750 円		
平成 20 年度末未収金残高	2,631,750 円		
回収状況	債務者の子(債務引受者)月 15 千円定期的に償還		
保証人の状況	個人 個人 2 名(死亡)		
回収可能性について	継続納付中。		
債権保全状況	H15 年 10 月に債務引受書を受領。以後定期的な償還あり、債権保全している。		
平成 13 年度指摘内容	債務者は平成元年死去。連帯保証人 3 名のうち 2 名は死去。債務者等の相続関係を調査し、償還の可能性を検討すべき。		
<p style="text-align: center;">監査人の見解</p> <p>① 相続調査を実施(H15 年度)しているが、死去した連帯保証人全員について相続調査し、他の相続人等からの回収を検討すべきである。</p>			

平成 13 年度報告 No.	②7	債務者	I 氏 (No. 近代化-5) (S62 倒産)
融資制度	設備近代化資金貸付金		
平成 13 年度末未収金残高	4,500,000 円		
平成 20 年度末未収金残高	4,210,000 円 ((2) 監査の結果①平成 20 年度末 未収金残高について「No. 近代化-5」参照)		
回収状況	20 年度まで債務者から 290 千円償還		

保証人の状況	個人2名（うち1名は死去）
回収可能性について	借り入れ時と別事業を営む。個人として返済する意思を示すが、償還実績が伴わないため重点的に訪問、保証人状況聴取。
債権保全状況	H19/10 債務確認書入手しており、時効中断中。
平成13年度指摘内容	債務者は昭和62年倒産。1度も償還なく、全額が延滞債権となっている。債務者本人は貸付時と別の事業を営んでいる。債務者に強く返済を求めるとともに、連帯保証人の状況を把握し、場合によっては連帯保証人からの返済を検討すべき。
<p>監査人の見解</p> <p>本件は、返済期限到来後1度も入金ないまま延納申請し、貸付対象事業を倒産させた一方で他の2社を設立する余裕があるにもかかわらず返済が少額の極めて不誠実な債務者に該当するものと判断する。また、詐欺行為に該当するか検討し、場合によっては立件も視野に入れるべきである。</p> <p>① 貸付目的資産につき抵当権の実行等の法的措置を検討すべきである。</p> <p>② 平成13年度包括外部監査において連帯保証人からの回収を指摘しこの措置として弁済開始している旨公表していたが、弁済はH15/11-17/3の4回29万円のみになり、いまだ概況は不変である。（他の指摘については「近代化－5」参照）</p>	

4. 意見

(1) 債権管理について

- ① 債務者に係る資料（特に審査資料）の保管が適切に行われていない。【指摘事項】

「手引き」によると延滞が発生した際の対応として、契約関連資料等債権管理上必要な資料の点検と収集を行うこととしている。これは、延滞が生じた債務者に係る資料を集約することで、貸付債権の法的権利を明確にし、その後の事務手続をスムーズに行う効果を期待しているからと考えられる。

県の事務では、本制度融資に係る未収金の一部につき、審査に係る資料の保管がなされていないものを検出した。この事務は、その他書類の処分期間（およそ5年）に合わせ、完済していない貸付金に係る審査資料を処分または紛失する恐れがある。

この点、規定上は「債権管理上必要な書類」と規定しているが、その中に審査資料も含まれるべきと考える。なぜならば、審査においてどのような検討がなされて融資を決定したのかが明らかでなければ、滞留債権に係る過去の審査における

欠点を洗い出し、現在の審査実務に的確にフィードバックすることができないからである。

県は、現在未収金となっている債権につき、貸付決定時からのすべての関係資料の収集と一元管理を再度調査の上、関係書類の管理手続を徹底すべきである。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（抜粋）

3 延滞発生時の対応

貸付先に延滞が発生したときは、早期の延滞解消に向け、また、長期延滞債権になることのないように、次の手順により迅速に対応し必要な対策を講じる。（中略）

（4）債権関係書類の点検、収集

- ①金銭消費貸借契約書（金銭消費貸借および譲渡担保設定契約書）
- ②公正証書
- ③抵当権設定登記済証
- ④登記簿謄本
- ⑤住民票
- ⑥戸籍簿謄本

等債権管理上必要な書類の点検・収集を行う。

- ② 貸付対象資産に係る事業を債務者が廃止したが、知事に変更申請を提出せず延納処理している。【指摘事項】

県が行う制度融資は県民の資産を原資とした貸付であるから、その債権管理は倒産などによる貸倒れが起こらないよう適切に管理しなければならない。特に中小企業に対する当制度は、もともと信用力・資金調達力が比較的弱い中小企業者に対する融資であるから、その管理には大企業に対する融資と比べ細心の注意が必要なことは言うまでもない。

この点、山形県中小企業近代化資金貸付規則において次の規定を置き、貸付条件に関わる事業等に重大な変更があった際には知事への報告義務が課されている。

山形県中小企業近代化資金貸付規則（抜粋）

第17条（届出）

借主は、次の各号の一に該当する場合は、すみやかにその概要を記載した書面を知事に提出し、指示を受けなければならない。

- (1) 貸付対象設備が滅失し、又はその効果を喪失する程度のき損等の重大な事故が生じたとき。
- (2) 他の債務のため、強制執行又は和議開始若しくは競売の申立があったとき。
（中略）

3 借主は、事業を中止又は廃止したときは、その旨をすみやかに知事に届け出て指示を受けなければならない。（後略）

しかし、ある借主が融資の目的とした資産（エンジン分析機）に関わる事業（自動車整備業）を昭和62年に廃止していたが、当該事実を「担当者」に「口頭で報告」するのみで、「知事」に対する「書面による届け出」は行われていなかった。

その上、この借主からは融資から一度も入金なく、県担当者は融資から22年間事実上の返済猶予を与え続け、結局現在まで29万円しか回収していない。

その一方で当該借主は廃業から8～10年後、別事業会社2社（資本金合計1500万円）を設立していたが、県が当該事実を把握したのは設立から7年経過してからのことで、その時点では2社合算して累積損失の状態であった。

この事実は、県担当者の些細な手続の看過が、借主に与えられるべき県に対する返済や報告に係る義務感を鈍らせたことにより、その後の両者の経済的損失に繋がったケースと考えられる。

そもそも中小企業がある事業を廃止するという事は、中小企業の事業規模からは重大な変更であり、企業の倒産リスクが高まっている可能性があるものと考えるのが妥当である。したがって、知事への書面による報告義務は必ず履行されるべきものであり、また事業廃止後、確実に回収可能性があるといえない限り、当該貸付金は繰上償還すべきであると考えられる。

県は、規定の主旨に基づく手続を確実に行うことが、県民財産を守り、その有効利用に繋がるということを再確認すべきである。

③ 滞納部分がある債権は期限未到来部分について決算書その他において明らかにすべきである。【意見B】

前述のとおり制度融資に係る未収金は、返済期限到来済みだが未入金部分のみの金額を示している。すなわち、同一債務者に対する同一融資に関して返済期限が到来していない部分は、未収金としてではなく正常債権と外形的に考えられる貸付金に含まれて決算書に表示されることになる。

一般企業では、不良債権について債務者ごとに状況を把握し当該債権全体に係る貸倒引当金を算定し決算処理する。

したがって、県の事務においても滞納部分がある債務者に対する債権は明確に正常債権の区分から分離して表記することが妥当である。もし決算書上での表記が難しいのであれば、別紙やホームページ等その他の方法により金額等を明記することも考えるべきである。なぜならば、当該不良債権の期限未到来部分を明らかにすることは、今後県民資産において毀損するかもしれない部分を県民に明らかにすることに他ならないからである。

以下、中小企業設備近代化資金に係る各制度融資について制度開始から平成20年度末時点までの融資等実績をまとめる。

表7：制度開始から平成20年度末までの融資返済等状況（単位：千円）

名称	融資総額	返済総額	不納欠損 処理額	返済期限未 到来残高※	延滞残高 ◎
設備近代化 貸付金	18,773,438	18,308,768	70,625	322,527	71,516

注) ◎：未収金として処理される残高

※：貸付金として処理される残高

(2) 債権回収について

① 主債務者への催告後の手続規定が不十分である。【意見A】

主債務者に対する徴収手続は、「手引き」にて次の通り規定している。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（抜粋）

3 延滞発生時の対応

(5) 主債務者及び連帯保証人への請求

①主債務者に対する請求

ア 主債務者の返済能力に基づいて、期日を定め一括又は分割納付を明確に約束させ、償還計画書を提出させる。約束が履行されない場合や償還計画書を提出しない場合は、連帯保証人へ連絡する旨伝える。

イ 上記約束が履行されない場合は、

i 連帯保証人から主債務者へ催告させる。

ii 主債務者に対し担保の任意処分を行う旨を示唆する催告書を送付する。

ウ さらに約束が履行されない場合、間隔を置かず、再度返済期限を定め請求を行う。期限までに納付されなければ担保権の実行及び連帯保証人に対し請求をする旨の催告書を送付する。

しかし、同規定のみでは催告後の手続が明確ではなく、一向に回収が進んでいない一因と判断される。また、償還計画については債権全額をカバーしたものとすべきであるが、県が行っている実務ではごく少額のみ償還計画として提出されているものを検出した。

県は、催告後の法的手続や償還計画の内容等についての規定を見直し、適切に運用すべきである。

② 連帯保証人への手続が適切に行われていない。【意見A】

連帯保証人に対する徴収手続は、「手引き」にて次の通り規定している。

3 延滞発生時の対応

(5) 主債務者及び連帯保証人への請求

①主債務者に対する請求

ア 主債務者の返済能力に基づいて、期日を定め一括又は分割納付を明確に約束させ、償還計画書を提出させる。約束が履行されない場合や償還計画書を提出しない場合は、連帯保証人へ連絡する旨伝える。

イ 上記約束が履行されない場合は、

i 連帯保証人から主債務者へ催告させる。

ii 主債務者に対し担保の任意処分を行う旨を示唆する催告書を送付する。

ウ さらに約束が履行されない場合、間隔を置かず、再度返済期限を定め請求を行う。期限までに納付されなければ担保権の実行及び連帯保証人に対し請求をする旨の催告書を送付する。

②連帯保証人に対する請求

ア 主債務者が再度の催告にもかかわらず納付しないときで、償還の意思があっても完済に長期間を要する場合（延滞発生から1年以上経過したもの）又は貸付企業等が倒産等の債権保全上危機的な状態に陥った場合には、連帯保証人に対しても交渉を行う。

連帯保証人に対しては、主債務者との関係、保証人になった経緯、主債務者との取引関係等を勘案し折衝することが必要であるが、連帯保証人としての債務を理解させ、返済に協力を求める。

イ 主債務者が少額ずつでも内入れしていたり、主債務者に資産や収入があることを理由に連帯保証人が納付を渋る場合、連帯保証人としての責務を再度説明し、早期に延滞が解消されないと結果的に連帯保証人の負担が増えることを理解させ、納付を指導する。（後略）

県は当該規定に基づき速やかに手続すべきところ、10 数年から 30 年に渡り連帯保証人に対する請求手続が行われていないケースが多数検出された（3（2）監査結果参照）。

この点、「手引き」の記載上、連帯保証人への対応は交渉のみに留まっており、手続等の明記がない。また、当該交渉の条件は①「主債務者が納付しないとき」＋「完済に長期間を要する場合」、②「貸付企業等」＋「債権保全上危機的な状態に陥った場合」としている。

しかしこれらの規定はその判断基準が明確でなく、また「個人」の債務者が「ご

く少額で納付しているとき」だが「完済に超長期（数百年等）を要する場合」でも連帯保証人への対応をしない前述のようなケースを助長しかねない。

また、県はある債務者に係る連帯保証人について、当該連帯保証人が『勝手に印鑑を使われ、保証人にされていたとして保証を否認』した場合に、その後の連帯保証人に対する手続を実施していなかった。

この点、契約書の記載が他者によってなされたものであったとしても、当該法律上の関係は有効であることから、連帯保証人に対する手続は実施すべきである。さらに当該手続の継続が無理であるとしても、連帯保証人を設定しているのは県の契約事務によるものであるから、当該契約手続における連帯保証人の確認の手続につき、「手引き」等規定へフィードバックすべきであろう。

そもそも、地方公共団体が行う制度融資に基づく金銭消費貸借契約に連帯保証人が必要とされるのは、「手引き」にも記載があるとおり、『本貸付制度が県民の大切な資産を原資として貸付するものであり、適切な管理のもとに債権の保全に努めなければならない』からである。

県は当該趣旨に則り、「手引き」における規定及びその表現等を再度検討したうえで、今回指摘した債権のみならず同じ状況にある債権につき連帯保証人等に対する手続を改めるべきである。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（抜粋）
8 抵当権の実行
本貸付制度は、県民の大切な資産を原資として貸付するものであり、適切な管理のもとに債権の保全に努めなければならないことから、主たる債務者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、物的担保の処分も検討するものとする。（後略）

③ 不誠実な債務者に対する手続が適切に行われていない。【指摘事項】

県は、「不誠実な債務者」に該当すると考えられる債務者に対し、規定上なすべき手続を行っていない。

本件は、返済期限到来後1度も入金ないまま延納申請し、貸付対象資産に係る事業を倒産させた一方で、他の2社を設立する余裕があるにもかかわらず返済は少額で、平成17年3月以降入金がないケースである。平成17年以降は訪問での面会もままならない状況となっている。

県は、当該債務者を債権分類表に基づきEランク「回収が極めて困難」な債務者と位置付けて当該分類表に基づき管理している。当該債務者はこのうち、債務者に資力がある場合（時効未完成）に位置付けられ、対応方針として「厳しい督促を行い弁済を求める。場合によっては法的手段も検討。」と規定されている。しかし、当初の償還期限から20年以上経過していた現在も法的手続は行われていない。

この点、不誠実な債務者に対する手続および抵当権の実行につき、「手引き」に

は次の通り規定されている。また、併せて債権分類表（Eランク抜粋）を示す。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（抜粋）

3 延滞発生時の対応

貸付先に延滞が発生したときは、早期の延滞解消に向け、また、長期延滞債権になることのないように、次の手順により迅速に対応し必要な対策を講じる。（中略）

（5）主債務者及び連帯保証人への請求

- ①主債務者に対する請求（中略）
- ②連帯保証人に対する請求（中略）
- ③物上保証人に対する請求（中略）
- ④不誠実な債務者に対する催告

不誠実な債務者に対しては、書面により来庁呼出しを行い納付を指導する。来庁呼出しに応じない場合は、再度、書面により来庁呼出しを行い、応じない場合は法的措置を辞さないことを強く示唆する。

8 抵当権の実行

本貸付制度は、県民の大切な資産を原資として貸付するものであり、適切な管理のもとに債権の保全に努めなければならないことから、主たる債務者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、物的担保の処分も検討するものとする。

ただし、一律的に処分を行う安易な管理であってはならない。したがって、政策性の高い本貸付制度の性質、債務者との地道な交渉経緯、債務者の資産状況、地域経済に与える影響等を総合的に判断し、最終的な回収手段として処分を実施する。

- （1）度重なる納付指導を行っても納付の意思が認められないとき。
- （2）実態調査、経営改善の経営診断、納付指導を実施した結果、再建が不可能と判断されたとき。
- （3）実態調査、経営改善の経営診断、納付指導を実施した結果、元金の回収に10年以上を要すると判断されたとき。

債権分類表				
ランク/ 類型	内容	細区分	方針	留意事項
E/ 回収極めて困難	長期間入金がなく、債務者の返済意思あるいは返済能力が認められないもの	事業継続案件 (時効未完成)	ほとんど想定できないが、該当案件があれば、法的手段も検討。	Eランクは、現在回収は困難だが、将来に渡って不可能とは言いきれない債権を対象とする。法的手段による回収(悪意の場合)のほか、徴収停止、履行延期特約も検討する。
		担保有り	担保が残っていれば速やかに担保権を実行する。ただし、実益が見込まれない場合(配当額が申請費用を下回る場合等)は除く。	
		債務者に資力がある場合 (時効未完成)	厳しい督促を行い弁済を求める。 <u>場合によっては法的手段も検討。</u>	
		債務者が行方不明の場合	徴収停止を検討。ただし、 <u>長期間行方不明</u> の場合はFランクの処理。	
		債務者が無資力又はこれに近い状態の場合 (時効未完成)	履行延期特約を検討。ただし、 <u>将来に渡って資力回復する見込みのない場合</u> はFランクの処理。	
		時効完成案件	<u>ケースバイケース</u> で対応する。	

規定の内容(「場合によっては」「ケースバイケース」などの表現等)が曖昧な点は前述したが、これに加えて「不誠実な債務者」の定義規定がないことが、担当者が手続に踏み切れない一因とも考えられる。

また、当該規定では極めて不誠実な債務者に係る詐欺行為の調査等具体的な手続が示されておらず、前出の抽出した債務者に対する調査手続がなされていない要因ともなっている。

したがって県は、「手引き」に「不誠実な債務者」他の定義規定を新設した上で、手続規定の内容を再度見直し、当該規定に基づいて速やかに対応すべきである。

(3) 債権の保全について

① 時効等の法解釈を誤ったまま手続されている。【指摘事項】

県の事務において、一部法解釈を誤り、その誤った見解で事務処理を行っているケースを検出した。以下、債権及び時効についての一般的な解釈について論じる。

i) 債権の単位について

本制度融資については債務者と県知事との間で金銭消費貸借契約が結ばれているため、基本的な債権の単位は当該契約毎と考えられる。したがって、債務者からの入金については、債務者の充当意思がない限り民法の法定充当の規定によることが正しい処理であり、時効中断の起算点は契約毎によって異なることとなる。

ii) 分割納入債権を滞納した際の債権単位について

県が債務者との間で締結する金銭消費貸借契約には特約事項として期限前償還の規定が置かれている。したがって、契約書に分割納入による償還期限が定められていたとしても、その償還を怠った場合にはその時点で期限の利益を喪失し、その時点での同契約における残債全額を一体と見ることになる。

金銭消費貸借および譲渡担保設定契約（抜粋）

六 特約事項

1. 期限前償還

次の各号の1に該当したときは、期限の利益を失い貸付金の全部、もしくは一部を償還しなければならない。

- イ) 貸付金を本契約書に記載した用途以外に使用したとき。
- ロ) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき。
- ハ) 貸付金の償還を怠ったとき。
- ニ) 貸付対象設備の支払額が査定額に比し減少したとき。
- ホ) 破産その他により債権の確保が著しく困難になる恐れがあると認められるとき。
- ヘ) 山形県中小企業近代化資金貸付規則及び本契約に違反したとき。

iii) 時効の起算日について

時効の起算日についての一般的な法解釈（民法第166条参照）は次表のとおりである。

表8：時効起算日の一般的解釈

	返済期日	返済	起算日
①	定めない	1度もない	契約日の翌日
②	定めない	1回以上あり	最後に返済した日の翌日
③	定めている	1度もない	最初の返済予定日の翌日
④	定めている	1回以上あり	最後に返済した次の返済予定日の翌日

民法 第166条（消滅時効の進行等）

消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

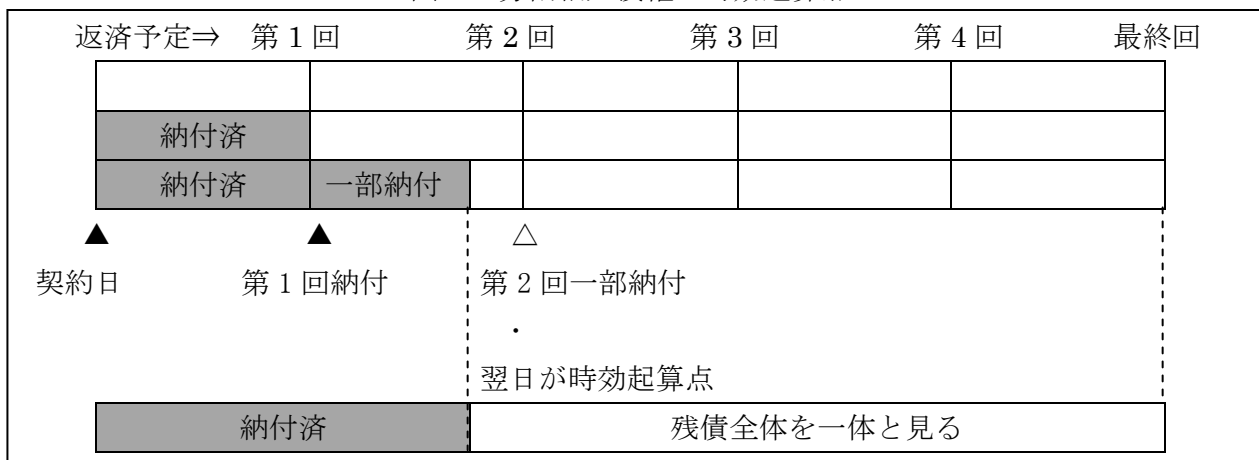
- 2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

県の事務において、滞納の発生している債権の時効起算日を、金銭消費貸借契約書の最終償還期日の翌日からとしているケースを検出した。

この点、契約書に分割納入による償還期限が定められていたが、その償還の一部を怠った場合、その時点での同契約における残債全額を一体と見ることは前述のとおりである。

そしてこの債権に係る時効起算日は、表8の解釈に基づく「返済期日を定めている（滞納発生日に一括返済）」債権かつ「返済が一度もない」債権と考えられるため、「最初の返済予定日の翌日」、すなわち滞納発生日の翌日となる（図2参照）。

図2：分割納入債権の時効起算点



② 保全手続が適時適切に行われず、時効完成済みの債権がある。【意見A】

時効の中断については、「手引き」に詳細な記載がある。

このように詳細な中断手続の記載があるのは、前出「手引き」8 抵当権の実行記載のとおり、県民財産から貸し付ける債権の保全に努める必要があるからである。

しかし今回抽出した債務者の中には、すでに時効完成済みのケースを検出した。これは、前述の時効に関する法的理解に誤りがある事などが原因と考えられる。

県は上記趣旨に則り、「手引き」等規定の理解を徹底したうえで、債権保全手続が確実になされるよう管理すべきである。

また、県貸付規則によると、知事が増担保の提供等担保の変更を求めたときに借主はこれに応じなければならないものとされており、毀損の恐れある債権については増担保すべきことを暗に求めている。しかし、県は連帯保証人以外の物的担保の増加提供を受けていない。さらに、原契約における抵当物件の順位が第一順位でないケースも検出した。

県は、物的担保に係る手続規定を再度見直し、実効性のある手続を確実に行うべきである。

山形県中小企業近代化資金貸付規則（抜粋）

第4条（保証人又は担保）

貸付金の貸付けを受けようとする者は、貸付に係る債務を保証するに足る資力を有し、知事が適当と認める連帯保証人を立て、又は担保を提供しなければならない。

2 知事が増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更を求めたときは借主は、すみやかにこれに応じなければならない。

③ 時効完成の債権に対して手続が行われていない。【意見A】

前項のとおり、時効中断等から消滅時効期間を経過した私法上の債権についてはその消滅時効が完成しているが、援用がない限り債権は消滅していない状況にある。

県は時効完成状況にある債務について、平成15年度からの6年間において議会承認を得て不納欠損処理を行うものが23件ある一方、債務者の時効援用により不納欠損処理するケースは7件と少ない現状にある。県は消滅時効が完成しているが時効援用されない債権について特段の手続を行っておらず、それが債権未回収の長期化につながっている一因とも考えられる。

当該債権に対しては弁済者の充当意思を明確に示した一部納入や分割納入申請書の入手等の承認手続により債権は保全されることから、県は当該保全手続を行うことが妥当である。

また、仮に債務者及び連帯保証人から時効援用を受けたとしても、適時に不納欠損処理が行われるため、長期滞留債権がいつまでも残っている現在の状況は改善されるはずである。

この点、「手引き」の消滅時効の行において次のように規定されている。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（抜粋）

7 時効の中断

(1) 消滅時効

民法では、一定期間の権利不行使が継続した場合、時効により権利を消滅させる制度を設けている（消滅時効）。

時効の管理を適切に行わないと、気がついた時には、時効により請求ができない

状態に陥ることになる。請求を行っても、債務者の時効援用を招くだけで、訴訟を提起しても請求は棄却される。このため、時効管理表を作成し、適切な時効の管理を行う。

時効期間が迫っている債権については、早期回収の方法をとるとともに、適宜の方法により時効を中断し、債権を失わないようにする。

地方公共団体や金融機関等規模の大きい組織においては人事異動が頻繁に行われるため、各種規定は単純明快なものとするべきである。

しかし前出「手引き」の条文は、読み手によって請求を行っても無駄であるかのように受け取られかねない記述となっており、担当者が手続しない一因と考えられる（「手引き」7（1）消滅時効参照）。そして、このような規定に基づいた未処理が債権未回収の長期化を招いている原因とも考えられる。

県は、当該規定の見直しを検討し、時効完成債権に対する手続規定を新設・実行することが妥当と考える。

（４） その他

① 平成13年度指摘債権に状況の改善のない債権が多数ある。【意見A】

平成13年度包括外部監査で指摘した債権のうち、現時点でも未収金として残っているものの一覧とその状況は次のとおりである。

表9：平成13年度包括外部監査 指摘債権 残債状況表（単位：円）

No	債務者	年度末残高		回収額 b	完済予想年数 (a/b)×7(年)	備考
		平成13年	平成20年 a			
1	M社	2,381,750	2,330,750	51,000	319.9	(S53 倒産)
2	O2社	11,560,000	3,971,126	7,588,874	3.6	(S58 倒産)
3	O1社	6,145,800	6,145,800	0	∞	No. 近代化－4 (H15/5 解散)
4	T1社	2,450,000	2,354,000	96,000	171.6	(H21/4 廃業)
5	K社	10,671,998	10,456,998	215,000	340.4	No. 近代化－2 (S63/6 破産)
6	T2社	2,980,000	2,751,000	229,000	84.0	(S40 倒産)
7	O3社	1,285,000	1,195,000	90,000	92.9	(S51 倒産)
8	W氏	3,606,750	2,631,750	975,000	18.8	(H1 死去)
9	I氏	4,500,000	4,210,000	290,000	101.6	No. 近代化－5 (S62 倒産)
	合計	45,581,298	36,046,424	9,534,874		

(回収率)			(20.9%)		
2,8を除く計 (回収率)	30,414,548	29,443,548	971,000 (3.1%)		

平成13年度包括外部監査の結果報告に対して、県は措置状況を平成19年9月に公表しており（2（5）未収金対策の概要参照）、その中で本件に関して、「弁済交渉中あるいは弁済開始している」旨回答している。

しかし、表にまとめた現状から判断し弁済は確かにあるものの回収可能性が改善されたと判断できるのは、9件中完済予想年数20年以下の2件のみである。

したがって、その他の債権について県は、平成13年度の指摘にもあるように、①抵当権設定資産が残っている場合には実行する、②連帯保証人に対する手続を進める、③相続調査を行い債務者や連帯保証人の相続人からの回収を検討する等手続を進めるべきである。そして、上記回収努力の末、回収可能性がないと判断されるものは不納欠損処理の手続を進めるべきである。

第 6 違約金及び延滞利息（商工労働観光部）

<平成 20 年度末残高>

小規模企業者等設備導入資金特別会計

	名称	平成 20 年度末未収金残高(円)
1	高度化資金貸付金	711, 449, 226
2	共同施設貸付金	65, 698, 552
3	工場等集団化貸付金	124, 032, 503
4	設備近代化貸付金	68, 416, 212
5	商店街近代化貸付金	162, 610, 582
6	違約金及び延納利息	24, 960, 493
7	小規模企業者等設備導入資金貸付金	3, 100, 500
8	小売商業店舗共同化貸付金	2, 809, 000
	合計	1, 163, 077, 068

1. はじめに

(1) 違約金及び延納利息の概要

小規模企業者等設備導入資金特別会計に含まれる各種制度融資は根拠となる法律や規程に基づく貸付金である。当該法規則において違約金の規定があり、これを根拠に知事との間で締結される契約書においても違約金に関する規定が置かれている。

例として、中小企業高度化資金の規定等を以下に示す。

山形県中小企業高度化資金貸付規則（抜粋）

第 21 条（違約金）

知事は、借主が約定支払日まで貸付金を償還しなかったとき、又は第 19 条第 2 号、第 3 号若しくは第 4 号に該当することを理由として同条の規定による償還を命ぜられた金額を支払わなかったときは、支払期日の翌日から支払があった日までの日数に応じ、その延滞した額につき年 10.75 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。ただし、知事が特にやむを得ない理由があると認めるときは、当該計算した違約金の一部または全部を徴収しないことがある。

2 知事は、借主が第 19 条第 1 号又は第 5 号に該当することを理由として同条の規定による償還を命ぜられた時は、貸付金の貸付日（中略）から支払の日までの日数に応じ、貸付金の金額につき年 10.75 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。ただし、すでに支払済の約定利息があるときは、当該金額を控除

した額とする。

第 19 条（繰上償還）

知事は、借主が次の各号のいずれかに該当するときは、約定支払期日前に貸付金の全部または一部の償還を命ずることができる。

- （1）貸付金を貸付けの目的以外に使用し、又は貸付けを行った後、長期にわたり使用しないとき。
- （2）貸付金の元金又は利息の償還を怠ったとき。
- （3）貸付対象施設等の設置等又は設置等以外の事業に要する費用の額が事業計画の変更、その他の理由により減額されたとき。
- （4）破産手続開始の決定その他により債権の確保が著しく困難になるおそれがあると認められるとき。
- （5）その他正当な理由がないのに貸付の条件に違反したとき。

金銭消費貸借および譲渡担保設定契約（抜粋）

六 特約事項

2. 違約金

- イ) 各年度の償還金を期限まで償還しなかったときは、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した額につき年 10.75%の割合で計算した違約金を徴収することができる。
- ロ) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し、その他正当な理由がないのに貸付けの条件に違反して、償還を命ぜられたときは、貸付の日から支払の日までの日数に応じ、貸付金の額につき年 10.75%の割合で計算した違約金を徴収することができるものとする。

2. 違約金及び延滞金の概況

（1）違約金及び延滞金の性格

本制度融資に係る債権は私法上の債権であることは前述のとおりであり、債務者と知事との間に金銭消費貸借契約が締結される。この契約書の中に、違約金の規定があることから、当該違約金についても私法上の債権であり、かつ商法上の商人への貸付については商事債権と考えられる。

また、本違約金等に係る債権の消滅時効期間は、基本的に民法 167 条より 10 年と解されるが、商事債権に該当する場合には商法第 522 条より 5 年と解される。

山形県中小企業高度化資金貸付規則（抜粋）

第 17 条（契約の締結）

貸付決定者は、知事と金銭消費貸借契約を締結し、債務の承認及び強制執行の認諾ある公正証書を作成しなければならない。（後略）

民法 第 167 条（債権等の消滅時効）

債権は、10 年間行使しないときは、消滅する。（後略）

商法 第 522 条（商事消滅時効）

商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5 年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に 5 年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

（2） 貸付金に係る事務の組織と流れ

① 組織体制

違約金等については、その源泉となる貸付金と同等に管理されているため、各制度融資に係る管理担当部署において貸付金同様に管理されている。

したがって、当該債権に係る未収金の回収体制についても貸付金同様である。

② 未収金に係る手続

違約金等についても根拠規程である「山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（以下、「手引き」という）」に基づいて手続されるため、未収金に係る回収手続・不納欠損処理手続とも、中小企業高度化資金と同等である。

（3） 根拠法令等

① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律

② 山形県中小企業高度化資金貸付規則等

(4) 数値データ

① 直近5年間の推移

表1-1：違約金及び延納利息残高の推移（単位：千円）

	発生（繰越）	償還	不納欠損額	未収金期末残高
平成16年度	28,590	1,346	1,210	26,033
平成17年度	27,451	1,642	0	25,809
平成18年度	25,970	190	685	25,095
平成19年度	26,672	1,639	0	25,032
平成20年度	25,042	82	0	24,960

② 発生・償還の推移

表1-2：違約金及び延納利息 発生・償還の推移（単位：千円）

	発生（繰越）			償還		
	現年分	過年度分	合計	現年分	過年度分	合計
平成16年度	1,339	27,251	28,590	1,285	61	1,346
(償還率)				(95.9%)	(0.2%)	(4.7%)
平成17年度	1,416	26,034	27,451	1,416	225	1,642
(償還率)				(100%)	(0.8%)	(5.9%)
平成18年度	161	25,809	25,970	157	33	190
(償還率)				(97.2%)	(0.1%)	(0.7%)
平成19年度	1,57	25,095	26,672	1,577	62	1,639
(償還率)				(100%)	(0.2%)	(6.1%)
平成20年度	9	25,032	25,042	4	77	82
(償還率)				(46.4%)	(0.3%)	(0.3%)

3. 監査の方法と結果

(1) 監査の方法

平成20年度末時点の未収金残高から高額滞納者をサンプルとして抽出し（表2参照）、債務者の状況とこれに対する県の対応とが規程に基づき適時適切に手続されているか調査した。また、これに併せて不納欠損処理の正確性を検証した。

表 2 : サンプル抽出者一覧

融資名	未収金期末残高	サンプル No.	抽出債務者	未収金期末残高
違約金及び延滞利息	24,960,493 円	違約金－ 1	K 社	7,671,105 円
		違約金－ 2	N 社	7,087,687 円
		違約金－ 3	E 社	6,503,578 円
	合計	3 件		21,262,370 円 (85.1%)

(2) 監査の結果

以下に示す債務者抽出サンプル 3 件は、いずれも酒田大火復興支援融資にかかる未収金である。各債務者の状況と県の対応等は以下のとおりであった。

No.	違約金－ 1	債務者	K 社
未収金額	7,671,105 円	償還予定	S54/11-60/11
貸付額	15,210,000 円	貸付日	昭和 53 年 12 月 26 日 (商店街近代化資金)
債務者の現状	昭和 59 年 11 月倒産。		
現在の主たる債務者	—	連帯保証人	代表、子、組合
未収金発生までの経緯	S54/11-59/11	利息のみの償還。	
	S59/8	業績不振により倒産。	
	S59/11	元本返済開始も延滞。	
	S60/11	繰上償還命令。	
未収金発生からの対応	H3/1	宅地住宅の競売により、17 百万円回収。 この時点で違約金未収分 7,615 千円発生。	
		その後の手続はない。	
県の回収可能性判定	主債務者は倒産・廃業しており、換価資産もなく連帯保証人である組合からの回収も困難であり、回収は見込めない。		
債権保全状況	平成 3 年以降、入金や債務承認等行っておらず、すでに時効完成。		

監査人の見解

- ① 平成 3 年から債務の返済はなく、また債権保全手続も行っていないため、時効完成済みである。
- ② 連帯保証人とする者はすべて主債務者と一蓮托生であり、第三者を保証人とすべきである。また、連帯保証人全員に対する手続も行われた証跡がない。連帯保証人等の資産状況等を調査した上で、回収可能性ある場合には債務承認書及び償還計画書を入力すべきである。

③ 上記債権回収の努力にもかかわらず、時効援用等により債権回収の可能性がないと判断された場合には速やかに不納欠損処理を行うべきである。

No.	違約金－ 2	債務者	N社
未収金額	7,087,687 円	償還予定	S55/11-61/3
貸付額	19,240,000 円	貸付日	昭和 54 年 11 月 26 日（商店街近代化資金）
債務者の現状	昭和 61 年倒産。		
現在の主たる債務者	連帯保証人 1 名	連帯保証人	代表、代表の妻、組合
未収金発生までの経緯	S55/11-57/11	利息のみの償還。	
	S58/11	延滞発生	
	S61	事実上倒産。	
	S61/3	繰上償還命令。	
未収金発生からの対応	H2/10	競売により、23 百万円回収。 この時点で違約金未収分 7,087 千円発生。	
		その後の手続はない。	
県の回収可能性判定	主債務者は倒産・廃業しており、換価資産もなく連帯保証人である組合からの回収も困難であり、回収は見込めない。		
債権保全状況	平成 2 年以降、入金や債務承認等行っておらず、すでに時効完成。		

監査人の見解

- ① 平成 2 年から債務の返済はなく、また債権保全手続も行っていないため、時効完成済みである。
- ② 連帯保証人とする者はすべて主債務者と一連托生であり、第三者を保証人とすべきである。また、連帯保証人全員に対する手続も行われた証跡がない。連帯保証人等の資産状況等を調査した上で、回収可能性ある場合には債務承認書及び償還計画書を入手すべきである。
- ③ 上記債権回収の努力にもかかわらず、時効援用等により債権回収の可能性がないと判断された場合には速やかに不納欠損処理を行うべきである。

No.	違約金－ 3	債務者	E社
未収金額	6,503,578 円	償還予定	S54/11-H4/12
貸付額	21,840,000 円	貸付日	昭和 53 年 12 月 26 日（商店街近代化資金）
債務者の現状	倒産。		
現在の主たる債務者	連帯保証人 1 名	連帯保証人	代表、代表の妻、組合
未収金発生までの経緯	S54/11-58/11	5 回償還。延滞なく、これまでの元本返済総額	

		は、3,640 千円。
	S59/11	償還猶予するも、延滞発生。
	59/12	最終入金。(⇒H1/12～一部時効完成していた。)
	H4/12	繰上償還命令。
未収金発生からの対応	H5/5	競売により、21 百万円回収。 この時点で違約金未収分 6,503 千円発生。
		その後の手続はない。
県の回収可能性判定	主債務者は倒産・廃業しており、換価資産もなく連帯保証人である組合からの回収も困難であり、回収は見込めない。	
債権保全状況	平成 5 年以降、入金や債務承認等行っておらず、すでに時効完成。	
<p>監査人の見解</p> <p>① 平成 5 年から債務の返済はなく、また債権保全手続も行っていないため、時効完成済みである。なお、貸付元利金については平成元年以降一部時効完成していた。</p> <p>② 連帯保証人とする者はすべて主債務者と一蓮托生であり、第三者を保証人とすべきである。また、連帯保証人全員に対する手続も行われた証跡がない。連帯保証人等の資産状況等を調査した上で、回収可能性ある場合には債務承認書及び償還計画書入手すべきである。</p> <p>③ 上記債権回収の努力にもかかわらず、時効援用等により債権回収の可能性がないと判断された場合には速やかに不納欠損処理を行うべきである。</p>		

4. 意見

(1) 債権回収手続について

① 連帯保証人への手続が適切に行われていない。【意見 A】

連帯保証人に対する徴収手続は、「手引き」にて次の通り規定している。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き (抜粋)

3 延滞発生時の対応

(5) 主債務者及び連帯保証人への請求

①主債務者に対する請求

ア 主債務者の返済能力に基づいて、期日を定め一括又は分割納付を明確に約束させ、償還計画書を提出させる。約束が履行されない場合や償還計画書を提出しない場合は、連帯保証人へ連絡する旨伝える。

イ 上記約束が履行されない場合は、

i 連帯保証人から主債務者へ催告させる。

ii 主債務者に対し担保の任意処分を行う旨を示唆する催告書を送付する。

ウ さらに約束が履行されない場合、間隔を置かず、再度返済期限を定め請求を行う。期限までに納付されなければ担保権の実行及び連帯保証人に対し請求をする旨の催告書を送付する。

②連帯保証人に対する請求

ア 主債務者が再度の催告にもかかわらず納付しないときで、償還の意思があっても完済に長期間を要する場合（延滞発生から1年以上経過したもの）又は貸付企業等が倒産等の債権保全上危機的な状態に陥った場合には、連帯保証人に対しても交渉を行う。

連帯保証人に対しては、主債務者との関係、保証人になった経緯、主債務者との取引関係等を勘案し折衝することが必要であるが、連帯保証人としての債務を理解させ、返済に協力を求める。

イ 主債務者が少額ずつでも内入れしていたり、主債務者に資産や収入があることを理由に連帯保証人が納付を渋る場合、連帯保証人としての責務を再度説明し、早期に延滞が解消されないと結果的に連帯保証人の負担が増えることを理解させ、納付を指導する。（後略）

県は当該規定に基づき速やかに手続すべきところ、長期に渡り連帯保証人に対する請求手続が行われていない（3（2）監査結果参照）。

この点、「手引き」の記載上、連帯保証人への対応は交渉のみに留まっており、手続等の明記がない。

そもそも、地方公共団体が行う制度融資に基づく金銭消費貸借契約に連帯保証人が必要とされるのは、「手引き」にも記載があるとおり、『本貸付制度が県民の大切な資産を原資として貸付するものであり、適切な管理のもとに債権の保全に努めなければならない』からである。

県は当該趣旨に則り、今回指摘した債権のみならず同じ状況にある債権につき連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（抜粋）

8 抵当権の実行

本貸付制度は、県民の大切な資産を原資として貸付するものであり、適切な管理のもとに債権の保全に努めなければならないことから、主たる債務者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、物的担保の処分も検討するものとする。（後略）

② 債権管理の手引きに係る連帯保証人の規定を見直すべきである。【意見A】

前出「手引き」連帯保証人に対する徴収手続には、次のような表現がある。

3 延滞発生時の対応

(5) 主債務者及び連帯保証人への請求

②連帯保証人に対する請求

ア 主債務者が再度の催告にもかかわらず納付しないときで、償還の意思があっても完済に長期間を要する場合（延滞発生から1年以上経過したもの）又は貸付企業等が倒産等の債権保全上危機的な状態に陥った場合には、連帯保証人に対しても交渉を行う。

連帯保証人に対しては、主債務者との関係、保証人になった経緯、主債務者との取引関係等を勘案し折衝することが必要であるが、連帯保証人としての債務を理解させ、返済に協力を求める。（後略）

i) 連帯保証人の地位

規定上、連帯保証人に対する手続は、「主債務者との関係、保証人になった経緯、主債務者との取引関係等を勘案し折衝することが必要」として、様々な要件を勘案した上での交渉が前提となっている。

そもそも、連帯保証人は主債務者と同一の債務を負い、原則として債権者の請求に対する抗弁を有していない。上記のような規定をおくことにより、連帯保証人に対する折衝等手続につき担当者の判断が区々となり、何のために連帯保証人を徴求したのかわからなくなる恐れがある。

ii) 連帯保証人として具備すべき要件

「手引き」にいう連帯保証人は自然人を前提としている表現となっているが、今回抽出した案件はすべて「組合」が連帯保証人とされている。

この点まず、「手引き」において連帯保証人として具備すべき条件についても記載がなく、付保としての実効性に欠ける規定となっている。

また、「組合」がどのような組織であるかによって手続は異なるべきである。

つまり、「組合」が民法上の組合である場合には、組合が負担する債務は組合員個人も責任を負うことになり、組合が解散した場合も債務発生当時の組合員について同様の責任が課されることとなっている。この場合県は、連帯保証人である組合のみならず、当時の組合員に対しても組合が解散しているか否かに関わらず、一定の割合により連帯保証債務の請求ができることになる。

一方で、「組合」が中小企業等協同組合法により設立された団体である場合には、組合員の責任は出資額が限度となり、組合員に対する責任は追及できないこととなる。この場合県としては、組合の連帯保証人としての責任能力に不安が感じられる

場合には、債権保全手続の一環として、予め組合の理事長や理事を連帯保証人とすべきであろう。

以上より、県は、「手引き」における連帯保証人に係る規定の表現等を再度検討したうえで、①にいう連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。

(2) 債権の保全について

① 保全手続が適時に行われず、時効完成済みの債権がある。【意見A】

時効の中断については、「手引き」に詳細な記載がある。

このように詳細な中断手続の記載があるのは、前出「手引き」8 抵当権の実行に記載のとおり、県民財産から貸し付ける債権の保全に努める必要があるからである。

しかし今回抽出した債務者は、すべて時効完成済みのケースであった。これらは、これまでの債権担当者の「手引き」に則った手続をしていない事などが原因と考えられる。

県は上記趣旨に則り、「手引き」等規定の理解を徹底したうえで、債権保全手続が確実になされるよう管理すべきである。

② 時効完成の債権に対して手続が行われていない。【意見A】

時効中断等から消滅時効期間を経過した私法上の債権についてはその消滅時効が完成しているが、援用がない限り債権は消滅していない状況にある。

県は時効完成状況にある債務について、議会承認を得て不納欠損処理を行うものがある一方、債務者の時効援用により不納欠損処理するケースはなく、これにより債権未回収の状況が長期化している。

しかし、当該債権に対しては弁済者の充当意思を明確に示した一部納入や分割納入申請書の入手等の承認手続により債権は保全されることから、県は当該保全手続を行うことが妥当である。

また、仮に債務者及び連帯保証人から時効援用を受けたとしても、適時に不納欠損処理が行われるため、長期滞留債権がいつまでも残っている現在の状況は改善されるはずである。

この点、「手引き」の消滅時効の行において次のように規定されている。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き (抜粋)

7 時効の中断

(1) 消滅時効

民法では、一定期間の権利不行使が継続した場合、時効により権利を消滅させる制度を設けている (消滅時効)。

時効の管理を適切に行わないと、気がついた時には、時効により請求ができない状態に陥ることになる。請求を行っても、債務者の時効援用を招くだけで、訴訟を提起しても請求は棄却される。このため、時効管理表を作成し、適切な時効の管理を行う。

時効期間が迫っている債権については、早期回収の方法をとるとともに、適宜の方法により時効を中断し、債権を失わないようにする。

地方公共団体や金融機関等規模の大きい組織においては人事異動が頻繁に行われるため、各種規定は単純明快なものとするべきである。

しかし前出「手引き」の条文は、読み手によって請求を行っても無駄であるかのように受け取られかねない記述となっており、担当者が手続しない一因と考えられる（「手引き」7（1）消滅時効参照）。そして、このような規定に基づいた未処理が債権未回収の長期化を招いている原因とも考えられる。

県は、当該規定の見直しを検討し、時効完成債権に対する手続規定を新設・実行することが妥当と考える。

（3） その他

① 未収金残高に不納欠損処理すべきものが多額に含まれている可能性がある。

【意見C】

平成20年度末現在、違約金及び延滞利息の大部分である85%を占めるのが、今回サンプルとして抽出した3先である。

表2：サンプル抽出者一覧（再掲）

融資名	未収金期末残高	サンプル No.	抽出債務者	未収金期末残高
違約金及び延滞利息	24,960,493 円	違約金－1	K社	7,671,105 円
		違約金－2	N社	7,087,687 円
		違約金－3	E社	6,503,578 円
合計		3 件		21,262,370 円 (85.1%)

これらは監査結果にて明らかにした通り、すべて酒田大火被災者に対する商店復興支援金としての商店街近代化資金貸付金に係る違約金である。そして、すべてが不動産等の競売配当によっても回収できなかった違約金部分であり、その後はいずれの債務者についても入金がない状況である。

この点、この違約金については免除規定があり、県はその適用に関して、『債務者等の経営及び生活に著しく支障をきたすことがないよう留意しながら、債務者等の資力に応じて個別案件ごとに判断している』とのことである。

免除の根拠規定は次のとおりである。

山形県中小企業高度化資金貸付規則

第 21 条 知事は、借主が約定支払日まで貸付金を償還しなかったとき（中略）は、支払期日の翌日から支払いがあった日までの日数に応じ、その延滞した額につき年 10.75 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。

ただし、知事が特にやむを得ない理由があると認めるときは、計算した額の違約金の一部又は全部を徴収しないことがある。

これらの基準に照らし合わせると、県は当該違約金につき免除を検討することが相当と考えられる。債務者の現在の資力や生活状況を調査して回収可能性がない場合には、たとえ時効の援用や死去後の相続放棄という外形的な判断基準がなくとも、知事による承認と議会の議決とを通して不納欠損処理することが妥当である。

なお、債務免除の判断条件（上記下線部）については担当者の恣意性が介入する要素があることから、県担当者による不公平な手続を防止するため同貸付規則において具体的な事実に基づく判断基準を明記すべきである。

② 違約金の算出が適時に行われていない。【意見 A】

県の事務において、違約金は貸付金等元本が完済された時点で初めて正確な金額が明らかになるような仕組みとなっている。したがって、長期間に渡る滞納がある場合、当該債務者はあたかも違約金が課されていないかのような誤解を招く恐れがあり、貸付金をすべて返済したときに初めて膨大な金額となった違約金を提示される恐れがある。

この点、「手引き」において長期延滞債権については次のような規定を置いてこの状況を未然に防ごうとしている。

山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計 貸付金に係る債権管理の手引き（抜粋）
5 長期延滞債権の処理（延滞 1 年以上の貸付先に係る債権をいう。）

長期延滞債権については、別記「債権分類表」に基づき分類し、そこに示した各方針に従い処理する。

なお、状況により延滞貸付先に対し、3 月に一回程度償還残高および違約金発生額を通知し、早期完済を指導する。

この規定によると、違約金についても「債権管理担当者が個々に算出して」通知すべきとしている。しかし、担当者は当該算出事務の煩雑さから、規定の「状況により」という枕詞を拡大解釈し当該事務を行っていないのが実情である。

例えば、商工労働観光部が管理する高度化資金貸付金等制度融資に係る違約金の利率は 10.75% であり、通常の金融機関が融資する際の貸出利率を大幅に上回っている現状にある。したがって、この事実をきちんと理解している債務者であれば、

県に対する弁済を優先する行動をとるはずである。

しかし、この逆に金融機関への弁済を優先しているケースが散見されるが、これは県の回収事務手続が金融機関のそれよりも債務者にとって甘い対応であることに起因するものと考えられる。

したがって、規程が意図する違約金の現在概算額をすべての債務者に明らかにすることで、債務者が金融機関に対する利息と比較するようになり、県の違約金が多額であることに気がつくこととなる。ひいては、通常の回収活動がスムーズに行われる効果が期待できると考える。

以上より、県は「手引き」等規程表現の見直しを行ない、違約金を課すすべての債権につき例外なく違約金の概算金額を通知する手続を行うべきである。

第 7 母子及び寡婦福祉資金貸付金（子ども政策室）

<平成 20 年度末残高>

母子寡婦福祉資金特別会計

	名称	平成 20 年度末未収金残高(円)
1	母子福祉資金貸付金	194, 522, 147
2	寡婦福祉資金貸付金	5, 571, 591
3	過年度返納金	9, 940, 003
	合計	210, 033, 741

1. はじめに<母子及び寡婦福祉資金貸付金の概要>

① 制度の目的

母子及び寡婦福祉資金貸付は、母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的として、母子家庭等及び寡婦の生活安定とその向上のために、母子及び寡婦福祉法（以下、「法」という）によって制定された貸付制度である。

山形県では、昭和 37 年 7 月 1 日に公布施行された同法、同法施行令（以下、「施行令」という）及び同法施行規則（以下、「施行規則」という）に基づき、山形県母子及び寡婦福祉法施行細則（以下、「県施行細則」という）を昭和 39 年 12 月 26 日に公布施行し、同年 7 月 1 日より適用している。また、当該貸付事務を適正かつ円滑に進めることを目的として、平成 11 年 7 月 1 日には山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領（以下、「県取扱要領」という）を定めて運用している。

母子及び寡婦福祉法（抜粋）

第 1 条（目的）

この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

第 13 条（母子福祉資金の貸付け）

都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。（後略）

第 32 条（寡婦福祉資金の貸付け）

第 13 条第 1 項及び第 3 項の規定は、寡婦（中略）について準用する。（後略）

② 貸付条件

母子及び寡婦福祉資金に係る貸付金の種類、対象者、その他の条件は次のとお

りである。

i) 貸付金の種類

貸付金の種類については、法第13条に次の規定があり、施行令第3条においてより詳細な規定がなされている。なお、寡婦については前出母子に係る規定への準用規定が置かれている。

これらの規程から、平成21年4月1日現在の同貸付金の種類等を表1にまとめる。

母子及び寡婦福祉法（抜粋）	
第13条（母子福祉資金の貸付け）	都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。
1	事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
2	配偶者のない女子が扶養している児童の修学に必要な資金
3	配偶者のない女子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
4	前3号に掲げるもののほか、配偶者のない女子及びその者が扶養している児童の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

表1：母子及び寡婦福祉資金貸付金の種類等一覧表

資金の種類	資金の用途	貸付限度額	利子
事業開始	事業開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,830,000円	無利子
事業継続	現在営んでいる事業を継続するのに必要な資金	1,420,000円	
技能習得	事業開始又は就職に必要な知識・技能を習得するのに必要な資金	月額65,000円	
就職支度	就職する際に直接必要な被服、履物等を購入する資金	100,000円	
住宅	住宅の新築、購入、増改築又は補修するのに必要な資金	1,500,000円 (特別2,000,000円)	年3%
転宅	住居を移転するのに必要な資金	260,000円	
医療介護	医療を受けるのに必要な資金(医療を受ける期間がおおむね1年以内の場合に限る)	340,000円 500,000円(介護の貸付)	無利子
生活	医療、介護を受けることに専念している期間の生活を維持するために必要な資金	月額103,000円	年3%

	離職し就職できない状況下での就職までの期間を維持するために必要な資金		
	母子家庭の母になって7年未満の者の生活安定のために必要な資金 ※月額 40,000 円までは無利子		
	技能、資格習得に専念している期間の生活を維持するために必要な資金	月額 141,000 円	
結婚	子の結婚に際し必要な資金	300,000 円	
就学支度	小学、中学、高校、高専、短大、大学、専修学校又は修業施設へ入学、入所させるのに際し必要な資金	小学校 39,500 円	無利子
		中学校 46,100 円	
		高校 85,000 円	
		大学 380,000 円	
修学	高校、高等専門学校、短大、大学又は専修学校に修学させるために必要な資金	高校 月額 35,000 円	無利子
		専修/短大 月額 60,000 円	
		大学 月額 64,000 円	
修業	事業開始又は就職するために必要な知識・技能を習得するのに必要な資金	月額 65,000 円	

ii) 貸付対象者

貸付対象者については、前出の法第13条・32条・附則3条等より、次のとおり解釈される。

- ア 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの
- イ その扶養している児童
- ウ 寡婦（配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが20歳以上となり、母子福祉資金を受けられなくなったもの）
- エ ア、ウが扶養する児童

iii) 貸付する際の条件

貸付する際の条件については、県取扱要領において次のような規定を置き、貸付決定前の調査を行っている。

山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領（抜粋）

第1 貸付事務

3 貸付けの調査

- (1) 県総合支庁保健福祉環境部長（以下、「部長」という）は、貸付申請書を受理したときは、記載内容を確認のうえ母子（寡婦）福祉資金貸付申請受付簿に記載し、

町村分については速やかに必要な面接調査又は実地調査を行うなどして家庭環境調査を作成し、市分については、必要に応じ、市長に照会し又は実地調査等を行うものとする。（中略）

(2) 部長は貸付申請書の提出があった場合には次の事項を確認する。

(ア) 貸付資格の有無

申請者が、配偶者のない女子が扶養する児童の場合は、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金のいずれかの資金であるか。

申請者が、寡婦が扶養する子の場合は、修学資金、就学支度資金、修業資金のいずれかの資金であるか。

(イ) 施行令第9条に規定する保証人は細則第3条要件を満たしているか。なお、保証人は申請者と同一市町村のものが望ましい。

(ウ) 貸付申請書の記載内容が適正か。

(エ) 添付すべき書類が添付されているか否か。

母子及び寡婦福祉法施行令（参考、抜粋）

第9条（保証人及び連帯債務を負担する借主）

修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付けを受けようとする者（配偶者のない女子が扶養している者に限る。）は、保証人を立てなければならない。（後略）

山形県母子及び寡婦福祉法施行細則（参考、抜粋）

第3条（保証人の要件）

施行令第9条第1項に規定する保証人（以下、「保証人」という）は、原則として、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 一定の職業及び収入を有し、かつ、貸付を受けようとする児童の母が連帯保証人となる場合を除き独立の生計を営んでいること。

(2) 県内に1年以上引き続き居住していること。

(3) 年齢が満60歳以下で、身体が健康であること。

この規定によると、関係書類の具備と前項貸付対象条件の合致に加え、連帯保証人を置くことが明記されている。この点、県施行細則において、次のような規

定を置き、連帯保証人の要件を明記している。

山形県母子及び寡婦福祉法施行細則（抜粋）

第3条（保証人の要件）

施行令第9条第1項に規定する保証人は、原則として、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 一定の職業及び収入を有し、かつ、貸付を受けようとする児童の母が連帯保証人となる場合を除き独立の生計を営んでいること。
- (2) 県内に1年以上引き続き居住していること。
- (3) 年齢が満60歳以下で、身体が健康であること。

2. 母子及び寡婦福祉資金貸付金の概況

(1) 貸付金の性格

母子及び寡婦福祉資金貸付は、母子及び寡婦福祉法に基づき行われる母子家庭の親及び寡婦又はその児童に対する貸付であり、当該貸付から生ずる債権は私法上の債権と考えられる。

また、本貸付の種類には事業開始資金及び事業継続資金が含まれることは前述のとおりであるが（表1参照）、これらは商法上の商人に対する貸付と考えられ、当該貸付に係る債権は商事債権と捉えるのが妥当である。

したがって、本貸付金に係る債権の消滅時効期間は基本的に民法167条より10年であるが、前述商事債権に該当する場合には商法第522条より5年と解されることに留意しなければならない。

さらに、当該貸付金の過払いや貸付要件から離脱した際等に発生する返納金については、債務者の不当利得と考えることができる。この場合の不当利得返還請求権に係る消滅時効も民法167条より10年と解される。

民法 第167条（債権等の消滅時効）

債権は、10年間行使しないときは、消滅する。（後略）

商法 第522条（商事消滅時効）

商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に5年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

(2) 貸付金に係る事務の組織と流れ

① 組織体制

本貸付金は県庁内では子ども政策室が担当しており、実際の貸付回収等渉外的業務は各総合支庁において行われている。

特に債権回収については、4つの各総合支庁に償還担当職員が1名ずつ配置され、償還協力員(嘱託)を各総合支庁に2名ずつ、13の各市に1名ずつ配置している。

② 未収金に係る手続

i) 回収手続

当該貸付金の償還未収金に対して、県は県取扱要領に「償還困難者及び滞納者に対する措置等」の項目を置き手続を行っている。以下に、回収手続に関する手続の概要を示す。

山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領(概要)

第4 償還困難者及び滞納者に対する措置等

1 償還困難者及び滞納者に対する指導、償還督促

(1) 督促状の発行

ア 納入期限後20日以内に、督促状を発行する。

イ 督促状発行整理簿を備え発行状況を把握する。

(2) 催告状の発行

ア 督促状の納入期限までに納入がない場合、催告状を発行する。

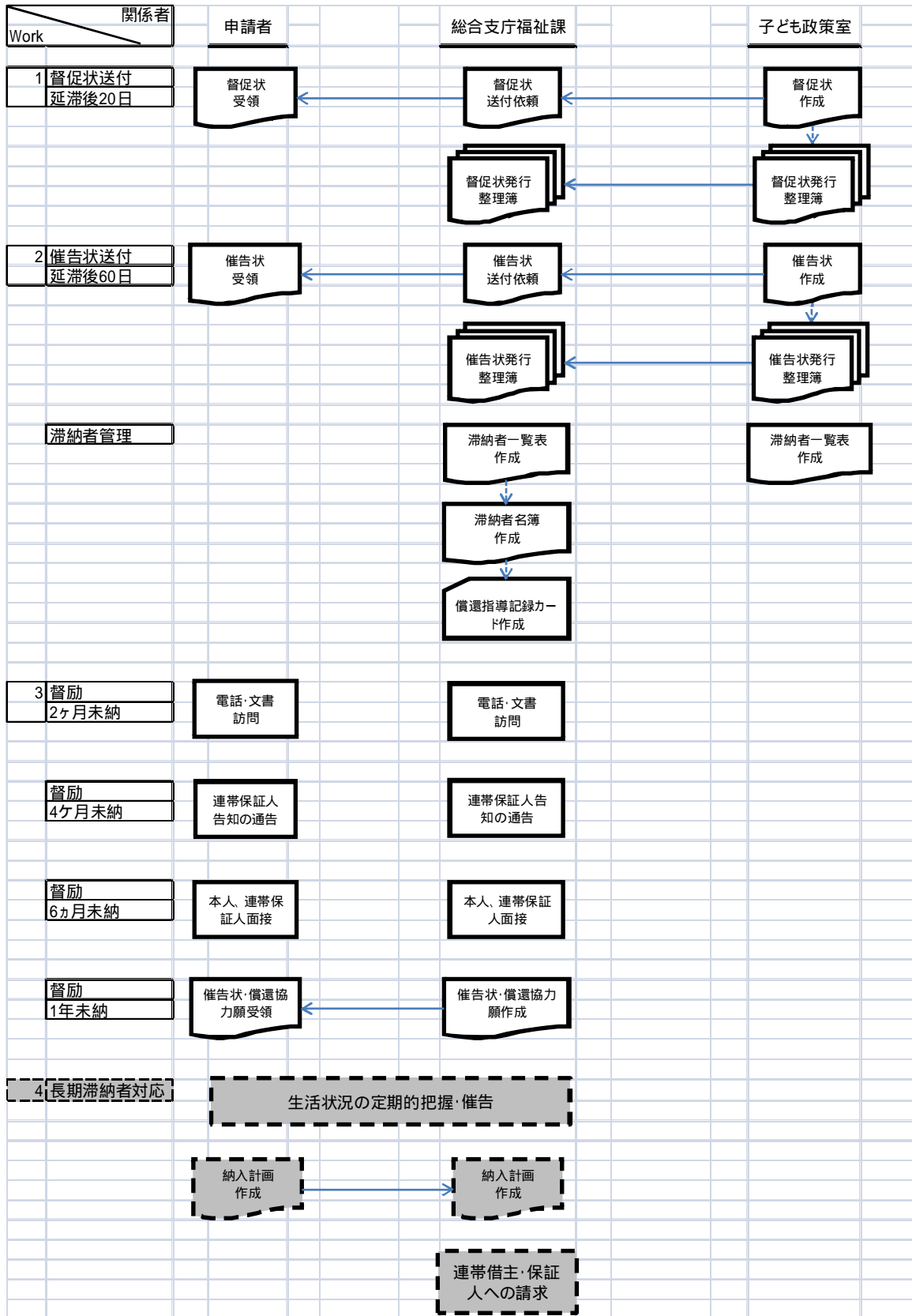
イ 催告状発行整理簿を備え発行状況を把握する。

(3) 滞納状況を把握し、償還活動計画を立て、償還の督促にあたる。

(4) 長期滞納者について滞納理由を把握し、生活状況を定期的に把握しながら催告等を行い、納入計画を立てさせ、必要に応じ、連帯借主及び保証人に対し債務履行請求を行う。

次に、上記規定に基づく未収金回収等手続に係るワークフローを示す(図1参照)。なお、図中灰色部分は県提出資料で記載されず、実施も明確でない手続である。

図1：未収金回収等手続に係るワークフロー



ii) 不納欠損処理手続

次に県取扱要領のうち、不納欠損処理手続に関する規定の概要を示す。

山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領（概要）

第4 償還困難者及び滞納者に対する措置等

5 不納欠損処分

(1) 次の事由に該当する場合には不納欠損処分を行うことを検討する。

- ① 消滅時効が完成（時効援用した場合に限る）した場合。
- ② 消滅時効期間が既に経過し、借主、連帯借主、保証人が死亡又は行方不明のため今後の徴収の見込みがなく、かつ時効援用の見込みがない場合
- ③ 償還の免除（死亡又は精神若しくは身体に著しい障害）に該当する場合

(2) 不納欠損の手続

- ① (1)①②の場合は、「時効による不納欠損に係る留意事項」に留意のうえ（不納欠損処分・納入意志確認）調書により借主、連帯借主及び保証人に対し滞納状況の確認及び償還意志の確認を行い、時効援用の意志を確認する。
- ② 借用書等提出書類を検討のうえ不納欠損の手続を行う。

(3) 償還の免除

(1)③の場合には償還免除が必要か検討し、所要の手続を行う。

- ① 償還免除の申請者から償還免除申請書の提出を受け、貸付当時の借受者の状況及び貸付の目的、貸付後の状況、保証人の状況、家族の状況及びその他必要とする事項の調査を行う。
- ② 知事は、申請内容を検討し、償還免除を適当と認めるときは、直近の県議会に提案し、議決を経て、償還免除を決定。償還免除決定通知書にて申請者に通知する。
- ③ 不納欠損の手続を行う。

時効による不納欠損に係る留意事項

ア 償還金の消滅時効は10年であること。

イ 最終回の償還金が10年経過した後時効が完成するのではなく、それぞれの償還金について10年経過すれば時効は完成するものであること。

ウ 1の(1)による督促及び内入れ等の債務承認により時効は中断するものであること。

エ 借主、連帯借主の債務及び保証人の保証債務は、当人の死亡した場合にはその相続人に承継されるものであること。

オ 借主及び連帯借主が主たる債務について時効援用を行った場合、連帯保証人にかかる保証債務も消滅するため、連帯保証人からの時効援用は不要となること。

(3) 根拠法令等

- ① 母子及び寡婦福祉法
- ② 母子及び寡婦福祉法施行令
- ③ 母子及び寡婦福祉法施行規則
- ④ 山形県母子及び寡婦福祉法施行細則
- ⑤ 山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領

(4) 数値データ

① 母子福祉資金貸付金

i) 直近5年間の貸付償還等推移とこれまでの貸付等実績

表2-1：母子福祉資金貸付金の貸付償還等推移（単位：千円）

	貸付	償還	不納欠損額	貸付金期末残高
平成16年度	194,321	190,053	0	1,429,107
平成17年度	208,353	192,335	1,502	1,443,623
平成18年度	212,871	185,419	0	1,471,075
平成19年度	213,808	180,316	0	1,504,566
平成20年度	189,879	175,881	1,601	1,516,965

ii) 未収金等残高の推移

表2-2：母子福祉資金貸付金 未収金等残高の推移（単位：千円）

	未収金期末残高	期限未到来貸付金残高	貸付金期末残高
平成16年度	179,857	1,249,250	1,429,107
平成17年度	186,047	1,257,576	1,443,623
平成18年度	186,977	1,284,098	1,471,075
平成19年度	192,461	1,312,105	1,504,566
平成20年度	194,522	1,322,443	1,516,965

iii) 期限未到来貸付金残高の内訳

表2-3：平成20年度期限未到来残高 上位者内訳（単位：円）

	債務者	期限未到来貸付金残高	未収金残高
1	A氏	6,096,000	0
2	B氏	5,976,000	11,000
3	C氏	5,584,000	0

② 寡婦福祉資金貸付金

i) 直近5年間の貸付償還等推移とこれまでの貸付等実績

表3-1：寡婦福祉資金貸付金の貸付償還等推移（単位：千円）

	貸付	償還	不納欠損額	貸付金期末残高
平成16年度	9,479	9,623	0	58,365
平成17年度	8,303	11,642	1,273	53,755
平成18年度	7,942	9,558	0	52,139
平成19年度	8,111	13,754	0	46,496
平成20年度	7,408	6,450	1,340	46,115

ii) 未収金等残高の推移

表3-2：寡婦福祉資金貸付金 未収金等残高の推移（単位：千円）

	未収金期末残高	期限未到来貸付金残高	貸付金期末残高
平成16年度	11,103	47,262	58,365
平成17年度	7,580	46,175	53,755
平成18年度	7,483	44,656	52,139
平成19年度	6,995	39,502	46,496
平成20年度	5,572	40,544	46,115

iii) 期限未到来貸付金残高の内訳

表3-3：期限未到来貸付金残高 上位者内訳（単位：円）

	債務者	期限未到来貸付金残高	未収金残高
1	D氏	4,923,000	0
2	E氏	3,662,000	0
3	F氏	2,511,000	0

③ 過年度返納金

i) 直近5年間の貸付償還等推移とこれまでの貸付等実績

表4-1：過年度返納金の発生償還等推移（単位：千円）

	発生	償還	不納欠損額	貸付金期末残高
平成16年度	3,388	1,143	0	8,070
平成17年度	1,272	1,307	0	8,036
平成18年度	2,321	1,094	0	9,263
平成19年度	1,125	639	0	9,749
平成20年度	627	436	0	9,941

ii) 未収金等残高の推移

表4-2：過年度返納金 未収金等残高の推移（単位：千円）

	未収金期末残高	期限未到来貸付金残高	貸付金期末残高
平成16年度	8,070	0	8,070
平成17年度	8,036	0	8,036
平成18年度	9,263	0	9,263
平成19年度	9,749	0	9,749
平成20年度	9,941	0	9,941

(5) 未収金対策の概要

県はこれまで、母子及び寡婦貸付資金につき、県取扱要領に「償還困難者及び滞納者に対する措置等」の規定を置くほか、平成13年度包括外部監査での指摘に対する措置を講じている。

平成13年度包括外部監査のテーマの一つは「貸付金に係る財務事務について」であり、この報告に対する県の措置・対応（表5参照）は個別指摘案件に対するもののほか、次のとおりであった。

- 山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領を改正
 - ① 事業完了に伴う書類の提出について、貸付事業の完了確認方法を明示した。
 - ② 貸付事業について、申請に必要な提出書類等の見直しを図るなどして貸付審査を強化した。
 - ③ 不納欠損処理について見直しを図り、また、償還免除について規定した。
 - ④ 「母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督励手順」について見直しを図った。
- 「母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督励手順マニュアル」を制定
 - ① 督励手順マニュアルに「償還指導記録カード（兼母子寡婦家庭カード）」を定め、長期滞納者に係る情報管理のルール化を図った。

表5：平成13年度包括外部監査の結果報告書に係る指摘事項の措置状況（抜粋）

包括外部監査報告書提出日：平成14年3月14日

◎第1回目テーマ：「貸付金に係る財務事務について」

（平成19年9月18日）

外部監査 実施機関 名	監査結果	措置の内容	措置の 通知	措置の 公表
健康福祉 部 児童家庭	【貸付金(母子寡婦福祉資金)】 ①長期滞納者に関する償	1 下記の通り、山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領を改正（平成16年3月	H16.10.6	H16.11.19

外部監査 実施機関 名	監査結果	措置の内容	措置の 通知	措置の 公表
課 総合支庁	<p>還経過を記録した文書が未作成または記載が不十分である。</p> <p>②貸付時の実行確認で、現場確認調書や完了報告書など書類が整備されていない等、事後確認が不十分である。</p> <p>③貸付後、一度も償還されない案件等が見られ、貸付審査が十分でないものがある。</p> <p>④本人が破産宣告を受けるなどし、保証人に支払能力がないと判断され時効が完成している案件については、不納欠損処理を進める必要がある。</p> <p>⑤借受者、連帯借主及び保証人の所在確認、状況把握が不十分なものがある。</p>	<p>26日、平成16年4月1日から適用)、「母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督励手順マニュアル」を制定した。</p> <p>①督励手順マニュアルに「償還指導記録カード(兼母子寡婦家庭カード)」を定め、長期滞納者に係る情報管理のルール化を図った。</p> <p>②事務取扱要領に定める事業完了に伴う書類の提出について、貸付事業の完了確認方法を明示した。</p> <p>③事務取扱要領に定める貸付事業について、申請に必要な提出書類等の見直しを図るなどして貸付審査を強化した。</p> <p>④事務取扱要領に定める不納欠損処理について見直しを図り、また、償還免除について規定した。</p> <p>⑤事務取扱要領に定める「母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督励手順」について見直しを図った。</p> <p>2 個別指摘案件について、総合支庁で状況調査を実施し、償還が可能なもの、不納欠損処理するもの、償還免除が適当なものに区分した。</p>		

(注) なお、各日付はそれぞれ次の意味で記載されている。

- 表頭（平成 19 年 5 月 31 日）：監査結果に対する措置状況の取りまとめを行う改革推進課による措置状況の最終確認時点。
- 表中、措置の通知：改革推進課から監査委員への通知時点。
- 表中、措置の公表：監査委員が県公報により公表した時点。

3. 監査の方法と結果

(1) 監査の方法

① 平成 20 年度末 未収金残高について

平成 20 年度末時点の未収金残高から高額滞納者をサンプルとして抽出し（表 6 参照）、債務者の状況とこれに対する県の対応とが規程に基づき適時適切に手続されているか調査した。また、これに併せて不納欠損処理の正確性を検証した。

表 6：サンプル抽出者一覧

融資名	未収金期末残高	サンプル No.	抽出債務者	未収金期末残高
母子福祉 資金貸付 金	194,522,147 円	母子－1	H 1 氏	3,189,300 円
		母子－2	H 2 氏	2,631,633 円
		母子－3	M 氏	2,830,300 円
		(寡婦－1)	O 1 氏	444,229 円
		(寡婦－3)	O 2 氏	773,676 円
		(過年度－1)	N 氏	177,200 円
	合計	6 件		10,046,338 円 (5.1%)
寡婦福祉 資金貸付 金	5,571,591 円	寡婦－1	O 1 氏	903,481 円
		寡婦－2	Y 氏	861,800 円
		寡婦－3	O 2 氏	456,950 円
	合計	3 件		2,222,231 円 (39.8%)
過年度返 納金	9,940,003 円	過年度－1	N 氏	745,000 円
		過年度－2	K 氏	619,000 円
	合計	2 件		1,364,000 円 (13.7%)

② 平成 13 年度包括外部監査 指摘事項について

平成 13 年度包括外部監査において、母子及び寡婦福祉資金貸付金について前述とおりの指摘がされており、それに対する県の措置が公表されている（表 5 参照）。県が行った措置について、規定等を入手してその事実を確かめた。

また、平成 13 年度外部監査にて指摘された債務者のうち、平成 20 年度末時点も未収金として残っているものにつき、その状況を調査した。

(2) 監査の結果

① 平成 20 年度末 未収金残高について

各債務者の状況と県の対応等は以下のとおりであった。

i) 母子福祉資金貸付金元利収入

No.	母子－ 1	債務者	H 1 氏
未収金額	3, 189, 300 円	償還予定	H4/3－H18/9
貸付額①	55, 000 円	貸付日	昭和 63 年 3 月 18 日 (長男就学)
貸付額②	792, 000 円	貸付日	昭和 63 年 5 月 1 日 (長男修学)
貸付額③	190, 000 円	貸付日	平成 2 年 5 月 1 日 (二男就学)
貸付額④	828, 000 円	貸付日	平成 2 年 6 月 1 日 (二男修学)
貸付額⑤	360, 000 円	貸付日	平成 5 年 3 月 1 日 (二男就学)
貸付額⑥	210, 000 円	貸付日	平成 5 年 3 月 1 日 (三男就学)
貸付額⑦	480, 000 円	貸付日	平成 5 年 5 月 1 日 (二男修学)
貸付額⑧	864, 000 円	貸付日	平成 5 年 5 月 1 日 (三男修学)
合計	3, 779, 000 円	返済額	589, 700 円 (15. 6%)
債務者の現状	債務者は長男と同居中。収入はアルバイト程度。 その他複数の <u>ローン返済を優先</u> している。		
現在の主たる債務者	債務者本人、連帯借主 (子 3 人)	連帯保証人	妹
未収金発生までの経緯	H4/3	①②初回返済時に滞納発生。	
未収金発生からの対応	H5/3, 5	上記滞納あるが、新たに貸付実行 (計 191 万円)。	
	－H20	15 年で 27 万円の入金。	
	H20/11	三男から 30 万円入金あり。	
県の回収可能性判定	三男が本資金返済として月 1 万円送っていたが、債務者が使いこんでいた。三男からは分納返済が期待できるが、本人・長男・次男は返済意欲も薄く、回収可能性は低い。 連帯保証人は別件借入金の返済をしているため、これ以上は厳しいとのこと (本人談)。		
債権保全状況	入金処理のほか特段の処理は行われておらず、すでに <u>時効完成</u> している部分がある (表 8 参照)。		
監査人の見解			
① 一部の借用書が適切に保管されていない。			
② 平成 4 年度末から最初の貸付①②の返済が滞っていたが、平成 5 年 3 月以降に新規			

貸付⑤～⑧を実行している（表 7 参照）。なお、本件は平成 13 年度包括外部監査においても指摘されている。

- ③ 8 本すべての申請書に返済財源を「卒業後給与等」と記入し、連帯借主である子からの返済を示唆しているが、県は連帯借主に直接請求していない。
- ④ 債務承認等債権の保全手続が行われず、貸付金 4 本、総額 791,750 円が時効完成している。まず、債務者本人からの債務承認・返済計画の入手、連帯借主への直接請求、それでも厳しい場合は連帯保証人に対する保全手続を早急に行うべき。当該回収努力の上で、債務者からの時効援用等により回収可能性がないと判断される場合には不納欠損処理を行うべきである。
- ⑤ 「ローン返済を優先」とあるが、債権者平等原則によれば県も弁済を受ける権利があることより、相応の対応を行った上で毎月返済を受けるべきである。

表 7 : No. 母子—1 貸付等経過について（単位：円）

	貸付額	請求額	償還額	滞納残高
昭和 62 年度	121,000	0	0	0
昭和 63 年度	319,000	0	0	0
平成元年度	264,000	0	0	0
平成 2 年度	730,000	0	0	0
平成 3 年度	276,000	42,350	0	42,350
平成 4 年度	846,000	84,700	84,700	42,350
平成 5 年度	768,000	135,600	0	177,950
平成 6 年度	288,000	210,500	20,000	368,450
平成 7 年度	288,000	252,500	0	620,950
平成 8 年度	0	324,200	0	945,150
平成 9 年度	0	377,900	0	1,323,050
平成 10 年度	0	377,900	0	1,700,950
平成 11 年度	0	377,900	0	2,078,850
平成 12 年度	0	377,900	0	2,456,750
平成 13 年度	0	335,550	0	2,792,300
平成 14 年度	0	293,200	0	3,085,500
平成 15 年度	0	242,300	0	3,327,800
平成 16 年度	0	167,400	0	3,495,200
平成 17 年度	0	125,400	110,000	3,510,600
平成 18 年度	0	53,700	0	3,564,300
平成 19 年度	0	0	60,000	3,504,300

平成 20 年度	0	0	315,000	3,189,300
----------	---	---	---------	-----------

表 8 : No. 母子一 1 時効完成について (単位 : 円)

No.	最終入金日	最初の返済日	時効完成日	平成 20 年度残高
①	H6/8/5	—	H16/8/5	<u>41,250</u>
②	H20/3/28	—	H30/3/28	650,550
③	H6/8/5	—	H16/8/5	<u>180,500</u>
④	H21/3/26	—	H31/3/26	743,000
⑤	—	H8/3/31	H18/4/20	<u>360,000</u>
⑥	—	H9/3/31	H19/3/20	<u>210,000</u>
⑦	H20/1/16	—	H30/1/16	460,000
⑧	H20/11/19	—	H30/11/19	544,000
時効完成残高				<u>791,750</u>

No.	母子一 2	債務者	H 2 氏	
未収金額	2,631,633 円	償還予定	H5/12—H18/9	
貸付額①	2,300,000 円	貸付日	平成 4 年 11 月 1 日 (事業開始)	
貸付額②	817,000 円	貸付日	平成 5 年 10 月 1 日 (二女修学)	
合計	3,117,000 円	返済額	738,411 円 (23.6%)	
債務者の現状	販売収入少なく、娘も出戻り、生活に困窮。			
現在の主たる債務者	債務者本人、連帯借主 (子)	連帯保証人	①友人、②前夫	
未収金発生までの経緯	H7/5	①滞納発生。ここまで 17 回、51 万円返済。		
未収金発生からの対応	H7/10—17/10	①時効完成 (5 年) していたが、H17/10 入金。		
	H17/11, 12	② 2 万円入金。充当根拠不明。		
県の回収可能性判定	現時点、本人・連帯借主・連帯保証人の状況がつかめないが、分納にて継続的償還を指導する。			
債権保全状況	①最終入金 H18/6/2、②最終入金 H17/12/7 より、時効中断。 ①時効完成予定 H23/6/2、②時効完成予定 H27/12/7			
その他	H18 年 5 月から H21 年 6 月までの交渉記録なし			
監査人の見解 ① 貸付金①は一度時効完成していた。商事債権の時効は 5 年であるが取扱要領に記載されていない。貸付目的による時効期間の違いに留意し、債権の保全手続を確実に行うべきである。 ② 修学資金貸付申請書に返済財源を「卒業後返済」と記入しており、連帯借主である子からの返済を示唆しているが、県は連帯借主である子に直接請求していない。				

③ 債務承認等債権の保全手続が行われていない。まず、債務者本人からの返済計画の入手、連帯借主への直接請求、それでも厳しい場合は連帯保証人に対する保全手続を早急に行うべきである。

No.	母子－3	債務者	M氏
未収金額	2,714,700円	償還予定	H11/3－H22/9（未到来部分あり）
貸付額①	220,000円	貸付日	平成7年3月17日（長女就学）
貸付額②	900,000円	貸付日	平成7年4月1日（長女修学）
貸付額③	220,000円	貸付日	平成8年3月18日（長男就学）
貸付額④	936,000円	貸付日	平成8年4月1日（長男修学）
貸付額⑤	220,000円	貸付日	平成9年5月1日（二女就学）
貸付額⑥	936,000円	貸付日	平成9年5月1日（二女修学）
合計	3,432,000円	返済額	486,100円（14.1%）
債務者の現状	看護師として勤務。		
現在の主たる債務者	債務者本人、連帯借主（子）	連帯保証人	弟
未収金発生までの経緯	H11/4	初回支払で1ヶ月の滞納発生。その後1年半入金なし。	
未収金発生からの対応	H12-H19	年間償還額5万円程度。H19/8が最終入金。	
県の回収可能性判定	これまでの経過から債務者本人からのまとまった返済は困難。連帯借主の所在調査、保証人へも協力要請する。		
債権保全状況	⑥のみ入金充当なく、H23/3時効完成予定。 その他は入金による時効中断中。		
その他	返済期限未到来部分231,200円あり。		

監査人の見解

- ① H20/3に上山市から山形市に本人が移転し、各市償還協力員の引継が行われたが、引継後の入金なく、債務者の詳細把握ができていない。県は引継の正確性を確保し、債務者移転による未収金の貸倒れを防止すべきである。
- ② 県は債務者本人が長期滞納者であるにもかかわらず、卒業から10年以上経過する連帯借主（子）に直接請求していない。
- ③ 債務承認等債権の保全手続が行われていない。まず、債務者本人からの返済期限未到来部分も含めた返済計画の入手、連帯借主への直接請求、それでも厳しい場合は連帯保証人に対する保全手続を早急に行うべきである。

ii) 寡婦福祉資金貸付金元利収入

No.	寡婦－1	債務者	O1氏
-----	------	-----	-----

未収金額	903,481円	償還予定	H13/3-H22/9
他未収金	444,229円	償還予定	H15/3-H24/9 (母子福祉資金 未収金)
貸付額①	380,000円	貸付日	平成8年6月1日 (長男就学) : 寡婦
貸付額②	2,736,000円	貸付日	平成8年6月1日 (長男修学) : 寡婦
貸付額③	380,000円	貸付日	平成8年6月1日 (長女就学) : 母子
貸付額④	4,104,000円	貸付日	平成8年6月1日 (長女修学) : 母子
合計	7,600,000円	返済額	4,012,380円 (52.7%)
債務者の現状	パート収入と遺族年金で生活。 H19/8 母子部分を連帯借主(長女)に名義変更し、長女が返済中。		
現在の主たる債務者	債務者本人、連帯借主(子)⇒死亡?	連帯保証人	弟
未収金発生までの経緯	H13/3	①②初回2回返済時に滞納発生。その後2年以上入金なし。	
未収金発生からの対応	H16-	入金再開。	
	H19/8	母子部分を連帯借主に名義変更。以降長女が主に返済している。	
県の回収可能性判定	長女が現在のペースで返済すれば滞納解消可能である。		
債権保全状況	最終入金は平成21年度。入金による時効中断中。		
その他	期限未到来 計1,698,049円 寡婦分の連帯借主(長男)は死亡とのこと(未確認)。		
監査人の見解			
① 連帯借主である長男は死亡したとのことだが、当該相続について戸籍等調査を行っておらず、相続人に対する手続も行っていない。また当該ケースにおける手続規定がない。			

No.	寡婦-2	債務者	Y氏
未収金額	861,800円	償還予定	H10/3-H19/9
貸付額①	360,000円	貸付日	平成7年7月1日 (二男就学)
貸付額②	1,032,000円	貸付日	平成7年7月1日 (二男修学)
合計	1,392,000円	返済額	530,200円 (38.0%)
債務者の現状	高齢、年金収入のほか、子の経営する事業からの収入のみ。		
現在の主たる債務者	債務者本人、連帯借主(子)	連帯保証人	義妹
未収金発生までの経緯	H10/3	初回返済時に滞納発生。	
未収金発生からの対応	H14-17	H14までは少額ながら入金あったが、H14から3年ほど入金なし。	
	H17/7-	入金再開。最終入金 H20/4。その後1年入金なし。	

県の回収可能性判定	子の経営する事業の売上伸びず、まとまった返済望めない。保証人に対しても返済協力要請していく。
債権保全状況	最終入金は平成 20 年 4 月。入金による時効中断中。
その他	連帯借主（子）を専門学校に修学させる借入だったが、現在別の事業を経営。

監査人の見解

- ① 息子の専門学校への修学資金に対する貸付。借入申込の際、返済財源を「就職後返済」としていたが、現在別の事業をしており業況は低迷している。本人、連帯借主に財源ないことから、連帯保証人への手続が必要な状況が平成 14 年から続いているが実施していない。
- ② 債務承認等債権の保全手続が行われていない。まず、債務者本人からの債務承認・返済計画の入手、連帯借主への直接請求、それでも厳しい場合は連帯保証人に対する保全手続を早急に行うべきである。

No.	寡婦－ 3	債務者	○ 2 氏
未収金額	456,950 円	償還予定	H4/3－H18/9
他未収金	773,676 円	償還予定	H4/3－H18/9（母子福祉資金 未収金）
貸付額①	220,000 円	貸付日	平成 14 年 12 月 24 日（医療）：寡婦
貸付額②	412,000 円	貸付日	平成 14 年 12 月 24 日（生活医療）：寡婦
貸付額③	203,000 円	貸付日	平成 13 年 9 月 21 日（二男修学）：母子
貸付額④	450,000 円	貸付日	平成 13 年 10 月 23 日（二男修業特別）：母子
貸付額⑤	320,000 円	貸付日	平成 14 年 2 月 22 日（二男就職支度）：母子
貸付額⑥	600,000 円	貸付日	平成 14 年 6 月 21 日（長男修学）：母子
貸付額⑦	260,000 円	貸付日	平成 15 年 4 月 1 日（転宅）：母子
合計	2,465,000 円	返済額	866,708 円（35.1%）
債務者の現状	病院で勤務。二男と同居しており、子らの仕送等合わせ月 18 万円程収入あり。その他のローン返済を優先している様子。		
現在の主たる債務者	債務者本人、連帯借主（子）	連帯保証人	長女
未収金発生までの経緯	H14/11-15/10	初回～1 年間は遅れてはいたが予定通り返済。 H15/11 延滞発生。	
未収金発生からの対応	H15/12-	小額（月 5 千円）ながら入金あり。	
	H18/1	連帯保証人の長女に状況説明文書送付。	
県の回収可能性判定	年金満額支給を担保に借入可能となるため、そこから回収可能。		
債権保全状況	最終入金は平成 21 年度。入金による時効中断中。		
その他	期限未到来 367,666 円		

監査人の見解

- ① 債務者本人の資金管理に問題あり。就業資金等連帯借主ある債権については、連帯借主である子に直接請求すべきである。その他の債権については連帯保証人である長女に対する保全手続を早急に行うべきである。
- ② 回収が滞った場合には、期限未到来部分も含めた債務承認書等を入手し、債権の保全を行うべきである。

iii) 過年度返納金

No.	過年度－1	債務者	N氏
未収金額	745,000 円	償還予定	H16/10－H29/9
他未収金	177,200 円	償還予定	H18/2－H28/9 (母子福祉資金 未収金)
貸付額①	570,000 円	貸付日	平成 15 年 2 月 21 日 (長女修学)：母子
貸付額②	230,000 円	貸付日	平成 15 年 2 月 21 日 (二女就学)：母子
貸付額③	510,000 円	貸付日	平成 15 年 4 月 1 日 (二女修学)：母子
返納金①	780,000 円	発生日	平成 15 年 6 月 1 日：貸付額①の誤入金
返納金②	60,000 円	発生日	平成 17 年 6 月 24 日：婚姻による貸付額①②過払
合計	2,150,000 円	返済額	313,800 円 (14.5%)
債務者の現状	夫、子 2 人と同居。最近移転した様子だが詳細把握していない。		
現在の主たる債務者	債務者本人、 貸付金：連帯借主 (子 2 名)	連帯保証人	返還金：なし 貸付金：上司
未収金発生までの経緯	H15/3	貸付①の送金を誤り、当初予定額 78 万円を一括送金してしまった。⇒返納金①発生	
	H16/8	事実婚により修学資金過払⇒返納金②発生	
未収金発生からの対応	H15/4－	返納金①の説明等するが使用済とのこと。不誠実な態度。	
	H16/11	返納金全体につき、債務承認・返済計画提出。しかし H17 年度以降入金なし。	
	H18/9	破産廃止決定。	
	H20/4	貸付金につき破産後も不定期少額ながら入金あり。H20/4 最終入金。	
県の回収可能性判定	本人、連帯借主、保証人に手紙送るも反応なし。訪問により現況確認し、償還指導していく。		
債権保全状況	返納金：債務承認後の一部入金より、時効中断中。 償還金：H20/4 最終入金より、時効中断中。		
その他	期限未到来 母子：914,000 円		

監査人の見解

- ① 一括貸付した場合の対応に問題があり、二重支払の状況となっている。
- ② 過払返納部分について債務承認書兼返済計画書を入手しているが、当該書類につき連帯保証人の記名押印がない。

No.	過年度－2	債務者	K氏	
未収金額	619,000 円	償還予定	H18/10－H28/9	
貸付額	488,000 円	貸付日	平成 14 年 7 月 23 日（長男修学）：母子	
返納金	732,000 円	発生日	平成 16 年 4 月 1 日：奨学金による貸付過払	
合計	1,220,000 円	返済額	234,980 円（19.2%）	
債務者の現状	不明			
現在の主たる債務者	債務者本人 貸付金：連帯借主（子）	連帯保証人	返還金：なし 貸付金：弟	
未収金発生までの経緯	H15/4	長男が日本育英会から奨学融資を受け始めた。		
	H16/4	上記事実を在学届け出判明。1 年分の過払発生。		
未収金発生からの対応	-H18	入金状況不明。 現在は毎月 1～2 千円ずつ分納中。		
県の回収可能性判定	償還金について滞納なく、返納金も納付書送付により入金あるため回収可能。			
債権保全状況	返還金：債務承認なし。最終入金 平成 21 年 12 月 貸付金：最終入金 平成 22 年 1 月			
その他	期限未到来 母子：366,020 円			
監査人の見解				
① 返納金の約定書を入手していない。法律関係を明確にするため入手すべきである。				

②平成 13 年度包括外部監査 指摘事項について

i) 規定等の整備について

県による措置と現在の運用状況は下表のとおりである。

表 9：平成 13 年包括外部監査 措置状況の現在の運用状況

山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領	
県による措置（H16. 11. 19 公表）	平成 21 年度の状況
①貸付時の実行確認について 事業完了に伴う書類の提出について、貸付事業の完了確認方法を明示した。	第 1 貸付事務 7 事業完了に伴う書類の提出等に規定を置き運用している。

②貸付審査について 貸付事業について、申請に必要な提出書類等の見直しを図るなどして貸付審査を強化した。	第1貸付事務 1貸付k申請の相談及び指導に規定を置いているが、滞納者に対する手続規定としては不十分であり、手続規定の見直しを要する（4意見にて後述）。
③不納欠損処理について 不納欠損処理について見直しを図り、また、償還免除について規定した。	第4償還困難者及び滞納者に対する措置等 5不納欠損処分に規定を置き運用しているが、当該規定の時効に関する認識が誤っている（4意見にて後述）。
④連帯借主及び保証人への手続について 「母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督励手続」について見直しを図った。	同手順に連帯借主および連帯保証人等に対する記載はあるが、連帯借主に対する手続が行われていないケースを検出（4意見にて後述）。
母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督励手続マニュアル	
県による措置（H16.11.19公表）	平成21年度の状況
①償還経過の記録文書について 督励手続マニュアルを制定し、これに「償還指導記録カード（兼母子寡婦家庭カード）」を定め、長期滞納者に係る情報管理のルール化を図った。	IV滞納5主な督励時期と手段に規定を置き運用しているが、報告以前から運用していた償還経過記録票に経過記録を記載管理しているケースも散見され、手続の統一が必要である。

ii) 個別案件について

県は、平成13年度包括外部監査の個別指摘案件につき、手続の前段としての区分する旨を、措置として公表している（表10参照）。当該指摘は手続を進めることを進言しているため、その後の状況が進展しているか否かが重要である。

表10：平成13年包括外部監査 措置状況（抜粋）

監査結果	県による措置（H16.11.19公表）
④本人が破産宣告を受けるなどし、保証人に支払能力がないと判断され時効が完成している案件については、不納欠損処理を進める必要がある。	2 個別指摘案件について、総合支庁で状況調査を実施し、償還が可能なもの、不納欠損処理するもの、償還免除が適当なものに区分した。
⑤借受者、連帯借主及び保証人の所在確認、状況把握が不十分なものがある。	

平成 13 年度包括外部監査における指摘債務者のうち、進展のない者の状況等は以下のとおりであった。

< V. 借受者、連帯借主及び保証人の所在確認及び状況の把握が十分でない案件 >

平成 13 年度報告 No.	V-3	債務者	○氏
融資制度		修学資金、就学支度資金	
平成 13 年度末未収金残高		1, 671, 400 円	
平成 20 年度末未収金残高		1, 665, 400 円	
回収状況	7 年間の回収実績	6, 000 円	
	最終入金日	平成 20 年 2 月 18 日	
平成 13 年度包括外部監査 指摘内容		相談員の記録メモには「平成 9 年 9 月督促状発送」と記録されているだけであり、借受者の状況やこれまでの回収業務が不明。	
保証人の状況（続柄明記）		兄 家が借主と隣同士で、行き来はよくあるようである。借主によれば、保証人の娘が母子家庭となり子供 4 人を連れて戻ってきたため、生活がたいへんとのこと。1 度訪問したが、留守のため詳しい状況は分からなかった。	
債権の保全状況（時効完成等）		<ul style="list-style-type: none"> 最終入金充当部分については、平成 30 年 2 月に全ての回において時効完成予定。 その他は、平成 25 年 10 月に全ての回において時効完成予定。 	
回収可能性について		<p>借主は自宅で居酒屋を営んでいるが、客が入らず収入はほとんどない。生活費は同居している長男から多少入れてもらっているようである。</p> <p>連帯借主は長男及び次男で、子供達に返済をお願いしてはと話しするも、長男は借金の任意整理を受けており、その返済がたいへんであるため、母親が月々 3, 000 円ずつ分納にて返済する旨約束している。しかし、自宅のローン返済などもあり一向に進んでいない。次男については最上町に婿にいつている。手紙により催告し電話しても応答なく、こちらも進展はない。</p> <p>いずれも生活がたいへんな状況はうかがえるが、<u>詳細は不明</u>である。</p>	
<p>監査人の見解</p> <p>① 連帯借主に対して直接の請求手続を行っていない。連帯借主は借主と一体の法的地位にいるため、直接手続を行うことが妥当である。</p>			

- ② 連帯保証人に対しての手續をどのように行っているか不明である。
- ③ 平成 13 年度指摘事項から返済だけでなく状況把握につき全く進展がない。

平成 13 年度報告 No.	V-4	債務者	S 氏
融資制度	就学支度資金、修学資金		
平成 13 年度末未収金残高	547,950 円		
平成 20 年度末未収金残高	547,950 円		
回収状況	7 年間の回収実績	0 円	
	最終入金日	平成 8 年 4 月 15 日	
平成 13 年度包括外部監査 指摘内容	借受者は平成 3 年に死亡しており、連帯借主は平成 9 年 9 月以降コンタクトが取れていない。また、保証人も所在不明となっていることから、在住とされている寒河江市に対し所在確認を行うなど所在を確定する必要がある。		
保証人の状況（続柄明記）	保証人である弟も死亡。家族の状況は不明。		
債権の保全状況（時効完成等）	10 年経過し時効完成済み。		
回収可能性について	借主は死亡。債務者は連帯借主で宮城県多賀城市在住。過去に脳梗塞になっており、継続勤務は可能であるものの十分な仕事は出来ない状況であった。多額の借金もある模様で、 <u>年 1 回程度の文書催告に反応がないまま、10 年経過を迎えた。平成 20 年の生活状況調査の文書にも返事がなく、不納欠損処理の方向と思われるが、債務者と連絡が取れず状況確認できていない。</u> 今後も文書による生活状況呼びかけるしかない。		
監査人の見解			
① 寒河江市に対する手續が行われているか不明であり、平成 13 年度指摘に対する手續として不十分である。			
② 本件は不納欠損処理の条件に合致していると思われるが、当該処理が適時適切に行われていない。			

平成 13 年度報告 No.	V-5	債務者	T 氏
融資制度	就学支度資金、修学資金		
平成 13 年度末未収金残高	287,600 円		
平成 20 年度末未収金残高	242,600 円		
回収状況	7 年間の回収実績	45,000 円	
	最終入金日	平成 21 年 12 月 10 日	

平成 13 年度包括外部監査 指摘内容	借受者本人とコンタクトがとれていない。連帯借主は東京在住とのことだが、所在未確認。早急に連帯借主の所在を探し状況確認のうえ、償還可能か検討する必要がある。
保証人の状況（続柄明記）	保証人である弟は平成 17 年 3 月死亡。家族の状況は不明。
債権の保全状況（時効完成等）	1 部について 10 年経過あり。
回収可能性について	償還指導により平成 17 年 10 月から借主が分納中であり、一部は完納。しかしながら、高齢かつ生保受給者のため、平成 20 年 9 月からは月 1,000 円の納付となっており、 <u>連帯借主の所在も把握していない</u> ことから、完納は困難と思われる。
<p style="text-align: center;">監査人の見解</p> <p>① 連帯借主の所在把握がなされておらず、平成 13 年指摘事項に対する手続が不十分である。</p> <p>② 保証人死亡時の手続が明確でない。</p>	

4. 意見

(1) 債権の管理について

<母子及び寡婦福祉資金貸付金>

① 一部の借用書が適切に保管されていない。【指摘事項】

今回抽出した債務者の中に、一部の借用書が適切に整理保管されていないケースを検出した。借用書は借主、連帯借主及び連帯保証人と県知事との間の法律関係を明確にする重要書類であり、これを紛失することはあってはならない。

この点、県取扱要領においても、借用書を細心の注意を払って整理保管する旨規定されており、明らかな規定違反である。

県は早急に当該借用書の所在を明らかにすべきである。また、本件以外の貸付金（特に未収金部分があるもの）に係る借用書のうち、所在不明のものがないか総点検を行うべきである。そして再発防止のため、借用書等重要書類の保管手続についてすべての担当者が再確認するとともに、定期的な重要書類の点検を行うべきである。

山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領（抜粋）

第 1 貸付事務

8 貸付完了後における書類の具備等

- (1) 県総合支庁保健福祉環境部長（以下、「部長」という）は、申請者から提出された借用書を細心の注意を払って整理保管しておくものとする。（後略）

② 債務者住所移転時における償還協力員間の引継が正確に行われていないおそれがある。【意見B】

債務者が住所を移転する場合、債務者から提出される住所変更届に基づき、その債権管理も移転先住所所管の総合支庁等に移管される。

この点、県取扱要領において以下のような規定を置いてその関係を示しているが、担当者レベルでの手続は記載されていない。

山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領（抜粋）

第5 借主、連帯借主、保証人に異動がある場合

4 住所異動に伴う貸付けを管理する総合支庁の変更

ア 原則として、異動後の住所地を所管する総合支庁の部長が貸付け及び償還について管理するものとし、貸付けを決定した部長及び異動前の住所地を所管する部長はこれに協力しなければならない。

イ 管理する総合支庁の変更の手続は、異動前の住所地を所管する福祉課長が異動後の住所地を所管する福祉課長に次の書類を送付するものとする。

(ア) 総合支庁異動に関する連絡票

(イ) 借用書

(ウ) 貸付台帳

ウ 管轄する総合支庁を変更した場合、異動前の住所地を管轄する福祉課長は、このことを母子寡婦福祉資金借受者総合支庁異動報告書により児童家庭課長に報告するものとする。

エ 県外に異動した場合

借受者が県外に転出した場合は、県内最後の住所地を所管する総合支庁の部長が貸付け及び償還を管理するものとし、貸付けを決定した部長は協力しなければならない。

前述のとおり、債権回収については、4つの各総合支庁に償還担当職員が1名ずつ配置され、償還協力員（囑託）を各総合支庁に2名ずつ、13の各市に1名ずつ配置され業務にあたっている（2（2）①組織体制参照）。

実際、債務者に一番近いところでその状況を把握しているのはこの償還協力員であり、債務者が移転した場合に最も重要なことは償還協力員双方での正確な引継とその後の円滑な情報交換と考えられる。

今回の調査において、債務者が別の市へ移転したがその移転後から入金がなくなり、移転から一年ほど経過するが生活状況の把握ができていないケースを検出した。この債務者が移転する前の市償還協力員は、債務者の移転と同時に退職しており、当該状況下での移転先償還協力員への引継がスムーズに行われなかったことが現状をもたらした一因と考えられる。

県は、債務者等の住所移転における対応として、責任者間の関係や書類等の移管のみならず、担当者レベルでのスムーズな引継とその後の情報交換が適時適切に行われるような手続規定を設け、正しく運用される仕組みを作るべきである。

③ 滞納が発生している者に新たな貸付を行っている。【指摘事項】

今回抽出した債務者の中に、すでに複数の貸付を受けているが、返済の始まっている貸付につき滞納が発生しているにもかかわらず、新たな申請（計4本、総額1,914,000円）が受理され貸付けを行った結果、多額の未収金（平成20年度末残高3,189,300円）が発生しているケースを検出した。

この点、母子福祉資金貸付基準に次のような規定を置いて、負債の償還につき支障をきたしたものに貸付けを行わないよう排除しているが、県はこれに基づく手続を行っていない。

母子福祉資金貸付基準（抜粋）

第1 申請者が母である場合 ※

次に掲げる場合には、貸付を行わない。（中略）

8 申請者及び連帯借受者並びに保証人の償還に対する意志及び能力が希薄であると認められる場合

次に例示するような場合は、貸付を行わない。

(1) 再三租税を滞納し、又は強制執行の対象となったことがある場合

(2) 負債の償還に支障をきたしたことがある場合

(3) 過去において前記(1)、(2)の例がないが、今後生ずる恐れがある場合

※：申請者が児童である場合にも同様の規定を置いている。

これに対し県は、平成22年2月に実施した本報告事前協議において、「貸付時点では、滞納が1回のみで高額でないこと、修学資金でありその後の円滑な返済が期待されたことから貸し付けた者と推測される」旨、主張してきた。

また県は、「現在、同様の事例の場合、過去に滞納歴があるというだけでは排除しないものの、少なくとも滞納を完全に解消してもらった上で、また合計貸付額や貸付本数、誰を保証人に選定するかなども踏まえ、より慎重に判断することとしている。」と付記している。

しかし、同貸付基準の表記は例示かつ断定的表現であり、実態判断の余地はないはずである。同基準で運用するならば、「滞納が1回のみで高額でない」場合や「円滑な返済が期待された」場合でも新たな貸付を行うべきではない。また、どのような場合に「円滑な返済が期待」できるかも、担当者の恣意性が介入しない明確な基準が必要であろう。

県は、貸付基準に基づいた手続を行うべきであり、もし福祉政策上、滞納者に

対して貸付を行う事務を続ける場合には同基準の条文を見直し修正のうえ、貸付の実施を判断した明確な条件や理由等を関係資料に明らかにしたうえで運用すべきである。

なお、本件は平成 13 年度包括外部監査においても同様の指摘を行っている。

④ 連帯借主が死亡した際の事務手続が規定されていない。【意見 A】

修学資金、修業資金等としての貸付には、当該貸付金の利益享受者である児童等を連帯借主とすることが貸付の条件となっている。これは、主債務者である借主の母親等が死去した後も連帯借主である児童等から回収できるようにする、いわゆる債権保全のためと考えられる。

今回の調査において、この児童等が死去した（と主債務者から聞いた）場合だったが、何も手続が行われていないケースを検出した。

この点、児童等が修学中である場合には、県施行細則に規定されているとおり報告義務が課されているが、卒業後の児童等が死亡した場合については特段の規定がない。

山形県母子及び寡婦福祉法施行細則（抜粋）

第 11 条（貸付けの停止）

現に修学資金等の貸付けを受けている者は、政令第 12 条の規定により貸付け停止の理由が生じたときは、速やかに、母子福祉資金貸付停止理由発生届により知事に届け出なければならない。

母子及び寡婦福祉法施行令（抜粋）

第 12 条（貸付けの停止）

修学資金の貸付けは、次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、将来に向ってやめられるものとする。

- 一 修学資金の貸付けにより修学をしている者が、死亡し、又は修学をすることをやめたとき。
- 二 修学資金の貸付けを受けている配偶者のない女子が、死亡し、配偶者のない女子でなくなり、又は当該資金の貸付けにより修学をしている者を扶養しなくなったとき。（後略）

県取扱要領においても、借主の死亡ケースに係る手続規定は置いているが、連帯借主及び連帯保証人の死亡ケースに係る手続規定がない（県取扱要領第 5 参照）。少なくとも相続調査により相続人等を明らかにしたうえで、相続されている場合には当該相続人に対する説明および償還請求等行うべきであろう。

県は、連帯借主及び連帯保証人の死亡ケースに係る手続についての手続を検討

し、当該規定を県取扱要領等においたうえで適切に運用すべきである。

山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領（抜粋）

第5 借主、連帯借主、保証人に異動がある場合

- 1 借主、連帯借主、保証人に住所氏名の変更があるとき
- 2 借主が死亡したとき

福祉課長は細則第6条第2項（細則第18条において準用する場合を含む。）により母子（寡婦）福祉資金死亡届の届出があった場合には、新しい返済者の意志を確認のうえシステムに異動事項を入力するものとする。

- 3 上記2以外の理由により借主を変更するとき
- 4 住所異動に伴う貸付けを管理する総合支庁の変更
- 5 転居先不明等により通知書等が返戻された場合
- 6 保証人の変更

(1)福祉課長は、細則第7条（細則第18条において準用する場合を含む。）による母子（寡婦）福祉資金保証人変更承認申請書（細則別記様式第15号）を受理したときは、保証人としての適否を調査のうえ、承認した場合は、母子（寡婦）福祉資金保証人変更承認決定通知書により借受者に通知するものとする。

(2) 債権回収について

<母子及び寡婦福祉資金貸付金>

① 連帯借主への手続が行われていない。【指摘事項】

修業資金、修学資金等としての貸付には、保証人のほか、当該貸付金の利益享受者である児童等を連帯借主とすることが貸付の条件となっている（施行令第9条第3項参照）。これは、主債務者である借主の母親等が死去した後も連帯借主である児童等から回収できるようにする、いわゆる債権保全のためと考えられる。

母子及び寡婦福祉法施行令（抜粋）

第9条（保証人及び連帯債務を負担する借主）

修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付けを受けようとする者（配偶者のない女子が扶養している者に限る。）は、保証人を立てなければならない。

- 2 （中略）前項の保証人は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第17条の規定による違約金を包含するものとする。
- 3 配偶者のない女子が扶養している者の修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付けについては、当該資金の貸付けにより修学をし、知識技能を習得し、就職し、又は入学し、若しくは入所する者が連帯債務を負担する借主として加わらなければならない。

そもそも連帯借主とは、借主と同等の権利義務関係を有するものと考えられる。したがって、借主自身の資力があるか否かに関係なく、貸主がその債権の償還を求めることができるのである。

この点、県取扱要領に次のとおり、長期滞納者については連帯借主への債務履行請求を行う旨規定されている。

山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領（抜粋概要）

第4 償還困難者及び滞納者に対する措置等

1 償還困難者及び滞納者に対する指導、償還督促

(4)長期滞納者について滞納理由を把握し、生活状況を定期的に把握しながら催告等を行い、納入計画を立てさせ、必要に応じ、連帯借主及び保証人に対し債務履行請求を行う。

しかし、今回の調査において連帯借主である借主の子等に直接債務請求していないケースがほとんどであった。

したがって、県は上記規定に基づいて、滞納が発生しており借主の資力に問題ありと判断した場合は、躊躇することなく、当該貸付金の利得を享受した連帯借主に直接請求する事務を行うべきである。これは、本貸付金の根拠規則である法が目指す母子家庭における母子等に自立の精神を自覚してもらう意味でも重要な手続と考える。

<過年度返納金>

② 貸付金を26ヶ月分一括で送金する手続ミスがあり、その後の返納処理に柔軟性が無い。【指摘事項】

県は、平成15年度、母子福祉資金の貸付が決定した申請者に対し、通常月次で（実際の業務では3ヶ月ごとに）支払うべき貸付金を当初決定額の26ヶ月分一括して送金する事務を行ってしまった。

この時点では貸付金の先払いであり未収金は発生しないが、年度予算を考慮したためか、当該先払い部分を申請者から返戻してもらうこととして、これとは別に通常の月次支払を行う事務とした。しかし、県からの月次貸出を行う一方で、先払い部分の回収は一向に進まず、結局二重払いの状態となり、平成20年度末現在も当初先払い額の大部分が未収金として残っている結果となっている。

この点、県が無理にでも行おうとした月次支払は次の施行令規定に基づいたものと考えられる。しかし、同規定には但し書きがあり、このケースは本規定における「特別の事情」に該当するものとも考えられる。

母子及び寡婦福祉法施行令

第10条（母子福祉資金貸付金の交付）

修学資金、技能修得資金、修業資金及び生活資金の貸付金は、各月の初めに、当月分を交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

もし、同様の状況が一般企業で起こった場合には、先払いした部分の全額返還がない限り、月次に支払われるべき貸付金は支払われなかったはずである。

県の事務においても、県民全体の資産である資金をわざわざ危険にさらすような手続は控えるべきであり、その点において柔軟な姿勢が必要であったと考える。県が置くべき視点は県民全体の財産とその利益にあり、ある特定の県民に対する利得ではない。

③ 貸付金過払い等返還ケースにおける手続規定の整備が不十分である。【意見B】

県取扱要領において、貸付金の過払いに関する項目が設けてあるが、システム入力や書類のやり取りが基本であり、肝心の過払先への対応は非常に抽象的な記述と言わざるを得ない。

山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領（抜粋）

第2 貸付後の異動等

8 貸付金の過払いが生じたとき

(1) 福祉課長は、貸付の停止等の結果貸付金の過払いが発生した場合、過払い額をシステムに入力するとともに、「母子寡婦福祉資金貸付金返納金債権の発生について」により、その事実を証する書類の写しを添付のうえ児童家庭課長あてに通知するものとする。

(2) 児童家庭課長は債権発生通知書を受けたときは、財務規則に定めるところにより返納金の戻入又は納入通知書を作成し、福祉課長に債務者への交付を依頼するものとする。福祉課長は、債務者に通知書を交付し、納入を指導すること。

県は、最も重要な部分である過払先からの資金回収手続につき、より具体的な規定を設け、担当者が迷うことなく手続できるようにすべきである。

また、当該返納金に係る債務承認書等のひな型がないため、連帯保証人の記名押印がない承認書により運用されているケースを検出した。そのうえ、当該債務承認書等を入手していないケースも検出した。

貸付金の返納に関しては、その性格が不当利得であることを考慮すると、債務者との間の合意関係を明確にする上で債務承認書や返済計画等を入手することは債権保全手続として重要である。さらに、通常の貸付契約上付帯される連帯保証人の記名押印も行い、より強固な債権の保全をすべきであろう。

県は、返納金に係る手続規定及び債務承認書等のひな型を検討し、返納金の回収が進むよう規程の整備及び適切な運用を行うべきである。

(3) 債権の保全について

<母子及び寡婦福祉資金貸付金>

- ① 県取扱要領に消滅時効につき担当者の誤解を招く規定を置いている。【意見A】
償還金の消滅時効期間については、県取扱要領に『時効による不納欠損に係る留意事項』として、次のとおり記載されている。

山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領（抜粋）

第4 償還困難者及び滞納者に対する措置等

時効による不納欠損に係る留意事項

ア 償還金の消滅時効は10年であること。

イ 最終回の償還金が10年経過した後時効が完成するのでなく、それぞれの償還金について10年経過すれば時効は完成するものであること。

ウ（中略）督促及び内入れ等の債務承認により時効は中断するものであること。

エ 借主、連帯借主の債務及び保証人の保証債務は、当人の死亡した場合にはその相続人に承継されるものであること。

オ 借主及び連帯借主が主たる債務について時効援用を行った場合、連帯保証人にかかる保証債務も消滅するため、連帯保証人からの時効援用は不要となること。

【ア 消滅時効期間について】

この点、前述のとおり、母子及び寡婦福祉資金貸付から生ずる債権は私法上の債権ではあるが、事業開始資金及び事業継続資金は商法上の商人に対する貸付と考えられ、当該貸付に係る債権は商事債権と捉えるのが妥当である（2.（1）貸付金の性格参照）。

したがって、本貸付金に係る債権の消滅時効期間は基本的に民法167条より10年であるが、商事債権に該当する場合には商法第522条より5年と解されることに留意しなければならない。

この点、本件に係る消滅時効期間についての判例はないが、債権の保全という観点から県の行うべき手続は保守的であるべきであり、5年の時効を前提として速やかに保全手続すべきと考える。

【イ 債権の単位と時効起算日について】

i) 債権の単位について

本貸付金については債務者が県知事に対して提出する貸付申請書と借用書により金銭消費貸借契約と同等の取引状態にあると考えられるため、基本的な債

権の単位は当該借用書毎と考えられる。

ii) 分割納入債権を滞納した際の債権単位について

本貸付金の根拠規則の一つである母子及び寡婦福祉法施行令には、下記のとおり一時償還の規定が置かれている。

母子及び寡婦福祉法施行令（抜粋）

第16条（一時償還）

都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、（中略）当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者に対し、母子福祉資金貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

1 第13条第1号又は第2号のいずれかに該当するとき。

2 償還金の支払を忘ったとき。（後略）

第13条（貸付の停止）

都道府県は、次に掲げる場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴いて、将来に向かって当該資金の貸付けをやめることができる。

1 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が、母子福祉資金貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

2 母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき。（後略）

同規定に基づいて償還金の滞納が発生したときに一時償還を請求している場合、契約書に分割納入による償還期限が定められていたとしても、その時点で期限の利益を喪失し、同契約における残債全額を一体と見ることになる。当該請求手続による効果は、消滅時効を検討する際、残債全体を一体と見ることによって債権の保全状況を判断し易くなり、その後の保全手続を適時適切に行える点にある（次項iii参照）。

ただし、ここで問題となるのは上記施行令における容認規定、いわゆる「できる」規定である。容認規定の場合、県担当者による判断の余地があるため、官僚制組織における保守的な考えから自ら手続をしないインセンティブが働く可能性がある。

事実、本貸付金に係る実務において、償還金の滞納が発生した場合に一時償還が請求された実績はない。

したがって、県は償還金の滞納が発生したときには必ず一時償還を請求するよう独自の手続規定である県施行細則、あるいは県取扱要領に規定を置くことが肝要である。

iii) 時効の起算日について

時効の起算日についての一般的な法解釈（民法第 166 条参照）は次表のとおりである。

表 8：時効起算日の一般的解釈

	返済期日	返済	起算日
①	定めない	1 度もない	契約日の翌日
②	定めない	1 回以上あり	最後に返済した日の翌日
③	定めている	1 度もない	最初の返済予定日の翌日
④	定めている	1 回以上あり	最後に返済した次の返済予定日の翌日

民法（抜粋）

（消滅時効の進行等）

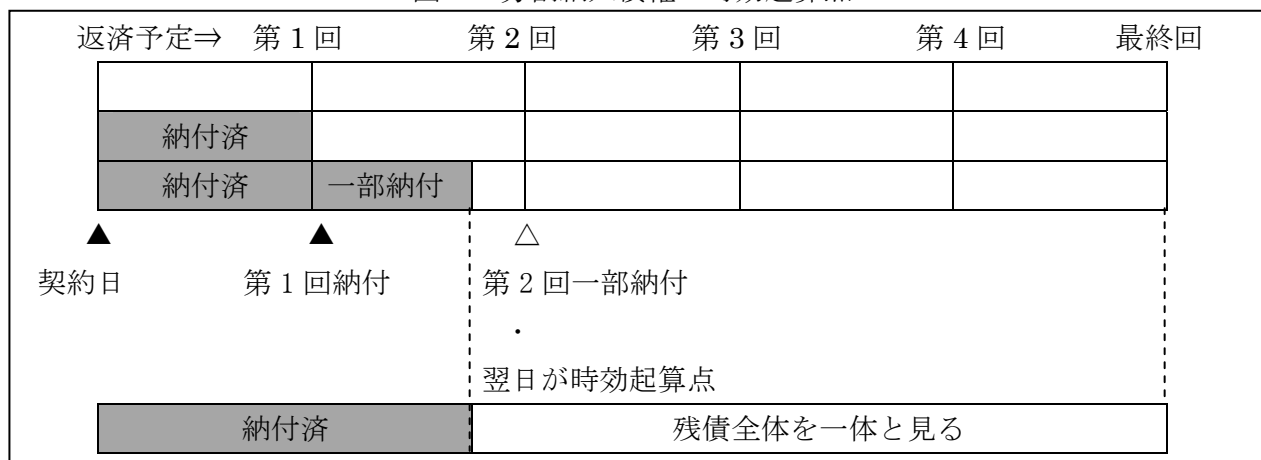
第 166 条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

- 2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

契約書に分割納入による償還期限が定められており、その償還の一部を怠った場合、一時償還の請求手続により、その時点での同契約における残債全額を一体と見る効果があることは前述のとおりである。

そしてこの債権に係る時効起算日は、表の解釈に基づくと「返済期日を定めている（滞納発生日に一括返済）」債権かつ「返済が一度もない」債権と考えられるため、「最初の返済予定日の翌日」、すなわち滞納発生日の翌日となる（図 2 参照）。その後、一部入金があるたびに残債全体について、その入金日の翌日が新たな時効起算日となり、保全手続が明確かつ簡便になる効果がある。

図2：分割納入債権の時効起算点



以上より県は、債権管理担当者が時効期間について誤った理解のうえで処理し、消滅時効が成立しないよう、規定等の記載を修正し、正しく運用しなければならない。また、当該消滅時効に限らず、最新の判例等をフォローした上で定期的な規定の見直しを行うべきである。

② 連帯保証人への手続が行われていない。【意見A】

連帯保証人に対する徴収手続は、県取扱要領および母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督励手順マニュアルにおいて次の通り規定している。

山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領（抜粋）

第4 償還困難者及び滞納者に対する措置等

1 償還困難者及び滞納者に対する指導、償還督励

(4) 福祉課長は、長期にわたり滞納している者について、滞納するに至った理由を把握し、その生活状況を定期的に把握しながら催告等を行い、未納額についての納入計画を立てさせ、また、必要に応じ、連帯借主及び保証人に対し債務履行の請求を行うものとする。

母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督励手順マニュアル（抜粋）

IV 滞納

5 主な督励時期と手段

(1) 督励は、次のことを目安としながら行う。

ただし、督励は、ケースに応じて行う必要があるため、次に定める督励の時期及び手段については、全体的な計画の中で、変更、省略等することができる。

◎ 2ヶ月未納 電話・文書・訪問による督励

生活状況、滞納理由の把握

償還指導記録カード等の作成（償還指導状況を記録整理）

償還金の支払猶予、違約金の免除、償還方法等検討

- ◎ 4ヶ月未納 連帯借主、保証人へ滞納状況を告知する旨借主へ通告（電話等）
連帯借主、保証人へ滞納状況を告知、償還協力依頼（電話等）
- ◎ 6ヶ月未納 借主、連帯借主、保証人の呼出面接
償還計画の作成（連帯債務者からの償還検討）
償還計画履行の督促（1～2カ月毎）
総合支庁でのケース検討会
- ◎ 1年未納 借主へ「催告状」保証人へ「償還協力のお願い」の送付
保証人へ滞納償還金の請求（納入書の送付又は持参）
- ◎ 1年以上未納 連帯借主、保証人の状況を把握し、連帯借主、保証人への償還指導を行うとともに必要と認める場合は、これらの者への履行請求

県は当該規定等に基づき速やかに手続すべきところ、10数年に渡り連帯保証人に対する請求手続が行われていないケースも検出された（3（2）監査結果参照）。

そもそも、地方公共団体が行う制度融資に基づく金銭消費貸借契約に連帯保証人が必要とされるのは、本貸付制度が県民の大切な資産を原資として貸付するものであり、適切な管理のもとに債権の保全に努めなければならないからである。

県は当該趣旨に則り、今回指摘した債権のみならず同じ状況にある債権につき連帯保証人等に対する手続を進めるべきである。

（4） その他

① 不納欠損処理が適時適切に行われていない。【意見A】

県取扱要領では、消滅時効が完成し債務者の援用が行われるほか、消滅時効期間がすでに経過し、借主等が死亡・行方不明のため回収見込みなく、かつ時効援用の見込みない場合も不納欠損処分の実施を検討することとなっている。

山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領（概要）

第4 償還困難者及び滞納者に対する措置等

5 不納欠損処分

(1) 次の事由に該当する場合には不納欠損処分を行うことを検討する。

- ① 消滅時効が完成（時効援用した場合に限る）した場合。
- ② 消滅時効期間が既に経過し、借主、連帯借主、保証人が死亡又は行方不明のため今後の徴収の見込みがなく、かつ時効援用の見込みがない場合

しかし、今回の抽出サンプルにおいて、時効完成しており借主、連帯債務者等の状況が把握できず、時効援用の見込みないが不納欠損処理なされていない債権が残っていた。

そもそも、県取扱要領に本規定を置いたのは、主債務者等の時効援用がなされな

いまま長期に渡り債権管理していくことを避け、実質的に債権の回収可能性が限りなく 0 に近い場合には不納欠損処理をして非効率的事務を回避するためと思料される。

したがって、県は自らが置いた県取扱要領に基づき、適時適切に不納欠損処理すべきである。

第 8 児童措置費負担金（子ども政策室）

<平成 20 年度末残高> 22,793,860 円

1. はじめに<児童措置費負担金の概要>

(1) 制度の目的

児童措置費負担金は、すべての児童が心身ともに健やかに生まれ育成されるよう児童の福祉を保障すべく昭和 22 年 12 月に創設された児童福祉法に基づく負担金である。具体的には、死別等により保護者のない児童または保護者の貧困、病気や離婚、保護者による虐待等により保護者に監護させることが著しく児童等の福祉を害するものとして、児童相談所長の措置決定に基づいて当該児童等を里親に委託又は児童福祉施設等に入所させた場合、あるいは措置を変えて指定医療機関に対し児童等を入院させて治療等を行うことを委託した場合、その児童等に係る費用を支弁した県が児童本人またはその扶養義務者からその負担能力に応じ、徴収する負担金をいう。

山形県では、昭和 22 年 12 月 12 日に公布された同法、昭和 23 年 3 月 31 日公布の同法施行令（以下、「施行令」という）及び同法施行規則（以下、「施行規則」という）に基づき、山形県児童福祉法施行細則（以下、「県施行細則」という）を昭和 42 年 3 月 13 日に公布施行している。また、当該徴収事務を適正かつ円滑に進めることを目的として、昭和 63 年 7 月 1 日には山形県児童福祉措置費等徴収要綱（以下、「県徴収要綱」という）を定めて運用している。

なお、庄内総合支庁では独自に「生活保護費返還金及び徴収金並びに児童措置費負担金に係る納入促進対策」を策定して、県徴収要綱とともに運用している。

(2) 児童措置費負担金の概要

児童措置費負担金に係る債務者や負担金の金額等概要は以下のとおりである。

表 1：児童措置費負担金の概要

債務者	児童福祉法により児童入所施設等への入所の処置費の対象となった児童等の扶養義務者 ● 児童入所施設等：児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、ファミリーホーム等 ● 扶養義務者：当該児童等の直系血族、妊産婦等の配偶者及び兄弟姉妹等
負担金額	負担金の月額、前年度又は前年の納税額に応じて決定される。その月額は山形県児童福祉法施行細則に規定されているとおりである。
徴収時期	原則として当月分を当該月中に徴収する。

徴収方法	次の納入通知書を発行し、債務者に送付する。債務者は金融機関に向いて納入する。 4～9月分：3か月分まとめて納入通知書を発行する。 10～3月分：6か月分まとめて納入通知書を発行する。
未収金の発生状況	扶養義務者の病気や貧困等による滞納、扶養義務者の再婚等による納入意識の低迷等による。

2. 児童措置費負担金の概況

(1) 児童措置費負担金の性格

児童措置費負担金は、里親に委託又は児童福祉施設等に入所させた児童等に係る費用を児童本人またはその扶養義務者から徴収する負担金であるから、地方自治法第224条にいう分担金の性質を持つものと考えられる。また、分担金は同法第231条の3第3項より、「地方税の滞納処分の例により」処分可能、すなわち強制執行権を有する公法上の債権を意味し、児童措置費負担金も同性格の債権と考えられる。

地方自治法（抜粋）

第224条（分担金）

普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

第231条の3（督促、滞納処分等）

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

公法上の債権は、その消滅時効期間が5年であり、かつ相手方の時効援用は不要である（地方自治法第236条）。

地方自治法（抜粋）

第236条（金銭債権の消滅時効）

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。（後略）

(2) 児童措置費負担金に係る事務の組織と流れ

① 組織体制

児童措置費負担金の事務は、以前は児童家庭課が担当していたが、平成16年度当初に児童家庭課と障がい福祉課に組織分離し、児童家庭課が子ども政策室となった現在に至り、県庁内では子ども政策室が担当している。また、実際の管理業務は各総合支庁において行われている。

特に債権回収については、4つの各総合支庁に担当職員が1～2名程度配置されている。総合支庁の担当職員は、子ども政策室所管分及び障がい福祉課所管分の未収金について、一括して徴収を担当する。入金が滞った場合等は、児童相談所の担当の児童福祉司への扶養義務者の近況の照会等を行い、確実な債権回収を図っている。

なお、分離する平成16年度前に発生した未収金は旧児童家庭課が所管し、平成16年度以降に発生した未収金については、児童入所施設への措置に係るものについては子ども政策室が、障がい児施設への措置に係るものについては健康福祉部障がい福祉課が所管している。

以下に、各所管課の未収金残高を示す。

表2：所管課ごとの未収金残高（単位：円）

No.	所管課	H20年度末残高	措置先
1	子ども政策室	13,142,760	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設等
2	障がい福祉課	9,651,000	知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等
	合計	22,793,760	

※ なお、県から当該報告を受けたのは事実確認後の平成22年2月であったため、一部案件はサンプル抽出から漏れている。

② 未収金に係る手続

i) 回収手続

県徴収要綱に、未収金の徴収等について次の通り規定されている。なお、同要綱は監査対象となっている平成21年3月末日時点のものである。

山形県児童措置費等費用徴収要綱（抜粋、概要）

第5 徴収金の徴収

1 徴収の時期

徴収金は、原則として当月分を当該月中に徴収する。

2 児童相談所長の措置に係る徴収手続

総合支庁長は、児童相談所長からの徴収金額の通知に基づき当該徴収金の調定を行うとともに、（中略）納入の通知を行うものとする。

3 総合支庁長の措置等に係る徴収手続

総合支庁長は、自らの認定に基づき当該徴収金の調定を行うとともに、前項の規定に準じて納入の通知を行うものとする。（後略）

4 調定・収入の報告

前記2及び3に基づき、総合支庁長が、児童措置費等負担金の調定を行ったときは、「児童措置費負担金調定・収入調書」及び「児童措置費負担金延滞金調定・収入調書」により、別に定める日まで子ども家庭課長に報告すること。

5 債権の保全

(1) 第5の2及び3による徴収金について、納入通知書の納入期限を経過してもなお納付しない者については、督促状を交付し督促すること。

なお、督促状を交付した者については、滞納整理表を作成し、督促、内金納入等の経過を明らかにしておくこと。

(2) 督促状の納入期限を経過してもなお滞納している者について、法第56条第7項の規定による滞納処分を行う場合は、その依頼する総合支庁の税務関係課及び児童相談所と十分打合せをすること。

(3) 納入通知書発行後、督促状を交付するまでの間及び督促状を交付してから滞納処分の執行を依頼するまでの間は、債権の保全に注意し、関係機関との連携のもと積極的に納入の推進を図ること。特に現年分の滞納が発生した場合は、総合支庁長は児童相談所長に対し、「児童措置費負担金現年度滞納者調表」の送付を求め、当該調表に滞納者の実情把握と納入推進に努めること。

(4) 総合支庁長は、3月末日における過年度分の滞納繰越状況について、「児童措置費負担金滞納繰越調書（年度別）及び「児童措置費負担金滞納繰越調書（施設別）」により翌年度4月30日まで児童家庭課長に報告すること。

また、庄内総合支庁では独自に「生活保護費返還金及び徴収金並びに児童措置費負担金に係る納入促進対策」を策定しており、次のとおり規定を定めている。

「生活保護費返還金及び徴収金並びに児童措置費負担金に係る納入促進対策」（概要）

生活保護費返還金及び徴収金並びに児童措置費負担金（以下、「納入金」という。）が納期限までに納付されない場合、又は、一時に納付することが困難な場合は、次のとお

り納入指導等を行い、適切な債権管理に努める。

1 督促状の発付

納入金が納期限までに納付されない場合、法令の定めにより督促状を発付する。

2 一時に納付することが困難な場合の措置

納入義務者が納入金の全部を一時に納付することが困難な場合には、「返済計画書」を提出させ、分割納入による計画的な返済を促す。(中略)

3 債権納入促進月間の設定

毎年7月及び12月を「債権納入促進月間」と定め、次のとおり債権の納入促進を図る。

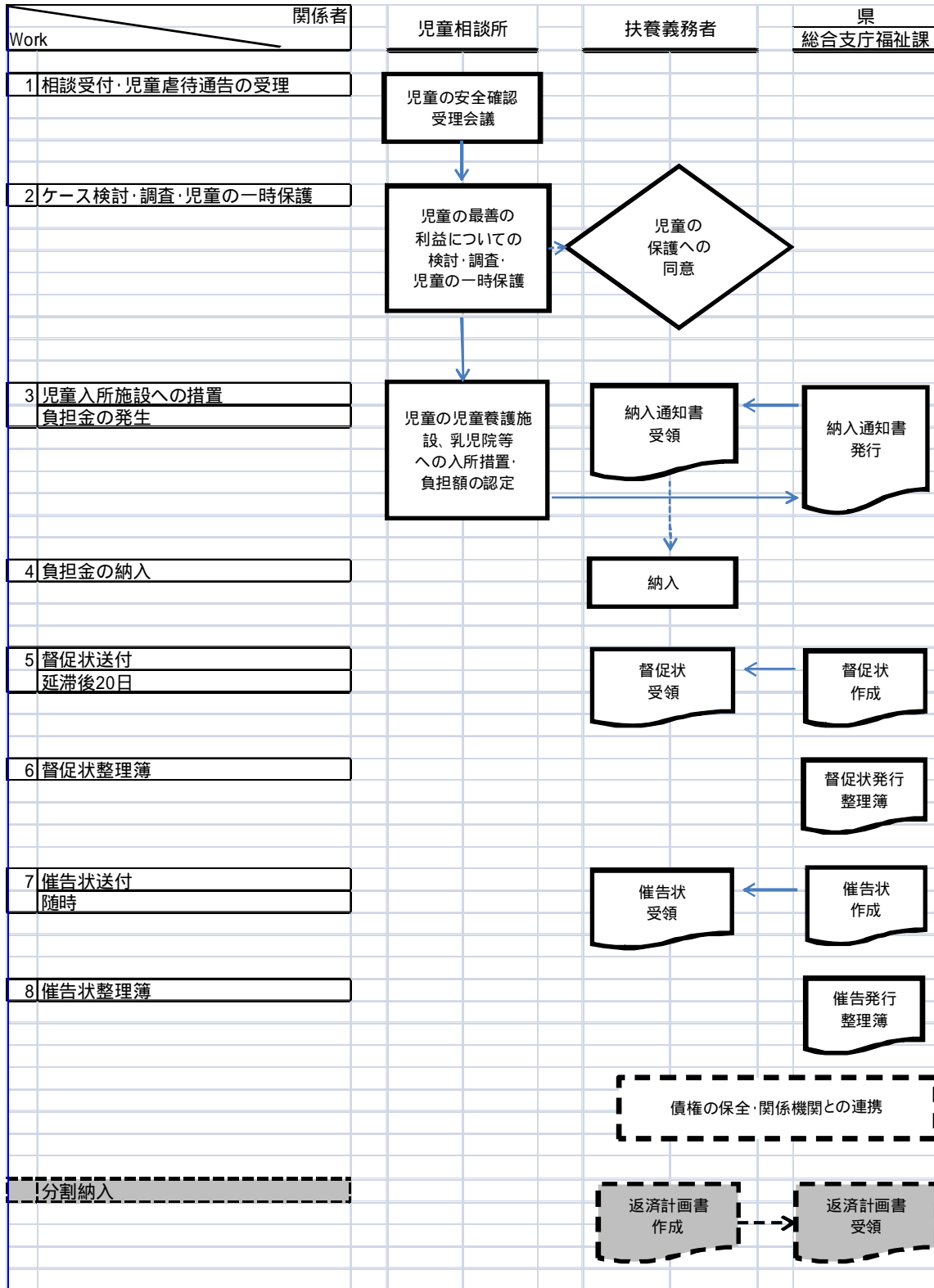
(1) 催告書の発付 (中略)

(2) 納付状況の整理 (中略)

4 滞納整理票の整備 (後略)

以下、上記規定等に基づく未収金回収等手続に係るワークフローを示す。

図1：未収金回収等手続に係るワークフロー



注) 灰色部分は、庄内総合支庁のみで規定されている対策。

破線は、県作成資料に記載されておらず、全庁的に実施されているか不明な手続。

ii) 不納欠損処理手続

不納欠損処理について県徴収要綱に特段の記載はない。したがって、不納欠損処理は山形県財務規則第 183 条に基づいて行っている。

なお、具体的には各総合支庁担当者が、債権状況をエクセルにてデータ管理しており、これに基づいて時効成立したものを年に数度処理する手続をとっている。

<p>山形県財務規則</p> <p>第 183 条（不納欠損の手続）</p> <p>歳入徴収担当者は、歳入について納付及び納入の義務が消滅したとき及び当該義務を消滅させたときは、不納欠損の手続をとらなければならない。</p> <p>2 歳入徴収担当者（公所の歳入徴収担当者を除く。）は、前項の規定により不納欠損をしたときは、直ちに不納欠損通知書及び不納欠損内訳表により会計管理者に通知しなければならない。</p> <p>3 公所の歳入徴収担当者は、第 1 項の規定により不納欠損をしたときは、直ちに不納欠損通知書及び不納欠損内訳表により出納員に通知するとともに、不納欠損報告書及び不納欠損内訳表により知事及び会計管理者に報告しなければならない。</p> <p>4 歳入徴収担当者は、第 1 項の規定により不納欠損をしたときは、当該歳入の滞納者が所在不明の場合を除き、納付及び納入の義務が消滅した旨を納入義務消滅通知書により滞納者に通知しなければならない。</p>

(3) 根拠法令等

- ① 児童福祉法
- ② 児童福祉法施行令
- ③ 児童福祉法施行規則
- ④ 山形県児童福祉法施行細則
- ⑤ 山形県児童措置費等費用徴収要綱
- ⑥ 庄内総合支庁「生活保護費返還金及び徴収金並びに児童措置費負担金に係る納入促進対策」

(4) 数値データ

表 3：児童措置費負担金 発生償還等推移（単位：千円）

	発生	繰越	償還	不納欠損額	未収金期末残高
平成 16 年度	8, 124	24, 541	9, 589	3, 915	19, 162
平成 17 年度	7, 726	18, 301	7, 240	2, 431	16, 356
平成 18 年度	8, 533	16, 115	7, 280	2, 347	15, 020
平成 19 年度	9, 086	15, 020	7, 915	3, 250	12, 941

平成 20 年度	12,917	11,684	9,492	1,966	13,142
----------	--------	--------	-------	-------	--------

3. 監査の方法と結果

(1) 監査の方法

① 平成 20 年度末 未収金残高について

平成 20 年度末時点の未収金残高から高額滞納者等を抽出し（表 4 参照）、債務者の状況とこれに対する県の対応とが規程に基づき適時適切に手続されているか調査した。また、これに併せて不納欠損処理の正確性を検証した。

なお、県から所管課が分離している旨の報告及び正確な高額滞納者一覧（表 5 参照）を受けたのは事実確認後の平成 22 年 2 月であったため、1 百万円以上の高額滞納者のうち 2 名を抽出、監査できなかったことを付記しておく。

表 4：サンプル抽出者一覧（平成 21 年 10 月抽出）

融資名	未収金期末残高	サンプル No.	抽出債務者	未収金期末残高
児童措置費負担金	22,793,860 円	措置費－1	○氏	2,108,300 円
		措置費－2	W氏	1,078,200 円
		措置費－3	K氏	359,400 円
	合計	3 件		3,545,900 円 (15.5%)

表 5：高額滞納者一覧（平成 22 年 2 月入手）

	債務者名称	未収金額			過年度不納欠損額合計
		合計	子育て支援課 所管分	障がい福祉課 所管分	
1	○氏（措置費－1）	2,108,300 円	62,300 円	2,046,000 円	2,625,700 円
2	K氏【未抽出】	2,046,000 円	0 円	2,046,000 円	0 円
3	N氏【未抽出】	1,161,500 円	121,500 円	1,040,000 円	0 円
4	W氏（措置費－2）	1,078,200 円	1,078,200 円	0 円	45,000 円

(2) 監査の結果

① 平成 20 年度末 未収金残高について

各債務者の状況と県の対応等は以下のとおりであった。

No.	措置費－1	債務者	○氏（児童本人名義となっている）
未収金額	2,108,300 円	納入期限	H12/4（一部入金）、H16/5-H21/4
内訳①	28,200 円	内容	H11/3 @34,100 円▲5,900 円（H16/10 一部入金）

内訳②	2,080,100円	内容	H16/3-H21/3 61月@34,100円 5年間入金なし
発生額①	11,600円	発生年度	平成7年度
発生額②	68,200円	発生年度	平成8年度 @34,100円×2月
発生額③	306,900円	発生年度	平成9年度 @34,100円×9月
発生額④	409,200円	発生年度	平成10年度 @34,100円×12月
発生額⑤	409,200円	発生年度	平成11年度 @34,100円×12月
発生額⑥	409,200円	発生年度	平成12年度 @34,100円×12月
発生額⑦	409,200円	発生年度	平成13年度 @34,100円×12月
発生額⑧	409,200円	発生年度	平成14年度 @34,100円×12月
発生額⑨	409,200円	発生年度	平成15年度 @34,100円×12月
発生額⑩	409,200円	発生年度	平成16年度 @34,100円×12月
発生額⑪	409,200円	発生年度	平成17年度 @34,100円×12月
発生額⑫	409,200円	発生年度	平成18年度 @34,100円×12月
発生額⑬	409,200円	発生年度	平成19年度 @34,100円×12月
発生額⑭	409,200円	発生年度	平成20年度 @34,100円×12月
合計	4,887,900円	入金総額	153,900円（不納欠損総額2,653,900円）
現在の主たる債務者	児童本人が納入義務者とされているが実質的には母、兄		
主たる債務者の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・本人は現在も入所中。月額34,100円ずつ積み上がっている。 ・母は無職、特別養護老人ホームに入所。 ・兄は土木作業員だが定職なく不安定。本人の障害年金が入金されるはずだが、兄が通帳管理し使い込んでいる様子。 		
未収金発生までの経緯	S45/9	入所。	
	H7/9	滞納発生。	
	H9-	父の死亡を機に、滞納が常態化。	
未収金発生からの対応	(不明)	本人の障害年金受給開始。 H14~20年度 収入99~100万円	
	H11/6	母が児童相談所に10万円持参し納入。	
	16/10	最終入金。なお入金は訪問時に直接手渡し。 入金直後から、障害年金入金通帳を兄が管理するようになり、以後入金なし。	
	H17-20	債権保全手続も行われず、毎年少なくとも1年分を不納欠損処理。	
	H20	母が特別養護施設入所。この後は訪問、連絡もままならない状況。	
県の回収可能性判定	今後も兄と連絡を取るよう努力していくが、一家の生活状況は		

	今もって非常に厳しいことが推察され、仮に債務承認等がなされたとしても、回収可能性は低いと言わざるを得ない。
債権保全状況	入金による時効中断1件（H21/10時効成立済）。その他債務承認等手続行っておらず、5年経過後不納欠損処理している。
<p style="text-align: center;">監査人の見解</p> <p>① 障害者本人が義務者となることは、形式上問題ないが実質的に問題がある。</p> <p>② ①に関連して障害年金（2級）の所得で計算されるため、措置費は月額34,100円と高額となり、家族が年金を使い込んでいる状況では未収金額および不納欠損額が多額となってしまう。当該事実を扶養義務者と話し合っているか疑問が残る。</p> <p>③ 債務承認等債権の保全手続が行われず、時効成立し不納欠損処理する実務が続いている。</p>	

No.	措置費－2	債務者	W氏
未収金額	1,078,200円	納入期限	H15/10-H21/3
発生額①	63,000円	発生年度	平成15年度7月@9,000 (平成15年9月1日施設入所)
発生額②	108,000円	発生年度	平成16年度12月@9,000
発生額③	195,300円	発生年度	平成17年度3月@9,000、9月@18,700
発生額④	224,400円	発生年度	平成18年度12月@18,700
発生額⑤	224,400円	発生年度	平成19年度12月@18,700
発生額⑥	317,100円	発生年度	平成20年度3月@18,700、9月@29,000
合計	1,132,200円	入金総額	9,000円(0.7%)、H20不納欠損45,000円
現在の主たる債務者	児童の父。		
主たる債務者の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・事実妻と子あり。平成19年所得2.9百万円あり。 ・本人は現在も入所中。月額29,000円ずつ積み上がっている。 		
未収金発生までの経緯	H15/9	入所。児童措置費負担金発生。	
	15/10	滞納発生。以降、入金なし。	
未収金発生からの対応	H16/5	最終入金 9,000円。入金はこの1回のみ。	
	H18/11	転居も届出の提出なし。	
県の回収可能性判定	入金は平成16年5月以降ないが、文書・訪問等による催告を続けていくほかない。		
債権保全状況	債務承認等手続行っておらず、5年経過後不納欠損処理している。平成20年度45,000円不納欠損処理済み。		
<p style="text-align: center;">監査人の見解</p> <p>① 転居の届出も提出されず。誠実性に欠ける債務者への対応につき、規定が必要。</p>			

② 債務承認等債権の保全手続が行われず、平成 20 年度に時効完成している。今後保全手続行われない場合、多額になっていく。

No.	措置費－3	債務者	K氏（児童本人名義となっている）
未収金額	359,400 円	納入期限	H16/-H21/3
発生額①	68,200 円	発生年度	平成 9 年度 2 月@34,100 (平成 10 年 2 月施設入所)
発生額②	409,200 円	発生年度	平成 10 年度 12 月@34,100
発生額②	375,100 円	発生年度	平成 11 年度 11 月@34,100
発生額②	341,000 円	発生年度	平成 12 年度 10 月@34,100
発生額②	409,200 円	発生年度	平成 13 年度 12 月@34,100
発生額②	204,600 円	発生年度	平成 14 年度 6 月@34,100 (平成 14 年 10 月死去)
合計	1,807,300 円	入金総額	800,000 円 (44.2%)、不納欠損総額 647,900 円
現在の主たる債務者	児童本人が納入義務者とされているが実質的には弟		
主たる債務者の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・本人は平成 14 年 10 月死去。 ・実質弁済者、現在失業中だが少額ながらも入金あり。 		
未収金発生までの経緯	H10/2	入所。児童措置費負担金発生。	
		入所以降 2 年間、入金なく延滞発生。	
未収金発生からの対応	H12/5	実質弁済者より誓約書・納入計画入手。 その後 1 年間はほぼ計画通り返済。 平成 12 年度 45 万円返済。	
	H13-20	実質弁済者の経済状況悪化したものの、少額ながら毎年度返済あり。対応も誠意見られる様子。	
	H16/7-18/8	弁済者の口頭意思確認のうえ、県は分割充当の処理を行っている。	
	H20/10	最終入金。	
	H20/12-	弁済者、失業中。	
県の回収可能性判定	債務承認を受けるとともに訪問・文書による催告を継続するが、弁済者の経済状態は依然厳しいことが推察されるため、回収可能性は低いと言わざるを得ない。		
債権保全状況	平成 12 年度以降債務承認等手続行っておらず、5 年経過後不納欠損処理している。		
監査人の見解			
① H16-18 にかけて納入分を分割充当の処理をしているが、弁済者の意思表示を明示			

した外部資料を入手していない。当該処理によって保全されているとする 272,800 円（表参照）はすでに時効完成しており、弁済者に請求すべきではない。

② 債務承認等債権の保全手続が行われず、発生額の約半分が時効完成している。県は債権保全手続を適時的確に実施すべきである。

③ 債務承認を受けた部分はその総額をもって一つの債権と判断されることから、請求ベースの通常債権と区分して入金および時効等管理等行うべきである。

表 6 - 1 : No. 措置費 - 3 実際の処理状況（単位：円）

年度	発生額	入金額	不納欠損処理	未収金期末残高
平成 9 年	68,200	0	0	68,200
1 0	409,200	0	0	477,400
1 1	375,100	0	0	852,500
1 2	341,000	450,000	0	743,500
1 3	409,200	70,000	0	1,082,700
1 4	204,600	10,000	0	1,277,300
1 5	0	0	0	1,277,300
1 6	0	70,000	0	1,207,300
1 7	0	30,000	-136,400	1,040,900
1 8	0	50,000	-238,700	752,200
1 9	0	60,000	-272,800	419,400
2 0	0	60,000	0	※ 359,400
合計	1,807,300	800,000	-647,900	—

表 6 - 2 : No. 措置費 - 3 あるべき処理状況（単位：円）

年度	発生額	入金額	不納欠損処理	未収金期末残高
平成 9 年	68,200	0	0	68,200
1 0	409,200	0	0	477,400
1 1	375,100	0	0	852,500
1 2	341,000	450,000	0	743,500
1 3	409,200	70,000	0	1,082,700
1 4	204,600	10,000	0	1,277,300
1 5	0	0	0	1,277,300
1 6	0	70,000	0	1,207,300
1 7	0	30,000	-306,900	870,400
1 8	0	50,000	-409,200	411,200

19	0	60,000	-238,700	146,600
20	0	60,000	0	※ 86,600
合計	1,807,300	800,000	-954,800	—

※:あるべき未収金残高と実際残高との差額 272,800 円は過年度に
不納欠損処理されるべきものであった。

4. 意見

(1) 債権管理について

① 組織分離により債権管理をすべて把握できない恐れがある。【意見B】

県は社会情勢の変化や知事の交代その他の理由により組織再編が行われるが、ある債権に係る組織が分離することに伴い債権管理が散漫になる恐れがある。

本債権である児童措置費負担金は、前述のとおり組織分離に伴い平成 16 年度より 2 つの部署で関連部分のみ管理されている。したがって、決算書上の数値と管理上の数値とは 2 つの部署での数値を合算しなければ一致しないこととなる。

本監査においても、県からの当該事実及び高額滞納者一覧の提出は手続がほぼ終了した平成 22 年 2 月であった。

県は、組織再編によって管理部署が複数に渡ることとなった債権について、少なくとも決算書のどの部分を自らの部署が管理しているのか明確に意識した上で、同一科目のうち自らの部署が管理していない部分の内容と管理部署を把握しておくべきである。

② 障害児童本人を納入義務者としており、請求過多の恐れあり。【意見B】

県の事務では、措置を受けている児童本人を納入義務者として処理しているケースが散見される。今回の抽出者 3 名のうち 2 名は、児童本人が納入義務者とされているケースであった。

この点、当該事務は児童福祉法の規定からは認められた事務とも考えられる（法第 56 条第 2 項参照）。

児童福祉法（抜粋）

第 56 条

2 （中略）費用を支弁した都道府県（中略）の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

しかし、精神障害または知的障害児童の場合、児童本人の判断能力は十分とはいえない状況にある。その中で、成人した同措置児童を納入義務者とする、その徴収額は県施行細則に掲げる別表 3（20 歳以上の本人が納入義務者の場合）の対象となる。

例えば、同児童が障害年金 2 級の対象者であると、同基礎年金による収入は 792,100 円であり、社会保険料等控除すると別表 3 の階層区分 22、所得金額 680,001 円以上 720,000 円以下あたりに該当し、月額 34,100 円の徴収額となる。今回の抽出ケース措置費－1, 3 はいずれもこのケースであったと考えられる。

一方、別表 2 において、入院児童ケース（別表 2 中「通院以外」）で同額の 34,100 円の徴収額となる階層区分は D 5 であるから、所得税額 183,001 円以上の世帯となる。この時の所得は、少なく見積もって、 $[(183,000 + \text{税率計算上の控除 } 97,500) / \text{所得税率 } 10\%] + \text{特別障害者扶養控除 } 730,000 + \text{基礎控除 } 380,000 = \text{所得額 } 3,915,000 \text{ 円}$ となる。

扶養家族が措置児童のみとしての試算であるが、約 4,000,000 円の所得がある家庭において、その 1 割程度の年額 409,200 円の措置費を滞納する状況は、意図的でない限り考えづらい。

今回の抽出ケースの場合、扶養義務者が措置児童の障害年金を使い込んでいたり、失業していたりするのであるから、その所得は 4 百万円に満たない様子である。とすると、別表 2（扶養義務者が納入義務者の場合）による徴収額計算を行った場合、弁済者の経済状況に合った請求額となっていた可能性がある。徴収額が弁済者の経済状況からあまりにもかけ離れた金額であれば、納付意欲がなくなるのは当然であろう。

この点、措置児童は判断能力に乏しく、また、扶養義務者が制度を細かく理解しているわけではないため、県担当者からの提言や相談がない限り徴収額の見直しという話にはならない。措置児童本人又は扶養義務者から申し出がないため手続きなかった、という説明では通用しないことになる。

したがって県は、最も制度を理解しているという立場から、措置児童本人あるいは扶養義務者の立場に立って、どのような形で制度を利用するのが最善であるかを常に考え対応する必要がある。以下、別表 3、別表 2 を示す。

別表第3：20歳以上の本人が納入義務者の場合

階層区分		徴収金等の額(月額)	
1	生活保護法に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている特定中国残留邦人等		0円
2	生活保護法に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている特定中国残留邦人等以外の者	対象収入額	270,000円以下
3		※	270,001円以上 280,000円以下
4			280,001円以上 300,000円以下
5			300,001円以上 320,000円以下
6			320,001円以上 340,000円以下
7			340,001円以上 360,000円以下
8			360,001円以上 380,000円以下
9			380,001円以上 400,000円以下
10			400,001円以上 420,000円以下
11			420,001円以上 440,000円以下
12			440,001円以上 460,000円以下
13			460,001円以上 480,000円以下
14			480,001円以上 500,000円以下
15			500,001円以上 520,000円以下
16			520,001円以上 540,000円以下
17			540,001円以上 560,000円以下
18			560,001円以上 580,000円以下
19			580,001円以上 600,000円以下
20			600,001円以上 640,000円以下
21			640,001円以上 680,000円以下
22			680,001円以上 720,000円以下
23			720,001円以上 760,000円以下
24			760,001円以上 800,000円以下
25			800,001円以上 840,000円以下
26			840,001円以上 880,000円以下
27			880,001円以上 920,000円以下
28			920,001円以上 960,000円以下
29			960,001円以上 1,000,000円以下
30			1,000,001円以上 1,040,000円以下
31			1,040,001円以上 1,080,000円以下
32			1,080,001円以上 1,120,000円以下
33			1,120,001円以上 1,160,000円以下
34			1,160,001円以上 1,200,000円以下
35			1,200,001円以上 1,260,000円以下
36			1,260,001円以上 1,320,000円以下
37			1,320,001円以上 1,380,000円以下
38			1,380,001円以上 1,440,000円以下
39			1,440,001円以上 1,500,000円以下
40			1,500,001円以上
※「対象収入額」＝「児童本人に係る前年の収入」－「当該年の租税(所得税、住民税、相続税及び贈与税をいう。)、社会保険料(これに準ずるものを含む。)等の必要経費」			

別表第2：本人（20歳未満）または扶養義務者が納入義務者の場合

階層区分		徴収金等の額(月額)			
		通所以外(母子生活支援施設への入所及び自立援助ホームへの入居を除く。)	通所、母子生活支援施設への入所及び自立援助ホームへの入居		
		円	円		
A	生活保護世帯及び支給付受給世帯		0		
B	市町村民税非課税世帯		2,200		
C1	所得税非課税世帯	均等割課税世帯	4,500		
C2		所得割課税世帯	6,600		
D1	所得税課税世帯	所得税額	15,000円以下	9,000	
D2			15,001円以上 40,000円以下	13,500	
D3			40,001円以上 70,000円以下	18,700	
D4			70,001円以上 183,000円以下	29,000	
D5			183,001円以上 403,000円以下	措置に要する費用の額 (その額が41,200円を超えるときは、41,200円)	20,600
D6			403,001円以上 703,000円以下	措置に要する費用の額 (その額が54,200円を超えるときは、54,200円)	措置に要する費用の額 (その額が27,100円を超えるときは、27,100円)
D7			703,001円以上 1,078,000円以下	措置に要する費用の額 (その額が68,700円を超えるときは、68,700円)	措置に要する費用の額 (その額が34,300円を超えるときは、34,300円)
D8			1,078,001円以上 1,632,000円以下	措置に要する費用の額 (その額が85,000円を超えるときは、85,000円)	措置に要する費用の額 (その額が42,500円を超えるときは、42,500円)
D9			1,632,001円以上 2,303,000円以下	措置に要する費用の額 (その額が102,900円を超えるときは、102,900円)	措置に要する費用の額 (その額が51,400円を超えるときは、51,400円)
D10			2,303,001円以上 3,117,000円以下	措置に要する費用の額 (その額が122,500円を超えるときは、122,500円)	措置に要する費用の額 (その額が61,200円を超えるときは、61,200円)
D11			3,117,001円以上 4,173,000円以下	措置に要する費用の額 (その額が143,800円を超えるときは、143,800円)	措置に要する費用の額 (その額が71,900円を超えるときは、71,900円)
D12			4,173,001円以上 5,334,000円以下	措置に要する費用の額 (その額が166,600円を超えるときは、166,600円)	措置に要する費用の額 (その額が83,300円を超えるときは、83,300円)
D13			5,334,001円以上 6,674,000円以下	措置に要する費用の額 (その額が191,200円を超えるときは、191,200円)	措置に要する費用の額 (その額が95,600円を超えるときは、95,600円)
D14			6,674,001円以上	措置に要する費用の額	措置に要する費用の額

注) 所得税額は、本人も含めた世帯一体の所得税額となるが、障害年金は非課税のため、本人以外の世帯一体の所得税額と考えられる。

(2) 債権の回収について

① 不誠実な扶養義務者に対する手続対策を策定すべきである【意見C】

今回の抽出ケースにおいて、前年度所得3百万円ほどあるが、入所から5年間で9,000円の入金しかない扶養義務者を検出した。また、当該扶養義務者は居住地変更したが、特段の届出もしていなかった。

この扶養義務者に係る今後の対応として、県は文書・訪問等による催告を続けていくほかない旨回答している。しかし、これまで5年間にわたり同じ催促等を実施してきたことを考慮すると、状況が劇的に好転するとは考えづらい。

この点、県徴収要綱に当該不誠実な扶養義務者に対する手続等の規定が明記されていないことが、状況の進展に繋がらない要因となっていると考える。

児童措置費負担金は、その性格から強制執行権を有する公法上の債権であることは前述のとおりである(2(1)児童措置費負担金の性格参照)。この性格を考

慮すると、極めて不誠実な扶養義務者に対しては、①まず庄内総合支庁にて行っている債務承認書・返済計画書の入手により債権を保全した上で（後述）、②①の対応も不誠実か、あるいは①提出後も入金ない場合には強制執行等法的手続も視野に入れた手続対策を策定し、規定を新設すべきではないだろうか。

不誠実な扶養義務者が滞納した児童措置費負担金を、不納欠損処理によって県が負担するという事実は、県民の税金が当該扶養義務者家族のみの利得として利用されているということに他ならない。

しかし一方で児童措置費の制度趣旨からすると、親子再統合の機会や子の利益を奪う対策であっても問題がある。

したがって、県は不誠実な扶養義務者を排除し児童措置費の制度趣旨に合致する実行可能な手続規定の創設を検討すべきである。

(3) 債権の保全について

① 回収金額の債権への充当につき弁済者による意思表示に係る書面等を入手すべきである。【意見A】

民法は、債務者から入金があった場合、通常債務者に有利となるよう、そして得べかりし利益が同じ場合には先に弁済期が到来する債権に充当することが正しい処理としている。そして、もし後に弁済期が到来する債権に充当する場合には、債務者（弁済者）からの意思を明確に示した文書等が必要となる。

県の処理において、債務弁済に係る弁済者の意思表示を明確にした文書等が保管されていないまま、後に弁済期が到来する債権に充当している処理が検出された（3（2）監査結果「措置費－3」参照）。

この点、当該充当が行われた平成16年度から18年度、さらにそれ以降の充当処理の修正、および平成12年度に行われた返済計画の入手による当時残債承認の効果を反映させると、過年度に不納欠損処理されるべき272,800円が未処理となり、未収金が過大計上となっていた（表6－1、6－2参照）。県は当該部分の請求はできない点に留意しなければならない。

また、県は「充当については納付書の発行時に意思確認している」旨主張するが、当該債権は公法上の債権であり時効に係る援用は不要であるから、債務承認等の手続は法律関係安定のため口頭ではなく文書による意思確認が妥当である。

したがって県は債権を保全するために、民法等法令に即した規定整備及び保全手続を行わなければならない。また、今回検出した案件のほかの債権の状況を調査のうえ、同様の処理がなされている場合にはあるべき処理を行うべきである。

民法（抜粋）

第488条（充当の指定）

1 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する

場合において、弁済として提供した給付がすべての債務を消滅させるのに足りないときは、弁済をする者は、給付のときに、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。(後略)

第 489 条 (法定充当)

弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも前条の規定による弁済の充当の指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。

- 1 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。
- 2 すべての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。
- 3 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。
- 4 前 2 号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。

② 債務承認による債権の保全手続がなされていないケースが多い。【意見 A】

庄内総合支庁では、独自に「生活保護費返還金及び徴収金並びに児童措置費負担金に係る納入促進対策（以下、「庄内納入促進対策」という）」を策定し、その中で一括納付が困難な債務者には「返済計画書」を提出させ、分割納入による計画的な返済を促すこととし、当該計画書を入手する実務を行っている。

当該手続には 2 つの効果がある。第 1 に当該入手時点での債務を承認させる効果、そして第 2 に、新たに当該計画に基づいて弁済が行われるが当該債権全体を一体と見ることができる効果である。第 1 の効果で時効中断させることができ、第 2 の効果でその後の時効管理上入金之都度時効中断となるのである（後述）。

一方、庄内総合支庁以外の総合支庁が管理する債務者に対して、庄内総合支庁が行う返済計画書の入手による債務承認等債権保全手続は過去 5 年間で 2 名しか行われていない。これは、県徴収要綱において債権の保全手続について、「債権の保全に注意し」とあまりに抽象的かつ乱暴な表現でしか規定していないことも一因となっていると考える。

山形県児童措置費等費用徴収要綱（抜粋、概要）

第 5 徴収金の徴収

5 債権の保全

- (3) 納入通知書発行後、督促状を交付するまでの間及び督促状を交付してから滞納処分の執行を依頼するまでの間は、債権の保全に注意し、関係機関との連携のもとに積極的に納入の推進を図ること。特に現年分の滞納が発生した場合は、総合支庁長は児童相談所長に対し、「児童措置費負担金現年度滞納者調表」の送付を求め、当該調表に滞納者の実情把握と納入推進に努めること。

県は、債権の保全に係る規定を具体的なものに改定し、各担当者が手続に迷う余地を与えず、全庁で適時適切かつ円滑に手続がなされるようにすべきである。

第 9 児童扶養手当返納金（子ども政策室）

第 9 児童扶養手当返納金（子ども政策室）

<平成 20 年度末残高> 8,914,810 円

1. はじめに<児童扶養手当返納金の概要>

(1) 制度の目的

児童扶養手当は、母子福祉年金の補完制度として昭和 36 年に児童扶養手当法（以下、「法」という）を制定し創設された制度であり、父母の離婚や父の死などによって、父と生計を別にしてしている児童又は父が障害者である場合の児童を持つ母あるいは養育者を対象として手当を支給している。母子世帯等の生活の安定と自立を促進することにより、児童福祉の増進を図ることを目的としている。

山形県では、昭和 37 年 1 月 1 日から施行された同法、同法施行令（以下、「施行令」という）及び昭和 47 年 1 月 1 日から施行された同法施行規則（以下、「施行規則」という）に基づき、児童扶養手当返納金にかかる事務手続を的確かつ円滑に進めることを目的として、平成 16 年 4 月 1 日に児童扶養手当返納金事務取扱要領（以下、「県取扱要領」という）を制定し運用している。

県が本手当について認定から支給等事務を行う対象は各町村であり、その窓口となっているのは各町村および県子ども政策室である。なお、市に居住する対象者に係る本手当については平成 14 年 7 月に各市へ移管している。

(2) 児童扶養手当の概要

児童扶養手当に係る支給対象や手当の金額等概要は以下のとおりである。

表 1：児童扶養手当の支給概要

実施主体	市：各市町 町・村：県知事
支給対象	①父母が婚姻を解消した児童、②父が死亡した児童、③父が障害の状態にある児童又は④父が生死不明な児童等を監護する母（母が監護しない場合はその児童を養育する者）
手当額	全部支給：月額 41,720 円（年額 500,640 円） 一部支給：月額 9,850～41,710 円（年額 118,200 円～） 加算額：第 2 子 5,000 円、第 3 子以降 3,000 円

所得制限	受給資格者本人及び扶養義務者の所得について次の通り所得制限限度額が定められている。			
	扶養親族及び扶養対象配偶者数	全額支給	一部支給	配偶者・扶養義務者
	0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
	1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
	2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
	3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
	それ以降	1人増につき380,000円増		

(3) 児童扶養手当返納金の発生

児童扶養手当の支給要件に当てはまらなくなった場合、つまり上記(3)「児童扶養手当の概要」における支給対象①～④および所得制限の条件に合致しなくなった場合には、受給者自らが直ちに資格喪失の手続きを取らなければならないこととされている（施行規則第7条参照）。

しかし、当該届出を故意または過失により失念していた場合には、資格喪失事由が発生した日から当該届出の提出（又は通報等）までの間に支払われた児童扶養手当が、不正受給部分とされ同返納金となる。具体的には次の事由に基づき、児童扶養手当返納金が発生することとなる。

- 母等が婚姻したとき（事実婚を含む）
- 公的年金を受給するようになったとき
- 児童福祉施設及び社会福祉施設等に児童が入所し、母等に監護されなくなったとき
- 手当支給されている住所からの転出 等

児童扶養手当法施行規則（抜粋）

第7条（受給事由消滅の届出）

受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第5号による届書を市町村長に提出しなければならない。（後略）

2. 児童扶養手当返納金の概況

(1) 児童扶養手当返納金の性格

児童扶養手当返納金は、前項のとおり資格喪失事由が発生した日から受給消滅の届出提出（又は通報等）までに支給された同手当、すなわち不正受給部分であることから、民法の言う「不当利得」に相当するものと考えられる。

ここで不当利得とは、法律上の原因がないにもかかわらず、他者の財産等から利益を受け、他者に損失を及ぼした場合に、その者が負うべき利得の返還義務のこ

とをいう（民法第 703 条）。

民法（抜粋）

第 703 条（不当利得の返還義務）

法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

一方、本返納金の根拠条文である児童扶養手当法は不正受給者に対し「国税徴収の例により」徴収できることとしており、公法上の債権であることを明らかにしている（法第 23 条参照）。

児童扶養手当法（抜粋）

第 23 条（不正利得の徴収）

偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。（後略）

また、公法上の債権の消滅時効期間は 5 年であり、かつ相手方の時効援用は不要である（地方自治法第 236 条）。児童扶養手当返納金の時効については、地方自治法の規定が適用されると解するのが一般的である。

地方自治法（抜粋）

第 236 条（金銭債権の消滅時効）

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5 年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。（後略）

(2) 児童扶養手当に係る事務の組織と流れ

① 組織体制

児童扶養手当の事務は、県庁内では子ども政策室が担当しており、実際の回収等渉外的業務は各総合支庁福祉主管課において行われている。

特に債権回収については、4つの各総合支庁に担当職員が1名ずつ配置されている。市に関してはすでに移管しているため、各市において債権回収を行っている。

② 未収金に係る手続

i) 回収手続

県は、児童扶養手当返納金の事務について県取扱要領を定めている。同要領の概要を以下に示す。

児童扶養手当（県支給分）返納金事務取扱要領（抜粋、概要）

第1 債権が発生した時の事務処理

債権が発生したとき（支払期限未到来の手当に係る支払調整により対応できる場合は除く。）は、債権発生通知を作成し、債務者あての返納通知書を作成・送付する。

第2 履行延期申請の事務処理

- 1 返納は、原則として一括返納を債務者に指導するが、次の場合のみ履行延期を行う。
 - (1) 債権が発生し、一括返納が困難かつ返納につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - (2) 債権が滞納しており、一括返納が困難かつ返納につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 2 債務者には、履行延期申請書に所得証明書、資産証明書および分割返納の場合は納入（返納）通知書を添付させる。
- 3 履行延期申請のあった場合は、資格調書を作成する。
- 4 1 (1) の場合、第1に定める事務処理と履行延期申請の事務を平行して行う。
- 5 履行延期の承認に条件があった場合、その条件（納入）の遵守を債務者に指導する。
- 6 履行延期が承認された場合、直ちに債務証書（分割返済の場合は、分割弁済明細書を含む。）を債務者に提出させる。この場合、債務証書の日付は債務承認日以降である。

第3 債務の履行が延滞した場合等の事務処理

- 1 債権の保全及び債務の履行確保のため、債務者に係る調査、時効中断事由となる措置及びその他必要な措置をとる。
- 2 納期限後未納となっている債権の取扱は次のとおりとする。
 - (1) 督促状の交付
納期限後も納入を確認できない債権については、納期限から20日以内に督促状を交付し、その納入指定期限は督促状発効日から10日以内とする。
 - (2) 催告状の交付
督促状を交付したが納入されない債権及び債務承認を行ったが納入未了の債権については、催告状を交付するものとする。
 - (3) 催促及び納入指導（以下、「催促等」という。）
催告状交付後も納入されない債権については、催促等を行う。
 - (4) 催促等の方法
 - ① 呼び出しによる催促等

債務者に対し、日時を指定した呼出し文書を送付し、債務者との面談を行い、納入を催促するとともに、必要に応じ履行延期や分割納入金額の変更等納入方法の相談、必要書類の作成指導を行う。

② 自宅訪問による催促等

債務者が呼び出しに応じなかった場合は、自宅を訪問し、前①と同様の催促等を行う。但し、債務者が留守の場合は郵便受けに投函する。

③ 電話催促・相談

呼び出しや自宅訪問、又は特別な事由により直接面談できなかつた債務者に対しては、電話で催促等を行う。

④ その他

必要に応じ債務者に対し適宜催促等を行い、適正な債権管理に努める。

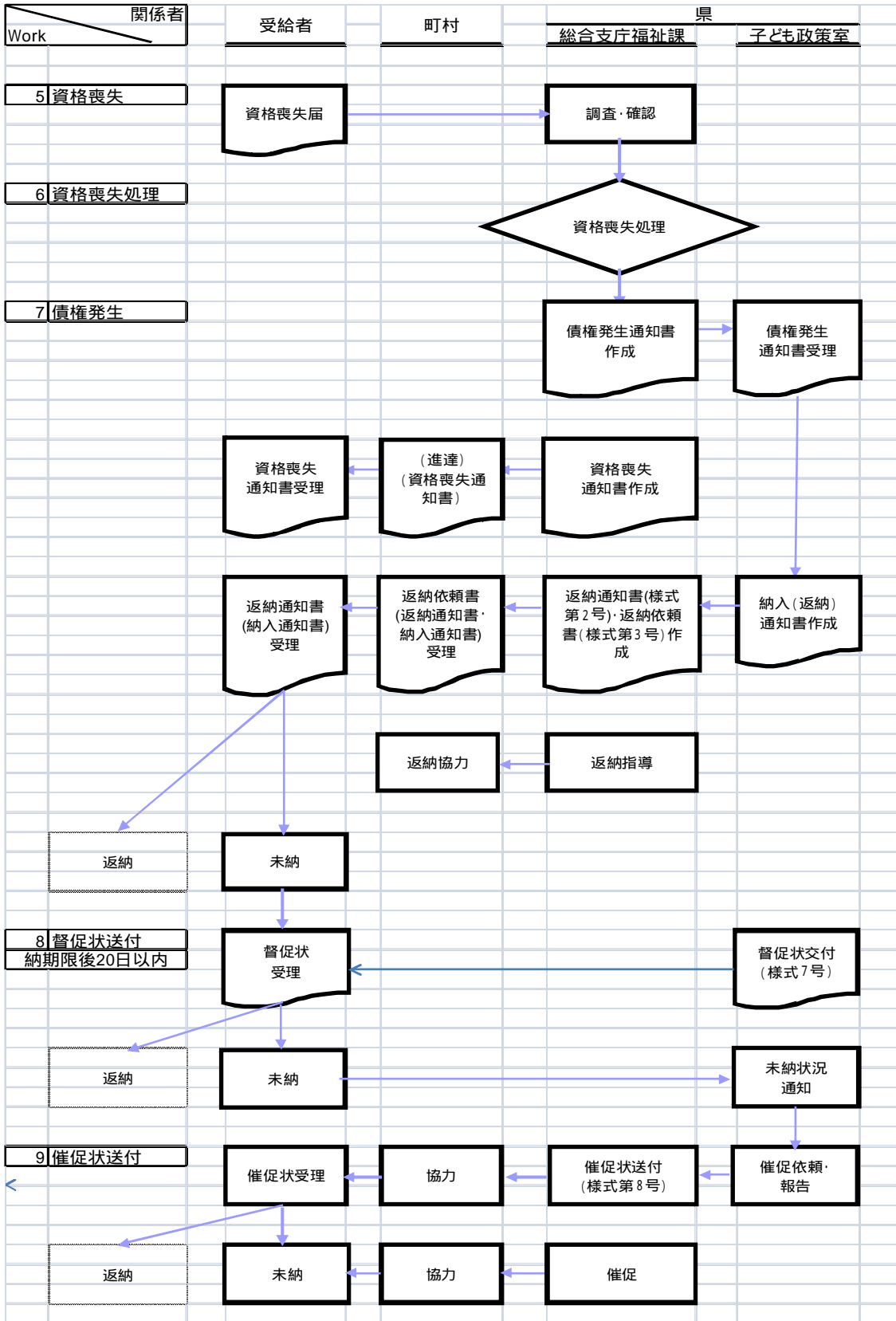
(5) 債務者の住所不明に伴う追跡調査

債務者が住所不明となつた場合は、速やかな債権の回収のため、その不明になる直前に居住していた市町村、本籍時市町村、親族、縁者、知人、転居先市町村等に照会を行い、転居先住所の追跡調査に努める。

第4 債務者から住所等変更届けの提出があつた場合の事務処理（後略）

以下、上記規定等に基づく未収金回収等手続に係るワークフローを示す。

図1：未収金回収等手続に係るワークフロー



ii) 不納欠損処理手続

不納欠損処理について県取扱要領に特段の記載はない。したがって、不納欠損処理は山形県財務規則第 183 条に基づいて行っている。

なお、具体的には県庁子ども政策室担当者が、債権状況をエクセルにてデータ管理しており、当該データを毎月情報更新するとともに、毎年度末に時効成立したものを処理する手続を行っている。

第 183 条（不納欠損の手続）

歳入徴収担当者は、歳入について納付及び納入の義務が消滅したとき及び当該義務を消滅させたときは、不納欠損の手続をとらなければならない。

- 2 歳入徴収担当者（公所の歳入徴収担当者を除く。）は、前項の規定により不納欠損をしたときは、直ちに不納欠損通知書及び不納欠損内訳表により会計管理者に通知しなければならない。
- 3 公所の歳入徴収担当者は、第 1 項の規定により不納欠損をしたときは、直ちに不納欠損通知書及び不納欠損内訳表により出納員に通知するとともに、不納欠損報告書及び不納欠損内訳表により知事及び会計管理者に報告しなければならない。
- 4 歳入徴収担当者は、第 1 項の規定により不納欠損をしたときは、当該歳入の滞納者が所在不明の場合を除き、納付及び納入の義務が消滅した旨を納入義務消滅通知書により滞納者に通知しなければならない。

(3) 根拠法令等

- ① 児童扶養手当法
- ② 児童扶養手当法施行令
- ③ 児童扶養手当法施行規則
- ④ 児童扶養手当（県支給分）返納金事務取扱要領

(4) 数値データ

児童扶養手当返納金について、数値データを以下に示す。

なお、県は同返納金を現在エクセルにてデータ管理しているが、同データが平成 17 年度からのもののみ保管されているため、平成 16 年度以前のデータが一部不明となっている。

i) 直近 5 年間の推移

表 2 - 1 : 児童扶養手当返納金 発生償還等推移（単位：千円）

	発生	償還	不納欠損額	未収金期末残高
平成 16 年度	(不明)	(不明)	—	20,728
平成 17 年度	1,663	2,102	※ 8,106	12,183

平成 18 年度	3,720	3,194	492	11,881
平成 19 年度	2,354	2,239	691	10,890
平成 20 年度	1,754	1,443	2,286	8,914

※ 平成 17 年度の不能決算額が比較的多額となっているが、これは同年県監査委員指摘により過年度時効到来済みで未処理だった 6,246 千円を不納欠損処理したものが含まれている。

ii) 未収金残高の推移

表 2 - 2 : 児童扶養手当返納金 残高推移 (単位 : 千円)

	未収金期末残高	期限未到来貸付金残高	未回収期末残高
平成 16 年度	20,728	(不明)	(不明)
平成 17 年度	12,183	10,673	22,856
平成 18 年度	11,881	11,139	23,020
平成 19 年度	10,890	10,437	21,327
平成 20 年度	8,914	10,214	19,128

iii) 期限未到来貸付金残高の内訳

表 2 - 3 : 児童扶養手当返納金 期限未到来貸付金残高の内訳

	債務者	期限未到来貸付金残高	未収金残高
1	S 氏	1,915,580 円	24,000 円
2	O 氏	1,724,800 円	0 円
3	M 氏	797,720 円	140,000 円

(※なお、平成 21 年 12 月末時点のデータである。)

3. 監査の方法と結果

(1) 監査の方法

平成 20 年度末時点の未収金残高から高額滞納者を抽出し、債務者の状況とこれに対する県の対応とが規程に基づき適時適切に手続されているか調査した。また、これに併せて不納欠損処理の正確性を検証した。その中で、高額免除者を抽出し、欠損処理及びそれまでの県の対応が規程に基づき適切に行われているか調査した。抽出した対象者は以下のとおりである。

表 3 : 児童扶養手当返納金 抽出者一覧

融資名	未収金期末残高	サンプル No.	抽出債務者	未収金期末残高
児童扶養	8,914,810 円	児扶-1	K 氏	1,012,520 円

手当返納金	合計	1件		1,012,520円 (11.3%)
同平成20年不納欠損処理	2,286,730円	児扶-2	N氏	2,074,880円
	合計	1件		2,074,880円 (90.7%)

(2) 監査の結果

① 平成20年度末 未収金残高について

債務者の状況と県の対応等は以下のとおりであった。

No.	児扶-1	債務者	K氏	
未収金額	1,012,520円	償還予定	H15/3-20/7	
発生額	2,831,480円	発生日	平成14年11月12日(同居者所得制限)	
債務者の現状	病院に勤務。所得ある長男夫婦と同居。			
現在の主たる債務者	債務者本人	連帯保証人	なし	
未収金発生までの経緯	H8/3	認定、受給開始。		
	14/8	制限を超える所得のある父とH8/12から事実上同居していることが判明し、返納金発生。消滅時効により5年間分のみの請求であった(H9/8-14/7)。		
未収金発生からの対応	H15/3-	378,960円入金あり。		
	15/8-	手当再受給。手当支給月に返納する旨約束。		
	15/12-	H15年度は53万円、H16年度は48万円、H17年度は80万円の入金であった。		
	H17/12	最終入金。ここまでの入金総額1,818,960円。		
	H18-	年に数回電話等するが対応は1,2回。訪問等面接は拒否されている様子。		
	20/3	手当再受給終了。		
	21/1-	電話で面接を拒否される。文書での債務承認書、返済計画書の提出依頼はするものの、提出なし。訪問も面接できず。		
県の回収可能性判定	時効完成前に債務承認書を提出するよう催告を継続していくが、制度に対する不満等もあり返済意欲が薄く、回収可能性は低い。			
債権保全状況	平成17年12月入金により時効中断中。以降、債務承認は行っていない。平成22年12月29日時効成立予定。			

監査人の見解

- ① 当該債務につき、連帯保証人による保全がなされていない。
- ② 返納金未納部分があるにもかかわらず、その後再度手当の支給を受けている。支給額と未納部分は相殺される事務を行うべきである。
- ③ 債務承認等債権の保全手続が行われず、平成 22 年度に時効完成を予定している。弁済または債務承認等による時効中断手続を早急に行うべきである。

② 平成 20 年度不納欠損処理について

平成 20 年度不納欠損処理額は 2,286,730 円であり、その 9 割を占める債務者 1 名の状況と県の対応等は以下のとおりであった。

No.	児扶-2	債務者	N氏
欠損処理額	2,074,880 円	償還予定	H5/9-10/8⇒H10/10-15/8
発生額	2,094,880 円	発生日	平成 5 年 3 月 31 日 (事実婚)
債務者の現状	居酒屋経営も年々業況悪化。事実上の夫も収入なし。娘二人はそれぞれ独立しているが、仕送り等なし。		
現在の主たる債務者	(債務者本人)	連帯保証人	なし
未収金発生までの経緯	S63/9-	認定、受給開始。	
	H5/3	S63/8 から事実婚状態であることが判明。S63/9~H4/11 が過払となり返納金発生。	
	5/8	債務承認書入手。	
未収金発生からの対応	H5/9	履行延期手続により、納期を H5/9-10/8 とする。	
	6/1	最終入金。ここまでの入金総額 20,000 円。	
	10/8	債務証書入手。	
	10/9	再履行延期手続により、納期を H10/10-15/8 とするが、一度も入金なし。	
	13/2	債務承認書入手。	
	18/2	時効成立していたが、未処理。	
	18/12、20/1	時効成立していたにもかかわらず、催促等手続を行っていた。	
20/9	県はこの時点で時効成立と認識 (起算日を最終納入予定日として判断)。		
県の回収可能性判定	平成 20 年度不納欠損処理済。		
債権保全状況	平成 20 年 9 月 1 日時効成立。⇒平成 18 年に時効成立済み。		

監査人の見解

- ① 平成 20 年 9 月に時効成立したものとして不納欠損処理しているが、時効起算日の

認識を誤っており、平成18年9月にすでに時効成立していた。

- ② 当該債務につき連帯保証人による保全がなされず、回収ないまま時効成立している。
- ③ 消滅時効期間の5年間分のみ返納金として請求すべきところ、5年を超える部分も徴求していた。

4. 意見

(1) 債権管理について

① 手続規定の再整備が必要である。【意見B】

県は、前述のとおり県取扱要領を定めているが、手続規定の不備により手続が行われぬか、また曖昧な表現により区々な手続が行われる恐れがある。

例えば、同要領内「第3 債務の履行が延滞した場合等の事務処理」において、その1に時効中断措置の規定を置いているが、手続規定は督促・催告等の請求手続までしか整備されていない。時効中断のためには請求のみならず、債務者による承認が必要である。

また、2(4)には督促等の方法を具体的に示しているが、②自宅訪問において「郵便受けに投函」した後の手続が明確でない点、④「適正な」債権管理との曖昧な表現、さらに(5)では追跡調査をしても転居先を特定できなかった場合の手続が明記されていないなど、規定の不備等が明らかである。

また、児童扶養手当に係る不当利得に対しては、児童扶養手当法に罰則規定があり、かつ刑法上の詐欺罪に問われるが、当該手続規定がない。

県は児童扶養手当返納金につき、その手続規定を再度検証し、曖昧な表現の内明確な手続基準に改正した上で運用すべきである。

児童扶養手当（県支給分）返納金事務取扱要領（抜粋）

第3 債務の履行が延滞した場合等の事務処理

- 1 債権の保全及び債務の履行確保のため、債務者に係る調査、時効中断事由となる措置及びその他必要な措置をとる。
- 2 納期限後未納となっている債権の取扱は次のとおりとする。（中略）

(4) 督促等の方法

②自宅訪問による督促等

債務者が呼び出しに応じなかった場合は、自宅を訪問し、前①と同様の督促等を行う。但し、債務者が留守の場合は郵便受けに投函する。

④その他

必要に応じ債務者に対し適宜督促等を行い、適正な債権管理に努める。

(5) 債務者の住所不明に伴う追跡調査

債務者が住所不明となった場合は、速やかな債権の回収のため、その不明にな

る直前に居住していた市町村、本籍時市町村、親族、縁者、知人、転居先市町村等に照会を行い、転居先住所の追跡調査に努める。

児童扶養手当法（抜粋）

第 35 条（罰則）

偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治 40 年法律第 45 号）に正条があるときは、刑法による。

刑法（抜粋）

第 246 条（詐欺）

人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

第 250 条（未遂罪）

この章の罪の未遂は、罰する。

（2） 債権の回収について

① 返納金未納部分のある受給者がその後再度手当の支給を受けている。【指摘事項】

県は、児童扶養手当返納金の未納部分が多額にあるにもかかわらず、その後児童扶養手当の要件を満たすに至り再度手当支給の申請を行った受給者に対し、未納部分はそのままに手当の支給を行っていた。

この点、返納金未納部分と将来の手当支給額とは相殺される関係にあることを、法は明らかにしている（法第 31 条）が、県は当該債権債務の相殺に係る実務を行った実績はない。

これは主に、当該法の規定が容認規定とされている点、本手当が児童の福祉増進に係る拠出である点、そして県取扱要領に当該手続に関する規定がない点といった 3 点に起因するものと考えられる。

しかし、債権の性格として児童扶養手当返納金が返還されるべき不当利得と位置付けられることを考慮すると、法の精神に基づいて相殺すべきであると考えられる。

したがって県は、受給申請者に児童扶養手当返納金に未納部分があった場合、当該未納部分が明らかに回収可能性であると判断される場合を除き、申請に基づきこれから支給される手当と返納金を相殺する事務を行うべきである。この際、県取扱要領等に当該事務に係る手続等を新たに新設し、当該規定に基づき手続が行われていることを確かめる必要がある。

児童扶養手当法（抜粋）

第31条（手当の支払の調整）

手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。
（後略）

（3） 債権の保全について

① 連帯保証人等による債権の保全がなされていない。【意見A】

児童扶養手当返納金に係る事務において、債務者から入手する書類は履行延期申請書または債務証書である。そのいずれにも連帯保証人の記名押印欄はなく、また、付保を請求する場合がある旨の条件が両書類に記載あるが（下記参照）、当該事務が行われず、当債権に係る担保は基本的に付されていない状況にある。

履行延期申請書（抜粋）

4 その他の条件

（3） 県において、債務者の資力状況、その他の事情の変更により必要があると認めて、債務者に対して担保を提供させ、又は延滞利息を付する旨の請求をしたときは、その請求するところに従って担保を提供し又は利息を付して支払をしなければならない。

債務証書（抜粋）

第4 乙（債務者）は、担保の提供を免除され、又は延滞利息を付さないことができることとされた場合においても、甲（県）において乙の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めて、乙に対し、担保を提供し、又は延滞利息を付する旨の請求をしたときは、その請求するところに従って担保を提供し、又は利息を付して支払をしなければならないこと。

一方、債権の履行延期に係る事務としては山形県財務規則が次のように規定し、原則として担保提供を求めた上で、不当利得の場合には悪意・重過失によらないことを1つの条件としている。

この点、まず民法上の不当利得については善意と悪意の区別はあるが、故意と過失による区別はなく、「故意又は重大な過失によらない不当利得」との記述は正確なものとはいえない。

また、当該返納金はある資格喪失事由により発生するが、受給者の置かれている状況がこれに該当するかの判断は主観的に行われ、県による判断と受給者による判断とに齟齬（そご）が発生する可能性がある。したがって、不当利得の発生を知

っていた（悪意）か否かを立証することは非常に困難であるのも事実である。

山形県財務規則（抜粋）

第 192 条（履行延期の特約等に係る措置）

債権管理者は、債権について履行延期の特約等をするときは、担保を提供させ、かつ、延納利息を付さなければならない。ただし、（中略）その他特別の事情があると認められるときは、担保の提供を免除し、又は延納利息を付さないことができる。（後略）

第 193 条（担保の提供を免除することができる場合等）

前条第 1 項ただし書の規定により担保の提供を免除することができる場合は、次の各号に掲げる場合に限るものとする。

- （1） 債務者から担保を提供させることが県の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがあるとき。
- （2） 同一債務者に対する債権金額の合計額が 10 万円以内であるとき。
- （3） 履行延期の特約等をする債権が債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係るものであるとき。
- （4） 担保として提供すべき適当な物件がなく、かつ、保証人となるべき者がいないとき。

一方、地方自治法施行令は、債権保全上必要ある場合には担保提供を請求すべき旨規定している。したがって、当該債権につき付保する必要があるか否かが問題となる。

地方自治法施行令（抜粋）

第 171 条の 4（債権の申出等）

（中略）

- 2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

そもそも児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない家庭を対象とした子育て支援のための手当である。また、当該手当の支給条件に所得制限が設けられていることから、支給対象となる家庭は根本的に所得が少ないはずである。したがって、当該手当に係る返納金がある資格喪失事由で発生したとしても、所得の少ないであろう母等からの徴収が基本となり、その回収可能性は高いとは言えず、貸し倒れリスクは比較的高いケースが多いものと考えられる。

また、現在の事務は県取扱要領の規定から、債権発生時点において県から債権

発生通知等書面が通知されるが、債務者から入手する資料は何もない手続となっている（図1ワークフロー参照）。

以上から、県は児童扶養手当返納金について、次の手続・条件を規定等に反映することを検討し、さらに規定表現等の見直しを行った上で、債権の保全に努める必要がある。

- 履行延期申請書や債務承認書には、債務者のほか、児童扶養手当の実質的利益享受者である子等を連帯保証人として記名押印する。
- 債権発生時に県と債務者との間の法律関係に係る認識を一致させ、債権発生当初から連帯保証人による付保を明確にする債務承認書等書面を入手する。

（4） 不納欠損処理について

① 時効の認識を誤り、成立後数年間不納欠損処理が行われていない。【指摘事項】

県は、平成20年度の当該債権について2,286,730円（2件）の不納欠損処理をしているが、そのうちの1件2,074,880円は数年前に時効成立済みの債権であった。この事実は平成17年度監査委員監査においても検出指摘されていた。

この点、時効について県取扱要領に次のように規定されているが、この表現により担当者を混乱させている可能性がある。

児童扶養手当（県支給分）返納金事務取扱要領（抜粋）

第5 参考事項

- 1 公法上の金銭債権の時効は5年とされている。なお時効の起算時点は、つぎのとおりである。

一括納入の場合	納期限の翌日から起算して5年
分割納入の場合	履行延期申請書及び債務証書に記載している <u>履行期限から起算して5年</u>
- 2 時効中断の効力を有する書面等は次のとおりである。
 - （1）債務承認書（民法第147条）
 - （2）履行延期申請書・債務証書
 - （3）納入通知書（地方自治法第236条第4項）
 - （4）督促状（地方自治法第236条第4項）
 - （5）一部弁済（債務者が返納金債権の一部としての弁済であることを認めて弁済すれば、残額について債務承認となり、これが時効中断の効力を有することになる。）

債権の時効については、次のように理解するのが一般的である。

i) 債権の単位について

当該債権は不当利得返還請求権の行使であるから、県が債務者宛てに提出する請求に係る通知「児童扶養手当返納について」に記載された金額が、基本的な債権の単位と考えられる。

ii) 分割納入債権を滞納した際の債権単位について

県取扱要領には、履行延期手続に次のような規定があり、そこで要求される履行延期申請書及び債務証書（以下、「申請書等」という）には繰上償還の条件が付されている。

児童扶養手当（県支給分）返納金事務取扱要領（抜粋）

第2 履行延期申請の事務処理

- 2 債務者には、履行延期申請書に次の書類を添付させること。（中略）
- 6 履行延期の承認がなされた場合は、総合支庁は直ちに債務証書（分割して返済する場合においては、債務証書に添付する分割弁済明細表を含む。）を債務者に提出させ、子ども家庭課に送付すること。

履行延期申請書（抜粋）

4 その他の条件

（2）県は次に掲げる場合には、この債権の全部または一部について延長された履行期限を繰り上げることができる。

- ① 県において、債務者が県の不利益にその財産を隠し、損ない、もしくは処分したとき、もしくはこれらのおそれがあると認めるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたと認めるとき。
- ② 債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。（後略）

債務証書（抜粋）

第3 乙（債務者）は、甲（県）において乙が次に掲げる場合に該当し、又は該当するものと認めて、上記第1（債務）の金額の全部又は一部についてその延長された履行期限を繰り上げる旨の指示をしたときは、その指示に従うこと。

- （1）乙が甲の不利益に乙の財産を隠し、損ない、もしくは処分したとき、もしくはこれらのおそれがあると認めるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。
- （2）乙が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。（後略）

上記規定等に基づいて分割返納金の滞納が発生したときに繰上償還を請求している場合、申請書等に分割納入による償還期限が定められていたとしても、滞納の時点で債権者が一括請求を行うことにより期限の利益を喪失し、同契約における残債全額を一体と見ることになる。当該請求手続による効果は、消滅

時効を検討する際、残債全体を一体と見ることによって債権の保全状況を判断し易くなり、その後の保全手続を適時適切に行える点にある（次項iii参照）。

ただし、ここで問題となるのは容認規定、いわゆる「できる」規定である。容認規定の場合、県担当者による判断の余地があるため、官僚制組織における保守的な考えから自ら手続をしないインセンティブが働く可能性がある。

事実、本債権に係る実務において、返納金の滞納が発生した場合に繰上償還を請求した実績はない。

この点、県取扱要領において本返納金は「原則として一括返納」であることとしており、繰上償還を請求する手続は妥当と考えられる。

なお、同県取扱要領において、履行延期が認められるのは返納につき「特に誠意を有する」ときとの表現があるが、「誠意」があるか否かを客観的に判断する基準が明確でなく、担当者により手続が区々となる恐れがあることから手続規定として馴染まない。基準の明確化が必要であろう。

したがって、県は返納金の滞納が発生したときには必ず繰上償還を請求するよう県取扱要領等に規定を置き、また、曖昧な表現のない規定の下で運用することが肝要である。

児童扶養手当（県支給分）返納金事務取扱要領（抜粋）

第2 履行延期申請の事務処理

1 返納については、総合支庁は原則として一括返納を債務者に指導するものとするが、次の場合のみ、履行延期に係る事務処理を行うものとする。

- (1) 債権が発生し、債務者の調査を行った結果、一括返納することが困難であり、かつ返納につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (2) 債権が滞納しており、債務者の調査を行った結果、一括返納することが困難であり、かつ返納につき特に誠意を有すると認められるとき。

iii) 時効の起算日について

時効の起算日についての一般的な法解釈（民法第166条参照）は次表のとおりである。

表8：時効起算日の一般的解釈

	返済期日	返済	起算日
①	定めない	1度もない	契約日の翌日
②	定めない	1回以上あり	最後に返済した日の翌日
③	定めている	1度もない	最初の返済予定日の翌日
④	定めている	1回以上あり	最後に返済した次の返済予定日の翌日

民法（抜粋）

第 166 条（消滅時効の進行等）

消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

- 2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

履行延期申請書等に添付される分割弁済明細表に基づいた分割返納において、その償還の一部を怠った場合、県から繰上償還請求することによって、滞納時点での残債全額を一体と見る効果があることは前述のとおりである。

そしてこの債権に係る時効起算日は、表の解釈に基づくと「返済期日を定めている（滞納発生日に一括返済）」債権かつ「返済が一度もない」債権と考えられるため、「最初の返済予定日の翌日」、すなわち滞納発生日の翌日となる（図 2 参照）。

また、申請書等提出後一度も入金がない場合にも、同様に「返済期日を定めている」債権かつ「返済が一度もない」債権であるから、「最初の返済予定日の翌日」、すなわち第 1 回返済日の翌日が時効起算日となる。

その後、一部でも入金があるたびに、残債全体を対象として、その入金日の翌日が新たな時効起算日となり、保全手続が明確かつ簡便に行える効果がある。

図 2：分割納入債権の時効起算点



以上 3 点を現在の債務者に当てはめると、平成 22 年 1 月時点ですでに時効成立している恐れのある債務を次表のように検出した。

表9：未収金のうち時効成立済と考えられる債権

	債務者	金額（円）	時効の状況	時効完成予定	あるべき予定
1	E氏	378,960	最終入金後5年経過	H23/5/1	H18/10/23
2	I氏	508,440	履行延期後入金なし	H25/8/1	H20/8/1
3	S氏	580,000 (期限未到来あり 1,485,170円)	履行延期後入金なし	H26/6/1	H21/6/1

以上より県は、債権管理担当者が時効期間について誤った理解のうえで処理し、消滅時効が成立しないよう規定等の記載を修正し、正しく運用しなければならない。また、期限未到来部分のある債務者に対しては、債務承認等保全手続を速やかに行うべきである。

さらに当該消滅時効に限らず、最新の判例等をフォローした上で定期的な規定の見直しを行うべきである。

② 時効管理しているエクセルデータ上の検証が行われていない。【意見A】

時効の処理は、各総合支庁徴収担当者が行っているわけではなく、県庁内子ども政策室担当者がエクセルデータにて一覧を作成し、適宜各総合支庁からの情報を更新しながら管理している。

しかし、前出①の観点から担当者データを再度見直すと時効等について誤りが検出されている（前出表9参照）。

この原因は、第1に規定等の記述内容の誤りが担当者をミスリードしている点、第2に前項指摘内容につき担当者が理解していない点等が考えられるが、管理データのチェックが行われていない点も見逃してはならない。

システムを通さず、担当者がエクセル等ソフトウェアによって作成した資料等は、表計算式の誤りや入力ミス等により正確性を欠く恐れがある。また、担当者自らの正確性チェックでは気がつかない重大な誤りがあることも一般的に多い。

また、当該データは上書更新されることも多いことから、紙面での資料保存のみならず、定期的なデータの保存によりデータ保全が行われるべきである。

県は、担当者の作成した資料の正確性を担保するよう、作成者以外の上長等による検証を定期的に行い、また定期的なデータ保全を行うことを検討すべきである。

(5) 延納利息について

① 延納利息を決算上計上していない。【意見B】

県は、児童扶養手当返納金についてその納付が滞った場合においても、延納利

息を課していない事務を行っている。

この点、山形県財務規則は次のように規定し、履行延期等の特約を付した債権について延納利息を徴することを前提としている。

山形県財務規則（抜粋）

第 192 条（履行延期の特約等に係る措置）

債権管理者は、債権について履行延期の特約等をするとき、担保を提供させ、かつ、延納利息を付さなければならない。ただし、令第 171 条の 6 第 1 項第 1 号に該当する場合その他特別の事情があると認められるときは、担保の提供を免除し、又は延納利息を付さないことができる。

（中略）

4 第 1 項の規定により付する延納利息は、履行期限を延長する期間の日数に応じ、年 3.6 パーセントの割合で計算した額とする。ただし、履行延期の特約等をする事情を参酌すれば不当に又は著しく負担の増加をもたらすこととなり、その割合によることが著しく不適當である場合は、その割合を下る割合によることができる。

地方自治法施行令（抜粋）

第 171 条の 6（履行延期の特約等）

普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。（後略）

これを受け、県取扱要領では履行延期手続で要求される履行延期申請書及び債務証書（以下、「申請書等」という）に利息の条件が付されているが、当該事務が行われた実績はない。

履行延期申請書（抜粋）

4 その他の条件

（3）県において、債務者の資力状況、その他の事情の変更により必要があると認めて、債務者に対して担保を提供させ、又は延納利息を付する旨の請求をしたときは、その請求するところに従って担保を提供し又は利息を付して支払をしなければならない。

債務証書（抜粋）

第 4 乙（債務者）は、担保の提供を免除され、又は延納利息を付さないことができることとされた場合においても、甲（県）において乙の資力の状況その他の事情の変更に

より必要があると認めて、乙に対し、担保を提供し、又は延納利息を付する旨の請求をしたときは、その請求するところに従って担保を提供し、又は利息を付して支払をしなければならぬこと。

そもそも、当該債権の性格は公法上の債権であることは前述のとおりであり、原則として延納利息を課するのがあるべき手続と考える。しかし、一方で前出の地方自治法施行令および地方自治法上に延納利息の免除条件が設定されていることから、当該条件に該当していることが明らかな場合に限り、当該利息を免除する事務を行うことが妥当である。

したがって、県は延納利息を決算書に計上し、無資力等を明らかに証明できる児童扶養手当返納金に限り、当該利息を免除する事務を行うよう手続規定等の見直しを行うべきである。なお、「山形県税外収入金延滞金等徴収条例」に児童扶養手当に係る債権が定められていないため、当該条例の改正が必要となる。

地方自治法（抜粋）

第 15 条の 7（滞納処分の停止の要件等）

地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

（中略）

4 第 1 項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

5 第 1 項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

第10 過年度医業未収金（病院事業局）

<平成20年度末残高>

山形県病院事業会計

	名称	平成20年度末未収金残高(円)
1	平成20年度保険者未収金	4,501,595,420
2	平成20年度個人未収金	400,176,234
3	過年度個人未収金	335,282,360
4	医業外未収金等	84,393,992
	合計	5,321,448,006

注)1. 保険者未収金：診療報酬のうち保険者負担分の未収金

2. 個人未収金：診療報酬のうち個人負担分の未収金

3. 過年度個人未収金：平成19年度までの個人未収金

4. 医業外未収金等：国や一般会計からの補助金等

1. はじめに

(1) 県立病院の概要

県立病院は、「県民に安心・信頼・高度の医療を提供し、県民医療を守り支えていくこと」が負託されており、その目的のために山形県では平成21年度現在4病院（中央病院、新庄病院、河北病院、鶴岡病院）が整備、運営されている。各県立病院の概況は次表のとおりである。

表1：県立病院の概況（平成21年4月1日現在）

	一般病院			精神病院
	中央病院	新庄病院	河北病院	鶴岡病院
所在地	山形市大字青柳	新庄市若葉町	西村山郡河北町谷地字月山堂	鶴岡市高坂字堰下
開設等年月	昭和28年4月 移管	昭和27年4月 移管	昭和24年5月 移管	昭和27年 12月 新設
前身	国立病院	社会保険協会	日本医療団	—
診療科目	内科、心療内科、精神科、神経内科、循環器科、小児科、外科、整形外科、	内科、神経内科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成	内科、神経内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮	精神科、神経科、心療内科

		形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科	外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科	膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科	
許可病床数	一般	661	463	219	—
	精神	—	—	—	294
	感染症	2	2	6	—
	計	663	465	225	294
常勤職員数 21年5月現在	医師	83	44	34	8
	看護師	619	307	183	124
	薬剤師	18	14	11	3
	臨床検査技師	34	21	15	2
	診療放射線技師	21	13	10	—
	臨床工学技士	4	2	—	—
	理学療法士	2	2	2	—
	作業療法士	1	2	—	4
	栄養士	6	4	3	3
	調理師	26	19	12	8
	事務	38	25	22	13
	その他	19	11	9	11
	計	871	464	301	176

(2) 県立病院の経営状況

地方公共団体の病院事業は一般会計から独立して会計を行っており、平成20年度山形県病院事業会計における決算概況（決算報告書および貸借対照表）は次表の通りとなっている。表2「平成20年度山形県病院事業 決算報告書」【実質収支】から分かる通り、山形県における病院事業経営は実質収支がマイナスの状況にあり、平成21年度予算では実質収支約10億円の赤字に上っている。

表 2 : 平成 20 年度山形県病院事業 決算報告書

【収益的収支の部】

(単位：千円)

		平成 20 年度		平成 21 年度
		当初予算	実績	当初予算
収益的 収入	医業収益	26,382,962	25,471,578	26,925,463
	入院収益	18,631,370	17,823,359	19,116,708
	外来収益	6,723,483	6,569,197	6,722,137
	その他	1,028,109	1,079,021	1,086,618
	医業外収益	6,046,653	6,130,284	6,037,334
	特別利益	11,887	54,257	14,053
	計 a	32,441,502	31,656,120	32,976,850
収益的 支出	医業費用	31,757,543	30,888,134	31,899,049
	給与費	19,204,633	18,519,174	18,979,489
	材料費	7,150,657	7,000,071	7,223,412
	経費	4,455,050	4,457,583	4,652,074
	減価償却費	676,360	669,604	709,821
	資産減耗費	15,574	21,603	74,178
	研究研修費	255,269	220,098	260,075
	医業外費用	988,720	1,365,582	1,371,919
	特別損失	195,269	177,602	203,882
	予備費	2,000	—	2,000
計 b	32,943,532	32,431,320	33,476,850	
総収支：a-b		▲502,030	▲775,199	▲500,000
減価償却引当収支 A		303,273	26,599	414,913

【資本的収支の部】

(単位：千円)

		平成 20 年度		平成 21 年度
		当初予算	実績	当初予算
資本的 収入	企業債	1,192,000	632,700	635,200
	出資金	61,837	61,837	63,777
	負担金	1,405,265	1,396,850	1,452,895
	その他	891	15,621	—
	計 c	2,659,993	2,107,008	2,151,872
資本的 支出	建設改良費	771,626	702,346	652,286
	資産工事費	198,285	128,672	135,286
	資産購入費	573,341	573,674	517,000
	企業債償還金	2,198,445	2,198,338	2,427,367
	退職給与費	500,000	105,327	<u>500,000</u>
	計 d	3,470,071	3,006,012	3,579,653
資本的収支補填額 B=c-d		▲810,078	▲899,003	▲1,427,781

【実質収支】

(単位：千円)

	平成 20 年度		平成 21 年度
	当初予算	実績	当初予算
減価償却引当収支 A	303,273	26,599	414,913
資本的収支補填額 B	▲810,078	▲899,003	▲1,427,781
実質収支 A+B	▲506,805	▲872,404	▲1,012,868

〈平成 21 年度予算は平成 21 年度事業計画概要から抜粋〉

表3：平成20年度 病院事業貸借対照表（単位：千円）

資産の部		負債の部	
1 固定資産		1 流動負債	
(1)有形固定資産		(1)未払金	2,803,002
土地	3,824,926	(2)預り金	155,651
建物	36,907,974	(3)その他流動負債	6,000
構築物	1,425,272	流動負債合計	2,964,654
器械備品	10,365,349	負債合計	2,964,654
車両	12,651	資本の部	
放射性同位元素	38,589	1 資本金	
その他有形固定資産	7,695	(1)自己資本金	22,961,286
建設仮勘定	81,658	(2)借入資本金	
有形固定資産合計	52,664,117	企業債	37,008,197
(2)無形固定資産		借入資本金合計	37,008,197
電話加入権	11,665	資本金合計	59,969,484
無形固定資産合計	11,665	2 剰余金	
固定資産合計	52,675,783	(1)資本剰余金	
2 流動資産		受贈財産評価額	299,243
(1)現金預金	3,182,198	補助金	1,055,603
(2)未収金	5,321,448	負担金	17,113,132
(3)貯蔵品	102,206	その他資本剰余金	474,182
(4)前払費用	20	資本剰余金合計	18,942,161
(5)その他流動資産	94	(2)利益剰余金	
流動資産合計	8,605,968	当年度未処理欠損金	19,073,960
3 繰延資産		利益剰余金合計	▲19,073,960
(1)退職給与費※	105,327	剰余金合計	▲131,798
(2)控除対象外消費税額	1,415,261	資本合計	59,837,685
繰延資産合計	1,520,588		
資産合計	62,802,340	負債資本合計	62,802,340

※繰延資産(1)退職給付費は、一般会計からの振替未了（未収入）を表す。

平成20年度末の病院事業貸借対照表は上記表3の通りであるが、本表では借金を意味する企業債が資本とされているため、これを企業会計における貸借対照表に修正すると次表の通りとなる（なお、勘定科目の配列方法は維持する）。

表 4 : 平成 20 年度 修正版病院事業貸借対照表 (単位 : 千円)

資産の部		負債の部	
1 固定資産		1 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1) 企業債	34,580,830
土地	3,824,926	固定負債合計	34,580,830
建物	36,907,974	2 流動負債	
構築物	1,425,272	(1) 1年内返済企業債	2,427,367
器械備品	10,365,349	(2) 未払金	2,803,002
車両	12,651	(3) 預り金	155,651
放射性同位元素	38,589	(4) その他流動負債	6,000
その他有形固定資産	7,695	流動負債合計	5,392,021
建設仮勘定	81,658	負債合計	39,972,851
有形固定資産合計	52,664,117	資本の部	
(2) 無形固定資産		1 資本金	
電話加入権	11,665	(1) 自己資本金	22,961,286
無形固定資産合計	11,665	資本金合計	22,961,286
固定資産合計	52,675,783	2 剰余金	
2 流動資産		(1) 資本剰余金	
(1) 現金預金	3,182,198	受贈財産評価額	299,243
(2) 未収金	5,321,448	補助金	1,055,603
(3) 貯蔵品	102,206	負担金	17,113,132
(4) 前払費用	20	その他資本剰余金	474,182
(5) その他流動資産	94	資本剰余金合計	18,942,161
流動資産合計	8,605,968	(2) 利益剰余金	
3 繰延資産		当年度未処理欠損金	19,073,960
(1) 退職給与費	105,327	利益剰余金合計	▲19,073,960
(2) 控除対象外消費税額	1,415,261	剰余金合計	▲131,798
繰延資産合計	1,520,588	資本合計	22,829,488
資産合計	62,802,340	負債資本合計	62,802,340

ここで、流動資産とは通常1年以内に資金化あるいは費用化される資産をいい、流動負債とは通常1年以内に金銭の支払義務または財貨役務の給付義務を負う負債をいう。したがって、流動資産(8,605,968千円)から流動負債(5,392,021千円)を差し引いた短期的な返済財源(理論値)は約32億円となる。

前述の通り、平成21年度予算における単年度実質収支がおよそマイナス10億

円であることから、理論的には現状の病院運営を続けた場合、少なくとも4年後には病院事業が資金ショートすることを意味している。

$$\begin{aligned}
 \text{理論的資金余裕割合} &= \frac{\text{短期的返済財源}}{\text{単年度実質収支}} \\
 &= \frac{(8,605,968 \text{ 千円} - 5,392,021 \text{ 千円})}{1,012,868 \text{ 千円}} \\
 &= \frac{3,213,947 \text{ 千円}}{1,012,868 \text{ 千円}} \\
 &\approx 3.17(\text{年})
 \end{aligned}$$

なお、本報告公表前の平成22年2月に県との間で事前協議を行ったが、当該指摘に対し県は収益的支出内の退職給付費につき、「平成22年度は一般会計からの振替が年度内に行われるため実質的に0となる」旨主張した。

しかし当該修正を加えたとしても、少なくとも7年後には病院事業が資金ショートすることとなり、抜本的な経営の立て直しが必要なことを意味している。

$$\begin{aligned}
 \text{理論的資金余裕割合} &= \frac{\text{短期的返済財源}}{\text{修正単年度実質収支}} \\
 &= \frac{(8,605,968 \text{ 千円} - 5,392,021 \text{ 千円})}{(1,012,868 \text{ 千円} - 500,000 \text{ 千円})} \\
 &= \frac{3,213,947 \text{ 千円}}{512,868 \text{ 千円}} \\
 &\approx 6.26(\text{年})
 \end{aligned}$$

また、この理論的分析はすべての流動資産が滞ることなく速やかに現金化できることを前提としているため、流動資産に不良債権が含まれ回収が滞る場合にはさらに事業運営が苦しくなる。

したがって、流動資産のうち換金性資産の大部分を占める未収金について様々な対策を講じた上でその回収を促進することは、病院事業の存続及び健全化のために必要不可欠なのである。

(3) 県の経営改善計画

県病院事業局では前述の通り厳しい財務状況等を改善すべく、平成19年度に「山形県病院事業中期経営計画」を策定し、その中で財務状況への対応につき次の通り言及している。

山形県病院事業中期経営計画 <基本計画> (抜粋)

第5 基本目標と重点項目

1 基本目標

今計画期間（平成 19～21 年度）の基本目標は、以下の 2 つとします。

- 病院機能の向上に努め、医療の質の向上を目指す（中略）
- 計画最終年度（平成 21 年度）に、総収支の黒字化の達成を目指す

国の医療費抑制策が進められており、趨勢としては、診療収入の増加は困難な状況となっている中で、診療報酬体系に適切かつ迅速に対応し、収入の確保を図るとともに、経営効率化の推進により、人件費、材料費等の費用の縮減に努めるなど経営基盤の強化を図り、持続的安定的な病院事業運営を目指します。（中略）

第 6 経営方針ごとの取組方策

1 財務の視点による取組方策（中略）

(2) 医業収支等の改善

① 収入の確保

（取組方策）

- ア 病床利用率の向上（中略）
- イ 診療単価の向上（中略）
- ウ 医療体制に即した施設基準の取得（中略）

エ 医業未収金の対策強化

- ・ 退院時請求率向上などによる未収金発生防止対策の徹底
- ・ 支払督促の実施などによる過年度未収金回収対策の強化

オ 請求漏れ・査定減対策（中略）

カ 遊休資産の処分・利活用（中略）

② 支出の削減

（取組方策）

- ア 人件費の縮減（中略）
- イ 材料費の圧縮（中略）
- ウ 経費の節減（中略）
- エ 委託業務内容の見直し（中略）
- オ 企業債の繰上償還（中略）

しかし、当該計画の基本目標の一つである「平成 21 年度総収支の黒字化」は実現不能な状況となり、平成 21 年 3 月、平成 21～23 年度までの計画に修正した「平成 21 年 3 月山形県立病院改革プラン」を策定している。

当該プランの中で、県は向こう 3 年間の収支を次表の通り計画しており、基本目標である総収支は 3 年間で改善するとしている。しかし、鶴岡病院の移転等による資本的支出の増加等により資本的収支は 3 年間常に 10 億円超のマイナスであり、余剰資金を生み出す能力に改善が見られない計画となっている（表 5 参照）。

表 5 : 山形県病院事業 収支計画

【収益的収支の部】

(単位：百万円)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
収益的 収入	医業収益	28,819	28,903	28,847
	医業外収益	4,144	4,140	4,053
	特別利益	14	14	14
	計 a	32,977	33,057	32,914
収益的 支出	医業費用	31,899	31,639	31,426
	医業外費用	1,374	1,367	1,408
	特別損失	204	54	54
	計 b	33,477	33,060	32,888
総収支：a-b		▲500	▲3	25

【資本的収支の部】

(単位：百万円)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
資本的 収入	企業債	3,734	4,722	3,296
	出資金	64	66	68
	負担金	1,454	1,536	1,656
	国（県）補助金	13	350	350
	計 c	5,265	6,673	5,371
資本的 支出	建設改良費	3,766	5,104	3,713
	企業債償還金	2,427	2,585	2,919
	その他	500	0	0
	計 d	6,693	7,689	6,632
資本的収支補填額 B=c-d		▲1,429	▲1,016	▲1,262

県は平成 21 年度の基本方針を次の通り策定している。

平成 21 年度病院事業経営 基本方針（抜粋）

病院事業の今年度の取り組みは、信頼される病院として、患者・家族の皆様からの期待に応えるのはもちろんのこと、医師及び医療従事者が意欲をもって働き続けられるよう、引き続き医療クランクの拡充や医師公舎・院内保育所の整備などの勤務環境の整備・充実を進めてまいります。

さらに、県立病院共通の電子カルテシステムを中心とした総合医療情報システムの

導入の推進、鶴岡病院の改築整備、中央病院の総合周産期母子医療センターの整備などにも重点的に取り組んでまいります。

また、医療の質や患者サービスの向上に当たっては、地域医療機関との機能分担・連携を一層強化しながら、BSC_{注1}の定着による職員の経営参画の取り組みを進めるとともに、病院横断的 TQM_{注2}活動の推進、医療情報の積極的な発信やインフォームド・コンセントの推進、医療安全管理体制の充実を進めてまいります。

② ミッション（使命・役割）

「県民に安心・信頼・高度の医療を提供し、県民医療を守り支える」

③ ビジョン（目指す姿）

「医療の質の向上の実現と収支均衡による病院運営を目指す」

④ 基本方針

1. 持続的運営が可能となる経営基盤の構築を目指す[財務の視点]
2. 患者の視点に立った安全で良質な医療サービスを提供する[顧客の視点]
3. 機動的で効率的な病院マネジメントを確立する[業務プロセスの視点]
4. 人材の確保・育成と職員の意識改革を進める[学習と成長の視点]

注)1：BSC：(Balanced Score Card) 病院運営の健全化円滑化を目的に、平成 19 年度から病院事業局が導入したマネジメントツール。財務の面だけでなく、職員の能力、業務プロセス、患者サービスの「4つの視点」から見てバランスの取れた計画を策定することが特徴で、この計画に基づいて実践、評価、改善という手順を繰り返していくもの。

注)2：TQM：(Total Quality Management)顧客の満足する品質を備えた品物やサービスを適時に適切な価格で提供できるよう企業の全組織を効果的・効率的に運営し、企業目的の達成に貢献する体系的活動のこと。

2. 医業未収金の概況

(1) 医業未収金の性格

病院事業に係る未収金は大きく 4 つに分類される。ここで、医業未収金とは医業収益に係る未収金を意味し、次表内 項目 1～3 の合計である。

表 6：平成 20 年度未収金分類表

	名称	平成 20 年度末未収金残高(円)
1	平成 20 年度保険者未収金	4,501,595,420
2	平成 20 年度個人未収金	400,176,234
3	過年度個人未収金	335,282,360
4	医業外未収金等	84,393,992
	合計	5,321,448,006

注)1. 保険者未収金：診療報酬のうち保険者負担分の未収金

2. 個人未収金：診療報酬のうち個人負担分の未収金
3. 過年度個人未収金：平成 19 年度までの個人未収金
4. 医業外未収金等：国や一般会計からの補助金等

平成 20 年度保険者未収金・医業外未収金等（表 6 内、1・4）は、平成 21 年度にほぼ回収されるか、未収となる可能性が極めて低いことから、病院事業に係る未収金で問題となるのは診療報酬のうち個人負担分に関する未収金といえる。

診療報酬とは、診療契約に基づく医療行為に対する対価と考えられ、さらに診療契約は民法の準委任契約の一種と考えられることから、診療報酬に係る債権は私法上の債権となる。

この点、最高裁判所は、『公立病院において行われる診療につき、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるとして、診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法 236 条 1 項所定の 5 年ではなく、民法 170 条 1 項により 3 年と解すべきである』としている（平成 17 年 11 月 21 日第二小法廷判決）。

なお、時効期間の起算点は、特約等がない限り医者と患者との医療関係が終了した時と解されるため、医療関係が終了した後は速やかに診療費の請求を行う必要がある。

民法 第 170 条（3 年の短期消滅時効）

次に掲げる債権は、3 年間行使しないときは、消滅する。ただし、第 2 号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了したときから起算する。

- 1 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産または調剤に関する債権
- 2 工事の設計、施工又は管理を業とする者の工事に関する債権

地方自治法（参考）

第 236 条（金銭債権の消滅時効）

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5 年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。（後略）

（2）医業未収金に係る事務の組織と流れ

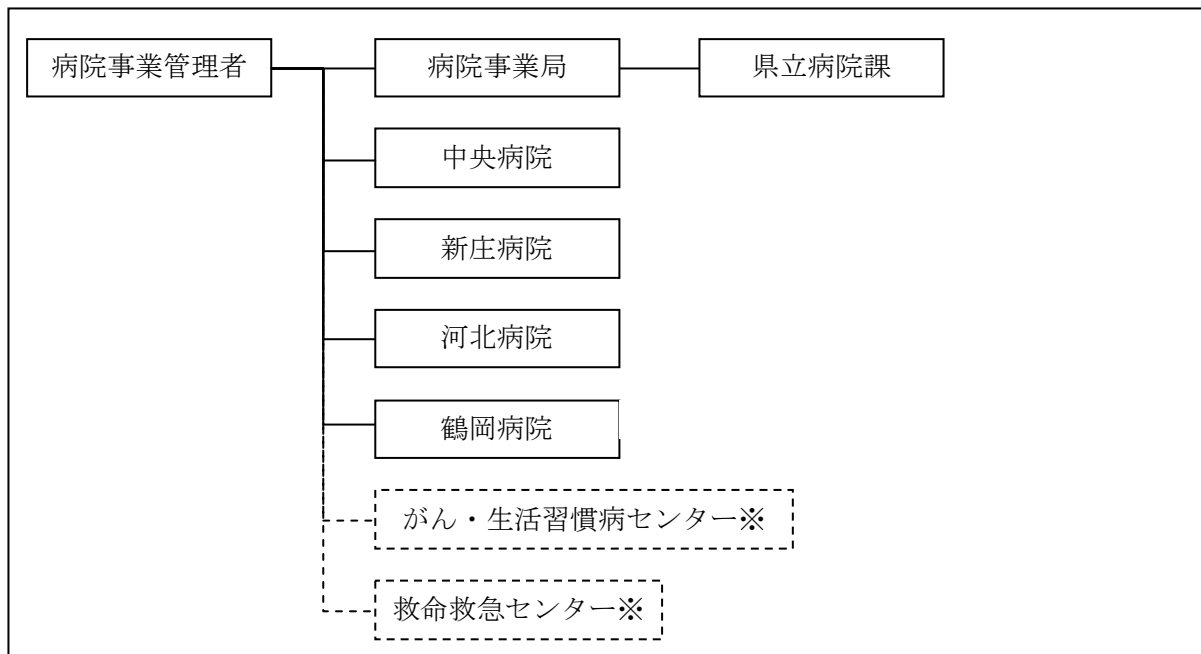
① 組織体制

山形県の病院事業は、事業管理者をトップとして県庁内に病院事業局を置き、それと並列して各病院等が組織されている。

病院事業局は県立病院課を構成し（図 1 参照）、未収金対策業務はこのうちの経

営施設係が行っている。

図1：病院事業 組織概念図



(注)がん・生活習慣病センター、救命救急センターは中央病院に併設されているため、以下集計データ上は中央病院に含んで処理している。

未収金の回収体制については、次表の通り各病院それぞれによって対応が異なっている。いずれの病院も未収金回収業務は会計担当職員が現業と兼務で行っており、専従者は中央病院の嘱託職員のみとなっている。

表7：未収金回収体制一覧

	専従者	兼務者	組織図
中央病院	嘱託職員 1名	会計係職員 3名	

新庄病院	—	会計係職員 3名	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">会計係長</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">主査</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">主事</div>
河北病院	—	会計係職員 3名	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">主査</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">主査</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">主査</div>
鶴岡病院	—	会計係職員 2名	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">会計係長</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">主査</div>

注) 実線枠は専従者、点線枠は兼務者を意味する。

実線は専従者との主従関係、破線は兼務者間の主従関係を意味する。

② 未収金に関わる手続

i) 未収金回収に係る手続

未収金回収に係る手続については、山形県病院事業局未収金取扱要領（以下、「県取扱要領」という）において次の通り規定されている。

山形県病院事業局未収金取扱要領（抜粋）

第15（督促状の発行）

病院長は、納入者が診療費を納期限まで納入しなかった場合、山形県病院事業局財務規程第45条の規定（下記参照）に基づき督促状を発行しなければならない。

第16（催告状の発行）

病院長は、督促状を発行した日から起算して30日を経過してもなお納入されないものについては、催告状を発行しなければならない。

第6（初期対応）

病院長は、外来診療に係る個人負担分で、診療当日において未納となったもののうち、高額なもの及び未収金となることが明らかと判断されるものについては、すみやかに電話で催促する等して、早期に納入させるよう努めなければならない。（後略）

第17（出張徴収）

病院長は、必要と認めるときは現金取扱員又は企業職員をして出張徴収を行わせることができる。（後略）

第 14 (未収金内訳票及び未収金管理票)

病院長は、未収金内訳票及び未収金管理票に当該未収金に係る収入況及び督促又は督促の状況を記載しておかなければならない。

第 18 (未収金調書)

病院長は、毎事業年度末において未収金調書を作成しなければならない。

山形県病院事業局財務規程 (参考)

第 45 条 (督促)

収入徴収担当者は、債権の督促をしようとするときは、債務者に対して、当該債権に係る納期限後 30 日以内に督促状を交付しなければならない。(後略)

また、病院事業局では毎事業年度末において過年度未収金の状況を把握するため、過年度未収金に係る収納状況、原因別内訳、督促状況、年度別内訳データを各病院から入手しとりまとめを行っている。

以下、上記規定等に基づく未収金回収等手続きに係るワークフローを示す。

図 2：未収金回収等手続に係るワークフロー



※9 未収金回収委託は本項（6）未収金対策の概要②にて言及している。

ii) 不納欠損処理に係る手続

不納欠損処理に係る手続については、県取扱要領に次の通り規定されている。

山形県病院事業局未収金取扱要領（抜粋）

第 22（不納欠損）

病院長は、収入について納付及び納入の義務が消滅した時（時効）及び納入等の義務を消滅させたときは、不納欠損の手続を取るとともに未収金内訳票及び未収金管理票にその旨を記入整理しなければならない。

- 2 病院長は不納欠損をしたときは、直ちに歳入不納欠損通知書により企業出納員に通知するとともに、山形県病院事業局財務規程第 47 条の規定により病院事業管理者に報告しなければならない。
- 3 民法第 170 条第 1 項により診療費の納期限、督促状の指定期限又は分割納入の翌日から 3 年経過し、かつ納入者より書面で時効が援用された場合、診療費の納入義務は消滅する。
- 4 病院長は、不納欠損を行った場合は、過年度損益修正損として会計伝票を発行し、未収金の整理を行わなければならない。

山形県病院事業局財務規程（参考）

第 47 条（不納欠損の手続）

収入徴収担当者は、収入について納入の義務が消滅したときは、不納欠損の手続をしなければならない。

- 2 収入徴収担当者は、前項の規定により不納欠損をしたときは、直ちに不納欠損報告書及び不納欠損内訳書により管理者に報告しなければならない。

地方自治法（参考）

第 236 条（金銭債権の消滅時効）

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5 年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を

目的とするものについても、また同様とする。

- 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第 153 条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（3）根拠法令等

- ① 山形県病院事業局財務規程
- ② 山形県立病院料金条例
- ③ 山形県病院事業局未収金取扱要領

（4）過年度医業未収金残高の推移

医療制度改革と県の財政ならびに一般社会における経済状況の悪化等を背景に、医業未収金は年々増加する傾向にある。

過年度医業未収金残高は、平成 16 年度末にはおよそ 1 億 7000 万円だったが、平成 20 年度末にはほぼ 2 倍となる 3 億 3500 万円まで膨れ上がっている（表 8 参照）。

表 8：過年度未収金残高の推移（単位：千円）

	中央病院	新庄病院	河北病院	鶴岡病院	計
平成 17 年 3 月末	71,120	60,390	30,007	10,145	171,663
平成 18 年 3 月末	97,548	75,774	34,799	11,899	220,022
平成 19 年 3 月末	122,524	94,429	38,661	14,238	269,853
平成 20 年 3 月末	139,054	108,580	43,299	17,271	308,205
平成 21 年 3 月末	155,613	113,297	47,294	19,076	335,282
4 年間の増加額 (増加率)	+84,493 (+118.8%)	+52,907 (+87.6%)	+17,286 (+57.6%)	+8,930 (+88.0%)	+163,618 (+95.3%)

これらの原因は単純に 2 つ考えられる。1 つは、未収金の回収が進まないため過年度の未収金が減少しないこと。そしてもう 1 つは、現年分について適時適切な請求入金管理が行われず未収金が増加していることである。

（5）平成 21 年度回収等の状況

平成 21 年度中の回収等状況を次表にまとめる。

過年度分の 8 ケ月間での回収率は全体でも 5 % 程度であり、前年度末残高 3 3 5 百万円のところ 1 6 百万円のみ回収にとどまっていることが分かる。さらに、現年分（平成 20 年度分）の回収率は 80 % ほどではあるが、未回収分の金額が 6 6 百万円にも上っており、過年度分のみならず現年分についてもその回収が進んでいな

いことが分かる。

表 9 : 各病院の未収金残高および平成 21 年度の回収状況等 (単位 : 千円)

	中央病院	新庄病院	河北病院	鶴岡病院	計
〈21 年 3 月末時点の未収金残高〉					
過年度分	155,613	113,297	47,294	19,076	335,282
現年度分	251,597	95,731	40,979	11,867	400,176
計	407,211	209,028	88,273	30,944	735,458
〈21 年 11 月末までの回収等状況〉					
過年度分 (回収率)	7,313 (4.7%)	5,729 (5.1%)	2,282 (4.8%)	1,399 (7.3%)	16,725 (5.0%)
現年度分 (回収率)	204,788 (81.4%)	76,477 (79.9%)	30,957 (75.5%)	9,779 (82.4%)	322,002 (80.5%)
計	212,101	82,206	33,239	11,179	338,727
現年分 減額調定等	10,768	396	753	—	11,918
不納欠損他	—	362	▲24	0	338
〈21 年 11 月末時点の未収金残高〉					
過年度分	148,299	107,206	45,035	17,677	318,218
現年度分	36,041	18,857	9,269	2,087	66,255
計	184,341	126,063	54,304	19,764	384,473

(6) 未収金対策の概要

① 未収金に係る規定整備

県は、病院事業局に係る未収金について「山形県病院事業局未収金取扱要領」を整備しているが、上述の経営状況の悪化および未収金の増加に対処すべく、各病院においても独自の未収金管理に係る規程等の整備が行われている(表 10 参照)。

表 10 : 未収金管理規程等一覧

各病院共通				
事業局規程	山形県病院事業局未収金取扱要領			
平成 15 年 4 月施行				
病院名	中央病院	新庄病院	河北病院	鶴岡病院
各病院規程 等名称	山形県立中央 病院未収金取	山形県立新庄 病院における	河北病院未収 金取扱マニユ	山形県立鶴岡 病院未収金取

	扱内規	未収金管理業務に関する指針	アル	扱要領
施行	平成 14 年 3 月	平成 18 年 6 月	平成 20 年 4 月	平成 19 年 1 月
最終改定	—	平成 21 年 3 月	—	—

② 未収金収納業務委託

県は前述のように各種規程等を整備し、また各病院においても回収努力を続けてきたが、医業未収金は年々増加の一途をたどってきた（前出表 8 参照）。

そこで、収納業務の一部を民間事業者へ委託することにより、民間事業者のノウハウを活用した効率的な収納業務を実施し、医業未収金残高の縮減を図ることとした。平成 21 年 8 月に締結された契約書の一部を次に示す。

業務委託契約書（抜粋）

山形県病院事業管理者 安孫子昂也（以下「甲」という）と××株式会社（以下「乙」という）とは、甲の債権について集金代行の業務を委託することに関して、甲乙間で次のとおり契約を締結する。

（業務の委託）

第 1 条 甲は、甲の保有している債権の集金代行業務、並びにこれに附帯する業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。業務の内容については、別記「山形県立病院未収金収納業務委託仕様書」のとおりとする。

2 甲が、甲の債務者に関する債権の内容、帳票その他の資料を乙に提供した日を委託日とする。

（有効期間）

第 2 条 この契約の有効期間は、契約締結日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

（手数料の負担）

第 5 条 前条により委託日以降に集金した金額については、甲は、乙に対し第 6 条に定める手数料を支払うものとする。

（手数料の計算）

第 6 条 手数料の計算は、前条に定める集金した金額の 100 分の 40（消費税及び地方消費税を含む）に相当する金額とする。なお、1 円未満の端数は、これを切り捨てる。

2 前項の手数料率について変更を要する場合は、甲乙協議のうえ別途定めるものとする。

山形県立病院個人未収金収納業務委託仕様書（抜粋）

2 業務内容

（1）対象病院及び所在地

病院名	許可病床数	所在地
中央病院	663床	山形市大字青柳1800番地
新庄病院	465床	新庄市若葉町12-55
河北病院	225床	西村山郡河北町谷地字月山堂111
鶴岡病院	294床	鶴岡市高坂字堰下28

(2) 委託する債権の範囲

委託する債権の範囲は、平成20年度以前に発生した未収金とし、各病院長が回収業務を委託することが相当であると判断した案件とする。ただし、次の①から⑧に該当する債権は除くものとする

- ① 訴訟等の法的措置を実施している債権
- ② 診療内容等により債務者又は連帯保証人等が支払を拒む意思を明らかにしている債権
- ③ 破産、免責となった債務者に係る債権
- ④ 無所得などの経済的な理由で未払いであることが明らかな債権
- ⑤ 債務者本人が死亡し、又は受刑中であり、連帯保証人がなく、かつ相続人が判明しない債権
- ⑥ 分割納付中又は支払方法等について相談中の債権
- ⑦ 債務者の未収金額残高が1,000円未満の債権
- ⑧ その他各病院長が病院で催告を継続することが適当と判断した債権

なお、業務受託後、上記①から⑧の一に該当すると受託者が判断した案件においては、受託者は速やかに各県立病院にその旨を報告のうえ返却すること。

(3) 委託業務の内容

次の①から⑤までの業務を実施することとし、実施の手段、手法については、受託者の提案に委ねるものとする。

- ① 料金案内業務
債務者に対し、電話又は文書により料金案内業務を行う。
- ② 支払方法相談業務
債務者から支払方法等について相談があった場合には、自ら判断を行わず、下記⑤イ（イ）により相談内容を各県立病院へ報告を行うこと。（債権回収会社にあっては和解等の法律行為を行わないこと）
- ③ 所在調査業務
居所が明らかでなく、料金案内業務が実施できない債務者については、受託者の裁量により、居所等の所在調査を実施すること。
- ④ 集金業務
債務者からの入金については、受託者において一旦集金し、県立病院課に納付すること。

⑤ 各種報告業務

ア 定期報告

月末時点において、次の内容の記載された報告を翌月10日（当該日が土、日曜日または祝日にあたる場合はその翌平日）までに電子媒体等により県立病院課に報告すること。

（ア）債務者ごとの入金状況（委託費の額の積算を含む）

（イ）債務者ごとの対応状況（債務者とのトラブル、苦情等の発生状況を含む）

イ 適時報告

次の一に該当する場合には速やかに各県立病院へ報告すること。

（ア）委託した債権が、上記（2）①から⑧に記載された委託除外案件に該当することと判断した場合

（イ）支払方法についての相談があった場合

（ウ）所在調査業務により、居所等が判明した場合

（エ）その他、債務者状況等について、各県立病院が個別に照会した場合ただし、個人情報保護法第23条に抵触しない範囲とする。

当該契約等に基づいて行われた業務委託の実績は、次表のとおりである。回収額が少額となっているのは、今年度の半ば（平成21年11月）からの依頼であり、依頼から実質2ヶ月しか経過していないためである。

表11：平成21年度 業務委託の実績 （単位：千円）

	中央病院	新庄病院	河北病院	鶴岡病院	計
過年度未収金残高 a	155,613	113,297	47,294	19,076	335,282
(内訳) ○：委託対象					
生活困難	1,557	3,815	1,994	6,448	13,815
経済的理由 ○	862	18,550	4,837	—	24,250
納入意識欠如 ○	69,321	29,672	26,456	2,542	127,993
支払拒否	26	2,902	371	612	3,913
住所不明 ○	10,226	9,811	2,476	484	22,999
本人死亡	25	20,048	878	686	21,638
交通事故	49	334	103	—	487
分割納入中	66,350	27,095	8,308	6,784	108,539
理由不明	5	116	—	1,518	1,640
その他	7,188	794	1,867	—	9,850
団体請求分	—	153	—	—	153

委託対象 ○合計 b	80,410	58,035	33,769	3,027	175,243
平成 21 年度委託額 c	70,595	33,405	27,411	157	131,569
委託率 c/b	87.7%	57.5%	81.1%	5.1%	75.0%
委託率 c/a	45.3%	29.4%	57.9%	0.8%	39.2%
平成 21 年度回収額 d	1,775	753	686	—	3,215
回収率 d/c	2.5%	2.2%	2.5%	0%	2.4%
回収率 d/a	1.1%	0.6%	1.4%	0%	0.9%
平成 21 年度差戻額 e	2,287	1,415	290	—	3,993
差戻率 e/c	3.2%	4.2%	1.0%	0%	3.0%

3. 監査の方法と結果

(1) 監査の方法

各病院の未収金残高のうち高額滞納者をサンプルとして抽出し（表 1 2 参照）、債務者の状況とこれに対する県の対応とが財務規程、県取扱要領等に基づき適時適切に手続されているか調査した。また、これに併せて不納欠損処理の正確性を検証した。

表 1 2 : サンプル抽出者一覧

病院名	未収金期末残高	サンプル No.	抽出債務者	未収金期末残高
中央病院	155,613,433 円	中央－1	○氏	5,204,626 円
		中央－2	S 1 氏	3,166,930 円
		中央－3	A 1 氏	3,069,141 円
		中央－4	K 氏	2,593,140 円
		中央－5	A 2 氏	2,436,730 円
新庄病院	113,297,854 円	新庄－1	W 氏	5,046,080 円
		新庄－2	H 氏	3,738,980 円
河北病院	47,294,102 円	河北－1	A 3 氏	1,154,860 円
鶴岡病院	19,076,971 円	鶴岡－1	S 2 氏	2,733,020 円
		鶴岡－2	U 氏	2,100,300 円
合計	335,282,360 円	10 件		31,243,807 円 (9.3%)

(2) 監査の結果

各債務者の状況と県の対応等は以下のとおりであった。

①中央病院

No.	中央-1	債務者	○氏
未収金額	5,204,626円	請求期間	H18/7-H19/9 (⇒H20/2 分割納入申請)
請求総額	5,204,626円	入金総額	0円 (0%)
本人の現状	平成19年9月 死去		
現在の主たる債務者	妻	保証人の有無	有 (長女・義息子)
未収金発生までの経緯	H18/6-19/2	9ヶ月入院。入院費は1ヶ月毎に月末締翌月10日頃請求していた。	
	19/5	高額療養費の貸付につき利用促す通知送付。この時点での未収金4,935,810円。	
	19/8	再入院。	
	19/9	家族と面接。高額療養費貸付等の説明。	
未収金発生からの対応	H19/11	家庭訪問。長女に高額療養費貸付等の説明。	
	20/2	妻と社会保険事務所に出向き、高額療養費貸付等について確認するが、 <u>すでに貸付を受け生活費に充当</u> していたことが判明。妻が分割納入申請提出。(その後入金なし)	
	20/4	分割納入督促通知。	
	20/10	家庭訪問するが不在	
	20/11	配達証明郵便の送付	
県の回収可能性判定	相続人を確認し、外部委託で対応したい。		
債権保全状況	平成20年2月主たる債務者が延納申請書提出(承認)により、時効中断。		
回収外部委託先としての県の判断	分割納入中により、委託対象外。		
監査人の見解			
<p>① 未収金記録は適時に作成されるべきものであるところ、平成19年5月以前のやり取り記録が残っておらず、記録時点ではすでに多額の未収金となっている。</p> <p>② 保証人に対する請求手続が行われていない。</p> <p>③ 分割納入申請から6カ月以上一度も入金ないが、収納業務外部委託されるべき債務者としてリストアップされていない。</p>			

No.	中央-2	債務者	S1氏
未収金額	3,166,930円	請求期間	H14/9-17/7 (⇒H18/2 分割納入申請)
請求総額	3,527,320円	入金総額	350,390円 (9.9%)
本人の現状	平成21年7月 自己破産		

現在の主たる債務者	—	保証人の有無	有（義弟）
未収金発生までの経緯	H14/9-17/7	入院。入院費は1ヶ月毎に月末締翌月10日頃請求していた。	
	17/12	分割納入申請の依頼送付。	
	18/2	本人が分割納入申請。 （その後、月1～2万円納入あり。）	
未収金発生からの対応	20/12	弁護士から自己破産申立準備の通知。	
	21/7	破産手続開始及び破産廃止決定通知。	
県の回収可能性判定	自己破産により債権額が免責され、不納欠損処分の手配。		
債権保全状況	平成18年2月本人が延納申請書提出。平成21年4月最終入金（承認）により、債権自体は保全されていた。		
回収外部委託先としての県の判断	委託以前に自己破産より、委託対象外。		
<p style="text-align: center;">監査人の見解</p> <p>① 平成14年度分の未収金が2,198,230円と高額に上っているにもかかわらず、分割納入申請を取り付けるまで3年以上要しており、初動手続が遅い（表1-3参照）。</p> <p>② 保証人に対する手続が一度も行われず、自己破産となっている。</p>			

表1-3：No. 中央-2 医業未収金 発生償還等状況一覧（単位円）

	発生	償還	滞納
平成14年度	2,198,230	0	2,198,230
平成15年度	1,152,310	-5,000	3,345,540
平成16年度	0	0	3,345,540
平成17年度	161,390	-20,000	3,486,930
平成18年度	0	-160,000	3,326,930
平成19年度	0	※-80,000	3,246,930
平成20年度	15,390	-95,390	3,166,930
合計	3,527,320	-350,390	—

※なお、平成19年度の償還金のうち1万円が入金管理表上記載されていなかった。

No.	中央-3	債務者	A1氏
未収金額	3,069,141円	請求期間	H18/5-21/3 (H18/5・6分⇒H18/6分割納入申請)
請求総額	3,319,141円	入金総額	290,000円 (8.7%)
H21現在	6,329,899円	H21現在入金総額	297,980円 (4.7%)

請求総額	H21 現在未収金額		6,031,919 円
本人の現状	通院中		
現在の主たる債務者	本人	保証人の有無	有（内夫）
未収金発生までの経緯	H18/5-	入院、外来。月額およそ 20 万円程度の診療費であった。	
	18/6	本人が分割納入申請。しかし、記載不備あり。（その後、総額で 18 万円のみ納入された。）	
未収金発生からの対応	18/7-10	5 回に渡り、窓口で面談。一括で未収金を支払う等話していたが、入金はほとんどなし。高額療養貸付の話などもしていた。	
	19/12	分割納入督促通知。	
	20/2	次女と山形市役所に出向き高額療養費貸付等について確認するが、 <u>すでに貸付を受け生活費に充当していたことが判明。</u>	
	20/2-6	5 回に渡り、窓口・病室等で面談。分割納入の交渉を行うが、分割納入申請のサイン及び支払なし。	
	21/9	支払催促目的文書送付	
県の回収可能性判定	支払督促等の法的手段も検討しながら、毎月の分割納付について遵守してもらうよう働き掛けていく。		
債権保全状況	平成 18 年 6 月に分割納入申請が提出されるも記載不備あり。最終入金は平成 21 年 9 月であるが、債権全体に対する承認等時効中断手続が行われておらず、平成 18 年度 1,289,130 円につき平成 21 年度末までに時効成立の恐れあり。		
回収外部委託先としての県の判断	分割納入中により、委託対象外。		
その他	今も入院を繰り返しており、未納額は平成 21 年時点で 6,031,919 円まで増加している。		
<p>監査人の見解</p> <p>① 分割納入申請書の記載不備があり、また分割納入申請による保全部分は 20 万円程度であり、その他ほとんどの部分が適切に債権保全されていない。</p> <p>② すでに時効完成している部分もあるが、分割納入申請等入手するなど債権保全の努力を怠っている。</p> <p>③ 保証人への手続が行われていない。</p> <p>④ 平成 18 年度分の未収金が 140 万円以上と高額に上っていたにもかかわらず、高額療養費貸付の確認に 1 年以上要しており、初動手続が遅い。</p>			

No.	中央－ 4	債務者	K氏	
未収金額	2,593,140 円	請求期間	H16/11-12 (⇒H18/2 分割納入申請)	
請求総額	2,593,140 円	入金総額	0 円 (0%)	
本人の現状	平成 17 年 6 月 死去			
現在の主たる債務者	長男	保証人の有無	有 (親戚)	
未収金発生までの経緯	H16/11-12	入院。		
	18/2	長男が分割納入申請。(その後入金なし。)		
未収金発生からの対応	H18/8-19/8	請求に係る郵便を 7 回ほど送付。		
	20/11	内容証明送付。		
県の回収可能性判定	患者が死亡していること、分割納入申請後 3 年を経過しており、回収は不可能。			
債権保全状況	平成 18 年 2 月長男が分割納入申請書提出するが、その後入金なくすでに時効完成。			
回収外部委託先としての県の判断	外部委託先として依頼中。			
<p style="text-align: center;">監査人の見解</p> <p>① 債権保全手を怠り、今年度中に全額時効完成している。</p> <p>② 時効成立以前であるにもかかわらず、分割納入申請等入手するなど債権保全の努力を怠っている。</p> <p>③ 保証人への手続が行われていない。</p>				

No.	中央－ 5	債務者	A 2 氏	
未収金額	2,436,730 円	請求期間	H16/11-12 (⇒H18/2 分割納入申請)	
請求総額	2,436,730 円	入金総額	0 円 (0%)	
本人の現状	平成 16 年 11 月 死去			
現在の主たる債務者	不明	保証人の有無	有 (長男)	
未収金発生までの経緯	H14/11-16/5	入院。一度も入金なし。		
未収金発生からの対応	H18/2-19/3	請求に係る郵便を 7 回ほど送付。		
	20/11	内容証明送付するも返戻。		
県の回収可能性判定	患者が死亡していること、請求後 3 年を経過していること、また、郵便が送達されないことから回収は不可能。			
債権保全状況	債権全体に対する承認等時効中断手続が行われておらず、全額すでに時効完成。			
回収外部委託先として	外部委託先として依頼中。			

の県の判断	
<p>監査人の見解</p> <p>① 保証人への手続や債権保全手続を怠り、すでに全額時効完成している。</p> <p>② 時効成立以前であるにもかかわらず、分割納入申請等入手するなど債権保全の努力を怠っている。</p> <p>③ 相続状況の確認が行われていないため、主たる債務者が確定していない。</p> <p>④ 債権発生（H14/11-16/5）から平成18年2月以前の手続等記録が残っていない。</p>	

②新庄病院

No.	新庄－1	債務者	W氏
未収金額	5,046,080円	請求期間	H13/11-19/4
請求総額	5,642,780円	入金総額	596,700円（10.5%）
本人の現状	平成19年4月 死去		
現在の主たる債務者	(不明)	保証人の有無	無
未収金発生までの経緯	H13/11-16/10	外来受診。この時点で3,490,230円の未収。	
	17/9-19/9	入院未収あり。入金は一切ない。	
未収金発生からの対応	H14/1	高額療養費貸付制度利用	
	H19/4	限度額認定証の発行を受け自己負担軽減するもその後転院。	
県の回収可能性判定	法定相続人である母にも未収があり回収は困難。		
債権保全状況	最終入金日は平成18年4月。債権全体に対する承認等時効中断手続が行われておらず、平成17年度以前の4,831,380円はすでに時効完成。		
回収外部委託先としての県の判断	本人死亡かつ相続人未確定のため、委託対象外。		

<p>監査人の見解</p> <p>① 保証人への手続や債権保全手続を怠り、すでに大部分が時効完成している。</p> <p>② 時効成立以前であるにもかかわらず、分割納入申請等入手するなど債権保全の努力を怠っている。</p> <p>③ 相続状況の確認が行われていないため、主たる債務者が確定していない。</p>	
---	--

表 1 4 : No. 新庄-1 医業未収金 発生償還等状況一覧 (単位円)

	発生	償還	滞納	時効完成
平成 13 年度	651,050	0	651,050	0
平成 14 年度	1,136,980	337,170	1,450,860	0
平成 15 年度	1,491,710	43,530	2,899,040	0
平成 16 年度	807,190	76,000	3,630,230	-191,670
平成 17 年度	1,460,980	90,000	5,001,210	-1,093,450
平成 18 年度	1,750	50,000	4,952,960	-1,491,710
平成 19 年度	93,120	0	5,046,080	-807,190
平成 20 年度	0	0	5,046,080	-1,460,980
合計	5,642,780	596,700		-5,045,000

No.	新庄-2	債務者	H氏	
未収金額	3,738,980 円	請求期間	H18/10-19/4	
請求総額	3,738,980 円	入金総額	0 円 (0%)	
本人の現状	現在通院なし			
現在の主たる債務者	本人	保証人の有無	有 (兄)	
未収金発生までの経緯	H18/10-12	高所からの転落により緊急入院。資格証のため全額自己負担。この時点で 2,226,920 円の未収。		
未収金発生からの対応	H18/12	労災申請予定だったが、労災保険に加入していないことが判明。		
	H19/3-4	入院。この時点で 3,738,980 円の未収。全額につき一度も入金なし。		
県の回収可能性判定	配偶者、子等に所得あり、回収は困難ながら可能性あり。			
債権保全状況	債権全体に対する承認等時効中断手続が行われておらず、平成 18 年度分 2,226,920 円が平成 21 年度中に時効完成。			
回収外部委託先としての県の判断	支払につき相談中のため、委託対象外。			
監査人の見解 <ul style="list-style-type: none"> ① 時効成立以前であるにもかかわらず、分割納入申請等入手するなど債権保全の努力を怠っている。 ② 保証人への手続を行っていない。 ③ 支払意思表示するも全く入金なく、収納業務外部委託される債務者としてリストアップすべきである。 				

③河北病院

No.	河北-1	債務者	A3氏
未収金額	1,154,860円	請求期間	H15/3-21/2
請求総額	1,294,860円	入金総額	140,000円(10.8%)
本人の現状	平成21年2月 死去		
現在の主たる債務者	(不明)	保証人の有無	有(元夫、姉)
未収金発生までの経緯	H15/3-18/3	外来、入院。この時点で1,089,460円の未収。	
	18/4	本人が分割納入申請するも、すぐに滞納。これまでの入金総額11万円。	
	20/3	本人が再度分割納入申請。ただし、保証人の筆跡が患者本人のものである。	
	20/3-12	分割納入再開。総額3万円の入金。	
	20/9	夫と離婚し、生活保護世帯になる。	
	20/12-21/2	再入院、死去。当該入院につき、入金なし。	
未収金発生からの対応	21/2	<p>県、児童相談所、役場、学校などの関係者により、遺族(子2人)の処遇につき検討。ただし、債権回収や相続放棄等の検討は行われなかった。</p> <p>法定相続人が未成年であるため、その後の催促等手続は行っていない。</p>	
県の回収可能性判定	<p>保証人(元夫)は分割納入申請の筆跡が患者本人のものであり交渉を断られる恐れがある。保証人(姉)は身元引受人の意識しかいないため手続は慎重に行いたい。</p> <p>これらに加え、法定相続人が未成年であるため、回収は困難。</p>		
債権保全状況	平成20年3月本人が分割納入申請書提出、最終入金平成20年12月(承認)により、時効中断。		
回収外部委託先としての県の判断	本人死亡かつ相続人未確定のため、委託対象外。		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・現年度分を合わせて総額1,154,860円の未収金となっている。 ・入院保証人は27,930円分のみの保証である。 ・分納保証人(元夫)は分納誓約書の「保証人」欄に自署押印していない。 		

監査人の見解

- ① 保証人への手続を適切に行っていない。
- ② 保証人ある場合は外部委託対象となるが委託先として抽出していない。
- ③ 相続状況の確認が行われていないため、主たる債務者が確定していない。

④鶴岡病院

No.	鶴岡－1	債務者	S 2 氏	
未収金額	2,733,020 円	請求期間	H13/6-	
請求総額	2,963,710 円	入金総額	230,690 円 (7.8%)	
本人の現状	通院中			
現在の主たる債務者	本人	保証人の有無	有 (姉)	
未収金発生までの経緯	H13/6-9	入院、通院。この時点で 449,340 円の未収。		
	14/11	上記未収につき本人が分割納入申請するも、保証人未記載。ただし、当該部分は完納。		
未収金発生からの対応	H14/12-	入院、通院。各年度の診療費と 20 年度末までの入金総額は次の通り。		
		年度	診療費総額	入金総額
		14	257,310 円	210,690 円
		15	149,890 円	—
		16	556,430 円	20,000 円
		17	413,940 円	—
		18	887,070 円	—
		19	699,070 円	—
		20	—	—
県の回収可能性判定	発生額 (平均月額 50,000 円以上) に対して遺族年金からの返済は少額 (月額 5,000 円程度) であり、回収は困難。			
債権保全状況	平成 14 年以降、分割納入申請書を入手しておらず、平成 16～17 年度の未収金 990,370 円がすでに時効完成。また、平成 18 年度の未収金 887,070 円が平成 21 年度中に時効完成。			
回収外部委託先としての県の判断	分納中のため、委託対象外。			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・債務者本人の意思を証明する資料なく、入金を平成 16 年度の債権に充当している。 ・保証人を確定する入院時の誓約書が不明。また、過年度分の分割納入申請あるが、保証人未記載。 			

監査人の見解

- ① 保証人を明確に示す資料の保管がなされておらず、また保証人への手続を適切に行っていない。
- ② 債権保全手続を怠り、今年度中に大部分が時効完成している。
- ③ 債務者等の意思を証明する資料なく、入金を新しい債権に充当している。

No.	鶴岡－2	債務者	U氏	
未収金額	2,100,300円	請求期間	H12/9- (12/9-17/6分⇒H18/2分割納入申請)	
請求総額	2,281,820円	入金総額	406,960円 (17.8%)	
本人の現状	入院中			
現在の主たる債務者	本人	保証人の有無	有 (甥)	
未収金発生までの経緯	H12/7-17/6	入院、通院。この時点で1,631,880円の未収。		
	18/2	上記未収につき本人が分割納入申請するも、本人印未押印。その後3万円のみのお入金。		
未収金発生からの対応	H18/7-	入院、通院。各年度の診療費と20年度末までの入金総額は次の通り。		
		年度	診療費総額	入金総額
		12	506,420円	181,520円
		13	147,280円	—
		14	443,280円	—
		15	147,080円	—
		16	393,140円	—
		17	146,200円	—
		18	213,720円	—
		19	284,700円	—
20	—	—		
県の回収可能性判定	現在は年金時約5万円を定期的に納めており、回収可能。			
債権保全状況	平成17年度以前の債権については平成18年2月に分割納入申請を受け、平成21年10月最終入金あり。しかし、平成18年以降の債権については分割納入申請書を入手しておらず、平成18年度の未収金213,720円が今年度中に時効完成。			
回収外部委託先としての県の判断	分納中のため、委託対象外。			
その他	・平成21年度のお入金につき、債務者本人の意思を証明する資料なく平成19年度の債権に充当している。			

・保証人を確定する入院時の誓約書が不明。

監査人の見解

- ① 保証人への手続を適切に行っていない。
- ② 債務者等の意思を証明する資料なく、入金を新しい債権に充当している。
- ③ 債権保全手続を怠り、今年度中に大部分が時効完成している。

4. 意見

(1) 未収金の発生原因について

① 入院患者に対して適時請求を行っていない。【意見A】

山形県立病院条例および県取扱要領では、入院患者の診療報酬の請求につき次の通り規定し、退院時等の速やかな請求を促している。

山形県立病院条例

第3条（料金の徴収方法）

料金は、入院患者について月末及び退院時に取りまとめ、外来患者その他についてはその都度徴収する。ただし、他の法令又は診療契約に療養費の支払方法について別に定めのあるものについては、その定めによるものとする。

山形県病院事業局未収金取扱要領

第2章「未収金の発生防止」第6（初期対応）第2項

病院長は、入院診療に係る個人負担分について退院時請求の徹底に努めるとともに、入院患者の退院の際に、病棟師長等に個人負担分の支払い方法等についての意思確認を行わせなければならない。

この点、平成21年3月下旬に退院した患者に対する請求及びその回収状況は次表の通りであり、規程等が求める適時請求が行えていない。特に、中央病院の退院時請求はサンプル上の割合で退院件数の1.9%と極めて低い。それに伴い未払件数も全6件中5件を占めていることから、適時請求していない事実が診療報酬の未払いに直結していることをデータが明示している。

表15：退院患者請求支払実績（平成21年3月最終週について）

退院日	退院数		退院時	3月	4月	5月	6月以降	未払
3/25(水)	58	請求	19	5	33	0	1	—
		支払	14	3	34	1	4	2
3/26(木)	73	請求	24	11	34	3	1	—
		支払	10	13	38	10	2	0
3/27(金)	72	請求	22	9	40	0	1	—
		支払	12	5	48	5	1	1
3/28(土)	78	請求	3	20	53	2	0	—
		支払	2	3	66	4	3	0
3/29(日)	66	請求	5	23	37	1	0	—

		支払	0	5	57	1	1	2
3/30(月)	47	請求	18	6	22	0	1	—
		支払	7	5	29	4	1	1
3/31(火)	63	請求	20	0	43	0	0	—
		支払	10	2	44	6	1	0
合計	457	請求	111	74	262	6	4	—
		支払	55	36	316	31	13	6
請求割合	100%	—	24.2%	16.1%	57.3%	1.3%	0.8%	
以下、各病院データ（合計のみ）								
<中央病院>								
合計	258	請求	5	19	225	6	3	—
		支払	1	4	215	26	7	5
請求割合	100%	—	1.9%	7.3%	87.2%	2.3%	1.1%	—
<新庄病院>								
合計	113	請求	81	29	3	0	0	—
		支払	46	15	45	3	3	1
請求割合	100%	—	71.6%	25.6%	2.6%	0%	0%	—
<河北病院>								
合計	79	請求	20	24	34	0	1	—
		支払	6	17	51	2	3	0
請求割合	100%	—	25.3%	30.3%	43.0%	0%	1.2%	—
<鶴岡病院>								
合計	7	請求	5	2	0	0	0	—
		支払	2	0	5	0	0	0
請求割合	100%	—	71.4%	28.5%	0%	0%	0%	—

県は規程等に基づき適時請求を行うべきである。特に入院患者の診療報酬は高額となることから、退院時請求が何故できないのか、その原因の調査と分析を行い請求業務の速やかな改善が望まれる。

この点、中央病院では平成 21 年 9 月適時請求できない原因をコンサルティング会社に外部委託して調査している。県は当該調査報告を受け、その内容を精査した上で適切な対策を図り、診療報酬の適時請求を行うことにより未収金の発生を未然に防ぐよう努力しなければならない。なお、当該委託契約内容等は次の通りである。

山形県立中央病院における入院費の退院当日請求に係るアドバイザー業務委託契約
(抜粋)

委託者 山形県立中央病院（以下、「甲」という。）と受託者〇〇〇（以下、「乙」という。）は、甲における入院費の退院当日請求に係るアドバイザリー業務委託に関し、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲が乙に委託する業務は、次のとおりとする。

- （1）甲が退院当日に入院費の請求書を当該患者に手渡すことで同日に医療費の収納を行い、個人未収金対策に資するため、乙は甲に実践的な運用改善指導等のアドバイザリー業務を実施する。
- （2）甲及び乙は、この契約書及び別に定める委託仕様書に基づき、協力して誠実に業務を履行しなければならない。

（委託期間）

第2条 本契約の委託期間は、平成21年10月1日より平成22年3月31日までとする。
ただし、甲・乙双方にて本委託業務目的の達成を確認した場合は、委託期間の中途であっても終了とする。

（委託料）

第3条 委託料の額は、月額262,500円（うち消費税及び地方消費税12,500円）とする。

- 2 乙が、委託業務の遂行により、甲の入院費の退院当日請求に係る基準となる実施率（以下、「基準率」という。）を上回った場合は、出来高分として委託料に加算（以下、「加算額」という。）する。
- 3 前項の加算額の算定方法及び基準率の設定等については、甲乙協議のうえ別に定める。

委託仕様書（抜粋）

3 委託料加算額に係る基準率の取扱い

業務委託契約所第3条第2項に定める基準率は次のとおりとする。

（1）基準率の定義と算定方法

入院費の退院日当日請求の基準を、次の算式によって計算した実施率の30%とする。

実施率は、「退院日当日に退院患者が離院する前に納入通知書を手渡した実施件数」を分子とし、「（2）の加算額の対象となる総患者数」を分母とし計算する。

（2）基準率を基にした退院日当日請求実施率に応じた加算額

基準率を上回って実施した場合の加算額（税別）は、次のとおりとする。

実施率 30%超 40%未満の場合 100万円を加算する。

40%超 50%未満の場合	150 万円を加算する。
50%超の場合	200 万円を加算する。

② カード支払の実効性が確保されていない（鶴岡病院）。【意見A】

県は、医業未収金の発生を抑えるとともに診療報酬回収の促進を目的として、平成 19 年 3 月から全病院窓口においてクレジットカードでの支払ができるよう対策してきた。

当該システムの導入段階において、平成 19 年 3 月県立病院課が各病院に宛てた「病院料金のクレジットカード納付について」によると、「病院におけるクレジットカード納付開始の周知については院内掲示」を行うことが基本とされていた。しかし、平成 21 年 11 月現在、鶴岡病院ではクレジットカードでの支払いが可能であることは窓口を見る限り明確な状況となっていなかった。

さらに、クレジットカードの読取機も会計窓口ではなく事務室内に設置されており、県が意図した未収金対策につき実効性が確保されていない結果となっていた。

システム導入から 3 年を経過しようとしている現段階で、上記のような状況を放置することは、未収金対策に係る手続として妥当とはいえない。

これに対し県は、平成 22 年 2 月に実施した本報告事前協議において、「開始の周知とクレジットカード支払が可能である事の明示は等しくなく、根拠が希薄である」旨、主張してきた。

しかし、なぜクレジットカードでの支払いを導入したのか、その原点は「医業未収金発生抑制」と「診療報酬回収の促進」にあったはずである。ならば、当該対策の周知徹底は導入時だけのものではなく、初診患者にも判るよう常に行われるべきものである。

県は、自ら実施した未収金対策について、その周知徹底を常に意識し検証し実効性を確保すべきである。

③ 未払患者の再来院に対する手続規定がない（中央病院）。【意見B】

県は県取扱要領において、未収金の再発を防止するため次のような規定を置いている。

山形県病院事業局未収金取扱要領

第 2 章「未収金の発生防止」第 6（初期対応）第 3 項

病院長は、支払いが困難な患者及びすでに未払金が生じている患者については医療相談等を行い、すみやかに納入させるよう努めなければならない。

これを受け、各病院が独自に整備した未収金管理マニュアルにおいても未収金再発防止の規定が整備されているが、中央病院において未払患者の再来院に対する手続規定が整備されていない。

中央病院は県内最大規模の県立病院であり、その一方過年度医業未収金残高で全体の46.4%を占めている。前述の通り、中央病院でも独自の未収金取扱内規を整備しているが、未収金再発防止の規定がないまま、平成14年施行以来その改定を行っていない（前出表10参照）。

したがって、県は規程等の内容を定期的に検討し、未収金発生原因に対応する規定を速やかに整備し、運用すべきである。

また、県では医療の質の向上の実現と収支均衡による病院運営を目指し平成19年に「山形県病院事業中期経営計画」を策定し、この中で「機動的で効率的な病院マネジメントの確立」を掲げ、この実現のために「医療情報システムの最適化を推進」してきている。これらを踏まえ、平成21年3月に「県立病院医療情報化基本計画」を策定しており、平成24年を目標として全4病院共通のシステム導入をめざしている。当該システム導入により業務大半がすべての病院で共通して行えるようになり、未収金に係る業務もその対象とされているが、当該未払患者の再来院時手続につき明示がない。当該対策を計画に盛り込み、全病院で組織的に取り組むことが望ましい。

(2) 未収金の回収業務について

① 保証人に対する手続が行われていない。【意見A】

県各病院は入院患者に対して、その入院時、入院証（あるいは誓約書）に保証人の記載を求めている。この入院証等には、「診療費等の支払いについてすべての責任を負う」旨記載されているが、実際には回収担当者から徴収手続が行われるケースはほとんどなかったことは監査結果から明らかである。

この原因には、県取扱要領における規定上の不備が考えられる。

県取扱要領は、保証人に対する徴収手続について、患者本人の未納状況を通知する旨の規定のみに留まっており、具体的な徴収実施の規定が整備されていない。

山形県病院事業局未収金取扱要領

第2章「未収金の発生防止」第12（入院患者に係る保証人）

病院長は、催促しても入院診療に係る個人負担分が納入されないものについては、保証人に対して未納状況の通知をするものとする。

県各病院が入院証（あるいは誓約書）に保証人の記載を求めているのは、入院

患者の支払能力につき入院時に調査することができず、また入院患者の死去等の場合に、診療報酬の回収を保証人により担保することを意図したものである。

そのために県はまず規程・マニュアルを再整備し、保証人に対する具体的な徴収手続を速やかに行うことが必要である。

② 相続調査が適時に行われていない。【意見A】

監査結果において、死亡患者の相続調査が適時適切に行われていないケースが散見される。相続調査が行われない間に時効完成しているケースもあり、その対策について早急に対応すべきである。

この点、法定相続人あるいは身元引受人（親族）からの同意を得て、相続調査が適時に行われるよう手続すべきである。それには、当該事項に係る診療契約及び入院申込書等書類の規定項目の整備ならびに手続規定を整備すべきである。

また、相続に関する相談窓口を上部組織である県立病院課等に設置し、現場の対応がスムーズに行われるよう統制をとることも重要であろう。

③ 回収業務の委託契約につき問題がある。【意見C】

年々増加する医業未収金について、県は収納業務の一部を民間事業者へ委託することにより、民間事業者のノウハウを活用した効率的な収納業務を実施し、医業未収金残高の縮減を図ることとした。

しかし、平成21年8月に締結された契約書から、次のとおり問題点を検出した。

- 委託の範囲外となった債権や受託者から返還された債権について、どのような回収手続を行うのか不明である。
- 委託の範囲につき、担当者の恣意性が介入する余地を残しており、判断基準として明確でない（下記契約書抜粋、下線部参照）。

県は、明確な判断基準による条文を具備した契約書を作成した上で、委託業務につき実効性のある契約を結ぶべきである。

業務委託契約書（抜粋）

（2）委託する債権の範囲

委託する債権の範囲は、平成20年度以前に発生した未収金とし、各病院長が回収業務を委託することが相当であると判断した案件とする。ただし、次の①から⑧に該当する債権は除くものとする

- ① 訴訟等の法的措置を実施している債権
- ② 診療内容等により債務者又は連帯保証人等が支払を拒む意思を明らかにしている債権（⇒委託せずどのような手続によって回収するのか不明）
- ③ 破産、免責となった債務者に係る債権

- ④ 無所得などの経済的な理由で未払いであることが明らかな債権
- ⑤ 債務者本人が死亡し、又は受刑中であり、連帯保証人がなく、かつ相続人が判明しない債権
- ⑥ 分割納付中又は支払方法等について相談中の債権
- ⑦ 債務者の未収金額残高が 1,000 円未満の債権
- ⑧ その他各病院長が病院で催告を継続することが適当と判断した債権（⇒
判断基準として明確でなく、担当者の恣意性が介入するおそれがある）

なお、業務受託後、上記①から⑧の一に該当すると受託者が判断した案件においては、受託者は速やかに各県立病院にその旨を報告のうえ返却すること。

(3) 委託業務の内容

③ 所在調査業務

居所が明らかでなく、料金案内業務が実施できない債務者については、受託者の裁量により、居所等の所在調査を実施すること。

④ 集金業務

債務者からの入金については、受託者において一旦集金し、県立病院課に納付すること。

④ 入金時の充当処理が適切に行われていない。【意見A】

民法は、債務者からの入金があった場合、先に弁済期が到来する債権に充当することが正しい処理としている。そして、もしそれよりも後に弁済期が到来する債権に充当する場合には、弁済者からの意思を明確に示した文書等が必要となる。

しかし県では、債務返済に係る弁済者の意思表示文書等が明確に保管されていないまま、消滅時効の中断を目的として後に弁済期が到来する債権に充当しているケースが散見された。この手続は民法上の処理として妥当ではなく、債務者の時効に係る援用につき対抗できない処理となる。

民法（抜粋）

第 488 条（充当の指定）

- 1 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付がすべての債務を消滅させるのに足りないときは、弁済をする者は、給付のときに、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。（後略）

第 489 条（法定充当）

弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも前条の規定による弁済の充当の指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。

- 一 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。
- 二 すべての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。
- 三 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。
- 四 前二号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。

また、山形県立中央病院未収金取扱内規においては、複数債務のある患者から回収した診療費を当該複数債務すべてに充当する処理をするよう規定されているが、これは民法規定より妥当な処理と言えないため、改正が必要である。

県は、民法等法令に基づき適切な処理及び規定整備を行わなければならない。

山形県立中央病院未収金取扱内規（抜粋）

第8 （回収した診療の充当方法）

複数の債務を持ち、かつ分割納入している患者から回収した診療費については、不納欠損防止のため、複数の債務すべてに充当するいわゆる一括分納の方法をとる。

⑤ 法的措置の実施を検討すべきである。【意見B】

県はこれまで、医業未収金につき強制執行による法的措置を実施していない。これは、県取扱要領に催告状発行以降の手續に係る規定を明記していないことも一つの要因と考えられる。

県は、増加の一途を辿る医業未収金の回収を促進するため、法的措置の手續規定の整備及びその実施を検討すべきである。

⑥ 業務委託に関する県民への説明が不適切である。【意見A】

治療費滞納の回収業務委託に対して、県ホームページ「県民の生の声」に県民から次のような意見が寄せられ、県がこれに次のとおり回答している。

<意見>

県立病院における治療費滞納の回収を業務委託することに反対です。今回の県の対応は経済的な事情を抱える多くの県民に失望を与えかねない事例になるのではありませんか。(2009-05-11)

<回答>

平成 19 年度以前に県立病院を受診されたもののなお支払いが終わっていない医療費は、平成 20 年度末で約 3 億 4 千万円になっており、県立病院の経営に影響を及ぼしております。そのうち約半分は、分割納入中の方の残金や受診後に生活保護を受けているなど事情があって未納となっているものですが、残り半分については、未納の理由が明らかでなく支払いを拒否しているものや、住所不明となっているものなどです。今回の委託は、この未納の理由が明らかでないものや住所不明のものなどを対象として、民間業者のノウハウを活用して、未収金残高の縮減を図るものです。

委託業務の具体的な内容は、未納者に対し、電話や文書による支払がない事実のお知らせや、支払わない理由の確認、居所等の所在調査などです。また、経済的に困窮されている場合は、納入方法などの相談を受けることとしております。今後も県立病院が県民に安心・信頼・高度の医療を提供するため及び県民負担の公平を図るため、未収金の発生防止と回収に努めてまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

(2009-05-22 その他)

上記、<回答>における業務委託内容に対する回答は、その正確性につき疑問が残る。

山形県立病院個人未収金収納業務委託仕様書では、その委託業務内容につき「① 料金案内業務、② 支払方法相談業務、③ 所在調査業務、④ 集金業務、⑤ 各種報告業務」と明記している（2（6）②参照）。

「県民の生の声」における回答は、その業務委託内容にあたかも集金業務がないかのような誤解を与えかねない記述となっている。

県は収納業務委託に係る契約書・仕様書に基づく業務内容が、正しく県民に伝わるよう県ホームページの記述を改めるべきである。

（3）債権の保全について

① 県取扱要領における時効の規定を適時に更新していない。【指摘事項】

県取扱要領での消滅時効期間は現在 3 年と解されているが、本要領の改正は今年度の平成 21 年 8 月であった。それまでは次の規定を置き、消滅時効期間を 5 年として事務を行っていた。

【平成 21 年度改正前】山形県病院事業局未収金取扱要領（抜粋）

第 22（不納欠損）

- 3 診療費の時効は地方自治法 236 条により 5 年間であり、督促又は分割納入により中断した時効は、督促状の指定期限又は分割納入の翌日から進行する。

診療に関する債権の消滅時効期間は3年と理解すべき判例が、平成17年に出ている(2(1)、(2)②ii)参照)。

したがって、県は、判例に従い速やかに規程等を改定して時効についての担当者理解を更新すべきところ、4年以上放置していた。

この点、県は最新の判例等を各種規程等に反映するよう法的フォローを行った上で、定期的な規定等の見直しを行うことが肝要であろう。

② 債権の保全手続が適時適切に行われていない。【意見B】

未収金管理票等の閲覧や担当者からのヒアリングにより、債権の保全手続に対する理解が誤っており、適時適切に実行していないケースが検出された。

例えば、債権の単位は「請求ごと」であるべきところ「債務者ごと」と理解し、ある債権に対する入金があった場合にその債務者に対するその他の債権すべても時効中断されるものと誤解していた。そのため、3年以内に一部入金があった債務者に対してその他の債権も含めた承認手続を行っておらず、実際には時効完成していたケースが多々検出された。

また、債務の分割納入申請書の入手は、民法上の承認に当たることから申請書入手により時効が中断するものと考えられるが、そのように理解されておらず手続していないケースも散見された。

債権の保全は、県として統一した手続が行われるべきであり、病院や担当者によって異なる手続が行われている現状は改善されるべきである。

③ 時効完成の債権につき手続が行われていない。【意見A】

前述のとおり、診療報酬の請求から消滅時効期間3年を経過した債権については消滅時効が完成しているが、援用がない限り債権は消滅していない状況にある。

県は時効完成状況にある債務につき特段手続を行っておらず、債務者の時効援用を待って処理するケースがほとんどであることは監査結果から明らかである。そして、この現状が滞留債権を増大させている要因と考えられる。

したがって、県はまず、なぜ時効が完成してしまったのかその原因を債権ごとに究明し、今後の債権管理に活用する手続を踏むべきであろう。さらに、弁済者の充当意思を明確に示した一部納入や分割納入申請書の入手等の承認手続により債権は保全されることから、県は当該保全手続及びこれらに基づく回収手続を行うことが妥当である。

④ 不納欠損処理すべき債権が含まれる可能性がある【意見C】

前述①②記載のとおり、時効についての理解や手続に法律上の誤解等があったこ

とにより、すでに時効完成している債権が多額に上っている。この中に不納欠損処理されるべき債権が含まれている可能性があることから、県は時効完成済みの債権につき精査する必要がある。

以下、時効成立リスクのある債権高、債権年齢表と時効完成割合をまとめると、時効完成し、時効成立リスクのある債権は全体の4割以上にも上っていることがわかる。

表16：平成20年度末過年度医業未収金 時効成立リスクのある債権高(単位：千円)

	中央病院	新庄病院	河北病院	鶴岡病院	合計
H21/3 時点の過年度未収金残高 A	155,613	113,297	47,294	19,076	335,282
H18/4 以降、分割納入 手続等実施 B	40,416	25,598	4,644	14,429	85,089
H18/4 以降、支払督促 等実施 C	16,361	11,805	—	—	28,167
H21/3 時点の手続未 了残高 D=A-B-C	98,834	75,893	42,649	4,647	222,025
手続未了割合 D/A	(63.5%)	(66.9%)	(90.1%)	(24.3%)	(66.2%)
うち H21/3 時点時 効未達(3年内)E	33,872	24,705	13,371	1,078	73,028
援用により時効成 立する残高 F=D-E	64,962	51,187	29,278	3,569	148,997
時効完成割合 F/A	(41.7%)	(45.1%)	(61.9%)	(18.7%)	(44.4%)

表17：平成20年度末過年度医業未収金 債権年齢表と時効完成割合(単位：千円)

	中央病院	新庄病院	河北病院	鶴岡病院	合計
H21/3 時点の過年度未 収金残高 A	155,613	113,297	47,294	19,076	335,282
① 平成18～19年度	59,145	37,963	13,369	7,033	117,513
② 平成13～17年度	83,865	57,323	27,027	9,345	177,562
③ 平成8～12年度	11,553	16,613	6,822	2,593	37,582
④ 平成3～7年度	1,049	1,362	73	103	2,589
⑤ 平成2年度以前	—	35	—	—	35
平成17年度以前 ②～⑤計 G	96,468	75,333	33,924	12,043	217,769

援用により時効成立する残高 F	64,962	51,187	29,278	3,569	148,997
時効完成割合 F/G	(67.3%)	(67.9%)	(86.3%)	(29.6%)	(68.4%)

(4) 延滞金又は違約金について

① 延滞金又は違約金を課すべきである。【意見B】

県は、医業未収金につき延滞金又は違約金（以下、「延滞金等」という。）を課していない。この根拠につき、「延滞金は公法上の歳入についての制裁金であるため、私法上の債権である医業未収金について延滞金を科することはできない」とのものは考えている。

しかし、医業未収金が私法上の債権であるとしても、診療報酬が診療契約に基づく医療行為に対する報酬である以上、診療契約に当該延滞金等に係る規定を設けることにより、延滞金等を科することは可能である。

また、消費者契約法第9条には、消費者が支払う損害賠償の額を「予定」する場合、あるいは「年利14.6%を超える」法外な金額の場合に無効とする規定を置いており、当該範囲内であれば合法的に損害賠償として延滞金等を課することが可能であると解釈できる。

消費者契約法（抜粋）

第9条（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 1 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分
- 2 当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日（支払回数が二以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。）までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるもの 当該超える部分

そもそも、延滞金等は県の収入を目的とするものではなく、滞納者にペナルティを科することによって、適時適切に納入している患者と明確な差別化をし、患者の滞納を未然に防ぐ効果を期待するものである。

県は、診療契約あるいは入院証等その他の規定を再度見直し、延滞金等について

の規定整備及び運用を検討すべきである。

第 1 1 地方税（総務部）

【制度の説明】

（1）概要

税収とは国や地方公共団体による徴税による収入であり、税収は国家及び地方自治体の財源の中心となっている。

わが国の租税体系はおおよそ以下の通りである。

総務省資料及び山形県資料による。

	区分	主な税目	
国税	普通税	所得税、法人税、相続税、地価税、贈与税、消費税、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税、印紙税、自動車重量税、関税、登録免許税、とん税、地方法人特別税、地方揮発油税	
	目的税	特別とん税、電源開発促進税	
地方税	道府県税	普通税	道府県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税、鉱区税、固定資産税
		目的税	狩猟税、水利地益税
	市町村税	普通税	市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税
		目的税	入湯税、事業所税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税、国民健康保険税

(2) 各税目の概要

①個人住民税

- ・納税義務者は、市町村・都道府県内に住所を有する個人（均等割・所得割）及び市町村・都道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人（均等割）である。
- ・課税方式は、市町村が税額を計算し、確定する賦課課税方式である。
- ・課税標準は、前年分の所得金額である。

②法人住民税

- ・納税義務者は、都道府県及び市町村に事務所又は事業所を有する法人である。
- ・課税方式は、申告納付方式である。
- ・課税標準は、連結申告法人は個別帰属法人税額であり、それ以外の法人は法人税額である。

③法人事業税

- ・納税義務者は、都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人である。
- ・課税方式は、申告納付方式である。
- ・課税標準は、付加価値割については付加価値額、資本割については資本金等の額、所得割については所得及び清算所得、収入割については収入金額である。

④地方消費税

- ・納税義務者は、課税資産の譲渡等（役務の提供を含む）を行った事業者、又は、課税貨物を保税地域から引き取る者である。
- ・課税方式は、本来は都道府県に申告納付することとされているが、当分の間、国（税務署又は税関）に消費税とともに申告納付することとされている。
- ・課税標準は、消費税額である。

⑤不動産取得税

- ・納税義務者は、不動産の取得者である。
- ・課税方式は、賦課課税方式による。
- ・課税標準は、取得した不動産の価格（固定資産課税台帳に登録された固定資産の評価額で一定の場合、軽減措置あり）である。

⑥地方たばこ税

- ・納税義務者は、製造たばこにつき、小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をする製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者で

ある。

- ・課税方式は、申告納付方式である。
- ・課税標準は、売渡し等に係る製造たばこの本数である。

⑦ゴルフ場利用税

- ・納税義務者は、ゴルフ場の利用者である。
- ・課税方式は、ゴルフ場の利用者からゴルフ場経営者が都道府県に代わって徴収し、都道府県に納付する申告納税方式である。
- ・税率は、一人一日につき、ゴルフ場ごとに定められた額である。

⑧軽油引取税

- ・納税義務者は、元売業者又は特約業者から現実の納入を伴う軽油の引取を行う者である。
- ・課税方式は、元売業者又は特約業者が都道府県に代わって軽油の引取を行う者から徴収し、都道府県に納付する申告納税方式である。
- ・課税標準は、軽油の数量である。

⑨自動車税

- ・納税義務者は、自動車の所有者である。
- ・課税方式は、賦課課税方式である。
- ・税率は、自動車一台について、種別、排気量等により定められた額である。

【山形県の県税収入の概況について】

山形県が公表した平成 20 年度一般会計の歳入歳出決算概要は次の通りである。

総 括

区分		20 年度	19 年度	比較増減	増減率
歳入	①	5653 億 4500 万円	5689 億 2200 万円	△35 億 7700 万円	△0.6%
歳出	②	5608 億 9200 万円	5661 億 3000 万円	△52 億 3900 万円	△0.9%
形式収支 ①－②	③	44 億 5400 万円	27 億 9200 万円	16 億 6200 万円	59.5%
翌年度に繰り 越すべき財源	④	7 億 9800 万円	4 億 5700 万円	3 億 4100 万円	74.7%
実質収支 ③－④	⑤	36 億 5600 万円	23 億 3500 万円	13 億 2000 万円	56.5%

歳 入

	区分	決算額	増減額	摘要
自 主 財 源	県税	1142 億 2500 万円	△30 億 9600 万円	県民税、事業税、自動車税など。
	諸収入	707 億 3900 万円	31 億 8300 万円	県による貸付の返済額、県が受託した事業収入など。
	地方消費税清算金	212 億 5200 万円	△16 億 3900 万円	全国で納められた地方消費税のうち、山形県分として清算された金額。
	繰入金	68 億 7300 万円	△90 億 3600 万円	特別会計や基金から繰り入れられた金額。
	使用料・手数料	82 億 400 万円	△1 億 2300 万円	県の施設を利用した際に利用者からの利用料金など。
	分担金・負担金	29 億 4200 万円	△5 億 3900 万円	県が道路や港を建設する際の実際の受益者から受ける金額。
	その他の収入	41 億 8300 万円	△15 億 500 万円	前年度からの繰越金、県財産の貸付や売却収入、寄付金 など。

	区分	決算額	増減額	摘要
依存財源	地方交付税	1883 億 5100 万円	△3 億 8300 万円	国からの一定の基準に基づく交付金額。
	県債	761 億 6400 万円	23 億 1000 万円	県が 20 年度中に借り入れた金額。
	国庫支出金	663 億 6900 万円	65 億 3200 万円	県が行う建設工事等の事業のうち国から受けた補助金など。
	その他の収入	60 億 4300 万円	7 億 1900 万円	地方譲与税、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

歳 出（目的別歳出を記載）

区分	決算額	増減額	摘要
教育費	1193 億 5000 万円	△34 億 2400 万円	県立高校の整備や教職員給料。
公債費	944 億 7900 万円	△6 億 4000 万円	県債等の平成 20 年度分の返済額
土木費	754 億 9600 万円	△96 億 2300 万円	道路や橋の建設・修繕、河川や公園整備。
商工費	582 億 800 万円	15 億 4800 万円	商工業や観光の振興。
民生費	577 億 4900 万円	52 億 7600 万円	介護保険制度の推進や子育て家庭への支援。
総務費	361 億 2300 万円	22 億 3600 万円	政策立案、防災関係の仕事、庁舎の管理。
農林水産業費	292 億 5700 万円	△9 億 7400 万円	農業、林業、漁業の振興。
警察費	277 億 1600 万円	△7 億 6300 万円	県民の生命、身体及び財産の保護、公共の安全と秩序の維持。
衛生費	214 億 900 万円	1 億 7300 万円	健康で衛生的な生活環境の推進。
その他	411 億 500 万円	9 億 5200 万円	議会費、労働費、災害復旧費及び諸支出金。

以上のように県税収入は 1,142 億 2,500 万円が計上されており、県一般会計の歳入の 20.2%を占める。また、歳入の各項目と歳出の各項目とは必ずしも紐付きではないが、県税収入は歳出からみれば県全体の教育費 1,193 億 5,000 万円をほぼ賄っている金額規模である。

また、平成 20 年度決算の歳入のうち「県税」の款は、以下の通りとなっている。

(金額単位：千円)

項	予算規模	a 調定額	b 収入済額	c 不納 欠損額	d 収入未済額	a に対す る d の割 合(%)
1. 県民税	37,184,000	39,119,129	37,335,903	63,028	1,720,196	4.40
2. 事業税	27,269,000	27,550,174	27,408,067	12,368	129,738	0.47
3. 地方消費税	13,112,000	13,113,911	13,113,911	-	-	-
4. 不動産取得税	2,746,000	2,934,123	2,768,424	12,057	153,640	5.24
5. 県たばこ税	2,134,000	2,134,791	2,134,791	-	-	-
6. ゴルフ場利用税	160,000	170,866	163,521	123	7,222	4.23
7. 自動車税	17,405,000	17,889,224	17,413,270	59,511	416,589	2.33
8. 鉾区税	5,000	5,776	5,740	36	-	-
9. 自動車取得税	3,208,000	3,208,025	3,208,025	-	-	-
10. 軽油引取税	10,261,000	10,486,843	10,452,388	2,737	31,716	0.30
11. 狩猟税	34,000	34,222	34,222	-	-	-
12. 産業廃棄物税	182,000	186,806	186,806	-	-	-
13. 旧法による税	-	6,730	377	57	6,295	93.54
計	113,700,000	116,840,626	114,225,452	149,921	2,465,399	2.11

1) 「調定額」とは、当該年度で収入として認識すべき金額であり、過年度からの未収繰越額を含む。

「収入済額」とは、「調定額」のうち実際に入金された金額である。

「不納欠損額」とは、未収金額のうち、時効等により回収が不可能と判断された残高について、一定の手続きを経て欠損処理されたものである。当該処理は、債務者にとっては支払いを免除されたことを意味する。

2) 「調定額」に対する「収入未済額」の割合は 2.11%あるが、金額は 24 億 6539 万円である。

3) 「収入未済額」の上位5税目は次の通りである。

		金額単位 千円
1	県民税	1,720,196
2	自動車税	416,589
3	不動産取得税	153,640
4	事業税	129,738
5	軽油引取税	31,716

4) 「不納欠損額」は合計で1億4992万円である。

(3) 未収金が発生する事情

課税方式が申告納付（入）方式であるものは、主に税務調査等により追徴税額が生じた場合である。

課税方式が賦課課税方式であるものは、賦課されたのち納付がなされない場合である。

【各税目の未収金の状況】

先に記載した上位 5 位の税目の状況は次の通りである。なお、翌年度において調定修正等により e の金額が翌年度 a 「滞納繰越額」と一致しない場合がある。

(1) 県民税

県民税は個人県民税、法人県民税及び利子割に区分される。

①個人県民税

【金額 円単位】

			16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
a	調 定 額	現年度発生額	14,327,260,555	14,524,916,218	15,980,065,344	30,141,004,495	31,009,079,605
		滞納繰越額	847,618,870	856,513,950	877,838,809	896,807,157	1,332,222,346
		計	15,174,879,425	15,381,430,168	16,857,904,153	31,037,811,652	32,341,301,951
b	収 入 済 額	現年度発生額	14,112,606,552	14,290,552,611	15,712,435,038	29,483,667,339	30,319,437,087
		滞納繰越額	134,958,513	137,244,666	145,650,896	154,226,957	283,367,472
		計	14,247,565,065	14,427,797,277	15,858,085,934	29,637,894,296	30,602,804,559
c=a-b			927,314,360	953,632,891	999,818,219	1,399,917,356	1,738,497,392
d	不納欠損額		71,048,612	87,666,836	104,249,084	70,761,730	59,522,740
e=c-d			856,265,748	865,966,055	895,569,135	1,329,155,626	1,678,974,652

※印 件数についてはデータがなく、記載を省略する。

②法人県民税

【金額 円単位】

			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
a	調定額	現年度発生額	4,948,710,500	5,035,765,600	5,416,258,200	5,719,826,700	5,446,176,900
		滞納繰越額	50,322,195	66,951,978	37,128,980	33,923,756	34,091,963
		計	4,999,032,695	5,102,717,578	5,453,387,180	5,753,750,456	5,480,268,863
b	収入済額	現年度発生額	4,912,529,287	5,024,055,503	5,400,727,707	5,703,004,487	5,427,886,929
		滞納繰越額	10,279,668	34,674,560	8,423,672	8,428,376	7,743,447
		計	4,922,808,955	5,058,730,063	5,409,151,379	5,711,432,863	5,435,630,376
c=a-b			76,223,740	43,987,515	44,235,801	42,317,593	44,638,487
d	不納欠損額		9,157,959	6,150,235	6,856,545	7,997,430	3,505,918
e=c-d			67,065,781	37,837,280	37,379,256	34,320,163	41,132,569
f	eのうち、延納等手続額		36,010,805	9,836,537	9,921,927	7,245,545	8,371,224

【件数】

			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
a	調定額に係る件数	現年度発生額	31,053	31,075	31,157	31,435	31,012
		滞納繰越額	1,272	1,229	1,164	1,033	1,060
		計	32,325	32,304	32,321	32,468	32,072
b	収入済額に係る件数	現年度発生額	30,625	30,696	30,767	30,969	30,431
		滞納繰越額	279	258	272	227	233
		計	30,904	30,954	31,039	31,196	30,664
c=a-b			1,421	1,350	1,282	1,272	1,408
d	不納欠損額に係る件数		192	182	243	210	163
e=c-d			1,229	1,168	1,039	1,062	1,245
f	eのうち、延納等手続額に係る件数		229	188	182	163	215

【上位 10 位】

	債務者	金額(円)	過年度不納欠 損額合計(円)	発生時期	発生事由
1	法人 1	1,313,300		H20.1	倒産
2	法人 2	970,000		H10.7	多額の債務
3	法人 3	730,800		H11.9	経済的困窮
4	法人 4	573,000		H19.9	経済的困窮
5	法人 5	569,000		H17.8	事業廃止
6	法人 6	493,900		H18.10	事業不振
7	法人 7	472,600		H20.1	倒産
8	法人 8	400,800		H19.7	経済的困窮
9	法人 9	388,400		H18.5	倒産
10	法人 10	380,400		H12.11	経済的困窮

③利子割

【金額 円単位】

			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
a	調定額	現年度発生額	1,779,664,779	879,145,622	684,127,569	910,659,322	986,426,328
		滞納繰越額					
		計	1,779,664,779	879,145,622	684,127,569	910,659,322	986,426,328
b	収入済額	現年度発生額	1,779,664,779	879,145,622	684,127,569	910,659,322	986,336,578
		滞納繰越額					
		計	1,779,664,779	879,145,622	684,127,569	910,659,322	986,336,578
c=a-b			0	0	0	0	89,750
d	不納欠損額		0	0	0	0	0
e=c-d			0	0	0	0	89,750
f	eのうち、延納等手続額		0	0	0	0	0

【件数】

			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
a	調定額に係る件数	現年度発生額	9,906	9,536	9,546	8,432	7,816
		滞納繰越額					
		計	9,906	9,536	9,546	8,432	7,816
b	収入済額に係る件数	現年度発生額	9,906	9,536	9,546	8,432	7,813
		滞納繰越額					
		計	9,906	9,536	9,546	8,432	7,813
c=a-b			0	0	0	0	3
d	不納欠損額に係る件数		0	0	0	0	0
e=c-d			0	0	0	0	3
f	eのうち、延納等手続額に係る件数		0	0	0	0	0

(2) 自動車税

【金額 円単位】

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
a	調定額	現年度発生額	18,061,254,400	18,426,911,900	18,075,321,500	17,909,360,300	17,475,201,400
		滞納繰越額	474,548,613	479,199,358	470,587,227	448,744,343	414,023,396
		計	18,535,803,013	18,906,111,258	18,545,908,727	18,358,104,643	17,889,224,796
b	収入済額	現年度発生額	17,901,045,722	18,280,576,293	17,935,681,131	17,783,366,169	17,333,962,174
		滞納繰越額	107,739,890	111,411,414	112,644,600	104,461,344	79,307,874
		計	18,008,785,612	18,391,987,707	18,048,325,731	17,887,827,513	17,413,270,048
c=a-b		527,017,401	514,123,551	497,582,996	470,277,130	475,954,748	
d	不納欠損額	48,450,215	44,592,324	49,510,041	56,174,780	59,511,594	
e=c-d		478,567,186	469,531,227	448,072,955	414,102,350	416,443,154	
f	eのうち、延納等手続額	93,886,150	112,231,981	131,147,415	119,444,965	98,604,860	

【件数】

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
a	調定額に係る件数	現年度発生額	570,251	566,667	548,502	539,176	525,178
		滞納繰越額	13,638	13,675	13,307	12,562	11,471
		計	583,889	580,342	561,809	551,738	536,649
b	収入済額に係る件数	現年度発生額	565,853	562,713	544,750	535,819	521,354
		滞納繰越額	2,922	3,050	3,065	2,843	2,179
		計	568,775	565,763	547,815	538,662	523,533
c=a-b		15,114	14,579	13,994	13,076	13,116	
d	不納欠損額に係る件数	1,442	1,272	1,429	1,599	1,620	
e=c-d		13,672	13,307	12,565	11,477	11,496	
f	eのうち、延納等手続額に係る件数	2,802	3,207	3,678	3,477	2,792	

【上位 10 位】

	債務者	金額(円)	過年度不納欠 損額合計(円)	発生時期	発生事由
1	個人 1	1,501,600	466,200	H13.5	経営難
2	個人 2	1,459,300		H8.5	経済的困窮
3	個人 3	1,471,100	446,600	H4.5	多額の債務
4	個人 4	1,012,900		H15.6	事業不振
5	個人 5	699,200		H15.6	経済的困窮
6	個人 6	647,348		H9.6	経済的困窮
7	個人 7	536,200		H11.5	経済的困窮
8	個人 8	518,400		H16.5	経済的困窮
9	法人 1	513,300		H12.5	経済的困窮
10	個人 9	507,700		H12.5	経済的困窮

(3) 不動産取得税

【金額 円単位】

			16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
a	調 定 額	現年度発生額	3,428,216,710	2,997,360,030	3,072,130,310	3,002,306,760	2,761,957,240
		滞納繰越額	211,244,985	216,794,610	247,660,961	254,805,874	172,166,319
		計	3,639,461,695	3,214,154,640	3,319,791,271	3,257,112,634	2,934,123,559
b	収 入 済 額	現年度発生額	3,369,560,210	2,901,714,968	2,983,269,853	2,975,459,492	2,736,492,747
		滞納繰越額	39,715,331	50,191,920	51,085,951	101,016,132	31,932,205
		計	3,409,275,541	2,951,906,888	3,034,355,804	3,076,475,624	2,768,424,952
c=a-b			230,186,154	262,247,752	285,435,467	180,637,010	165,698,607
d	不納欠損額		4,859,644	10,106,691	22,877,808	5,480,691	12,057,889
e=c-d			225,326,510	252,141,061	262,557,659	175,156,319	153,640,718
f	eのうち、延納等手 続額		93,777,467	148,797,532	167,459,503	105,792,712	91,826,493

【件数】

			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
A	調定額に係る件数	現年度発生額	17,184	15,794	15,282	14,716	13,651
		滞納繰越額	700	701	667	646	577
		計	17,884	16,495	15,949	15,362	14,228
B	収入済額に係る件数	現年度発生額	16,962	15,594	15,052	14,538	13,461
		滞納繰越額	144	163	172	176	128
		計	17,106	15,757	15,224	14,714	13,589
c=a-b			778	738	725	648	639
D	不納欠損額に係る件数		33	39	43	37	48
e=c-d			745	699	682	611	591
F	eのうち、延納等手続額に係る件数		207	197	218	227	178

【上位10位】

	債務者	金額(円)	過年度不納欠損額合計(円)	発生時期	発生事由
1	法人 1	21,936,100		H17.9	経済的困窮
2	法人 2	17,230,649		H4.11	経済的困窮
3	法人 3	10,983,900		H17.3	経済的困窮
4	法人 4	5,791,400		H12.11	会社解散
5	個人 1	3,318,948		H18.10	財産なし
6	法人 5	2,538,345		H5.7	経済的困窮
7	法人 6	2,414,400		H19.5	廃業
8	法人 7	2,370,700		H14.7	経済的困窮
9	個人 2	2,013,200		H19.1	経済的困窮
10	法人 8	1,734,400		H18.6	経済的困窮

(4) 事業税

事業税は、個人事業税及び法人事業税に区分されている。

①個人事業税

【金額 円単位】

			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
a	調定額	現年度発生額	1,062,597,600	1,077,220,000	1,005,318,200	1,044,686,700	982,475,800
		滞納繰越額	94,324,879	87,146,113	87,897,337	81,843,183	86,170,630
		計	1,156,922,479	1,164,366,113	1,093,215,537	1,126,529,883	1,068,646,430
b	収入済額	現年度発生額	1,044,604,551	1,055,726,422	992,511,751	1,023,942,246	962,572,224
		滞納繰越額	17,257,804	16,528,086	15,163,992	11,533,107	14,347,564
		計	1,061,862,355	1,072,254,508	1,007,675,743	1,035,475,353	976,919,788
c=a-b			95,060,124	92,111,605	85,539,794	91,054,530	91,726,642
d	不納欠損額		7,782,511	4,181,868	3,451,811	4,800,500	10,382,333
e=c-d			87,277,613	87,929,737	82,087,983	86,254,030	81,344,309
f	eのうち、延納等手続額		20,651,234	36,088,187	34,978,322	42,883,565	32,250,667

【件数】

			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
a	調定額に係る件数	現年度発生額	16,299	16,488	15,013	15,055	13,762
		滞納繰越額	1,326	1,208	1,158	1,025	1,002
		計	17,625	17,696	16,171	16,080	14,764
b	収入済額に係る件数	現年度発生額	16,027	16,242	14,813	14,798	13,500
		滞納繰越額	269	218	245	187	167
		計	16,296	16,460	15,058	14,985	13,667
c=a-b			1,329	1,236	1,113	1,095	1,097
d	不納欠損額に係る件数		120	76	86	93	95
e=c-d			1,209	1,160	1,027	1,002	1,002
f	eのうち、延納等手続額に係る件数		296	337	359	375	375

【上位 10 位】

	債務者	金額(円)	過年度不納欠 損額合計(円)	発生時期	発生事由
1	個人 1	3,162,200		H13.12	経済的困窮
2	個人 2	1,982,500		H20.5	経済的困窮
3	個人 3	1,906,244		H17.7	経済的困窮
4	個人 4	1,841,500		H21.3	経済的困窮
5	個人 5	1,609,100	744,000	H15.4	経済的困窮
6	個人 6	1,351,200		H13.1	経済的困窮
7	個人 7	1,294,300		H20.12	経済的困窮
8	個人 8	1,240,300		H17.8	経済的困窮
9	個人 9	1,203,600		H10.8	経済的困窮
10	個人 10	1,179,560		H17.8	経済的困窮

②法人事業税

【金額 円単位】

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
a	調定額	現年度発生額	21,668,348,100	23,708,466,200	26,187,040,200	26,939,181,600	26,417,465,400
		滞納繰越額	116,273,609	137,354,405	61,979,943	68,705,787	64,062,906
		計	21,784,621,709	23,845,820,605	26,249,020,143	27,007,887,387	26,481,528,306
b	収入 済額	現年度発生額	21,598,697,279	23,695,183,596	26,146,550,993	26,901,254,200	26,405,015,099
		滞納繰越額	11,885,457	74,083,254	11,910,413	17,874,831	26,133,093
		計	21,610,582,736	23,769,266,850	26,158,461,406	26,919,129,031	26,431,148,192
c=a-b		174,038,973	76,553,755	90,558,737	88,758,356	50,380,114	
d	不納欠損額	32,169,268	10,918,512	3,066,350	22,292,750	1,986,400	
e=c-d		141,869,705	65,635,243	87,492,387	66,465,606	48,393,714	
f	eのうち、延納等 手続額	92,659,804	33,683,828	33,834,128	32,135,325	19,597,119	

【件数】

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
a	調定額に係る 件数	現年度発生額	14,749	15,034	15,742	16,109	14,681
		滞納繰越額	271	255	216	219	214
		計	15,020	15,289	15,958	16,328	14,895
b	収入済額に 係る件数	現年度発生額	14,655	14,956	15,634	15,990	14,569
		滞納繰越額	67	74	65	68	68
		計	14,722	15,030	15,699	16,058	14,637
c=a-b		298	259	259	270	258	
d	不納欠損額	36	31	30	47	16	
e=c-d		262	228	229	223	242	
f	eのうち、延納等 手続額に係る件数	61	40	37	42	49	

【上位 10 位】

	債務者	金額(円)	過年度不納欠損 額合計(円)	発生時期	発生事由
1	法人 1	10,710,655		H10.7	多額の債務
2	法人 2	4,247,800		H20.1	倒産
3	法人 3	3,273,900		H10.9	経済的困窮
4	法人 4	3,113,055		H12.5	経済的困窮
5	法人 5	2,538,300		H18.10	事業不振
6	法人 6	2,081,297		H18.5	倒産
7	法人 7	1,745,600		H19.11	経済的困窮
8	法人 8	1,303,700		H19.4	経済的困窮
9	法人 9	1,222,100		H19.10	経済的困窮
10	法人 10	1,081,201		H19.8	経済的困窮

(5) 軽油引取税

【金額 円単位】

			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
a	調定額	現年度発生額	13,258,029,057	13,128,795,956	12,286,186,254	11,817,913,568	10,269,244,897
		滞納繰越額	16,862,647	17,387,553	12,165,207	15,163,080	217,598,690
		計	13,274,891,704	13,146,183,509	12,298,351,461	11,833,076,648	10,486,843,587
b	収入済額	現年度発生額	13,257,504,151	13,128,659,820	12,283,188,381	11,603,388,887	10,237,664,197
		滞納繰越額	0	524,906	0	60,000	214,724,681
		計	13,257,504,151	13,129,184,726	12,283,188,381	11,603,448,887	10,452,388,878
c=a-b			17,387,553	16,998,783	15,163,080	229,627,761	34,454,709
d	不納欠損額		0	4,833,576	0	12,029,071	2,737,873
e=c-d			17,387,553	12,165,207	15,163,080	217,598,690	31,716,836
f	eのうち、延納等手続額		16,862,647	12,029,071	15,026,944	217,230,418	31,580,699

【件数】

			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
A	調定額に係る件数	現年度発生額	3,048	2,727	2,619	2,582	2,508
		滞納繰越額	21	28	18	21	10
		計	3,069	2,755	2,637	2,603	2,518
B	収入済額に係る件数	現年度発生額	3,041	2,726	2,616	2,576	2,506
		滞納繰越額	0	7	0	0	6
		計	3,041	2,733	2,616	2,576	2,512
c=a-b			28	22	21	27	6
D	不納欠損額に係る件数		0	4	0	17	3
e=c-d			28	18	21	10	3
f	eのうち、延納等手続額に係る件数		21	17	20	8	1

【上位 10 位】

	債務者名称	金額(円)	過年度不納欠損 額合計(円)	発生 時期	発生事由
1	法人 1	31,580,699		H21.3	徴収猶予
2	法人 2	136,136		H17.5	経済的困窮
3	法人 3	1		H21.3	
4	以下、該当なし。				
5					
6					
7					
8					
9					
10					

【県の税務機構について】

総務部税政課が県税に関する実務を総括している。

実際の課税と徴収については、税目によって分担されており、税政課が県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税及び県たばこ税を、自動車税事務所が自動車税及び自動車取得税を、それ以外の実務は村山総合支庁、最上総合支庁、置賜総合支庁及び庄内総合支庁のそれぞれの税務課が担当している。税務職員は上記の部局を合計して 202 名（平成 21 年 4 月 1 日 現在）が配置されている。

なお、詳細は、毎年税政課が作成している「税務行政の概要」に記述されている。

【県税調定の根拠法令】

それぞれの税目について、地方税法、山形県県税条例、山形県産業廃棄物税条例及びやまがた緑環境税条例に基づいている。これらの租税債権は、地方税法等で、すべての公課その他の債権に先立って徴収することとされていること、及び自力執行権が与えられていることから、通常の県の有する債権とは性格が異なる。

【不納欠損の手續及び延納等に関する規定、事務取扱ルール】

不納欠損の手續及び延納等に関する規定、事務取扱ルールは以下の通りである。

1 納税義務の消滅及び不納欠損処分に関する規定

(1) 納税義務の消滅に関する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定

① 地方税の消滅時効（地方税法第 18 条）

徴収権を 5 年間行使しないときは時効により消滅する。

② 滞納処分の停止が 3 年間継続した場合（地方税法第 15 条の 7）

滞納処分できる財産がない等の理由による滞納処分の執行の停止が 3 年間継続したときは納税義務が消滅する。（第 4 項）

〔滞納処分の執行停止の要件〕（第 1 項）

ア 滞納処分をすることができる財産がないとき

イ 滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき

ウ 滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき

③ 滞納処分の執行を停止した場合、直ちに納税義務を消滅させる場合（地方税法

第 15 条の 7 第 5 項)

滞納処分の執行を停止した場合、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、直ちに納税義務を消滅させることができる。

(2) 納税義務の消滅及び不納欠損処分に関する県の規定

① 納税義務の消滅及び不納欠損処分

ア 山形県県税規則（昭和 29 年 6 月県規則第 42 号）

- ・第 9 条 納税義務消滅の通知
- ・第 44 号様式 納税義務消滅通知書

イ 山形県県税事務取扱規程（昭和 38 年 3 月県訓令第 3 号）

- ・第 81 条 欠損処分の手続
- ・第 98 条 納税義務が消滅した場合の手続

ウ 山形県県税事務取扱規程の様式に関する通達（平成 20 年 1 月 25 日付け税第 350 号総務部長通知）

- ・第 88 号様式 徴収金欠損処分決議書
- ・第 89 号様式 欠損処分内訳書
- ・第 90 号様式 欠損処分印
- ・第 91 号様式 徴収金欠損処分報告書

② 滞納処分の執行停止

ア 山形県県税規則

- ・第 42 号様式 滞納処分停止通知書
- ・第 43 号様式 滞納処分停止取消通知書

イ 山形県県税事務取扱規程

- ・第 97 条 滞納処分の停止の手続
- ・第 100 条 報告

ウ 山形県県税事務取扱規程の様式に関する通達

- ・第 131 号様式 滞納処分の停止決議書（調書）
- ・第 132 号様式 滞納処分の停止調書索引
- ・第 133 号様式 滞納処分の停止取消決議書
- ・第 137 号様式 滞納処分の停止状況報告書

2 納税の猶予に関する規定

(1) 納税の猶予に関する地方税法の規定

① 徴収の猶予（地方税法第 15 条）

納税者が災害を受けたこと等により、一時に納税することができないと認めら

れるときは、徴収を猶予することができる。この場合、適宜分割して納付すること、又は納入期限を定めることができる。

〔徴収猶予の要件〕

- ア 納税者等が財産について災害を受けたとき（震災、風水害、火災、盗難）
- イ 納税者等又は生計を一にする親族の病気・負傷
- ウ 納税者等の事業の廃止・休止
- エ 納税者等が事業に著しい損失を受けたとき
- オ 上記に類する事実があったとき

② 換価の猶予（地方税法第 15 条の 5）

滞納者の財産を直ちに換価することにより、事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、滞納者が納税に誠実な意思を有すると認められる場合、滞納処分による財産の換価を 1 年間猶予することができる。

〔換価の猶予の要件〕

- ア 財産の換価により事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき
- イ 財産の換価を猶予することが他の徴収金の徴収上有利であるとき

③ 納税の猶予の場合の延滞金の免除（地方税法第 15 条の 9）

災害・事業の廃止等による徴収の猶予、又は滞納処分の執行停止、換価の猶予をした場合、延滞金の全額又は 2 分の 1 を免除する。

ア 全額免除する場合

- ・ 災害等による徴収猶予（地方税法第 15 条第 1 項第 1 号）
- ・ 病気等による徴収猶予（地方税法第 15 条第 1 項第 2 号）
- ・ 滞納処分の執行停止（地方税法第 15 条の 7 第 1 項）

イ 半額免除する場合

- ・ 事業の休廃止による徴収猶予（地方税法第 15 条第 1 項第 3 号）
- ・ 事業損失による徴収猶予（地方税法第 15 条第 1 項第 4 号）
- ・ 換価の猶予（地方税法第 15 条の 5 第 1 項）

（2）納税の猶予に関する県の規定

① 徴収の猶予

ア 山形県県税規則

- ・ 第 30 号様式 徴収猶予・徴収猶予期間延長申請書
- ・ 第 33 号様式 徴収(換価)猶予・徴収(換価)猶予期間延長通知書
- ・ 第 36 号様式 徴収猶予・徴収猶予期間延長申請棄却通知書

- ・第 39 号様式 徴収猶予取消通知書
 - イ 山形県県税事務取扱規程
 - ・第 100 条 報告
 - ウ 山形県県税事務取扱規程の様式に関する通達
 - ・第 62 号様式 延滞金額減免決議書
 - ・第 119 号様式 徴収(換価)猶予・徴収(換価)猶予期間延長決議書
 - ・第 121 号様式 徴収猶予・徴収猶予期間延長申請棄却決議書
 - ・第 122 号様式 徴収猶予取消決議書
 - ・第 135 号様式 徴収猶予状況報告書
- ② 換価の猶予
- ア 山形県県税規則
 - ・第 33 号様式 徴収(換価)猶予・徴収(換価)猶予期間延長通知書
 - ・第 41 号様式 換価猶予取消通知書
 - イ 山形県県税事務取扱規程
 - ・第 96 条 換価猶予の手續
 - ウ 山形県県税事務取扱規程の様式に関する通達
 - ・第 119 号様式 徴収(換価)猶予・徴収(換価)猶予期間延長決議書
- ③ 納税の猶予の場合の延滞金の免除
- ア 山形県県税事務取扱規程
 - ・第 71 条 延滞金の減免等の手續
 - イ 山形県県税事務取扱規程の様式に関する通達
 - ・第 62 号様式 延滞金額減免決議書

【監査の方法と結果】

(1) 監査の方法

未回収が生ずる原因及びその解消策を、総括的に検討した。

また、平成 20 年度末時点での未収金残高から対象を抽出し、債務者の状況とこれに対する県の対応とが規定に基づき適時適切に手続きされているかどうか調査した。

以下の平成 21 年 3 月 31 日現在 5 百万円以上の 6 先について記載する。

	税目	債務者名称	金額(円)	過年度不納欠損 額合計(円)	発生時期
1	不動産取得税	法人 1	21,936,100		H17.9
2	不動産取得税	法人 2	17,230,649		H4.11
3	不動産取得税	法人 3	10,983,900		H17.3
4	不動産取得税	法人 4	5,791,400		H12.11
5	事業税・法人	法人 5	10,710,655		H10.7
6	軽油引取税	法人 6	31,580,699		H21.3
7	ゴルフ場利用税	法人 7	6,972,100		H14.8

(2) 監査の結果

①法人 1 【平成 21 年 3 月末残高】 不動産取得税 21,936,100 円

(発生した経緯)

同社は不動産業であり、不動産取得取引に基づき平成 17 年 9 月及び 10 月納付期限となる不動産取得税 21,936,100 円が課税された。その後、同社には平成 18 年 1 月に不動産の差押を行っている。

(回収状況)

発生後、回収された事実はない。

(未収金回収の見通し及び対応方針)

担保物件について、任意売却を検討したものの処分できなかったため、インターネット公売をかけている。5 回目は平成 22 年 1 月 25 日～平成 22 年 2 月 1 日が入札期間であったが入札者がなかった。今後とも担保物件の処分による回収をはかる方針である。

(監査結果)

早期の解消が望まれる。

②法人 2【平成 21 年 3 月末残高】不動産取得税 17,230,649 円

(発生した経緯)

同社はリゾートマンションの開発・販売を行っており、不動産取得取引に基づき平成 4 年 11 月 2 日納付期限となる不動産取得税 25,606,100 円が課税された。その後、同社は平成 14 年 12 月 3 日に（旧）商法第 406 条の 3 第 1 項の規定により解散している。この期間、他の民事の競売手続も行われていた事情がある。また、同社が所有する不動産については、他の金融機関等による先順位の担保権の設定があった。

その後平成 19 年 1 月 22 日に滞納処分できる財産がないため、滞納処分の執行停止処分がなされている。

(回収状況)

交付要求に対する配当等により、計 8,375,451 円が回収されている。

(未収金回収の見通し及び対応方針)

時効が到来した平成 22 年 1 月 23 日付け（滞納処分の執行停止後 3 年を経過）で不納欠損処理を行った。

(監査結果)

結果として、長期化しかつ不納欠損処理がなされている。

③法人 3【平成 21 年 3 月末残高】不動産取得税 10,983,900 円

(発生した経緯)

リゾート施設を経営しており、不動産取得取引に基づき平成 17 年 3 月 25 日納付期限となる不動産取得税 11,370,000 円及び平成 17 年 8 月 31 日納付期限となる不動産取得税 9,500 円が課税された。その後、同社の経営が悪化し営業を停止している。

(回収状況)

発生後、平成 21 年 2 月 9 日から平成 22 年 2 月 4 日にかけて計 2,410,863 円が回収されている。

(未収金回収の見通し及び対応方針)

返済財源がなく、滞納処分できる財産もないと判断し、平成 22 年 2 月 18 日に滞納処分の執行停止を行い、同日付で不納欠損処理を行った。

(監査結果)

結果として、不納欠損処理がなされている。

④法人 4【平成 21 年 3 月末残高】不動産取得税 5,791,400 円

(発生した経緯)

旅館を経営しており、不動産取得取引に基づき平成 12 年 10 月納付期限となる不動産取得税 5,791,400 円が課税された。その後、同社は平成 17 年に解散している。

(回収状況)

平成 21 年 9 月 3 日付けで滞納処分の執行停止を行っている。

(未収金回収の見通し及び対応方針)

元代表者等に対する第二次納税義務を立証することは困難であり、回収は困難であると認識している。今年度中の不納欠損処理を検討している。

(監査結果)

他に法人県民税 250,000 円及び特別地方消費税 3,214,303 円の滞納がある。

⑤法人 5【平成 21 年 3 月末残高】事業税・法人 10,710,655 円

(発生した経緯)

建設内装業を営んでおり、平成 10 年 7 月に発生した 10,710,655 円が、会社の資金繰りが悪化していることを理由に長期化している。その後、同社の営業自体は継続している。

(回収状況)

直近の回収実績は、平成 21 年 10 月、11 月、12 月、平成 22 年 1 月及び 2 月にそれぞれ 100,000 円の計 500,000 円回収されている。

(未収金回収の見通し及び対応方針)

納税者の返済意思を確認しており、今後とも、回収努力を継続する方針である。

(監査結果)

回収努力を行っていくことが必要である。

⑥法人 6【平成 21 年 3 月末残高】軽油引取税 31,580,699 円

平成 21 年 5 月 31 日が日曜日であり金融機関が休日であったため残高が残ったが、翌日平成 21 年 6 月 1 日に入金があり、未収金が解消されている。特に検討の対象外とした。

⑦法人 7【平成 21 年 3 月末残高】ゴルフ場利用税 6,972,100 円

(発生した経緯)

同社は開業後、計画通りの売上を確保することができず、現在営業は続けているものの業績不振に陥り滞納が生じている。

ゴルフ場利用税は月単位で申告・納税されるが、納入が遅れる月が生じている。

(回収状況)

平成 17 年度以降平成 20 年度までに計 12,711,350 円が回収されている。

直近の回収実績は、平成 21 年 11 月に 1,000,000 円が回収されている。

(未収金回収の見通し及び対応方針)

債権等の差押等含め回収に努める方針である。

(監査結果)

債権等の差押等を含め、回収に努める必要がある。

【検出された事項及び意見】

1. 個人県民税について

平成 19 年度以降、未収金が増加していることの大きな原因には、税源移譲が行われたことが挙げられる。

税源移譲

平成 17 年 11 月 30 日政府・与党合意「三位一体の改革について」の方針に基づき、平成 18 年度税制改正において恒久措置として、国から地方へ、具体的には、所得税から個人住民税へ、約 3 兆円の税源移譲が行われた。

所得税・個人住民税の税率構造は以下の通りである（税源移譲後の税率は、平成 19 年分所得税及び平成 19 年度分個人住民税から適用されている）。

税源移譲前

所得税（課税所得金額に応じて異なる税率が適用）	10%、20%、30%、37%
個人住民税	5%（都道府県 2%、市区町村 3%）
所得割	10%（都道府県 2%、市区町村 8%） 13%（都道府県 3%、市区町村 10%）

税源移譲後

所得税（課税所得金額に応じて異なる税率が適用）	5%、10%、20%、23%、33%、40%
個人住民税	一律 10%（都道府県 4%、市区町村 6%）
所得割	

税源移譲が行われた結果、県税としての個人住民税の歳入金額は増加したことは事実ではある。一方で未収が発生した場合、回収に努めなくてはならない未収金額と回収に係る業務負担も制度的に移譲されていることを認識しなくてはならない。

ここで、個人県民税に関する未収金は、制度上、県が直接回収できない仕組みであることを認識しておく必要がある。調定、回収及び不納欠損について、各市町村からの報告及び実際の送金に基づき県は処理を行うのみであり、具体的に、未収残高について納税者毎の残高や回収状況・回収見込みについては、原則として把握できない現状にある。

県税個人住民税の徴収方法

(1) 個人住民税の徴収方法には、普通徴収と特別徴収とがある。

- ・特別徴収

毎月の給与より天引きして徴収する方法

- ・普通徴収

市町村より送付される納付書に基づき納税者の分割納付により徴収する方法

個人県民税は、市町村が個人市町村民税と併せて、課税徴収を行うこととされている（地方税法第 41 条）。すなわち、県税である個人県民税は県が直接徴収するのではなく、市町村が県にかわり徴収するものである。

県税未収金全体に対して占める割合が高い個人県民税は、県内各市町村での回収が進まないと残高が減少しない。このため、県は各市町村と連携して回収を進める必要がある。

納税者に対する啓蒙

個人住民税は、前年度の所得を課税標準として課税されるものである。すなわち、今年の収入が少なくとも課税されるものである。また、県税全体での未収金の状況についての情報が一般に十分いきとどいていないとは認められない。これらの点は、厳しい経済環境下、従来以上に、納税者である県民に認識されるべきものと考えられ、そのための策を県として講じる必要がある。

各市町村との連携

従来以上に、各市町村との連携を図る必要がある。

例えば、具体策として考えられるのは、次のとおりである。

- ・納税者の納付方法につきコンビニエンス・ストアでの収納を全市町村で可能と

なるようにし、納税者の利便性を高めること。

- ・給与所得者の未収を防ぐために、雇用している事業者に対して、個人住民税の特別徴収制度を選択してもらうことをはたらきかけること。
- ・各市町村に対して、回収に関する支援体制を強化すること。

【意見A】

2.自動車税

自動車税は1件当たりの未収金額は3万6千円程度であるが、中には1百万円を超える事例もある。金額が多額になるのは、自動車販売業者や複数の自動車を所有している納税者が未納付である場合である。また、制度上、自動車税が未納付であっても対象となる自動車の使用そのものは、すぐには制限されない。

悪質・多額と認められる納税者には、自動車の差押を含めた厳しい姿勢でのぞむべきである。

また、納税者の納税のしやすさを確保することも回収をすすめることにつながるものと考えられることから、例えば以下の方法を導入あるいは推進することを検討すべきである。

- ・振替納税を推進すること
- ・コンビニエンスストアでの納付や休日の窓口納付を可能にすること

【意見A】

3.その他

回収手続きの過程で、結果として、発生後、長期間を経過している未収が散見される。既述した未収の中での最も古い未収は平成4年に発生したものであり、迅速な回収がなされたのかどうか、結果として徴収手続きが十分なものだったかは疑義なしとしない。

地方税法等に基づき公平かつ適正な課税・徴収を実施することはもちろんであるが、長期化しないように努める必要がある。

【意見A】

第 1 2 生活保護費返還金（健康福祉部）

【生活保護制度の説明】

憲法第 25 条に規定する理念である生存権に基づき制定されている生活保護法（昭和 25 年 5 月 4 日、法律 144 号）により、生活に困窮する日本国籍を有する者は当該法律に基づき保護を請求する権利を有している。

当該法律は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。また、生活保護は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他のあらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とされており、最低生活費と収入額の差額を支給する制度と解釈される。生活保護は次の 8 種類からなっている。

- ・生活扶助
- ・教育扶助
- ・住宅扶助
- ・医療扶助
- ・介護扶助
- ・出産扶助
- ・生業扶助
- ・葬祭扶助

参考までに、以下に、厚生労働省ホームページより抜粋した生活保護制度の概要を記載する。

生活保護制度

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。（支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。）

1. 制度の概要

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

2. 相談・申請窓口

生活保護の相談・申請窓口は、現在お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当です。福祉事務所は、市（区）部では市（区）が、町村部では都道府県が設置しています。

（注）

- ・福祉事務所を設置していない町村にお住まいの方は、町村役場でも申請の手続を行うことができます。
- ・一部、福祉事務所を設置している町村もあります。

3. 生活保護を受けるための要件及び生活保護の内容

(1)保護の要件等

・生活保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提でありまた、扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先します。

[1]資産の活用とは

預貯金、生活に利用されていない土地・家屋、生命保険の解約返戻金等があれば売却、解約し生活費に充ててください。

[2]能力の活用とは

働くことが可能な方は、その能力に応じて働いてください。

[3]あらゆるものの活用とは

年金や手当など他の制度で給付を受けることができる場合は、まずそれらを活用してください。

[4]扶養義務者の扶養とは

親族等から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

・そのうえで、世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、保護が適用されます。

(2)支給される保護費

厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

最低生活費	
年金、児童扶養手当等の収入	支給される保護費

収入としては、就労による収入、年金等社会保障給付、親族による援助等を認定します。

(3)保護の種類と内容

以下のように、生活を営む上で必要な各種費用に対応して扶助が支給されます。

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	基準額は、 (1)食費等の個人的費用 (2)光熱水費等の世帯共通費用を合算して算出。 特定の世帯には加算があります。(母子加算等)
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払 (本人負担なし)
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払 (本人負担なし)
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

4. 生活保護の手続きの流れ

○ 事前の相談

生活保護制度の利用を希望される方は、お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当までお越し下さい。生活保護制度の説明をさせていただくとともに、生活福祉資金、各種社会保障施策等の活用について検討します。



○ 保護の申請

生活保護の申請をされた方については、保護の決定のために以下のような調査を実施します。

- ・生活状況等を把握するための実地調査（家庭訪問等）
- ・預貯金、保険、不動産等の資産調査
- ・扶養義務者による扶養（仕送り等の援助）の可否の調査
- ・年金等の社会保障給付、就労収入等の調査
- ・就労の可能性の調査



○ 保護費の支給

- ・厚生労働大臣が定める基準に基づく最低生活費から収入（年金や就労収入等）を引いた額を保護費として毎月支給します。
- ・生活保護の受給中は、収入の状況を毎月申告していただきます。
- ・世帯の実態に応じて、福祉事務所のケースワーカーが年数回の訪問調査を行います。
- ・就労の可能性のある方については、就労に向けた助言や指導を行います。

本県では、生活保護制度全般に係る業務は健康福祉部が所管し、個別の受給審査や管理業務（債権管理）を村山総合支庁生活福祉課、最上総合支庁福祉課、置賜総合支庁福祉課及び庄内総合支庁地域保健福祉課が所管している。

また、各受給者には、各総合支庁のケースワーカーが定期的に訪問している。その際にケースワーカーが受給者の収入状況や財産状況の変化の有無（すなわち、生活保護費返還事由の発生の有無）を確認している。

【未収入金が発生する事情】

生活保護法の規定による受給について受給者が返還しなければならない場合がある。受給者が資力があるにもかかわらず保護を受けた等受給資格要件を満たしていないことが判明した場合や生活保護受給者として法律に基づき収入等の報告義務を怠り受給したことが判明した場合には、生活保護法第 63 条に基づく「費用返還命令」及び同第 78 条に基づく「費用徴収命令」により、受給者は過去にさかのぼり受給の全部又は一部を返還する義務が生じる。一般的には、受給者に不正受給の意図があった場合には、第 78 条が適用される。この点から、第 78 条の適用があった場合は悪質な場合であると認識できる。

県は当該返還金を調定処理し、回収することになる。

生活保護法第 63 条

(費用返還義務)

第 63 条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

生活保護法第 78 条

第 78 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

【本県における生活保護費給付の状況】

1. 本県では、各市の世帯に対する生活保護給付は各市が行い、町村（郡部）の世帯に対する生活保護給付は県が行っている。
2. 平成 21 年 3 月 31 日（平成 20 年度末）現在の本県における被生活保護世帯数は市部 3,503 世帯、郡部 834 世帯の計 4,337 世帯である。なお、山形県の世帯数は市部 319,918 世帯、郡部 71,238 世帯の全世帯数 391,156 世帯（山形県による直近の公表時点である平成 20 年 10 月 1 日時点の世帯数である。）である。
3. 本県における平成 20 年度の生活保護費給付額は 1,515,759,980 円であり、以下の歳出項目で会計処理されている。

款	項	目	節
民生費	生活保護費	扶助費	扶助費

【本県における未収入金の状況】

1. 過去5年間の生活保護費返還に関する調定額、収入額及び未収入金の残高推移は次の通りである。

【金額】

単位：円

			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
a	調 定 額	現年度発 生額	17,577,956	23,169,251	13,277,293	13,431,924	10,853,710
		滞納繰越 額	23,598,787	23,637,616	25,694,332	24,364,253	20,885,709
		計	41,176,743	46,806,867	38,971,625	37,796,177	31,739,419
b	収 入 済 額	現年度発 生額	15,478,467	16,775,880	10,712,579	9,332,610	7,893,772
		滞納繰越 額	1,054,906	927,637	1,062,446	1,305,229	1,437,255
		計	16,533,373	17,703,517	11,775,025	10,637,839	9,331,027
c=a-b			24,643,370	29,103,350	27,196,600	27,158,338	22,408,392
d	不納欠損額		1,005,754	3,318,771	2,632,347	6,272,629	962,352
e=c-d			23,637,616	25,784,579	24,564,253	20,885,709	21,446,040
f	eのうち、延納 等手続額		629,457	4,120,476	1,550,756	2,827,852	1,730,286

2. 平成 21 年 3 月 31 日時点での未収入金金額の上位 10 件は次の通りである。

	債務者名称	金額(円)	過年度不能欠損額合計(円)	発生時期	発生事由	担当支庁
1	個人 1	2,969,089	0	平成 3 年	本人死亡、家族の納入が困難。	庄内
2	個人 2	2,910,000	975,000	平成 16 年～17 年	経済的困窮。	最上
3	個人 3	1,678,981	0	平成 4 年	経済的困窮。	庄内
4	個人 4	1,020,585	0	平成 19 年	経済的困窮。	置賜
5	個人 5	996,000	0	平成 17 年	経済的困窮。	庄内
6	個人 6	990,000	0	平成 16 年～20 年	経済的困窮。	村山
7	個人 7	981,500	0	平成 15 年	経済的困窮。	庄内
8	個人 8	714,000	0	平成 17 年～20 年	経済的困窮。	最上
9	個人 9	676,336	0	平成 15 年	経済的困窮。	庄内
10	個人 10	597,125	0	平成 12 年～20 年	経済的困窮。	置賜

3. 平成 21 年 3 月 31 日時点での未収金残高の発生原因別の内訳は次のとおりである。

支庁名	63 条		78 条		計	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
村山	33	401,903	91	1,332,062	124	1,733,965
最上	25	1,420,179	79	3,952,000	104	5,372,179
置賜	84	2,436,708	133	1,818,383	217	4,255,091
庄内	19	5,841,455	79	4,243,350	98	10,084,805
計	161	10,100,245	382	11,345,795	543	21,446,040

【監査の方法と結果】

(1) 監査の方法

平成 20 年度末時点での未収金残高から対象を抽出し、債務者の状況とこれに対する県の対応とが規程に基づき適時適切に手続きされているかどうか調査した。

抽出した対象者は、以下の 4 先とした。

	債務者 名称	金額(円)	過年度不納欠 損額合計(円)	発生時期	担当支庁
1	個人 1	2,969,089	0	平成 3 年	庄内
2	個人 2	2,910,000	975,000	平成 16 年～17 年	最上
3	個人 3	1,678,981	0	平成 4 年	庄内
4	個人 8	714,000	0	平成 17 年～20 年	最上

(2) 監査の結果

①個人 1 (庄内) 【平成 21 年 3 月末残高】 2,969,089 円

(発生した経緯)

昭和 59 年から平成 3 年まで支給した保護費について、障害者年金受給の未申告により 3,764,089 円の過払いが生じたため、法第 63 条が適用されたものである。

発生時の詳細な記録は、監査時には示されなかった。

(回収状況)

平成 4 年 1 月から分納返済を行っていたが、平成 17 年 5 月に債務者が死亡し、その後、返済は行われていない。扶養義務者である長女が当該債務を相続しているものとして、返済の要請を行っているが、生活困難として返済されていない。

(未収金回収の見通し及び対応方針)

相続人に対して年 2 回の督促を行っており、今後も、返済を求めていく方針である。

(監査結果)

相続の発生から 4 年が経過しており、回収に努めることが必要である。

なお、発生経緯を示す書類等が監査時に提示されなかった。過去において、担当者間の引き継ぎがうまくなされなかったことが原因と推測される。

②個人 2 (最上) 【平成 21 年 3 月末残高】 2,910,000 円

(発生した経緯)

昭和 58 年 9 月より平成 10 年 9 月まで生活保護費の支給対象としてきた。

平成 7 年 3 月に課税台帳調査を実施した結果、共有山林の売却による所得が平成 3 年から平成 6 年の間にあることが判明したことから、平成 7 年度に第 78 条を適用し 4,350,000 円の返還請求を行った。

平成 8 年から平成 18 年の期間、月額 15,000 円・最終回 2,565,000 円を返済条件とした延納処理を行った。

(回収状況)

平成 10 年までは返済があったものの、その後返済が滞っている。過年度において計 975,000 円の不納欠損処理を行っている。

(未収金回収の見通し及び対応方針)

現在債務者は 86 歳であり、生活保護水準以下で生活を維持しているが、返済が困難な状態との回答である。

上記の状況から時効到来分の 105,000 円を回収不能と判断し、平成 21 年 10 月 29 日不納欠損処理としている。

(監査結果)

受給時には収入状況及び財産状況の調査が行われているが、その後は生活保護費返済の事由を発見時までそれらの調査がなされず受給者の状況把握が不十分だったため、返済金額が大きくなる原因の一つになったものと思われる。

また、最終返済より 10 年以上が経過し、高齢かつ返済が困難な状況であることから、全額をすみやかに不納欠損処理することも検討されるべきではないかと考える。

③個人 3 (庄内)【平成 21 年 3 月末残高】1,678,981 円

(発生した経緯)

昭和 63 年 2 月から平成 4 年 9 月までの保護費について、家族の就労収入虚偽申告が判明したため、平成 4 年に法第 78 条を適用し、2,381,311 円の返還請求を行ったものである。

(回収状況)

平成 8 年から分割して納入を継続している。

(未収金回収の見通し及び対応方針)

今後も、返済を求めていく方針である。

(監査結果)

分割納入を継続しているが、平成 4 年度に返済事由が生じてから長期間経過している。回収に努めることが必要である。

④個人 8（最上）【平成 21 年 3 月末残高】 714,000 円

（発生した経緯）

平成 11 年 5 月の生活保護開始以降平成 13 年の返還請求時点まで、2,500,000 円の生活保護費が支給された。

平成 13 年 11 月県担当者の訪問時の面談により不動産の売却がされていたが、当該売却により第 63 条を適用することを事前に通知していたにもかかわらず、この事実が報告されていないことから第 78 条を適用し 2,500,000 円の返還請求を行った。

平成 14 年 1 月から平成 23 年 12 月の期間、月額 21,000 円・最終回 1,000 円を返済条件とした延納処理を行った。

（回収状況）

上記条件より遅れて返済がされている。平成 21 年 4 月から平成 21 年 12 月までに 336,000 円の返済があった。

（未収金回収の見通し及び対応方針）

現在債務者は 67 歳であり、居住している自治体の社会福祉協議会の管理のもと、年金を原資とした返済を受ける方針である。

（監査結果）

返済条件による回収を行っていくことが必要である。

【検出された事項及び意見】

1. 未収金が発生する原因の改善

生活保護費の返還義務が生じたときには、過去に遡り返還金額が算出されるため高額となってしまう傾向にある。さらに返還時点での経済状況により返還が困難になりがちである。

未収入金が調定後速やかに回収されずに相当期間経過してしまう原因は次のように分析することができる。

(1) 収入資産状況の把握が不十分で、結果、受給資格要件を満たさないにもかかわらず、過大な保護費が支給されてしまうこと。

(2) 受給期間中、受給者に収入、財産等に変化が生じた場合には、生活保護法の規定等に基づき申告義務が生じるが、受給者が申告を怠ってしまうこと。そのため受給者の現況把握が十分ではないため、過大な保護費が支給されてしまうこと。

(3) 返還義務が生じた者の返還意識が十分ではないこと。

(4) 回収手続自体が十分ではないこと。

なお、未納者のほとんどは生活困窮者である。

(意見)

受給資格要件審査について、全県で統一した手続による整った体制が構築され運用されていることが必要である。

受給者に対して、受給期間中の収入の変化等が生じた場合には申告義務が生じることを周知徹底させることが必要である。また、行政側でも受給者の収入状況及び財産状況を把握する体制を構築し運用することが必要である。【意見A】

2. 回収手続

回収手続を充実することが必要である。特に、不実の申請その他不正手段により保護を受けた場合に適用される生活保護法第78条に基づく費用徴収のうち明らかに資力があると認められる場合には、強制執行を含めた厳格な対応を行うことが必要である。【意見A】

3. 延滞金の取扱い

地方自治法第231条の3第2項では次の通り規定している。「条例の定めるところによ

り、手数料及び延滞金を徴収することができる。」

山形県税外収入金延滞金等徴収条例では、延滞金を徴収できる対象項目を、次の通り規定している。「分担金、負担金、使用料、占用料、手数料、過料」

当該生活保護費については、現在、返還等の根拠が第 63 条であるか第 78 条であるかにかかわらず、上記には該当しない。その根拠は、生活保護費の支給は公法上の取引であり、その返還等により生じた未収金は公法上の債権である。公法上の債権については、条例に規定しない限り延滞金を徴収することはできない。当該未収金は、上記条例に限定列挙されている項目に含まれていないためである。

上記のように、当該延滞金は徴収されていないが、第 78 条を適用した場合等ケースによっては徴収しないことは適当ではないと考える。法令等を遵守し返還すべき事実が該当した場合には然るべき返還等を行った受給者との間に、不公平な結果を生じさせると考えるからである。生活保護制度の趣旨も十分考慮しながら、山形県税外収入金延滞金等徴収条例の改正を行い、これに伴う規則等を整備し、徴収すべきと認められる場合には徴収すべきである。【意見 A】

4. 書類保存について

監査対象とした債務者について、債権の発生経緯等に関する詳細な記録が提示されなかった。過去において、担当者間の引き継ぎがうまくなされなかったことが原因と推測される。【指摘事項】

一定の期間を経過した債権は、回収担当を設け、一括管理・回収を行うことも検討されるべきである。【意見 A】

5. 回収方針・処理方針について

発生より長期間経過している債務者については、回収可能性があるかと認められる場合には回収に努める必要があり、年齢、資産状況及び収入状況等を考慮して回収の見込みがない債務者については、すみやかに不納欠損処理を行うことも検討されるべきであるとする。【意見 A】

第 1 3 廃棄物の不法投棄費用代執行（各総合支庁）

廃棄物の不法投棄費用代執行に係る未収金 42,645,750 円

1. はじめに〈概要〉

（1）廃棄物処理に関する制度の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下、「廃棄物処理法」とする。）は、廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律である。

当該法律によれば、都道府県知事は、廃棄物処理法の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物の収集、運搬、若しくは処分を業とする者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物処理施設の設置者に対して、以下の権限を有している。

①報告徴収

廃棄物の保管、収集、運搬、若しくは処分又は廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関して、報告を求めること（廃棄物処理法第 18 条）。

②立入検査

上記の者の事業場若しくは廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬、若しくは処分又は廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関する、帳簿書類その他の物件を検査すること（廃棄物処理法第 19 条）。

③改善命令

処理基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬、処分が行われた場合に、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者に対して、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずるように命ずること。（廃棄物処理法第 19 条の 3）。

④措置命令

処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合に、生活環境の保全上支障が生じ、または生じるおそれがあるときには、その支障の除去等の措置を講ずるよう命令すること（廃棄物処理法第 19 条の 5）。

⑤支障の撤去等の措置

生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合で、支障の除去等の措置命令に従わないとき、措置が十分でないとき、措置を講ずる見込みがないときに該当すると認められるとき、支障の撤去等の措置を講じること（廃棄物処理法第 19 条の 8）。

また、他人の産業廃棄物を収集又は運搬したり、処分する場合には、都道府県知事の許可が必要である（廃棄物処理法第 14 条）。

(2) 未収金の発生

上記の廃棄物処理法第 19 条の 8 に基づき代執行を行った場合に生じた処理費用に関して、まず県が支払いを行い、その後、県は本来処理すべき者（以下、「負担すべき者」とする。）に対して納付命令が行われ費用の徴収がなされる。

県では納付命令がなされた時点で調定処理を行い、未収金が認識される。当該未収金は負担すべき者より入金があるまで残高が残ることになる。

行政代執行による未収金は、平成 8 年度に 1 件、平成 16 年度に 1 件及び平成 19 年度に 1 件発生し、うち 2 件が平成 21 年 3 月 31 日現在未回収の状態である。

2. 未収金の概況

(1) 性格

当該費用の徴収にあたっては廃棄物処理法第 19 条の 8 の規定により行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 5 条及び第 6 条が準用される。よって当該未収金は、県が強制徴収可能な債権である。

(2) 担当部局

各総合支庁の環境課が担当部局となる。なお、当該未収金は上記（1）に記載の通り、行政代執行法を準用して県が強制徴収できる債権であり、その回収に関しては各総合支庁の税務課に滞納処分を依頼することとしている。

(3) 根拠法令等

- ・ 廃棄物処理法
- ・ 山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成 4 年 7 月 4 日県規則第 46 号）

（総合支庁長への委任）

第 2 条 次に掲げる事務は、総合支庁長に委任する。ただし、知事が自らこれを行う場合は、この限りでない。

（1） 法第 18 条第 1 項の規定により報告を求めること

（2） 法第 19 条第 1 項の規定により立入検査を行わせること

- ・ 山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和 28 年 12 月 21 日県訓令第 49 号）別表第 3 において、総合支庁長、部長、課長の専決事項が定められている

（主なもの）

支庁長：法第 14 条の 3 の 2 の規定による収集運搬業、処分業許可の取消し

法第 15 条の 3 の規定による処理施設設置許可の取消し

法第 19 条の 8 の規定による支障の除去（行政代執行）

部 長：法第 14 条の規定による収集運搬業、処分業の許可

法第 19 条の 3 の規定による改善命令

法第 19 条の 5 の規定による支障除去の措置命令

- ・ 山形県生活環境の保全等に関する条例（昭和 45 年 7 月 11 日県条例第 7 号）
廃自動車 100 台、廃タイヤ 2,000 本を超えて屋外保管基準

3. 監査の方法と結果

(1) 監査の方法

平成 20 年度末時点での未収金残高から全先を対象とし、債務者の状況とこれに対する県の対応とが規程に基づき適時適切に手続きされているかどうか調査した。

抽出した対象者は以下のとおりである。

No.	会社名	所在等	金額 (円)
①	有限会社 Y 及びその代表取締役	山形県山形市	31, 526, 250
②	S 有限会社及びその代表取締役	神奈川県横浜市	11, 119, 500

(2) 監査の結果

①有限会社 Y 及びその代表取締役

同社は平成 11 年 3 月 11 日付けで産業廃棄物収集運搬業の許可を取得しているが、平成 15 年 2 月 28 日に保管基準違反、無許可営業、管理票の虚偽記載交付で許可取消しを受けている。

(発生した経緯)

上山市小白府地内の放置された産業廃棄物（廃車ガラ 約 1, 825t、廃タイヤ 約 515t、廃車ごみ 約 386t）から、火災の発生及び廃油の流出による河川の水質汚濁のおそれがあったことから廃棄物処理法に基づく行政処分（撤去・適正処分の措置命令）を行ったが、履行されなかった。このため、原因者に代わって県が行政代執行を行い、費用の納付命令・納入告知、督促、滞納処分を行っている。

平成 11 年 5 月 20 日に「野焼き苦情対応」を行ったことが、最初の問題発生時点で、以降何回にもわたり、野焼き禁止、廃自動車の適正保管の行政指導を行い、改善計画書や報告書が提出されたが遵守されなかった。その後も立入検査、撤去勧告、許可取消し、刑事告発、排出事業者・地権者による一部撤去が続いたが、生活環境の保全上の支障が生ずる危険が迫ったため、撤去・適正処分の措置命令を行っている。

平成 13 年 12 月 28 日	18 条報告徴収（処理状況、事業計画等）。
平成 14 年 2 月 13 日	処理報告書受理、具体的内容聴取
平成 16 年 2 月 27 日	産業廃棄物の撤去・適正処分の措置命令
平成 16 年 6 月 10 日	措置命令違反で上山警察署に告発
平成 16 年 7 月 9 日～ 10 月 12 日	行政代執行により産業廃棄物を撤去・処分

平成 16 年 11 月 11 日	費用の納付命令
平成 16 年 12 月 14 日	督促状を差置送達
平成 17 年 6 月 7 日	税務課に滞納処分依頼
平成 17 年 9 月 20 日	滞納処分（強制捜査）
平成 19 年 1 月 31 日	税務課から滞納処分の執行停止通知 （法人は滞納処分をすることができる財産がないことを理由とし、個人は滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあることを理由とする）

（回収状況）

代執行後、入金があった事実はない。

（未収金回収の見通し）

平成 17 年度に村山総合支庁税務課が滞納処分を行っているが、財産がないなどの理由で平成 19 年 1 月 31 日に滞納処分の執行停止の通知を受けている。現在、法人として営業している形跡は認められない。こうした状況に鑑み、回収には相当の困難が予想される。

法人については平成 22 年 10 月 4 日に、個人については平成 23 年 2 月 27 日に時効完成の虞がある。時効完成した場合には、その年度において不納欠損処理を行う方針である。

②S 有限会社及びその代表取締役

同社は平成 2 年 11 月 13 日付けで産業廃棄物収集運搬業の許可を取得しているが、平成 7 年 11 月 12 日で失効している。また、平成 5 年 12 月 15 日に、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得しているが、平成 10 年 12 月 14 日で失効している。

（発生した経緯）

東根市大字若木字七窪地内の同社事業場内に放置された産業廃棄物（廃油、汚泥、燃え殻等 122.5t）から悪臭が生じ、火災や地下水汚染の危険があったことから、廃棄物処理法に基づく行政処分（撤去・適正処分の措置命令）を行ったが、履行されなかった。このため、原因者に代わって県が行政代執行を行い、費用の納付命令・納入告知、督促を行っている。

平成 15 年 10 月に実施された立入検査において許可を得ないで廃油の持込み保

管を行っている事実が認められたため、県は適正処分を指導している。その後もたびたび立入検査を行い廃棄物の撤去と改善計画書の提出を督促し、一部が撤去されることはあったものの放置されたことから、撤去勧告し、さらに生活環境の保全上の支障が生じたことから撤去・適正処分の措置命令を行っている。

平成 19 年 6 月 15 日	産業廃棄物の撤去・適正処分の措置命令
平成 19 年 11 月 13 日	措置命令違反で村山警察署に告発
平成 20 年 1 月 17 日～ 2 月 20 日	行政代執行により産業廃棄物を撤去・処分
平成 20 年 3 月 21 日	費用の納付命令
平成 20 年 4 月 22 日	督促状を公示送達
平成 20 年 11 月 11 日	代表者逮捕（廃棄物処理法違反容疑）
平成 20 年 12 月 2 日	納入催告書の交付送達 代表者不起訴（起訴猶予）処分

（回収状況）

代執行後、入金があった事実はない。

（未収金回収の見通し）

同社は神奈川県の法人所在地に所在せず、東根市内の事業場も平成 17 年 5 月頃から操業停止状態にある。代表者は平成 20 年 12 月の不起訴（起訴猶予）処分とされた。

平成 22 年 2 月にあらためて督促を行っており、今後も回収に努める方針である。

4. 意見

(1) 不法投棄に対する対策

法律上、行政指導を繰り返しても改善されなかった場合で、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれ（措置命令の要件）に至り、しかも命令に従わなかったときに、やむを得ず行政代執行が行われる。結果として、いずれの事例も当初の苦情発生から行政代執行を実施するまでに数年を要してしまっている。この間、当事者の資力は劣化の一途をたどっていたとも推測される。行政代執行を行った時点で、すでに業者が資力を喪失していれば産業廃棄物をそのまま放置せざるを得ず、やむを得ず行政代執行が行われている。結果として、行政代執行費用が回収できない事態が生じているのではないか。

行政代執行が行われる時点で未収金が発生し、その未収金が回収されなくなる可能性が高いと認識すべきである。すなわち未収金を発生させないために、行政代執行を行わずにすむように問題が認識されたならば速やか、かつ、厳正な対応を行い、事態の改善を図るべきである。県では次の不法投棄物防止対策を講じているが、これらの策を有効なものとなるように努める必要がある。【意見A】

① 不法投棄防止対策協議会

組織	平成4年度から4支庁に設置。事務局：支庁環境課
構成	県、市町村、(社)山形県産業廃棄物協会、(社)山形県建設業協会、警察等
事業	5, 10月のパトロール強化月間を中心に、県内全域のパトロール、投棄者の調査、原状回復の支援等を実施。不法投棄防止の看板設置。

② 廃棄物適正処理監視員の活動（H9～）

不法投棄、野焼き等の不適正処理に対する監視・指導を行うために平成9年度から各支庁に配置（現在5名）。不法投棄監視の他に、最終処分場、焼却施設等の監視、立入検査を実施。

○ 活動実績（延べ監視件数）

年度	出動日数	不法投棄	野焼き	排出事業者	処理業者
H18	968	1,527	261	151	184
H19	970	1,492	237	185	286
H20	885	1,387	184	121	213

③ 行政処分強化

19年度	○収集運搬業等の許可取消 5社7件 ○改善命令1件	○措置命令1件 ○事業停止1社2件
20年度	○収集運搬業等の許可取消 4社5件	○不許可処分2件
21年度 (平成22年1 月末まで)	○収集運搬業等の許可取消 4件 ○改善命令及び使用停止命令 2件	○産業廃棄物処理施設の許可取消 1件 ○改善命令1件 ○不許可処分1件

④ 山形県産業廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会

不適正処理、不法投棄等を防止するための意見交換や情報交換を実施。

構成	酒田海上保安部、山形県文化環境部循環型社会推進課、警察本部生活環境課（事務局）、（社）山形県産業廃棄物協会
----	---

⑤ 不法投棄パトロール強化月間（5月・10月）の設定

平成11年度から、毎年5月・10月を「不法投棄パトロール強化月間」に設定し、県や関係機関並びに県民をあげて不法投棄の早期発見、未然防止のための啓発活動等を実施。

スカイパトロール (平成10年度～)	県防災ヘリ「もがみ」等を活用し上空からパトロールを実施。
南東北3県合同県境パトロール (平成15年度～)	隣接県が、合同で県境のパトロールを実施（10月）
南東北3県一斉車両検問 (平成18年度～)	産業廃棄物運搬車両の一斉検問を三県、政令市3市で合同実施

⑥ 不法投棄110番電話の設置

各総合支庁環境課に設置して、広く県民からの情報収集に努めている。

⑦ 不法投棄防止協力協定の締結

不法投棄は人目につきにくい時間と場所を選んで行われることが多く、行政の監視にも限界があるため、民間団体と監視協定を締結し、不法投棄の通報体制を構築する。

⑧ 監視カメラの設置

東北地方環境事務所との連携事業として、不法投棄常習地帯へ監視カメラを設置。

平成22年度からは常設カメラを増設し、不法投棄常習地帯を常時監視。

⑨ 美しいやまがた生活環境回復事業（平成21～22年度）

廃棄物の適正処理と生活環境の保全のため、監視パトロールを一層強化するほか、監視パトロールで発見した不法投棄等廃棄物の回収作業を実施。

各総合支庁環境課にパトロール員5名（村山2名、最上・置賜・庄内各1名）を配置（直接雇用）し、環境課職員及び監視員と連携し、監視活動を実施。

(2) 廃棄物収集運搬業許可業者に対する監督体制について

行政代執行の結果、未収金となっている業者は、いずれも廃棄物収集運搬業の許可を得ている（うち1社はその後失効している）。財務内容の悪化により、本来、法律が要求する業務ができないことがありうる。事案のような未収金を発生させる要因の一つである。

新規許可申請、5年毎の更新許可申請及びその間の変更許可申請時に、環境省の通知に沿って、許可の基準の1つである「経理的基礎を有すること」（廃棄物処理法施行規則第10条第2号ロ及び第10条の5第1号ロ）の審査を行っている。経理的基礎を有しないと認められる場合には許可しないことが可能であるが、この点の十分な審査を行うことが必要である。必要と認めた時には公認会計士等の職業会計人による検証を行うことが必要である。【意見B】

(3) 回収努力の継続

調査対象のうち②については、平成20年1月から2月に行政代執行が行われている。当該未収金については、手続きに従い回収努力を継続し、未収金の状態を解消することが必要である。また、必要であれば、担当である村山総合支庁北村山税務課に対して滞納処分の依頼を行うことも検討されるべきである。【意見A】

以上